

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」

研究報告Ⅲ

平成25年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」

研究報告Ⅲ

平成25年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

序 文

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、4世紀後半から9世紀末にかけて国家的な祭祀が行われた沖ノ島と、沖ノ島での祭祀が発展して形成された宗像大社、そしてこれらの祭祀を担った宗像氏と海の民の古墳群からなる資産です。沖ノ島信仰や宗像大社の祭祀は、古代から現在に至るまでの間、宗像地域の人々によって守られ、受け継がれてきました。古墳群も良好に保存されており、当時の様子をよくとどめています。我々は、本資産から実に多くのことを学ぶことができるとともに、この貴重な価値を未来の世代へ引き継いで行く使命を持っております。そこで、本資産が持つ価値を守り伝えてゆくために、世界文化遺産への登録を目指し、平成21年1月に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を立ち上げました。

世界遺産登録のためには、顕著な普遍的価値を明確にしなければなりません。本資産の価値の立証のために開始された委託研究事業では、平成22年度に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ、平成23年度に研究報告Ⅱ-1、Ⅱ-2を刊行致しました。これらの成果を踏まえて、平成24年度においては沖ノ島祭祀と古代宗像氏の動向をより明確化するために4本のご論考をいただきました。そしてこの度、委託研究事業の集大成として「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅲが刊行される運びとなりました。

本報告書は、本資産の価値を証明するとともに、最新の学術的成果を収めた研究書として、沖ノ島を中心とした本資産をめぐる研究の段階を大きく引き上げるものであります。今後、本書をもとに、若い世代へも研究の裾野が広がり、本資産の価値をより大勢の方々に知っていただけることを願って止みません。

本推進会議では、今後も「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた取り組みの輪をより一層広げて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月31日

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議会長

小川 洋

例 言

1 本書は、平成24年度に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議が委託により行った調査・研究の成果をまとめたものである。

2 研究課題は「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議委員の意見に基づき、文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室及び同課埋蔵文化財部門主任文化財調査官欄亘田佳男氏、同室文化財調査官西和彦氏の助言を受けて決定した。

(専門家会議委員)

西谷 正：九州歴史資料館 館長 (委員長)

佐藤 信：東京大学大学院 教授 (副委員長)

稲葉 信子：筑波大学大学院 教授

岡田 保良：国土館大学 教授

金田 章裕：人間文化研究機構 機構長

三輪 嘉六：九州国立博物館 館長

(第4回国際専門家会議参加者)

ガミニ・ウィジェスリヤ：文化財保存修復研究国際センター プロジェクトマネージャー

任 孝 宰：ソウル大学 名誉教授

王 巍：中国社会科学院考古研究所 所長

クリストファー・ヤング：イングリッシュ・ヘリテージ 国際部長

サイモン・ケイナー：セインズベリー日本藝術研究所考古学・文化遺産センター 所長

禹 在 柄：忠南大学校人文大学考古学科 教授

ダグラス・コマー：イコモス考古学遺産管理委員会共同委員長

シンティア・ダニング：イコモス考古学遺産管理委員会専門委員

3 本書の執筆者については、各論考に示した。

4 挿図および写真図版については、それぞれ出典を示した。

5 本書の執筆・現地調査にあたり、宗像大社の協力を得た。

6 一部の図の作成、本文のレイアウトは株式会社プレック研究所が行い、編集は「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議事務局（福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室 参事 磯村幸男、技術主査 岡寺未幾、技師 大高広和、技師 松本将一郎、技師 野木雄大、宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室 主任技師 岡崇、福津市総合政策部企画政策課世界遺産登録推進係係長 池ノ上宏）において行った。

目 次

① 沖ノ島祭祀遺跡の再検討 3	① - 1
	福岡大学名誉教授 小田 富士雄
② 古代宗像の渡来人	② - 1
	岡山理科大学教授 亀田 修一
③ 古代宗像氏の氏族的展開	③ - 1
	成城大学教授 篠川 賢
④ 交流史から見た沖ノ島祭祀	④ - 1
	東洋大学教授 森 公章

沖ノ島祭祀遺跡の再検討 3

小田 富士雄 福岡大学名誉教授

要旨：沖ノ島祭祀の7世紀から9世紀代、即ちⅢ段階からⅣ段階をとりあげる。Ⅲ段階(半岩陰・半露天遺跡)は律令的祭祀の先駆的萌芽段階で、金属製雛形祭具が主流となる。従来から論議されている葬・祭未分化から葬・祭分化の問題についての現在にいたる諸氏の研究成果を整理した。またわが国の巨石崇拜に関して磐座・磐境について沖ノ島祭祀の実例をも加えて整理した。Ⅳ段階(露天遺跡)の1号遺跡では祭壇を設けた祭祀に始まり、やがて神社の成立以降に祭祀遺物の廃棄場所へと転化したと考えた。さらに2010年～11年に実施された大島御嶽山祭祀遺跡と手光波切不動古墳の調査成果を援用して、沖ノ島祭祀のⅢ・Ⅳ段階の内容や有孔器台・有孔土器などについて研究の進展をはかった。

将来遺物についてはⅢ段階の中国系遺物(金銅製龍頭・唐三彩長頸瓶)と伝御金蔵(4号)遺跡出土の金銅製透彫香炉状品について、沖ノ島第3次報告書以後の研究状況にふれつつ、現段階の所見を示して沖ノ島祭祀の研究への補充をはかった。

キーワード：半岩陰・半露天祭祀、露天祭祀、磐座・磐境、葬・祭の未分化と分化、律令的祭祀、中国系将来遺物

はじめに

前稿(再検討2)において沖ノ島祭祀遺跡のⅠ段階(岩上祭祀)・Ⅱ段階(岩陰祭祀)について報告書段階の内容について再検討すべきいくつかの問題をとりあげた。報告事実の訂正やその後の研究の進展、新しい調査成果などによって再検討し、新しく問題を展開させるところがあった。このほかⅠ・Ⅱ段階についてはまだ論ずべきいくつかの課題もあるが、今回一応終結させるべく先を急ぐこととして、本稿ではⅢ段階(半岩陰・半露天祭祀)・Ⅳ段階(露天祭祀)を扱うこととした。またこの間発掘調査が行われた宗像市・大島御嶽山祭祀遺跡と、福津市・手光波切不動古墳の成果を加えることによって、第3次調査報告書『宗像・沖ノ島』(1979年刊行)に収められたⅢ・Ⅳ段階祭祀遺跡の再検討にも少なからざる進展をもたらしたことは幸いであった。

1. 半岩陰・半露天遺跡の史的位置

4世紀後半代にさかのぼって開始された沖ノ島祭祀遺跡の展開は、沖津宮社殿の鎮座するあたりを谷の出

口として北上する谷頭に向かって約60mほど、その左右斜面幅30mほどの範囲に累々と集積する巨岩群(A～L号)の聖域(標高78～88m)が形成された。そして巨岩とのかかわりで推移した祭祀は、岩上祭祀(Ⅰ段階)―岩陰祭祀(Ⅱ段階)―半岩陰・半露天祭祀(Ⅲ段階)の3段階を経ながら次第に巨岩から離脱していった。そして8世紀代に至って最終段階である露天祭祀(Ⅳ段階)を迎える。沖津宮の南50mほどに在る1号遺跡(標高80～82m)に代表される。

本稿で扱う半岩陰・半露天遺跡は、発掘調査によってその全貌が知られている20号(+14号)と5号の両遺跡の成果を照合しつつ、先行する岩陰遺跡段階にみられない新出傾向などについて検討してみたい。

20号遺跡は後述する5号遺跡より規模的にははるかに小さい。位置は巨石群の北側Ⅰ号巨石近く、その東南(標高90m付近)にあたる。黄金谷に続く東斜面上位に位置するL号巨岩を依代として、そのわずかな岩陰部分から東斜面にかけて祭祀遺物が発見された。第1次調査の際にこの東斜面で須恵器などが発見されて14号遺跡(露天)として登録されていた。3次調査でL号巨岩の半岩陰部が20号遺跡に登録されて調査され

てくると、この東急斜面を標高で1～2mほど降った位置にあたる14号遺跡の須恵器類は、20号遺跡の縁辺部からすべり落ちたことが知られるに至り、14号遺跡は20号遺跡に包括することとなった。L号巨石は全面幅約6m、高さ3.2mほどで、その前面(東側)には祭場としての広場といえるほどの余裕もない小規模遺跡である。

巨岩の奥行は70～80cmほどの岩陰が低く突き出した庇部分と、これにつづく斜面(約40度の傾斜地)で構成された半岩陰・半露天遺跡である。報告書では「遺物検出面には細かく破碎した粘板岩が一面に認められ、また傾斜面に流れていたことからすれば、粘板岩細片を敷きつめた祭場であったこと」(216頁)を推定している。さらに遺物の発見状態から奉獻品の配置について以下のように復元されていた。

「鉄刀、刀子および鉄製儀鏡、金銅製小盃を中心付近におき、その左側に櫛の木にかけた勾玉・円板・平玉などの滑石製品、そして右側に台付有孔広口壺、大甕などの土器類が置かれていたと考えられる。」(216頁)

当遺跡で発見された遺物の種目を示せば

1. 武器・工具

鉄刀・銅製責金具・鉄刀子

2. 鉄釧

3. 金属製雛形品

金属製杯・鉄製儀鏡・鉄刀子

4. 滑石製品

円板・勾玉・白玉・平玉

5. 土器—須恵器

長頸壺・脚付有孔小壺・平瓶・大甕

当遺跡の岩陰範囲は低くせまいので、祭祀品の奉獻も他遺跡にくらべて少量であり、大甕などは岩陰に収納することはできず、露天箇所に着えておくこととなり、急斜面を転落しやすい状況となった。種類・数量ともに少なく、小クラスの祭祀であったことがうかがわれ、さらに奉獻品に金属製雛形品や滑石製品・須恵器などの種類が主体をなす特徴がみられる点は、半岩陰・半露天祭祀段階を代表するものであり、なかでも

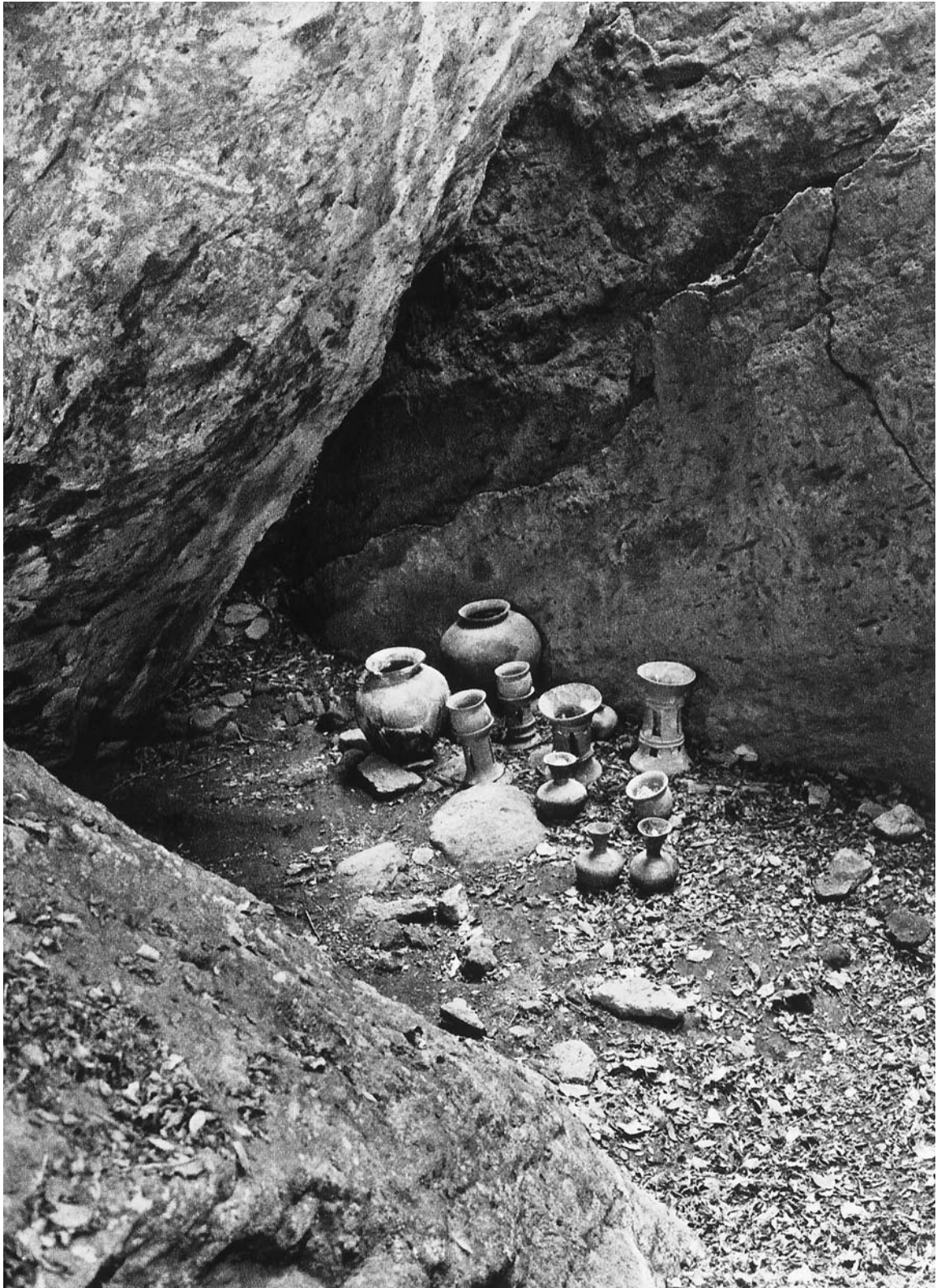
須恵器の示す特徴から、7世紀後半代に比定される。

5号遺跡はこの段階を代表する最大規模の遺跡である。沖津宮社殿の西側、祭域の西縁沿いに巨岩B号、C号へと登ってゆくと、C号巨岩の南側(標高84m)に接した平坦部に達する。ここは「C岩を母岩として、B岩とC岩下の大石によって北・東・南の三方を囲まれている。C岩は高さが約10mもある巨大な岩で、(この北側底部に依拠した—小田注記—)6号遺跡と同様にこれが庇の役目をはたしている岩陰遺跡である。」(164頁)このように三方巨岩で囲まれ、西側に開いた祭祀場所は東西約4.2m・南北約2.5mの範囲¹⁾で、北側隙間はすこし段をもって6号遺跡の西端へと続いてゆく。「祭祀場は西に開いており、入口の南側には大石があり、入口をいくぶんせばめているが、祭祀場の四至をより明確なものとしている。C岩の上部が庇の役目をなして祭祀場のほぼ全面を覆っており、わずかに南西部が一部庇から出ている程度である。」(164頁)

以上の記述で後半のC岩の庇の状況については誤解の危惧がある。C号巨岩の北側に位置する6号遺跡は岩陰遺跡としての代表的形態を示している。すなわち地表(祭壇)からの巨岩底部の立上りは急傾斜をなすので、底部も深く、遺跡のほとんどが庇部下に入り、その岩陰前線以内(庇部下)に造成された祭祀場所は完全に降雨の影響を回避することができることとなる。これに対するC号巨岩や南側を区切るB号巨岩は頂上までの高さも10mにも及んでいて、頂上部における岩陰前線を平面図上に書きこめば祭祀場の大部分をカバーするところとなるが、地上からそこに至るまでの高さが高いために、直立に近い状況から頂上に至る過程で岩壁が徐々に祭祀場の上に傾斜して、10mちかくの頂上(岩陰前線)に至る状態であるから、6～8号岩陰遺跡とは基本的に異なり、実際には降雨に晒される祭祀場部分が半分以上に達することとなる²⁾。したがって平面図上で単純に岩陰部が大部分を占めると速断することは実態に合わない。半岩陰・半露天形態に分類した所以である。

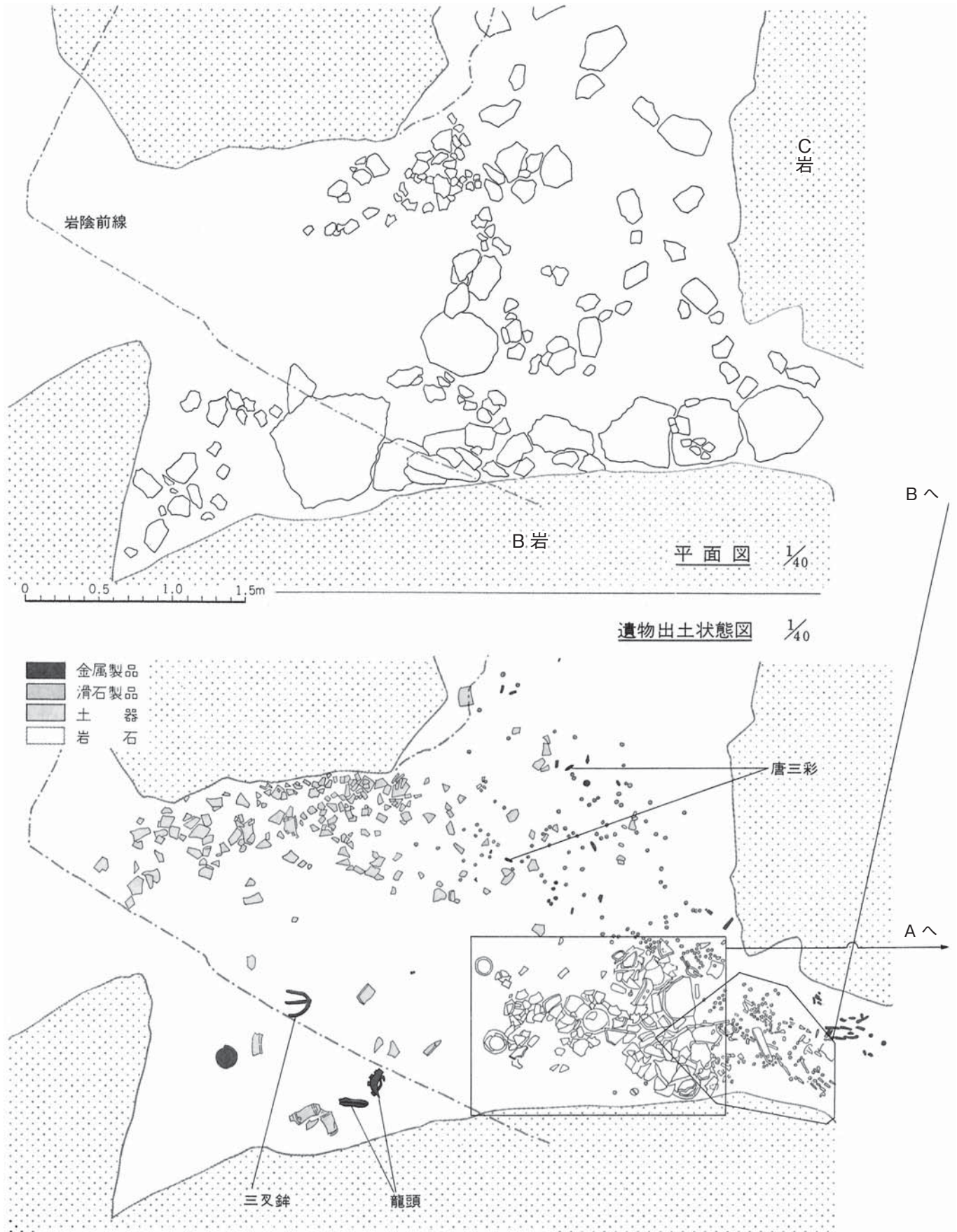
当遺跡で発見された遺物の種目は以下のように多彩である。

1. 金銅製龍頭 1対



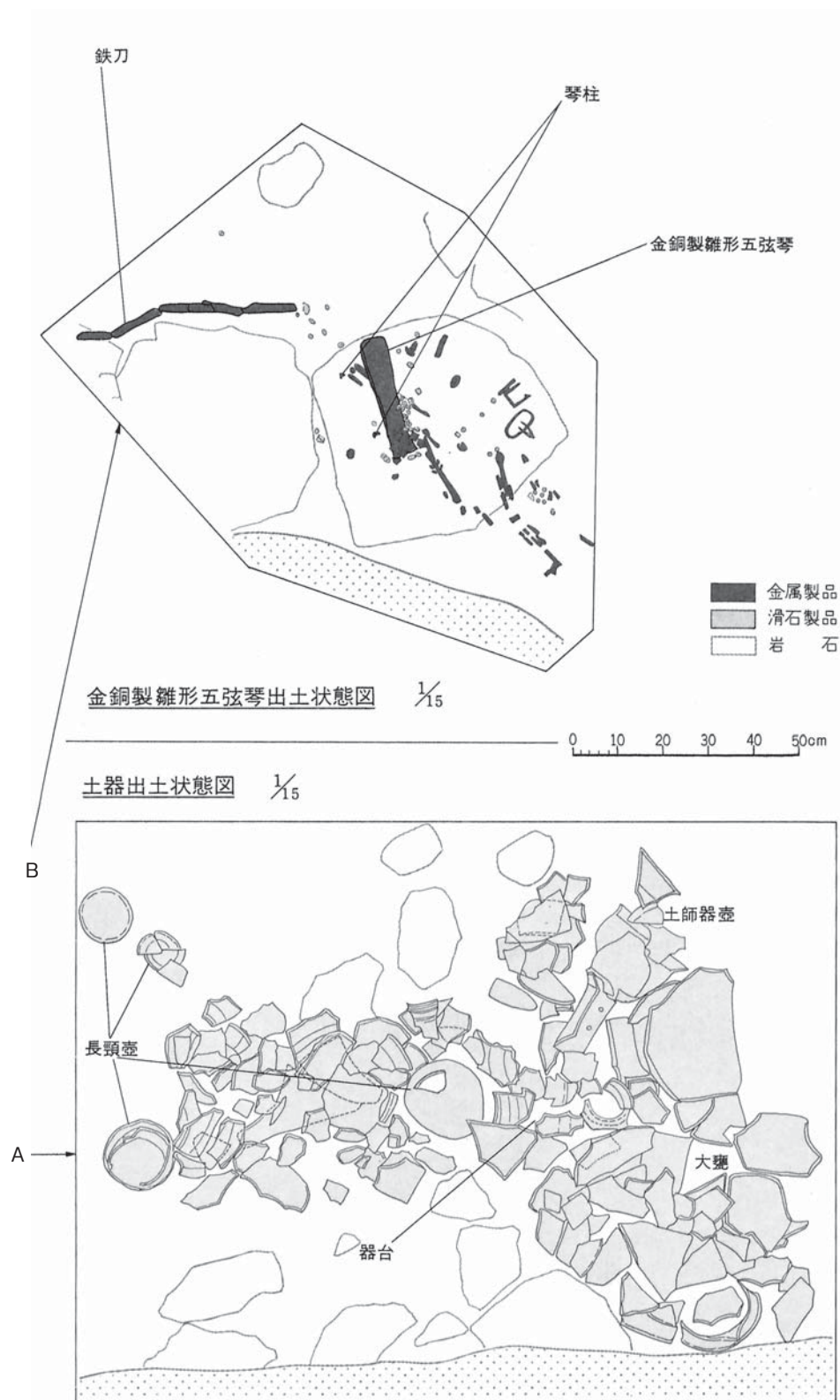
第1図 5号遺跡(発掘調査終了後)―土器群の奉献状態復元

(『宗像沖ノ島』Ⅱ PL. 73より)



第2図 5号遺跡平面図(上)・遺物出土状況(下)

(『宗像沖ノ島』I Fig. 67より)



第3図 5号遺跡 五弦琴(上)・土器(下)出土状況 (『宗像沖ノ島』I Fig.67より)



第4図 5号遺跡 遺物出土状態—雛形五弦琴

(『宗像沖ノ島』Ⅱ PL. 72より)

2. 唐三彩長頸瓶 1 個体分
3. 車輪石 小片(緑色凝灰岩製)
4. 玉類
勾玉(硬玉製)・管玉(碧玉製)・白玉(滑石製)
5. 武器
鉄製石突・鉄刀
6. 金銅製雛形五弦琴
7. 金属製雛形品
金銅製人形・鉄製人形・金銅製円板・鉄製円板・
雛形鉄刀・鉄製雛形刀子・雛形鉄矛・雛形金銅製
斧・雛形鉄斧・銅製鐸・鉄製鐸
8. 雛形紡織機関係品
たたり づむ どうじよ ちきり お け
櫛・銅製紡錘・刀杼・膝・麻笥
9. 金銅製雛形容器
金銅製細頸壺・金銅製脚付盤・金銅製高杯
10. 金属製品各種
鉄環・銅環・金銅製瓔珞・不明金銅製品・不明銅
製品
11. 土器
須恵器 — 杯・高杯・長頸壺・壺・大甕・器台
土器類 — 壺

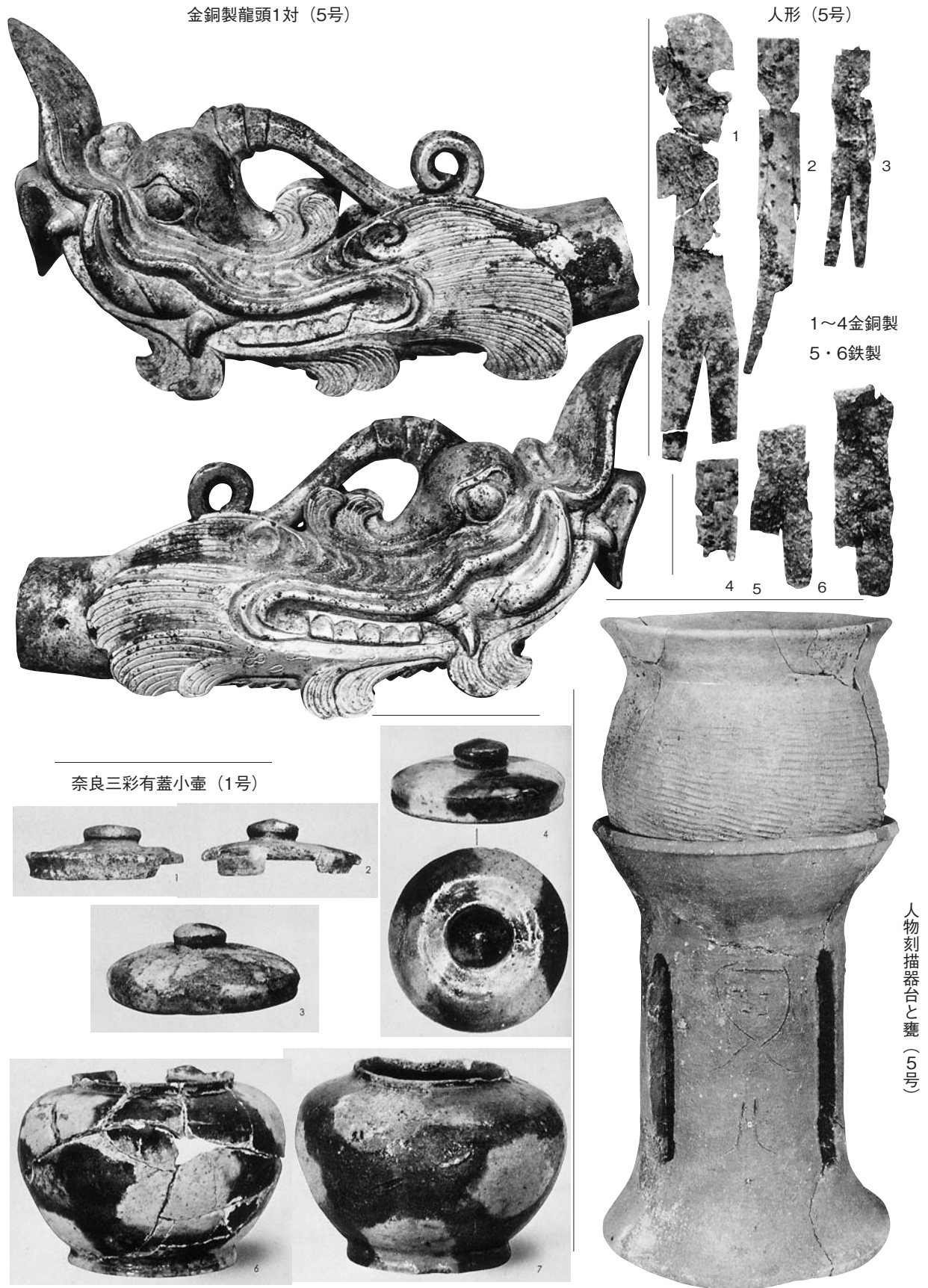
前段階の岩陰遺跡と際立って異なるところは、金銅製龍頭や唐三彩長頸瓶などの中国遺産品に加えて、金属製雛形品や土器(とくに須恵器)の急増があげられる。雛形品では五弦琴・形代(人形)・紡織機・容器類などが注目される。さらに須恵器の器台・土師器の壺(玄界灘型土器)と組み合わせて置かれた状態の確かめられた事例もある。

これらの遺物の出土状態については、「南側、B 号巨岩のそばに石英斑岩の板状に剥離したものを敷いている部分が認められている。敷石の上には土器片が多数散布しており、接合すれば完形となるものが多い。大甕・壺・器台・高杯・長頸壺はすべての場所にまわっていたもので、主として土器による祭祀を想定することができる。これらの土器は敷石の上に並べ置かれていたものであった。」(196頁)と述べられているように、土器片がほぼ全域にわたって出土するなかでも、南壁沿いの東側奥の方に集中している。須恵器・土師器が破碎状態で発見されているが、もともとは完形品

で据え置かれていたものが、そのままつぶれた状態であるから、もとの状態を復元することができる。すなわち、「奥のほうに大形の甕を 3、4 個置き、その前面には須恵器の器台と叩き痕のある土師器の 3 個がセットとして並べてあった。とくにこのなかの 1 個体は器台に壺が乗ったまま倒れており、これがセットになっていたことは明らかである。これらのさらに前面には長頸壺と高杯が置かれていた」(165頁)奉獻状況が知られた(第 1 図)。加えて金銅製品や鉄製品は、これら土器類よりさらに東奥に集中する傾向があり、雛形五弦琴の出土が注目されている。周辺には琴柱が散乱していた(第 2～4 図)。

また、奉獻品のなかで特筆すべきは中国製の金銅製龍頭 1 対(第 5 図)と唐三彩長頸瓶(第 19 図)の出土である。前者は南壁沿い西寄り地点で、表土を 20cm ほど除いたところで「1 個は立ったまま、もう 1 個はすぐそばで横になった姿で」(165頁)発見された。後者は計 18 個の破片が全域にわたって須恵器片の散布とともに発見された。「口縁部と胴部の貼付け飾り、高台の部分」(196頁)である。

金銅製や鉄製の雛形品も、種類と量的でも際立って注目される。鉄製雛形武器類はすでに岩上祭祀段階の 21 号遺跡から始まっているが、金銅製容器や紡織機関係は岩陰祭祀段階の 6 号や 22 号遺跡でも発見されている。なかでも 5 号遺跡への過渡的様相のみられる 22 号遺跡との近似関係は注目されている。さらに金属製形代として金銅製と鉄製の人形品(第 5 図・第 6 図)の発見は、後続する露天祭祀段階の 1 号遺跡で盛行した滑石製人形品に先立つ存在として注目されている。これらに金銅製五弦琴なども加えて、この段階でにわかに増加する金属製形代類は、他の祭祀遺跡ではみられない特色であり、古代祭祀の変遷を考えるうえでも古墳時代の祭祀から歴史時代の祭祀への転換を示す重要な現象であることが認められる。8 世紀代以降に明確化してくる国家型祭祀への萌芽段階に位置づけられるであろうことはすでに報告書においても指摘しておいた³⁾。また上述した同段階の 20 号遺跡の奉獻品の内容と比較してみると、遺跡の規模、奉獻品の質・量において、20 号遺跡とは格別の存在であることも如実に示されている。なかでも上述した金銅製龍頭 1 対と唐



第5図 金銅製龍頭・金属製人形・器台と壺(5号遺跡)と奈良三彩有蓋小壺(1号遺跡)
(『宗像沖ノ島』Ⅱ PL. 39・76・77、『沖ノ島調査概報Ⅰ』53頁より)

三彩長頸瓶1個体分は中国製の逸品で、一地方豪族の自力のみで入手するのは容易ではない。ヤマト政権を介しての奉獻品とみる従来の所見に異論はないが、報告書発刊以後の進展について後段で改めて触れることとしよう。

またこの段階に急増した金属製雛形品は顕著な特色であるが、なかでも武器・工具に加えて人形・紡織機関係・容器類・五弦琴などの品目は、後の『延喜式』神祇(四時祭・臨時祭・伊勢太神宮の項)に見える祭祀品・神宝の種類に通ずるものと照合できるからである。このことはすでに報告書の中で詳述されたものであるが⁴⁾、沖ノ島祭祀遺跡の全調査を通じてみると、金属製雛形品の発見はこの段階以前から出現している。改めて各段階を追って列挙すれば次のようである。

I：岩上祭祀段階

16号遺跡 雛形鉄刀

21号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄鑿形品^{のみ}・雛形鉄斧・雛形鉄有孔円板

II：岩陰祭祀段階

4号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄刀子・雛形鉄鑿形品・雛形鉄斧

6号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄斧・雛形鉄矛・雛形鉄鉈・雛形鉄製儀鏡・雛形金銅製儀鏡・金銅製麻笥・金銅製細頸壺・雛形銅鐸状品

7号遺跡 雛形鉄刀

8号遺跡 雛形鉄斧・雛形鉄刀子

22号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄矛・雛形鉄斧・雛形鉄円板・雛形金銅円板・金銅製人形・金銅製紡織機関係品(櫛・紡錘・刀杼・膝・貫・反転)・金銅製容器(細頸壺)・銅製容器(高杯)・銅製鐙

23号遺跡 雛形鉄刀

III：半岩陰・半露天祭祀段階

4号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄刀子・雛形鉄鑿形品・雛形鉄斧

5号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄刀子・雛形鉄斧・雛形金銅斧・雛形鉄矛・雛形鉄円板・雛形金銅円板・金銅製人形・鉄製人形・

銅製容器(細頸壺・高杯)・銅製紡織機関係品(櫛・紡錘・刀杼・膝・麻笥)・金銅製五弦琴・銅製鐸・鉄製鐸

20号(+14号)遺跡 雛形鉄刀子・雛形鉄製儀鏡・金剛製容器(杯)

IV：露天祭祀段階

1号遺跡 雛形鉄刀・雛形鉄鉈・雛形鉄矛・雛形鉄円板・銅製円板・銅製筒状品(鐸形品)・銅製紡織機関係品^{とうじょ かせい}(刀杼・杵・櫛・麻笥・杯・鉢・細頸壺)・金銅製鈴・金銅製舟形

※滑石製形代(人形・馬形・舟形)

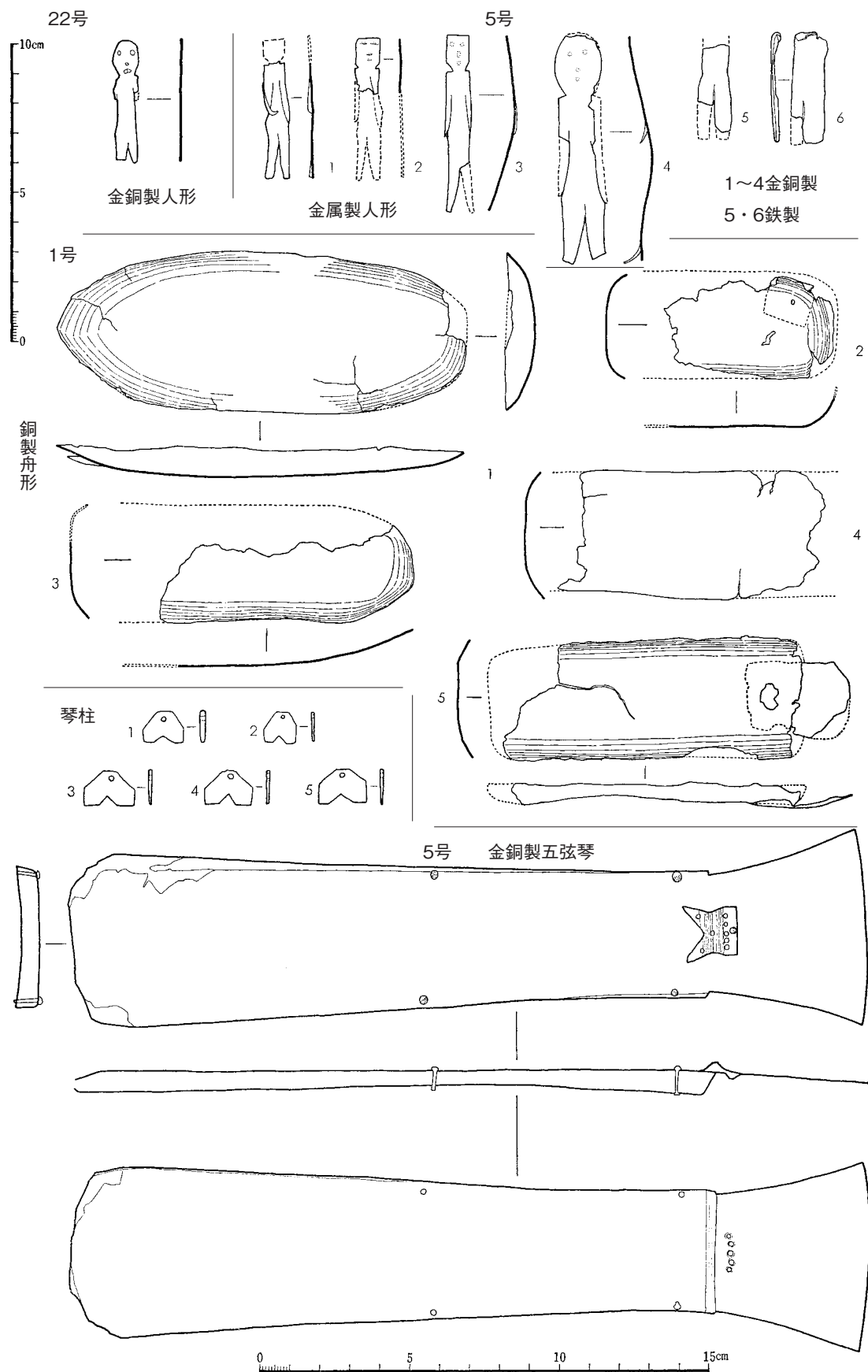
鉄製の武器・工具類は岩上祭祀段階の後半代から全段階を通じて見られ、岩陰祭祀段階から量的にも急増する傾向がある。なかでもこの段階から新たに登場する祭具に金属製紡織機関係品や金属製容器類がある。これらの雛形金属製品は岩陰祭祀段階の後半期、すなわち6世紀後半頃に出現し、つづく半岩陰・半露天段階の祭儀に盛行したのであった。

紡織行為は記紀神話のなかでも天照大神自らも実行されているが、宗像神とのかかわりを記した応神紀41年条は周知されている。

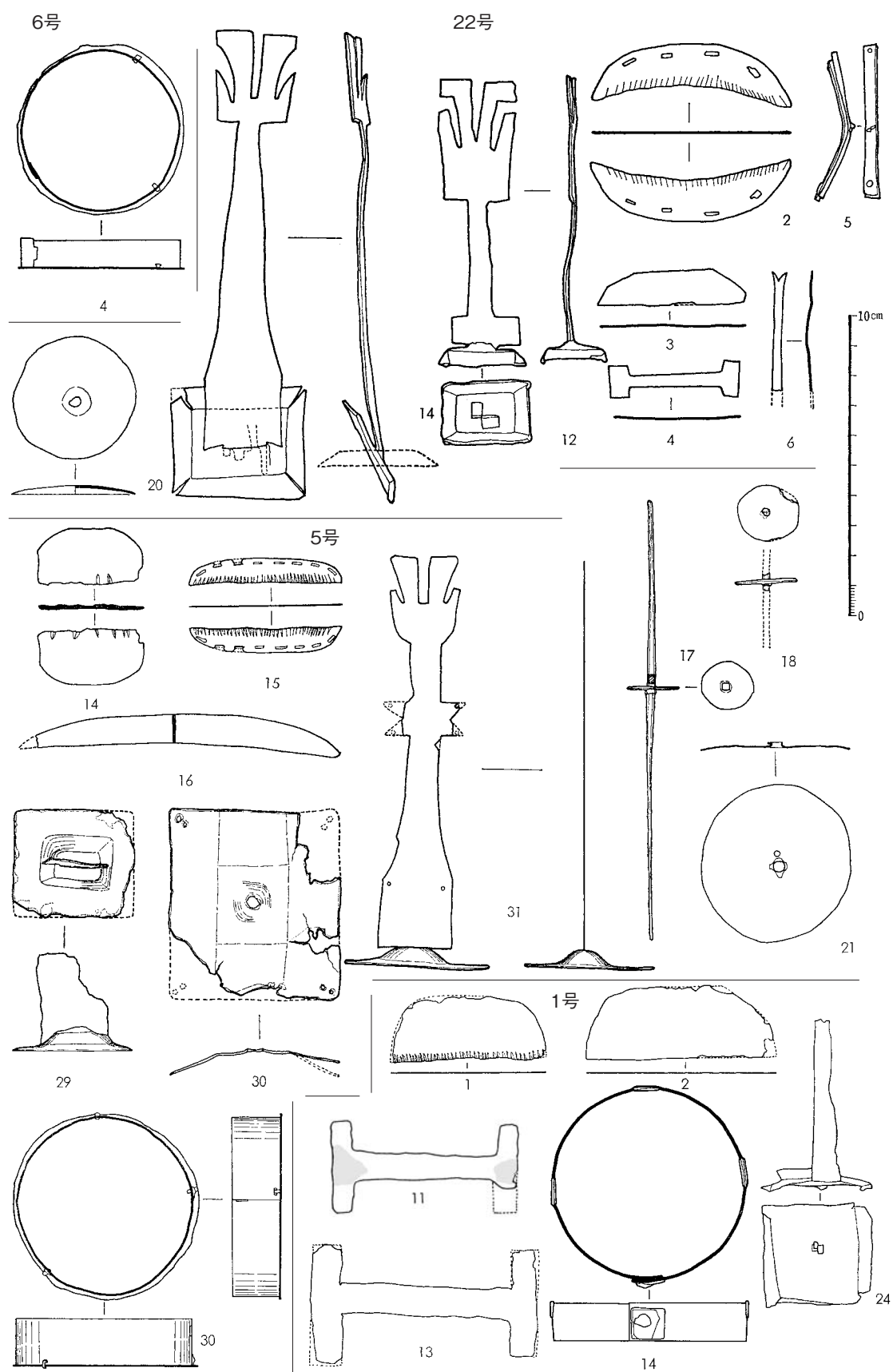
卅一年春二月：是月、阿知使主等、自呉至筑紫、時胸形大神、有乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫国、御使君之祖也、[是の月に、阿知使主等、呉より筑紫に至る。時に胸形大神、工女等を乞はすこと有り。故、兄媛を以て、胸形大神に奉る。是則ち、今筑紫国に在る。御使君の祖なり。]

すなわち、応神紀37年2月条に阿知使主等を呉(中国江南の地)に遣して、縫工女^{きぬぬひめ}を要求したが、41年2月織工女を伴って筑紫に帰国してきた際に胸形大神の請に、織女兄媛を奉獻したとされる。このような歴史的由緒を負っている紡織機関係品の奉獻は宗像神信仰にとって不可欠の神宝としての意義を持つものであった。

さらに5号遺跡に奉獻された金銅製五弦琴の奉獻も注目される祭儀に不可欠の祭具である。五弦琴は古墳時代以来の伝統をひくもので、北部九州でも八女市・岩戸山古墳(伝筑紫君磐井の墳墓)に埴輪琴の出土例が

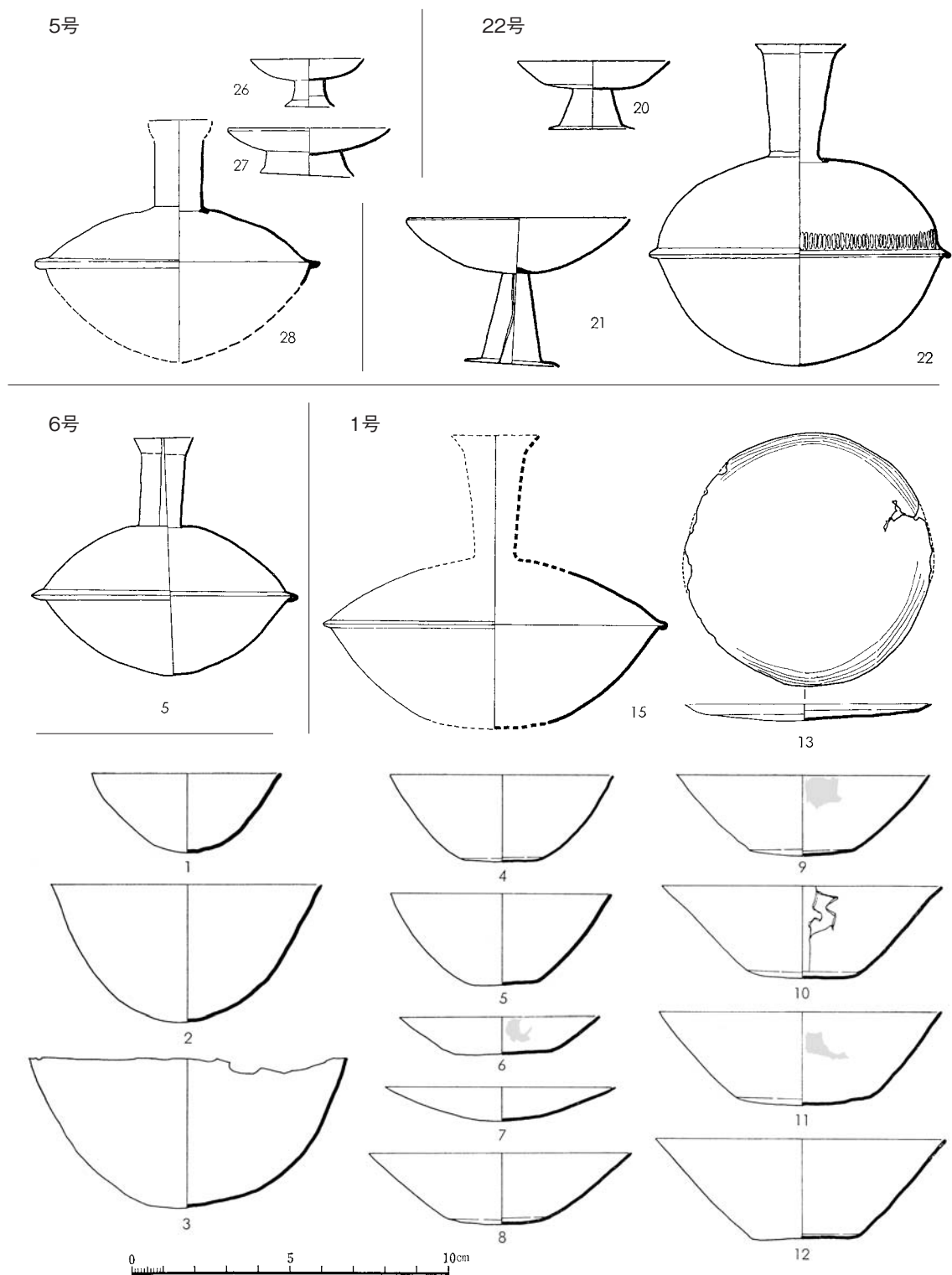


第6図 金属製雛形品一人形・舟形・五弦琴—(1/2) (『宗像沖ノ島』I Fig. 31・71・72・111より)



第7図 金属製雛形紡織具関係(1/2)

(『宗像沖ノ島』I Fig. 36・37・72・75・86・111・113より)



第8図 金属製雛形容器(1/2)
 銅製細頸壺(5号-28、6号-5、22号-22、1号-15)
 銅製高杯(5号-26、22号-20・21)
 銅製杯・鉢(1号-1~12)

(『宗像沖ノ島』I Fig. 37・72・86・111より)

ある。また沖ノ島の例は琴首の薄板が八字型に広がり、伊勢神宮神宝の「^{とびのおのこと}鵺尾琴」の前身的位置付けがなされた。同種の琴板とみられる金銅板は調査前から5号遺跡の出土品と伝えられるもう1例⁶⁾(第16図)があり、計2例の雛形琴が奉献されていたことが知られる。この沖ノ島の雛形琴に関して中国・朝鮮にまでその淵源をたずねて考察した佐田茂氏は、「沖ノ島出土の雛形琴は古墳時代の和琴形式から奈良時代の和琴形式の中間的形態をとっている⁷⁾」(註7(二)24頁)と位置付けている。

以上のような沖ノ島祭祀遺跡にみる雛形金属製品などに注目した井上光貞⁸⁾氏はさらに一步すすめて「“律令的祭祀”ないしその“先駆的形態”」(296頁)の相が遺物の上にあらわれていると指摘され、伊勢神宮神宝の品々と一致することに着目して第1表のように整理している。以来一般に云われている「律令(的)祭祀」の用語はこの井上氏の使用例に拠っている。

5号遺跡出土の雛形金属祭具でさらに注目すべきは

形代に分類されている人形品の奉献である。これには2種あり、1つは金銅板を切り抜いたもの、もう1つは鉄板を切り抜いたものである(第5図、第6図)。全長5cm未満(金銅製・鉄製)と6～10cm未満(金銅製)の二者があり、顔面には目・鼻・口が刻まれている。前者の金銅製品は岩陰祭祀の最終段階(22号遺跡)にも発見されていて、7世紀中頃あたりまで初現がさかのぼることを示している。『皇太神宮儀式帳』には「鉄人形四十口」、『止由気宮儀式帳』には「金人形廿口」などを祭事に用いたことが記されていて、これら人形の原型に沖ノ島例が擬されるに至った。後続する露天祭祀段階(1号遺跡)には雛形金属製形式では人形は見えず、銅板を曲げてつくられた舟形が奉献されている(第6図)。簡素ながら艫と舶先の表現もみられる。調査では5個体分が知られ、最も多いのは滑石製形式の人形・舟形・馬形である。金属製形式ではまず人形が出現し、ついで舟形に移るが、やがて滑石製へと移行してから馬形を加えるようになった。同じような傾向は

第1表 伊勢神宮神宝の種類 (①以下は文献の記載順序、1以下は数量)

種別		内容		別宮(帳)			
大別	小別	儀式帳	延喜式	荒祭宮	伊雑宮	月読宮	滝原宮
紡織具	櫛	①金銅櫛 2 ⑥銀銅櫛 1	①金銅多多利 2 ⑤銀銅多多利 2				
	麻笥	③(金銅)麻笥 2 ⑦(銀銅)麻笥 1	②金銅麻笥 2 ⑥銀銅麻笥 1		②金桶 2	⑬(銀)桶 2	③銀桶 1
	加世比(杵)	④(金銅)賀世比 2 ⑧(銀銅)賀世比 1	③金銅賀世比 2 ⑦銀銅賀世比 1		③金杵 1		④銀杵 2
	罽	⑤(金銅)罽 2 ⑨(銀銅)罽 1	④金銅罽 2 ⑧銀銅罽 1				
	絡練				①金絡練 2	⑩木絡練 2	
	高機				④金高機 1		
鏡		②御鏡 2		⑧鏡 1	⑤鏡 4	⑧鏡 9	
武器	横刀	⑫玉纏横刀 1 ⑬須加利横刀 1 ⑭雑作横刀 20	⑪玉纏横刀 1 ⑫須我流横刀 1 ⑬雑作横刀 20	①大刀 7	⑥黒作大刀 3	①金作大刀 2 ②黒作大刀 6 ③小刀 2	⑧大刀 2
	杵	⑭戈 24	⑭杵 24	③杵 1		⑦杵 4	⑩杵 2
	弓	⑩弓 24	⑨梓弓 24	④弓 2	⑦弓 3	④弓 6	⑦弓 3
	矢	⑪矢 2200	⑩征箭 1490 ⑩箭 768				
	靱	⑮比女靱 24 ⑯蒲靱 20 ⑰革靱 24	⑭姫靱 24 ⑮蒲靱 20 ⑯革靱 24	(⑤胡録 3)	(⑧胡録 3)	(⑤胡録 6)	(⑨胡録 3)
	靱	⑱靱 24	⑱靱 24		⑨靱 1		
	楯	⑲楯 24	⑱楯 24	②楯 1		⑥楯 4	⑦楯 7
楽器	鈴					⑨鈴 1	⑥鈴 2
	琴		⑳鵺尾琴 1				

(但し、別宮における上記以外の神財は略す)

(井上光貞「古代沖の島の祭祀」『日本古代の王権と祭祀』1984年を改編)

銅製・鉄製円板からも滑石製円板への進行過程へとたどることができる。

さらに5号遺跡においては、土器の奉献がそれ以前の祭祀段階と対照してみると、際立って主体を占めるに至っていることが注意される。この現象はさらに後続する露天祭祀段階の1号遺跡で、おびただしい量の須恵器を主体とする土器の堆積状況を見せることとなる。それらについては上述したように、当初並べておいたままで大甕類は押しつぶれたような、また器台は土師器壺をのせたままよこ倒しになったような、長頸壺も並べられたような出土状態が知られたので、これらを復元した後に、もう一度旧位置に並べおいて祭儀段階の配置を復元して写真に収める作業ができたことは幸いであった(第1図)。

またこれらの土器群の西寄りに一対の金銅製龍頭、土器群の東寄り東・南壁間隙間に金銅製五弦琴ほかの雛形金属製品が配されていた。また銅製細頸壺・銅製高杯などの雛形金属製品は北壁沿いの6号遺跡に通ずる奥まったところで発見された。唐三彩瓶は18片の小片ではば遺跡の中央付近に発見されているが、原位置を特定するには至らなかった。要するに5号遺跡における祭儀時の主体をなしたのは土器類であり、それに隣接して金属製の雛形品や将来遺物が配置された状態を知ることができる。岩陰祭祀段階では、土器類は岩陰底ラインの外側に置かれていた状態からこの段階には一転して、雛形金属品とともに土器類が祭儀場の主体をなしていること、将来遺物が朝鮮半島(新羅)系から中国系に移行していることなどの特徴を見ることができる。さらにこれらの遺物の配置位置は、祭祀遺跡の輪郭を構成する巨石に接する状態に在って、いまだ巨石に依拠する前段階から完全には脱却していない信仰状況にあったことが読みとれるであろう。半岩陰・半露天祭祀段階という用語は調査段階で臨時に命名した呼称で、語路もあまりよいとは思えぬところからいずれ別称を考えるつもりであったが、そのまま今日に至っている。しかし上述したようなこの遺跡での遺物の配置に見られる祭儀の在り方を端的に、かつ、明確にわかりやすく表現した点で、もはや変更することも必要ないかと思う。そしていまでは広く使用されるに至っている点も参酌すべきであろう。

以上これまで述べてきたところから、かつて「この段階の奉献品には、古墳遺物との共通要素が急速にうすれてゆき、神だけが使用できる雛形祭祀品の占める割合がきわめて大きくなっている。いっそう『神格化』の進んだ神を祭るための観念が定まってきていることがうかがわれる³⁾」(263頁)とともに、「古代の朝廷祭祀にかかわる内容のものが金銅製雛形品の形態をとってこの段階にあらわれてくることは、一般の祭祀遺跡にみられないことであり、国家祭祀の性格を裏づけるものであろう。さらに、朝廷祭祀や古典にみえる祭料や神宝の出現がこの段階にまでさかのぼりうることも示唆していることになろう。³⁾」(264頁)そしてこのことは海外から将来された金銅製龍頭や唐三彩長頸瓶、畿内からもたらされた10余箇の奈良三彩有蓋小壺などの奉献も有力な支証となろう。

また調査時点で上述してきたようなⅠ・Ⅱ段階の古墳時代遺物と共通する奉献品と、Ⅲ期段階にみられる新しい内容の奉献品との視覚的相違を端的に「葬・祭の未分化」と「葬と祭の分化」と要約しておいた⁹⁾。その内容は上述したようなところに拠っていた。しかしこの表現法は、古墳時代と歴史時代の祭祀内容を列島全体の祭祀考古学の立場まで広げてくると、必ずしもすべてを網羅していないので、誤解を生じやすいことにもなりかねない。このような立場に立つときは、原点に立ち戻って大場磐雄氏が提唱された原始神道期と歴史神道期とするか、井上光貞氏の提唱された律令的祭祀以前と律令的祭祀萌芽期という呼称にしてよいのかもしれないと考えている。この点に関して筆者らが当初示した二つの表現について、井上光貞氏の示した次のような解釈は当時筆者らが言わんとした真意を見事に説明している。すなわち、

「『葬祭未分化の状態』では、人の靈魂(spirits)であると、神(deities)であるとを問わず、同じやり方でそれを礼拝し、崇敬していた。これに反し、『葬祭分化』の状態にはいると、靈魂と神との区別が意識され、それぞれの領域で別の宗教儀礼(rituals)がおこってくる、すなわち葬儀と祭儀とが成立するとみたいのである⁸⁾」(294頁)

しかしながら、石製模造品などは古墳時代中期の古墳のみならず、このころに成立した祭祀遺跡からも発

見されている。白石太一郎氏は祭祀遺跡出土の鏡・剣・玉などの石製模造品は「神への奉獻品的な性格が強い」のに対し、古墳出土の農工具・機織具・酒造具などの石製模造品は「司祭としての首長が神をまつための道具、すなわち祭器」であろうと指摘する^{10b)}。この様に祭祀品の内容を二分する立場に立てば、古墳時代(沖ノ島祭祀Ⅰ～Ⅱ段階)の祭祀のなかで神への奉獻品と司祭者(首長)の職能を示す祭器があるということとなる。筆者らが先に提示した表現法は、祭祀品目からみて後続する律令的祭祀段階とそれ以前の段階(古墳時代)という区分を指摘したところで、視点の相違に基づいていることは明らかである。

また人形について平城京における祭祀の在り方^{11a)}や、律令期祭祀遺物の集成^{11c)}などの研究作業を通じて金子裕之氏の出した帰結は、後続する1号露天遺跡(Ⅳ段階祭祀)の人形・馬形・舟形も含めて祓具とする考えである^{11b)}。そしてその対象には2つの可能性をあげている。「一つは都城で一般的な個人を対象とするもの」でここでは「宗像神の奉仕者」をあげる。「もう一つは特定空間を対象とするもの」とする。しかし、都城制における祓行事は藤原京以降であれば、沖ノ島祭祀における人形の出現の方がさかのぼる。人形を加えた形代類ほかの奉獻目的は、本来、攘災招福を求めて神の加護を願うことにある。波濤を越えて無事目的地に到達するための船便、さらにはこれに乗船する人々への航海中のさまざまな災害を祓うことに本来の意味があることは明らかであることから、都城の場合にはこれをさらに発展させた大祓の行事として現われたと理解すれば後出的な都城の祓行事に起源を求める必要もないであろう。人形祭祀の起源は中国の西漢末ごろまでたどられ、道教の成立とも重なって道教祭儀と関係するようになった経緯はすでに明らかにされていて¹²⁾、その思考方式ははやくわが国原始神道のなかにも受容されて構成要素となったようである。

近時、古墳時代の祭祀遺跡を通じて「古墳時代のカミ観念」に言及した広瀬和雄¹³⁾氏は、「四～六世紀のもの(祭具一小田註記)は基本的に古墳の副葬品、それも有力な古墳のそれとの共通性をもつ」(124頁)点で「葬祭未分化」を容認し、「沖ノ島での祭具が海のカミへの奉獻品」で、それと共通する古墳の「副葬品もカミに捧

げられた奉獻品」であるから、前方後円墳祭祀も、「亡き首長がカミと化して共同体を守護するという共同観念」にもとづくもの(125頁)という首長霊(祖霊)とカミを同一視する立場を示している。さらに「沖ノ島における古墳時代祭祀は、六世紀後半ごろいったん途絶し、およそ百数十年の空白期において、八世紀前半ごろに装いを新たに律令祭祀として再開する」(127頁)と述べていて、金子裕之氏の都城における大祓継承説をその前提としている。したがって沖ノ島祭祀のⅢ段階開始までに百数十年の空白期を想定された。しかし、筆者らは前稿¹⁴⁾でも述べたようにⅡ段階からⅢ段階への移行にそれほどの空白期間は考えていない。すなわちⅢ段階の上限は7世紀中～後半より下らない時期を設定している。

以上最近までの沖ノ島祭祀遺跡についての諸氏の論考について紹介するところがあったが、そのⅢ段階、すなわち半岩陰・半露天段階で古墳時代(沖ノ島祭祀Ⅰ～Ⅱ段階)と異なる新たな祭祀形態が出現し、それが律令的祭祀の萌芽段階にあたる重要な史的位置にあると認識されるに至ったことは大方の承認を得ているといえよう。

2. 巨岩信仰から露天祭祀へ

沖ノ島で4世紀後半に始まり、9世紀代に至る祭祀形態の推移は、Ⅰ・巨岩上祭祀—Ⅱ・岩陰祭祀—Ⅲ・半岩陰・半露天祭祀—Ⅳ・露天祭祀の4段階を経過して、最後のⅣ段階には現在に継承されている社殿祭祀形態に至るという考え方はほぼ定説化している。要するに岩石を神が降臨する“依代”として信仰する原始信仰に由来し、歴史時代に至って次第に岩石を離れてやがて地上に祭壇を設け、さらには社殿を設けて、必要に応じて神を招来して祀る形態に固定化してきた。

岩石信仰はわが国古来の自然物信仰に由来するものといわれている。これまで述べてきた沖ノ島祭祀の流れからも巨岩と関係ぶかい歴史的経緯をたどることができる。神道考古学の提唱者である大場磐雄氏は早くからわが国の巨石崇拜や、原始神道期で特にかかわりのふかい磐座^{いわくら}、磐境^{いわさか}について、文献史料や考古学調査から研究を手がけた先駆者でもあった¹⁵⁾。すなわち古

典にみえる石神と磐座は「一見別個の内容を有する如くであるが、實際に於いては大體同一物であって、その間の明瞭な區別は判じ難い」が、「その中に自然に存する物と、人工の加へられたものとの両者が存在すること」、磐境は「主に自然又は人工を以て廣範圍に互る石の配置を有するもの」と要約された^{15b)} (236頁)。さらに「石神や磐座には、直ちにそれが神社となり今に連綿としてゐるものが相當數に上つてゐる」が、古典には磐境に起源すると思われる神社名は発見できないところから、磐境は「臨時に設けられたものであり、祭祀が終れば取毀すか又は廢棄せられたと見るべき」であり、『日本書紀』と『古語拾遺』に「『天津神籬天津磐境を起樹て、』とあるのは、神籬と共に随時に設けるべきものであることが知り得られる」と指摘されたのち、「磐境式祭祀は、社殿の發生以前が主であつて、最も原始期の神祇奉齋様式に属する。その頃の神靈に對する觀念は、(中略)随時随所に招き奉るものと考へられてゐた」から、「その多くは社殿の發生と共に漸次影を没し、今は殆んど存在しないものであろう」と結論している^{15b)} (237～238頁)。

以上のような神道考古学からの先行研究に従えば、沖ノ島21号祭祀遺跡にみる巨岩上に石を並べ積んでゐる方形祭祀壇を設け、その中央にやや大きい岩石を据え置いた構成は、まさに方形磐境の中央に降神の坐す依代としての磐座を設営した典型であり、5世紀中ごろにさかのぼって磐座・磐境の祭儀場構成が存在した事実を実証する貴重な事例であることが改めて再認識されるところである。さらには岩上祭祀段階、岩陰祭祀段階に奉獻品を並べ置くための平坦面に敷石して(時として土砂を混えるが、長方形平面を呈する事例が多い)祭祀場を構成する。この場合巨岩(磐座)とその下の空洞部や庇下部の祭祀場を包括した範圍が磐境に相当することになろう。またこれら巨岩群が集中する區域を巨視的に総括して磐境とする考え方もあるが、上述したような経緯を参酌すれば、磐境の集中した区域と見る立場からは「神域」あるいは「聖域」と称して混乱を避けるのも一方策であらう。

現在の神道界ではこの問題をどのように理解しているのだろうか。2、3の事例をあたってみよう。

『神道事典』(国学院大学日本文化研究所編 1994年 弘文堂)

磐座(いわくら)

そこに神を招いて祭りをした岩石。その存在地は聖域とされた。石神・磐境とともに石に対する信仰の一つ。祭儀が繰り返されることにより、その石自体も神聖な石として祭られるようにもなる。各地に広く信仰されていた形跡があり、祭礼に関係するものも多い。(中略)とくに古墳時代には岩石の側で祭祀を行つた。鏡・玉・武器や土器などが放置されたまま今日に残されたものが数多く発見されている。(後略)(176～177頁)

磐境(いわさか)

古代において神を迎え、祭るために岩石などを用いて設けられた祭場設備。『日本書紀』卷二、天孫降臨についての記載の第二の一書に、タカミムスヒが天津神籬、天津磐境をたてて、まさに吾孫のみために斎奉らむと神籬と共に磐境を造つたことがみえる。江戸時代以降實際に岩石を使用したものであるか否かについて諸説が出され、實際に後世ほとんど見出せない施設と思われた。しかし伊勢神宮宮域内に祭られる滝祭神をはじめとする石積神祠や奈良県多武峰村(現桜井市)の祭り講のお仮宮あるいは考古学資料から、一定の範圍を占め比較的小形の石を複数使用して設けられた臨時の神座または祭壇であると考えられる。神籬あるいは榊などと合わせ用いられることが多い。形状は方形、円形の平面で塚上に盛りあげたもの、中心にやや大きめの石を置くこともある。磐座と同義とする説もある。(177頁)

神籬(ひもろぎ)

古代よりみられるもので、臨時に設けられる祭祀の施設。現今では青竹、榊などを四隅に立て、注連縄を四角に廻らし、中央に榊を立てて、これに幣をとりつけ神の依代とし、神を迎え祭りをする対象としている。また下部に荒薦を敷き、その上に八脚案を置き、さらに四隅と中央に柱を立て枡を組んで、それに注連縄を張り、榊を立て神籬とするものもある。江戸時代以来この語の解釈はさまざまになされた。神籬の用語は『日本書紀』卷二天孫降臨の条の一書に天津神籬がみえ、また崇神朝に倭の笠縫村に磯堅城

神籬を立てて、天照大神をまつたことや、天日槍が将来した出石神宝のうちに熊神籬があったことが記される。また『万葉集』にも「かむなびにひもろぎたてていはえども」などがあり、いずれも臨時の舗設であることがわかる。(中略)神社における瑞垣・柴垣や大嘗宮の周囲にさす枝葉なども関連するものと思われる。(187頁)

『神道用語の基礎知識』(鎌田東二編著 1999年 角川芸術出版)

神籬・磐境(ひもろぎ・いわさか)

ともに神霊を降臨させる場で、神社建築が仏教寺院の影響を受けて常設されるようになる以前には、神籬や磐境という特別な施設や依り代を設けていた。『日本書紀』天孫降臨の段の第二の一書には高皇産靈尊の言葉として、「吾は天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、当に吾孫の為に斎れ奉らむ」とあり、天兒屋命の天太天明に地上では神籬を設置して祭りをを行うように命じている。

神籬とは聖なる山や森のまわりに常磐木(常緑樹)を植えて囲んだ場所、または祭場の中心に常緑樹(榊)を立てて木綿などを取りつけ、神霊が宿る依り代として祭祀の対象としたもの。後には神社を意味することもある。語義には諸説があり、ヒは霊で、神霊が宿る木または山とも。現在でも臨時の神座として神籬を設置することがある。神が降臨する場所として自然の岩石をそのまま利用、または手を加えた祭場の場合を磐境といい、神座となる岩石は磐座という。樹木や岩石は神の依り代として古くから世界的にも広く信仰されている。(後略)(275～276頁)

また最近までの歴史考古学の成果を踏まえて解説されている『歴史考古学大辞典』(小野正敏・佐藤信・館野和己・田辺征夫編 2007年 吉川弘文館)では、

いわくら磐座

霊天降域、すなわち天から降臨する神を迎える神籬のうち、石や岩で構築されたもので、全国に四百カ所以上知られる。その起源は弥生時代にさかのぼるとされるが、多くは古墳時代に明瞭となり、(中略)延喜式内社にも磐座・石宮・岩石・石上・生石など

磐座を神体とし、その名を冠する神社が各地に点在する。磐座の形態はさまざまであるが、(一)巨大な岩壁、(二)単独で屹立する大岩、(三)対をなす岩、(四)重ね岩、(五)亀裂や空間を有する岩、(六)大小の岩が散在、(七)巨岩、大石の集積など幾つかに分類できる。(以下各地の実例を列举しているが後略)(101頁)

いわさか磐境

古代に神を迎えまつるために岩石・礫石などを用いて設けた臨時の祭場設備のこと。比較的小型の石を多数用いて一定の範囲を区画すること。平面形は方形または円形を呈し、塚状に盛り上がったものや中央にやや大型の石を置くものなどがある。簡単な施設を随時設けてまつりが終わるとそのまま放棄したため残存率が低く、遺構として見出せないとする説や、磐座と同義とするなどの説があったが、これまでに福岡県沖ノ島遺跡や和歌山県白浜町坂田山遺跡などで確認されており、遺構からは祭祀用の遺物が出土している。(後略)(101頁)

以上、少し長文にわたったが、磐座・磐境あわせて神籬についても現在の神道が如何ように解釈しているのか、さらに最近の歴史考古学における解釈を通覧した。前者は大場磐雄氏の先行研究に依拠し継承していることは明らかであり、大場説より出るものではない。後者は沖ノ島調査以降近年までの祭祀遺跡の調査成果まで取り入れて要説されている点に進展がみられる。特に磐座の形態分類で7種類をあげられ、沖ノ島祭祀遺跡もそのうちのいくつかが該当する。また磐境においても、沖ノ島ほか具体的な調査例の成果によってこれまでやや不明確な記述であったところを修正することができるようになった。まさに調査研究の日進月歩ぶりを如実に示している。

これまで上述してきた巨岩信仰の視点は大場磐雄氏の提唱された神道考古学の思考方式を指針としてきたところであった。一方、近年岩石信仰は神道だけでなく仏教や民間信仰でも神聖視されてきたところに注目する吉川宗明氏は岩石祭祀学を提唱し、全国各地の事例を集成して大場分類をこえた分類の作成をすすめている¹⁶⁾。2千例以上の事例を収集し、歴史学・考古学・

民俗学などにかかわる分野にわたっていて、大場分類を含めて5類型を設定している。多くの事例調査に依拠した成果で聞くべきところも多いが、現在進行中の研究でもあり今後の展開によっては神道考古学の分野にも新しい視点加わること期待したい。

また、このような直接岩石にかかわる祭祀学が提起されてくる前提として、大場氏の神道考古学を超えようとする考古学会の動向があった。1994年6月に設立された祭祀考古学会(会長梶山林継)は、その設立趣旨を次のように述べている。

「遺跡、遺物の観察を最も重視し、これを基礎としながら、民俗、文献、民族等々周辺諸学の成果を利用し、すばらしい仮説を立てながら精神文化に立ち入って行こうとする。日本列島における祭祀儀礼を中心に半島や大陸をとりあげて、東洋全般から列島を見て行こうと考えている。幅はできるだけ広く、しかし足は地に着けて、足取りは遅くとも、一步一步進んでいきたい¹⁷⁾。」(1頁)

すなわち神道祭祀をわが国固有のものとする大場氏の神道考古学を超えて、中国や朝鮮半島をも含めた広く東アジアを視野におさめてわが国の祭祀遺跡・遺物を研究しようという立場を表明したのであった。このように神道以外まで対象を広げ、地域も国外にまで広がるに至ったのは、同じころに発見された韓国全羅北道・竹幕洞祭祀遺跡の発掘調査で、わが国由来の滑石製祭祀具類が発見された事実とも深くかかわっている¹⁸⁾。このような経緯のもと、大場氏提唱の神道考古学から、さらに国外にまで視座を広げた祭祀研究全般を対象とする宗教考古学への転進がはかられてきた。この路線を承けた研究の実践を目指していち早く共鳴する研究も現れている。大平茂氏は自身の拠っている兵庫県を研究フィールドとしながら子持勾玉・木製人形・小型土製馬形などの祭祀遺物の分類・編年研究に新しい成果をあげている¹⁹⁾。これらの研究成果をさらに進展させて、祭祀考古学の体系を完成することが今後の課題であろう。

沖ノ島調査以降現在までの間に、上述したような神道考古学から祭祀考古学へと進展している動向のもと、再び古墳の祭祀遺跡における喪葬と祭祀をめぐる「未分化」と「分化」の問題が、穂積裕昌氏によって正面か

ら取り上げられるに至った²⁰⁾。氏はこれまでの先行研究を整理して、まず 1)祭祀は「カミマツリ」に限定し、アマテラスなど擬人化された特定神格のものを「神」、それ以前の段階の精霊等を「カミ」とする。2)古墳における死者に関する行為を「葬送儀礼」とする。3)殯における儀礼的行為を「喪葬」とする用語整理を行った(4頁)。また「祭祀遺跡」とは「祭祀の実修を主目的として形成された遺跡」ととらえ、その認定にあたっては「磐座などの一定の共通理解がある遺構を除けば、『祭祀遺物』が出土認定にはじまる」と指摘した(5頁)。さらにその遺物出土地が「祭祀の場(祭祀遺構)」なのか、祭祀終了後の「物品類(祭祀遺物)」の廃棄場所かという問題を提起している(5頁)。

これについては、はやくに乙益重隆氏も「一般の祭祀関係遺跡でも、祭りに供した土器その他の遺物は、すべて破壊して土中に埋めています。(中略)われわれが祭祀遺跡とよんでいるものはほとんどこうした祭器を捨てた所です。本当は祭祀遺跡と祭祀関係遺跡とは厳密に区別されるべきかもしれません²¹⁾。」(18頁)と指摘していた。そして後者の例として沖ノ島祭祀遺跡をあげているが、特定遺構名まではあげられなかった。察するに沖ノ島祭祀のⅠ～Ⅲ段階(磐座としての巨岩とかかわる段階)は前者、Ⅳ段階(露天遺跡段階)は後者とされたのであろう。

さきに沖ノ島第3次調査の段階では、第Ⅰ～Ⅱ段階(古墳時代)の奉獻品の内容が同時期の古墳副葬品と共通する面を取りあげ、後続する第Ⅲ～Ⅳ段階(歴史時代)にそれらがなくなり、かわって律令的祭祀品が登場する様相と対比して「葬・祭未分化」と「葬・祭分化」の用語で代弁するところがあった⁹⁾。一方これよりはやくから、古墳時代中期に石製模造品における古墳と祭祀遺跡の場合の相違に注目した小出義治²²⁾氏や梶山林継²³⁾氏らによる葬(古墳)と祭(祭祀遺跡)の分離(葬送と神マツリの分離)の提言があった。さらにこれらの先行研究を承けて白石太一郎氏は、前期古墳に副葬された鉄製農工具を生前の首長が農耕儀礼の実修に用いた祭器としての役割を付加した上で、古墳副葬品としての滑石製模造品も農工具に始まり、5世紀前半になると祭祀遺跡にも供給されるに至ったと考え、首長への葬送儀礼の神まつりは古墳時代初期から別個のもの

第2表 素材別供献物品一覧

	鏡	農工具				武器					武具			鉄鋌	船	玉類	織機	陽物	容器	箕・籠	食物	生き物			家	儀杖
		鍬鋤類	工具	刀子	鎌	刀	剣	弓	鏃	杵	盾	鞆	甲冑									人	鳥	動物		
石製模造品	○		○	○	○		○		○		△				○	○	△		○							
鉄製模造品			○	○	○									○												
木製模造品		○	○	○	○	○	○		○	○					○		○	○								○
土製模造品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
石製品				○					○							○			○							○
鉄製品		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△		○	○												○
木・皮革製品	柄	柄	柄	柄	柄	柄	柄	○	柄	柄	○	○	○		○		○		○							
埴輪											○	○	○		○				○			○	○	○	○	○
備考											鉄盾は石上神宝						石製模造品は 白石稻荷山古墳									

(穂積裕昌『古墳時代の喪葬と祭祀』258頁より)

のとして存在したとする葬・祭分離論を展開した^{10a)}。その後近年になって再び石製模造品の研究が盛行するに至っている。このような学史の流れを回顧してみると、沖ノ島第3次調査時の所見は、沖ノ島祭祀の歴史的経緯のなかでの奉献品の内容についてのことであり、他地域の古墳や祭祀遺跡を視座に加えたものではなかった。特に白石氏らの立論に主要な役割を果たしている石製模造品の刀子・斧・鎌・鉈・鏝・杵・容器などは近畿以東や関東地方の古墳に多く、それらに拠って立論されているところが大きい。しかし西日本、なかでも九州地方の古墳にはほとんど出土例のない石製模造品である。沖ノ島祭祀遺跡で列島の西・東とも共通する祭祀品は滑石製模造品では子持勾玉・有孔円板・白玉・少量の剣形品などである。このような石製模造品にみられる西と東の相違点はほとんど問題にされない現状である。また国家型祭祀レベルの代表的遺跡としての沖ノ島祭祀と、地域首長レベルの祭祀という視座からの検討も必要ではないかと考えている。近時穂積氏は「古墳と祭祀遺跡で供される物品類は、素材は違っても品目の共通性は高かった²⁰⁾」(258頁)として上のような一覧表(第2表―原著では表5)を示している。このうち石製・木製・土製模造品・石製品・

木・皮革製品・埴輪は沖ノ島祭祀では見られない素材品である。このようなところにも沖ノ島の特異な祭祀レベルとしての視点の必要性があるのかも知れない。

一方、沖ノ島祭祀遺跡第3次調査時に提示した古墳時代の「葬・祭未分化」説は、その後井上光貞⁸⁾、広瀬和雄¹³⁾氏らへと継承発展し、現在穂積裕昌氏も古墳と祭祀遺跡における物品の在り方について「素材の違いを問わずに品目の種類を視点に置き換えれば殆んど一致したものとして収斂される」ところから、古墳時代中期における葬送と祭祀(カミマツリ)の分離主張説は、両者の分離ではなく「カミマツリの顕在化こそをより評価すべきであった」と指摘している²⁰⁾(258～259頁)。その証として前期の遺跡として沖ノ島や石上禁足地²⁴⁾(奈良県天理市)をあげている。その上で、「古墳時代前期は、天から山などの高い場所にカミが依ると観念されるような垂直降臨型の祭祀形態は一般的には未成立であったとみられる。そうした観念、あるいは祭祀形態は、福岡県沖ノ島における岩上祭祀や奈良県三輪山でのいわゆる『三輪山祭祀』の成立²⁵⁾などから、4世紀後半頃に漸くより上位の祭祀から成立していった可能性はある²⁰⁾」(259頁)とする。ここにいう「上位の祭祀」とは国家型祭祀にランクされるヤマト王権による

直祭あるいは準直祭的性格をもつ特定遺跡の成立を認めることになる^{補註1)}。かくして古墳時代前期には「前代以来の地霊や大地、井水などの精霊類(かつて『地的宗儀²⁶⁾』とされたもの)」や「疫病や天災などを生じさせる凶厲な『モノ』に対して働きかけに端を発して始まった祭祀(いわゆる『カミマツリ』)」の対象が、前期後半ごろに明確となって沖ノ島・三輪山・石上禁足地などの「固定化した祀りの場」が成立したと説明している²⁰⁾(259頁)。巨岩とかかわる沖ノ島祭祀遺跡の成立についても大筋で首肯できる所説であろうと思う。

さらに広瀬和雄氏によって唱導される「祖霊」(古墳被葬者)を、「カミ」と同一視して共同体の守護神としての性格を付加する説に対しても、祭祀遺跡における「カミ」には「禍・厄災をもたらす『モノ神』としての性格」があり、祭祀遺跡の成立には「それを封じ込める過程と連動した」ところもあり、古墳と祭祀遺跡で共通した物品類が用いられた整合性を補説している²⁰⁾(260頁)。

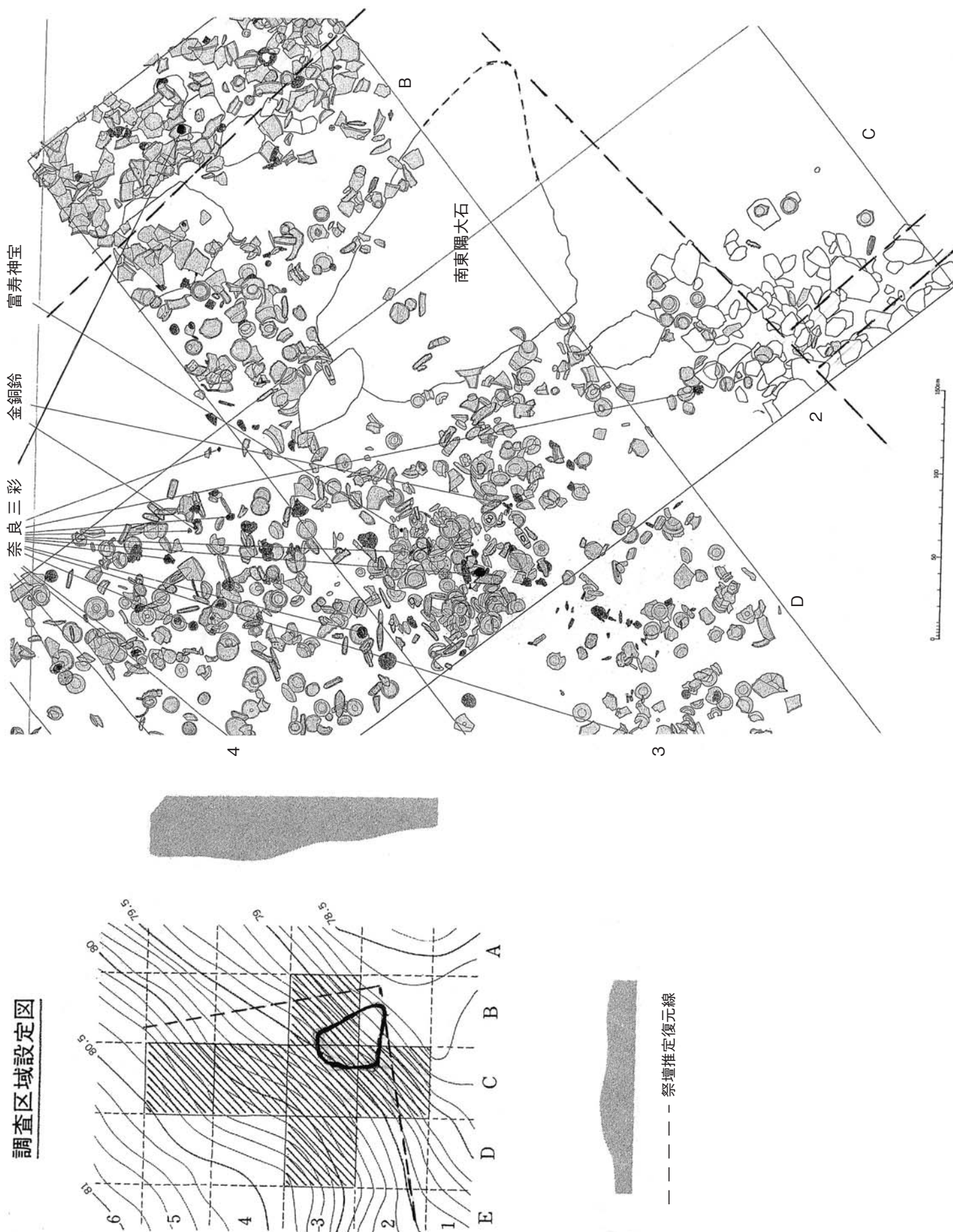
7世紀代を迎えた沖ノ島祭祀は5号遺跡に代表されるⅢ段階の半岩陰・半露天祭祀形態に移行する。その史的位置付けについては前節で詳説した。この段階を過渡的段階としてやがて8世紀代には最終のⅣ段階(露天祭祀段階)へと移行する。この段階では律令的祭祀の確立した視点からの考察が第3次調査報告書のなかでも展開されている。一方では1号遺跡に代表されるおびただしい須恵器類の堆積状況から、社殿祭祀が成立した段階の前後に前段階から続く祭祀の場とするか、社殿祭祀後の奉獻品の廃棄場(「祭祀関係遺跡」)とするかの論議が提唱されてくることとなった。しかし1号遺跡の発掘調査は、祭祀遺物のあまりの多さのために直交するトレンチ設定域の調査に終始して全域にわたる調査には至らなかった。したがって調査報告書段階ではⅠ～Ⅲ段階の遺構と同様に祭祀遺構として調査報告をまとめるにとどめるところとなった。しかし遺構調査当事者としての観察や、その後の検討なども加えて述べることはできる。

1号遺跡は沖津宮に到る階段参道を登りつめると社殿に通ずるやや平坦地が展開する。標高80mあたりで社殿の南西約50mに位置する。東側に傾斜して原始林の繁るさきに海を望む静寂の地である。この緩傾

斜面に須恵器・土師器・滑石製品などが累々と重なりあった状態が一面に見られる。一見したところ土器類が廃棄集積した観を呈している。その範囲は南北10m、東西9mにも及んでいる。「遺跡は、北側から伸びてきた緩斜面の末端に位置する地形のため、遺物は南側に向かって流れだしたような状態を呈しており、南北方向において計測した遺跡断面図によれば、旧参道ぞいの南の部分がかつても低く、遺跡北側との比高1.5mをはかる。いっぽう東西方向における断面図ではほぼ中心部がやや高く盛りあがった形をしており、この祭場の中心を推定することができる²⁷⁾。」(60頁)

発掘調査にあたっては1辺2mの方眼を組み、南北1～7・東西A～Gの区画を設定した。完掘したところは全体の3分の1ほどにあたる6区画で、南北では遺跡の中心を通るC区2～5区、東西では3区B～D区である。遺跡の南東隅には南側斜面に立てかけるように大石が置かれ、その南側(2C区)と東側(3B区)には葺石状に角礫を並べた石敷状の区画を形づくった構造がみられた。南側の低斜面には葺石して祭壇の輪郭をつくり、東側では北行するほどに高所に向かうので明瞭な輪郭は認められなくなる。これと対向する西側もおそらく同様であろう。このように3方に輪郭を形成した外観は長方形ないし正方形の祭壇状平面を構成し、南東隅部に大石を立てかけた状況は、巨岩上祭祀段階の21号遺跡にみられた祭壇構造が想起されるところである。全掘できなかったので正確な祭壇状遺構の法量を呈示するには至らなかったが、さきに述べた遺物集積範囲より若干小さくなるものの、沖ノ島祭祀遺構中最大面積を有する祭壇状遺構になることは疑いない。1号遺跡における遺物が、8世紀から9世紀代に及んで複数回の奉獻品を有している点、また祭場・廃棄場など場所が固定化している点などから推して、それらを予想して当初から大規模な遺構が設定されたのであろう。

このように1号遺跡の設営当初の状況を復元的に検討してみると、南東隅に大石を立てかけて、南側に東西方向の、東側に南北方向の割石を並べた列線の祭壇輪郭を、さらに南側にはこれと並行する縁辺石敷帯の存在を予想させるような構造部分がのぞいている。皇朝銭(「富寿神宝」)の発見によって確実に9世紀代まで



(『宗像沖ノ島』I Fig. 29に加筆)

第9図 1号遺跡南東側遺物出土状態図



第10図 1号遺跡 3-B・C区の石敷状遺構と遺物出土状態(北東より) (『宗像沖ノ島』Ⅱ PL. 27より)



5-C区 滑石製勾玉、円板の出土状態



5-C区 三彩小壺の出土状態



3-C区 滑石製形代の出土状態



3-C区 銅製舟形の出土状態

第11図 1号遺跡遺物出土状態

(『宗像沖ノ島』Ⅱ PL. 32・35より)

第3表 1号遺跡調査区別出土遺物一覧

		2B	2C	3A	3B	3C	3D	3E	4C	5C	6C	計
金属製品	銅 鏡		1		5	20	2		8			36
	銅 皿						1			3		4
	銅 櫛		1		8	7			6			22
	銅 鐸		3		2	18	2		16	1		42
	金 銅 鈴					1			5			6
	銅 鏡					1						1
	鉄 円 板				10	4			6	10		30
	鉄 鏃		1		8	13	19		8	3		52
	雛形刀子		4		4	23	11		14	28		84
	銅 舟 形				2	2			1			5
	皇 朝 銭					1						1
滑石製品	人 形	2			4	31	8		23			68
	馬 形				2	24	3		10	1		40
	舟 形	1	4	1	7	50	17		27	1		108
	勾 玉				9	3			4	12		28
	有孔円板				12	8	1		2	14		37
	無孔円板		2		6	53	10		16	2		89
	未製円板		1		25	102	25					153
	棒 状 品		9		31	158	31		8	1		238
土器	そ の 他				7	503	77		6	2		595
	坏		1		9	34	10	3	8	5		70
	蓋				8	7	2		20	13	1	51
	鉢				3	6	2		7	15	1	34
	盤		6		3	30	5		13	3		60
	器 台		3		13	20	8		8	13		65
	埴	{ 皿型 埴形			7	9			24	2		42
			6		14	82	8		23	5		138
	高杯	{ 皿形 埴形	1	1	1				1	4		8
					2		3		9	4		18
	有孔土器		6	1	25	85	11	1	24	29		182
	埴	{ 須恵 土師	2	1	7	17	4	1	8	6		46
			1		2	4	3		1	5		16
	壺	{ 須恵 土師				1	2			2		5
	甕		3	1	19	6	8	9	13	6		65
	粗製土器		1		1	6	3	1		3		15
	手づくね土器				1	6	2			1		10
	三彩陶	{ 蓋 壺					1		4			5
			1		1	4			4	1		11

完形またはそれにちかいものを取りあげ、小破片は省略した。
土器のうち、須恵・土師の区別がないものはすべて須恵器である。

(『宗像沖ノ島』I 報告編65頁より)

奉獻祭事が実修されたことは疑いないが、調査区域で発掘された遺物の出土状態は3重4重に累積し、緩傾斜する祭壇上面を流れ落ちたような状況がみられた。最上面における遺物の散乱状態は無秩序に廃棄されたような景観であった。祭祀場所か、その後の廃棄場所かという議論はここに拠っている。出土遺物の種別・数量は第3表のとおり。

金属製・滑石製・土器に大別して示された内容は量的にも多いが、金属製品には5号遺跡につづいて銅製雛形品で容器類・紡織具のほか、形代では舟形が現れ

るが人形はなくなる。鉄製雛形武器類が多いのは前段階と同じである。滑石製品では円板が多いが、人形・舟形・馬形などの形代類や勾玉が新たに登場してかなりの数を占めているのが注目される。土器類では奈良三彩有蓋小壺が10個をこえること、特殊器台が前段階以上に多く、また有孔土器が新たに登場してかなりの数量に及ぶことなどが注目される。このような状況から5号遺跡から1号遺跡への移行はかなり漸移的なもので、8世紀代になって形成された1号遺跡の初期ごろに当たるであろうと考えられる。しかし遺物を包含

する上層部では、とくに土器類は破碎散乱した状態となり、およそ他の遺物とともに据え置いた様子はみられない。5号遺跡の奉獻状態を継承したのは1号遺跡の形成当初までで、その後半期には廃棄場所に変貌した公算が大きい。その転換期はおそらく社殿が出現してそこで祭事が行われるようになってからであろう。朝廷からもたらされたであろう奈良三彩有蓋小壺が加わった段階が、その出土状態からみてひとつの目安になろう。すなわち8世紀後半のある時点からと思われる。また当遺跡で出現した滑石製形代(人形・馬形・舟形)について、平城京で発見される人形(木製)・馬形(土製)について研究した金子裕之氏は祓具に比定している^{11a)}。そして沖ノ島で発見される形代についても祓具として2つの考え方を提示した。「一つは都城で一般的な個人を対象とするもの。この場合は、宗像神の奉仕者が候補者となろう。もう一つは特定空間を対象とするものである^{11b)}」(226頁)。しかし沖ノ島祭祀遺跡では7世紀にさかのぼる22号や5号遺跡でも金銅製や鉄製の人形が奉獻されていることなどを参考すると、ただちに都城の祓行事と同義に解釈してよいであろうか。これまで神道考古学や民俗学などから唱導されてきたように、もっと単純に現実問題として、奉獻することの容易でない、しかも供物として最も重い人身供犠にかかわる人形、神が降臨する際の乗り物としての馬、安全な海上航行の手段として必要な船舶などを雛形品形代として奉獻し、神の降臨を招来してその加護を期待するのが本来の姿ではなかったか。このような祭儀は当然のことながらふりかかってくる諸々の災疫を除き祓うための祭儀であった。金子氏は平城京で盛行した都城域の祓祭儀に極限して、沖ノ島祭祀にあてはめるべく主張しているが、これは都城生活の安全に必要な祓行事の手段として強調したところであり、沖ノ島祭祀では航海祭祀であるとともに国家的行政的意義も大きい部分を占めていた。さらにその基層には宗像海人族の伝統的祭祀もあった。祭祀遺跡の内容には二者択一的な厳しい意義付けで律するだけでなく、祭祀の種類によってはゆるやかな実修思考がなされたであろうと考えるのがより実情に即しているのではないだろうか。

これまで7～8世紀代の沖ノ島祭祀の形態として、

半岩陰・半露天段階、露天段階の遺跡や遺物について検討をしてきたが、なお祭祀状況・年代そのほかの不明なところがあった。一方、最近宗像市では大島御嶽山祭祀遺跡、福津市では終末期古墳にあたる手光波切不動古墳の発掘調査が実施された。これらの成果はまた沖ノ島祭祀の上述Ⅲ・Ⅳ段階の検討にも少なからず参考にすべき内容が提起された。つぎにはこれら2つの調査成果にふれて、今後の沖ノ島祭祀の研究にも資したい。

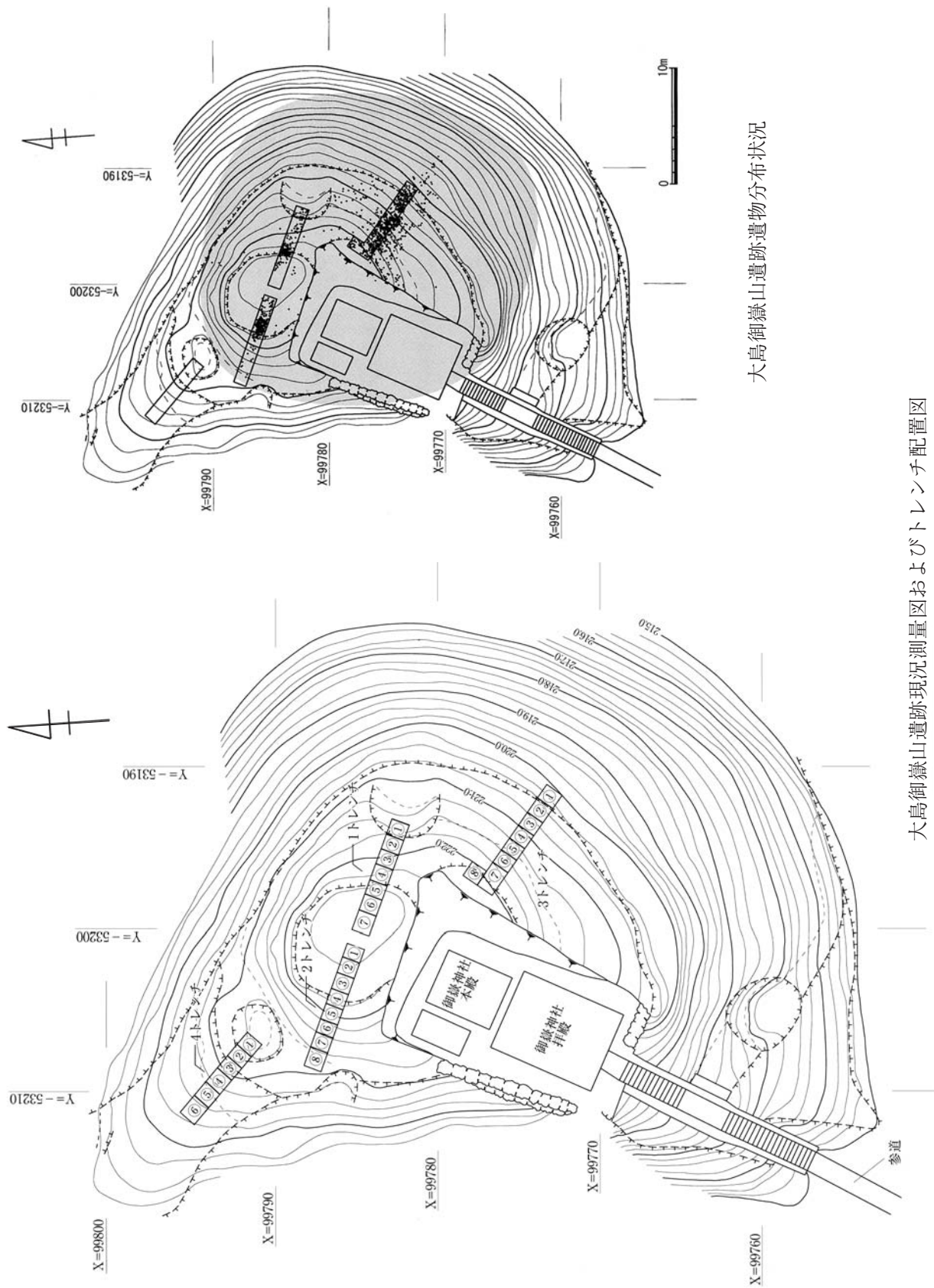
3. 御嶽山祭祀遺跡と手光波切不動古墳

大島御嶽山遺跡²⁸⁾は2010～2011(平成22～23)年に宗像市教育委員会によって、手光波切不動古墳²⁹⁾も2010～2011年に福津市教育委員会によって発掘調査が実施された。以下両遺跡の調査成果をまとめておこう。

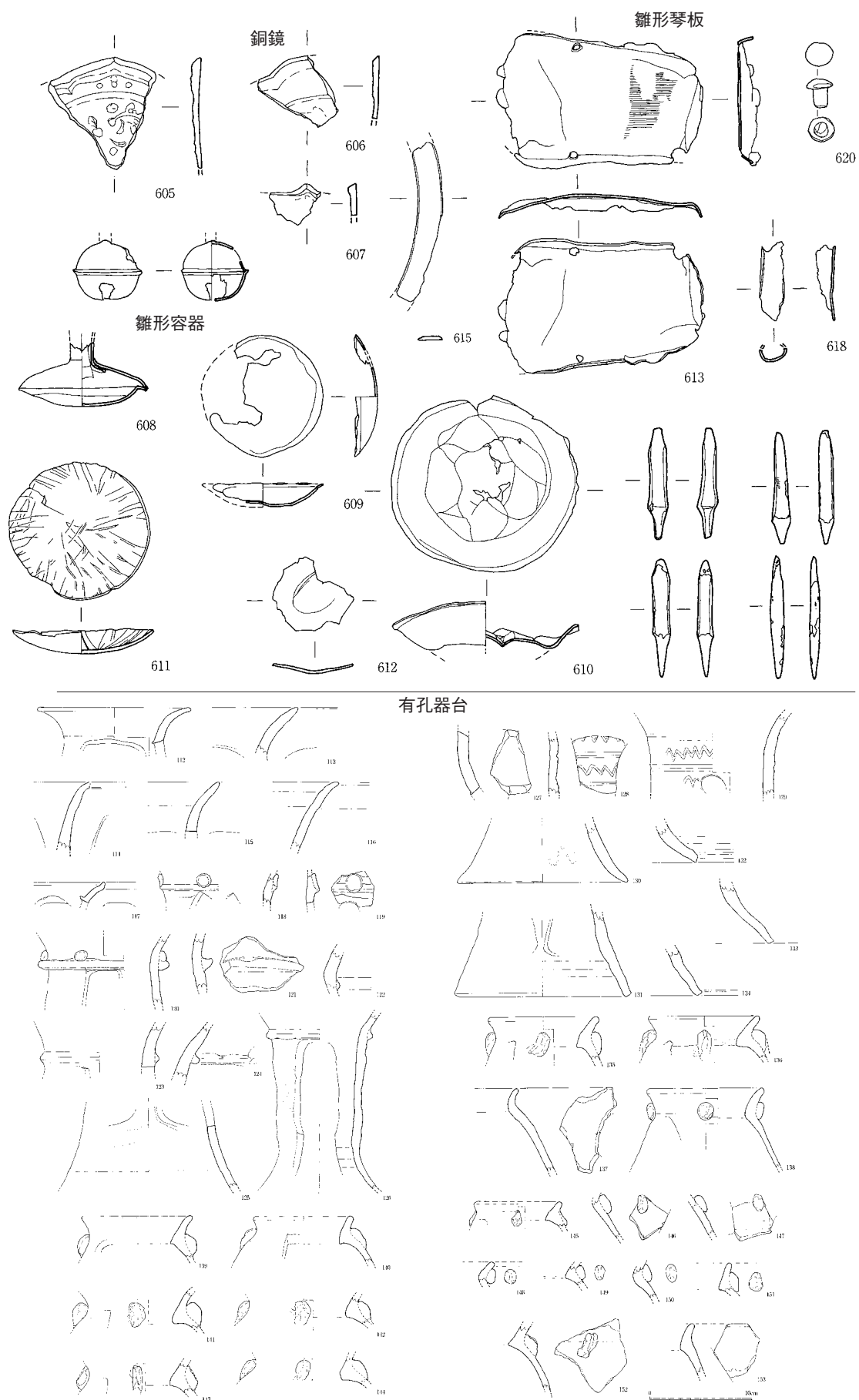
(1) 大島御嶽山遺跡

2010(平成22)年9～12月、宗像市神湊から約7kmの沖合に浮かぶ大島の山頂(標高223.2m)に発見された、大島御嶽山遺跡の発掘調査が宗像市教育委員会によって実施された。この山頂には宗像大社中津宮の摂社御嶽神社が鎮座する。山頂から北東―南西方向に長方形をなす神社敷地を掘穿したことによって、遺跡の南西部が失われたが、山頂から南側斜面を中心に遺物の分布する状況が知られた。分布の失われた範囲は南西部の4分の1ほどである。頂上部とその東斜面、西斜面にトレンチを設定して調査した結果、遺物の分布範囲は、北側に山頂部を取り入れ、東から南斜面に広がる径28mの円形範囲である。1トレンチ(頂上から東に延びるトレンチ)の「南端では甕の底部が地山を掘り窪め据え置かれている状況」(88頁)が確かめられている。調査者は山頂の付近に「甕・壺以外の奈良三彩や滑石製形代、金属製遺物を配し、山頂縁辺部に1トレンチ南端から出土した甕底部のように、壺・甕類を据え置いて祭祀を執り行っていたのではないか」(88頁)と推定している。

遺跡から発見された遺物の構成は以下に整理したように種類も多い。



第12図 大島御嶽山遺跡の現況(下)と遺物分布図(上)



第13図 大島御嶽山遺跡出土祭祀遺物実測図

(『大島御嶽山遺跡』より)

1. 土器

奈良三彩	小壺 5 個体・蓋 6 個体
須恵器	蓋・杯・皿・鉢・脚付皿(杯)・高杯・ 瓶類・有孔土器・器台・長頸壺・壺甕 ほかの底部
土師器	皿・杯・高杯・瓶類・壺
製塩土器	

2. 滑石製品

形代	人形・馬形・舟形
円板	有孔円板・無孔円板
玉類	勾玉・白玉

3. 金属製品

青銅製品	鏡(八稜鏡)・容器(鍛造雛形品)・琴状 品(雛形品)・鈴・带状品・筒状品・鋌 状品・不明品・銅滓・銅銭(中世宋 銭・寛永通宝)
銀製品	空玉・筒状品
鉄製品	鎌・矛・刀子(雛形品・実用品)・円板 (儀鏡)・鐸・釘・不明品
不明金属製品	近世品か

4. 土製品

玉類	管玉・丸玉
----	-------

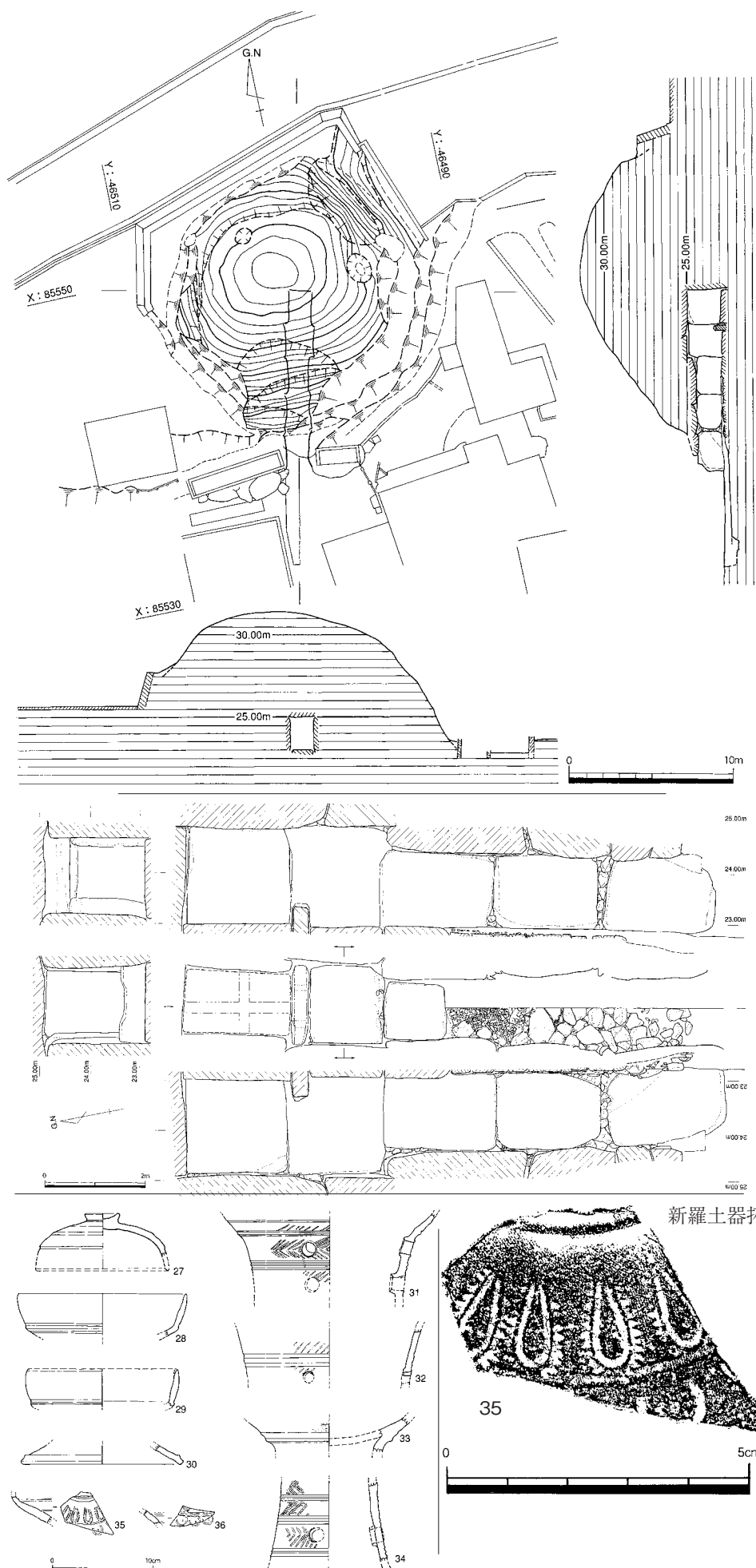
以上のような遺物の構成と種類から、報告書も指摘しているように沖ノ島 1 号遺跡との近似が想起される。さらに金属製雛形品の存在などに代表されるように、その前段階(Ⅲ段階)半岩陰・半露天遺跡(5 号・20 号)ともかわる様相も注意される。報告書はこれらの様相から当遺跡の時期を 5 号遺跡から 1 号遺跡までの間にあてた。すなわち 7 世紀後半から 9 世紀代に相当することになる。御嶽神社社殿の建設によって遺跡の南西部が湮滅していることを考えれば、当遺跡の祭祀遺物の本来の量と種類はさらに増加するであろうが、沖ノ島 5 号・同 1 号祭祀遺跡を越えるほどではなかったと思われる。また 2010(平成 22)年 10 月 27 日、筆者も調査中の遺跡を見学した際に、須恵器甕などの出土状態に接して、調査員にその底部が地山を若干掘りくぼめている様子の有無を確かめてほしいことを要望しておいた。その結果は上述したように、頂上部をめぐる縁辺で地山を掘りくぼめて据えおかれた状態が確認され

た。このことは沖ノ島 5 号遺跡で大甕などが据えおかれた状態が復元されているように、この場所で祭祀が実修された状態を示しているとみられている。沖ノ島 1 号遺跡(露天祭祀段階)における遺物の出土状況が祭祀場所を示しているのか、あるいは祭祀後の廃棄集積場所とみるべきかという宿題ともかかわってくるであろう。

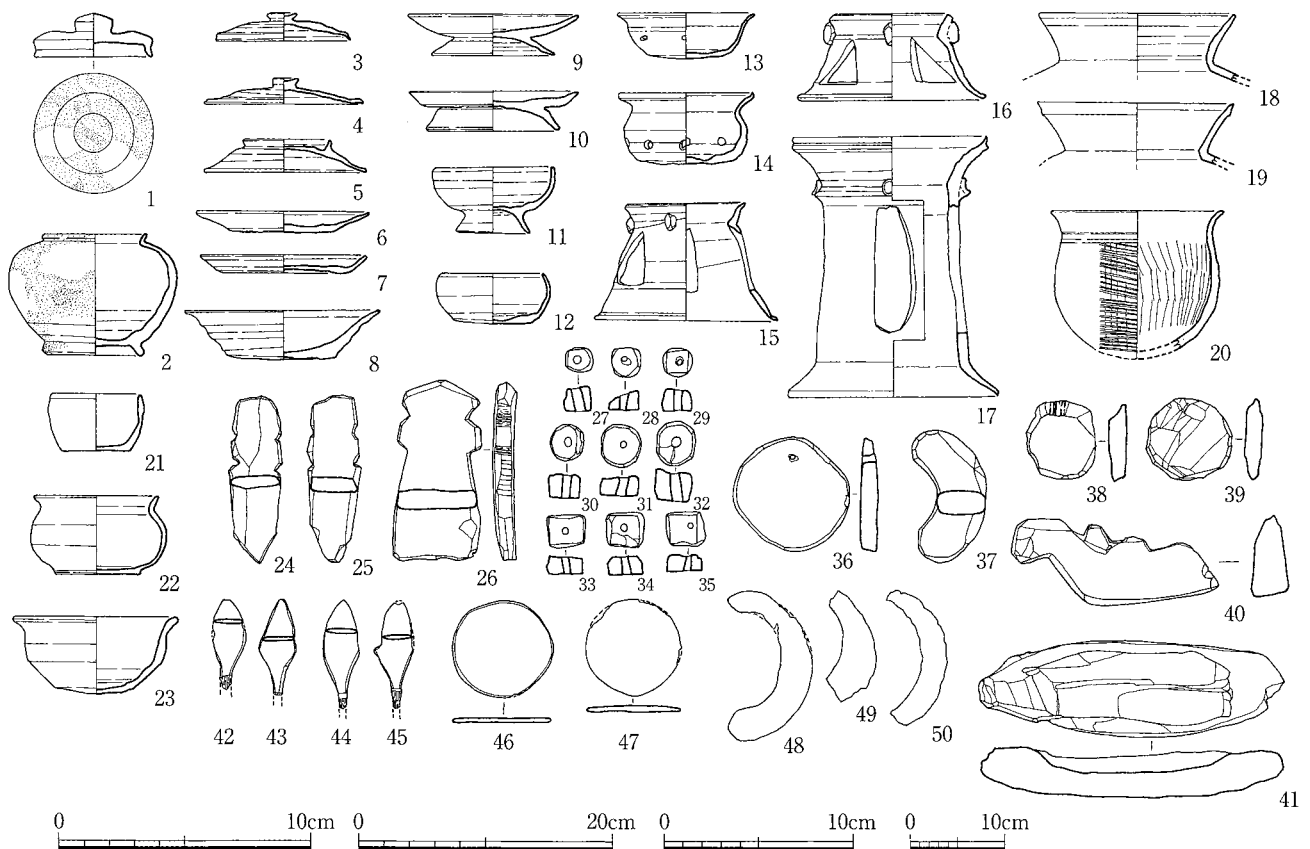
つぎに祭祀遺物の構成からは、報告書に指摘されるように第Ⅲ段階(半岩陰・半露天)と第Ⅳ段階(露天)の両者に相当する様相がみられる。なかでも製塩土器・青銅製品(雛形容器・雛形琴状品)・鉄製品(雛形武器類・円板・鐸状品)などは、すぐれて第Ⅲ段階的特徴を示すものといえよう。また奈良三彩の有蓋小壺・滑石製品(形代・円板)などは第Ⅳ段階特有の遺物である。さらに須恵器などには両段階に比定される特徴をみることができる。総じて第Ⅲ段階に始まるものの、主体は第Ⅳ段階にあり、(7 世紀末～)8～9 世紀代の祭祀遺跡に比定される。そして沖ノ島第Ⅲ～Ⅳ段階祭祀ときわめて密接に連動して実修されたであろうことが推測される。このことは同時にこの段階で沖ノ島・大島・宗像の三社祭祀が成立していたことをも示している結果を引き出すことにつながってゆくのである。

(2) 手光波切不動古墳

玄界灘沿いの南北の山裾に展開する津屋崎古墳群中の最南端に位置する。福津市手光に在り、住宅や道路に囲まれて本来の墳丘規模すら明確にできない状態で、外観上径 20m ほどの円墳とされてきた。福津市教育委員会では 2010(平成 22)年以来墳丘測量・石室実測・墳丘裾などの範囲確認のためのトレンチ発掘調査などを実施して 2011(平成 23)年度に終了した。墳丘規模は径 25m 前後の円墳と推定された。墳丘高さ 8.97m である。内部主体は南に開口する全長 10.8m の横穴式石室である。箱形構造の石室は奥壁 1 枚、左右両壁面各々 5 枚の扁平石材で構成される。一見したところ長方形箱形奥室(天井石 2 枚)と一段低い天井構成の羨道(天井石 4 枚)という特徴は終末期の畿内型古墳の系譜上に比定されているところである。さらに奥室にあたるところを子細にみると左右両側壁は 2 枚の扁平石で前後に 2 分されるが、この境界部に障壁 1 枚を立てて



第14図 手光波切不動古墳、墳丘・石室・出土時実測図



第15図 沖ノ島1号遺跡出土遺物(1・2: 1/3、3~17・20~23: 1/6、18・19: 1/8、20~24: 1/4)

(御嶽山遺跡出土品と同種品を選別して示す)

(『大島御嶽山遺跡』より)

二室に分け、後半部は平面の左右幅を前半部より狭くする。すなわち高さ0.5mほどの仕切りによって奥室と前室に分けられる複室構成をなおのこしている終末期段階の石室であることがうかがわれる。また仕切り石の上面中央を凹ませる構造は報告書も指摘しているように、北・中部九州の横穴式石室の石障や石屋形にみられる九州型古墳の1特徴である。

奥室 長さ2.1m 幅1.3m 高さ1.9m

前室 長さ1.8m 幅1.6m 高さ2m

当古墳の近くにある宮地嶽古墳の石室構造とも規模の隔差こそ大きい、同類型の巨石古墳とみられる。また報告書にも登載された近似例としてのシショツカ古墳(大阪府南河内郡河南町)では、奥室の天井の方が前室よりも低く、羨道部の左右壁が栗石積みである点などの違いをみせ、遺物面からもややさかのぼる6世紀末ごろに比定されている。なおこの古墳は副葬品の配置状態から終末期古墳における喪葬儀礼のうえからも参考されるところが多い³⁰⁾。

出土遺物は前方の羨道～墓道部分からの発見である。

馬具(輪鐙・辻金具・轡)・鉄鏃・刀・鏝・鉄釘・銅鋌・金銅板・須恵器(高杯蓋・無蓋高杯・高杯脚端部・脚付壺・平瓶・有孔器台)・新羅土器がある。石室構造と遺物から推定される年代は7世紀前半に比定され、宮地嶽古墳とあい近い位置付けとなる。津屋崎古墳群の最終段階の首長墓に比定される。なお有孔器台については沖ノ島祭祀遺跡出土品ともかかわるところがあり、後説することにしよう。

上述した2遺跡の調査結果は、沖ノ島Ⅲ・Ⅳ期祭祀段階を再検討する上に新しい拠り所を提供することとなった。まず大島御嶽山遺跡は山頂に位置する露天祭祀遺跡であるが、その西南側4半分は現在の中津宮摂社御嶽神社の社殿を構えるために掘穿されて湮滅してしまい全貌をうかがうことはできなくなった。しかし山頂部平坦地から東斜面にかかるあたりに遺物が奉獻されていた状態が明らかにされた。調査時から気がかりであったことは、ここでの発見状態が祭祀場なのか、祭祀後の廃棄場なのかという問題であった。頂上平坦

面が狭いので、長年月の間に奉獻品の多くは周辺斜面域に流出した状態であるが、平坦面に発見される須恵器大甕が若干地表を凹めて据えおいた状態を確認して、平坦面域が奉獻品を並べ置いた祭祀場にあたることを知りえたことは大きな収穫であり、沖ノ島5号祭祀遺跡の土器を並べ置いたのと同様であろう。

つぎに奉獻品では奈良三彩有蓋小壺(小壺5個・蓋6個)・八稜鏡・滑石製形代(人形・馬形・舟形)・滑石製円板・滑石製玉類(勾玉・白玉)などに加えて多くの須恵器や雛形鉄製武器がある。一見して沖ノ島1号遺跡と共通するところであり、須恵器にみる器台・有孔土器などはなおさらである。しかし一方では青銅製品における雛形容器類や雛形琴状品などは沖ノ島5号遺跡と共通し、雛形武器類・須恵器類には沖ノ島の1号・5号両遺跡に共通するところがある。すなわち上限はⅢ段階に達し、下限はⅣ段階に及び、後者に主体をおくことが考えられるであろう。なかでも器台ではⅢ段階にはない小型短脚式のものが主体をなし、あわせて有孔土器を伴う点もⅣ段階1号遺跡と同様である。さらに金属製雛形品では銅製の長頸壺や杯、琴状品(板部片)などがみられるが、沖ノ島5号遺跡にみられた人形や紡織具類はみられない。形代では沖ノ島22号遺跡(Ⅱ段階終末)や5号遺跡(Ⅲ段階)にみられた人形や、1号遺跡でみられた舟形などもない。これらの状況を参考すると、上限をⅢ段階まで引き上げてよいのか、むしろⅣ段階の前半ごろまで下げてⅢ段階の後半から末ごろにはすでに露天段階が出現した状況を考えてもよいのではないか。その場合は当遺跡の開始期は8世紀代よりさかのぼらせる必要はないのではあるまいか。いずれにせよ、沖ノ島におけるⅡ～Ⅲ～Ⅳ段階

第4表 有孔器台出土遺跡一覧

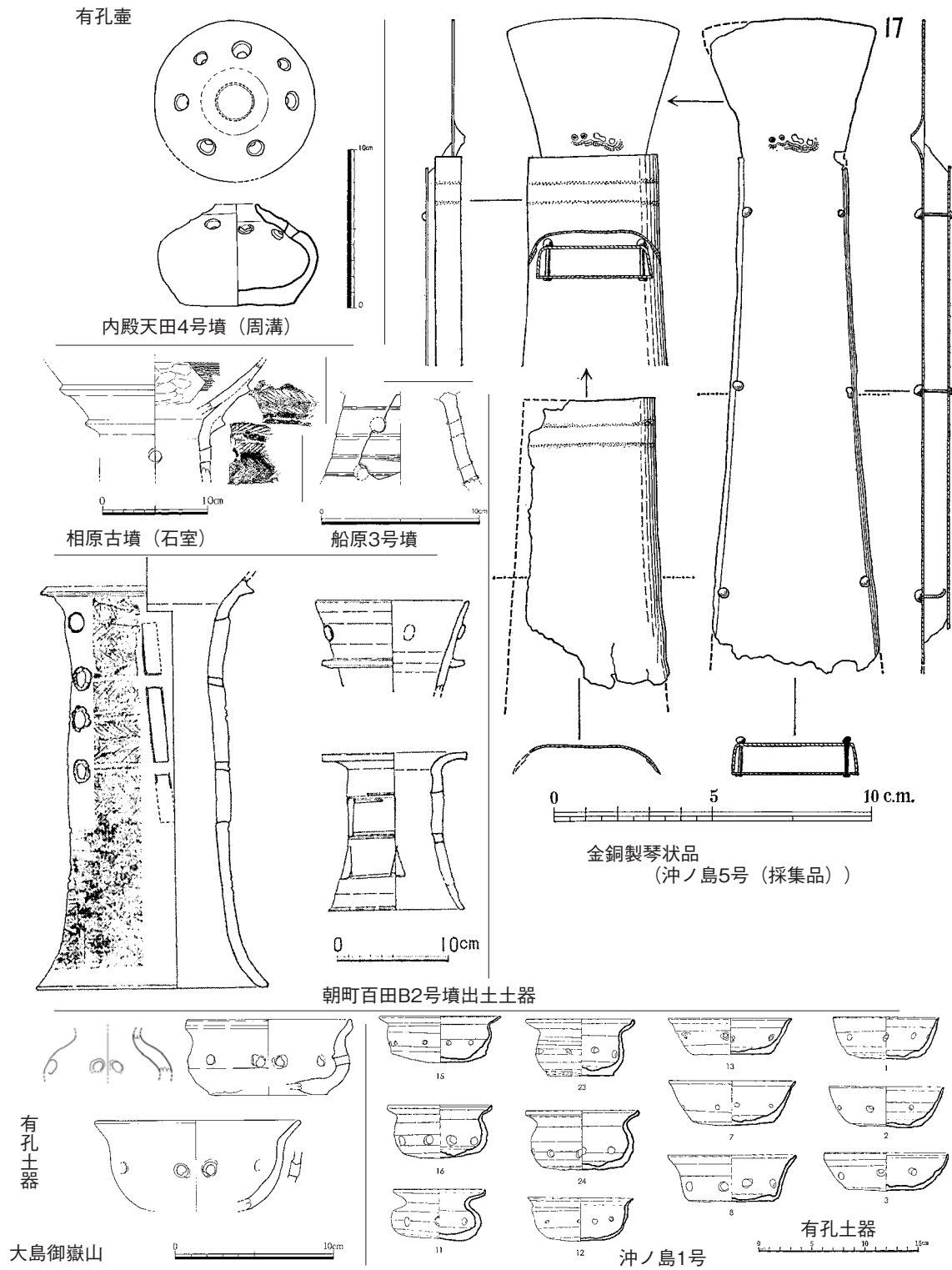
番号	遺跡名	所在地	遺構	出土位置	遺構等の年代
①	沖ノ島祭祀遺跡	福岡県宗像市大島	祭祀跡	4号遺跡	5c後半～7世紀(岩陰祭祀期)
				5号遺跡	7c後半～8世紀前半(半岩陰・半露天祭祀期)
②	大島御嶽山遺跡	福岡県宗像市大島	祭祀跡	社殿壁崩落土	7c末～9c前半(須恵器の年代幅)
③	朝町百田B-2号遺跡	福岡県宗像市朝町	古墳	石室前庭部	6c後半～7c(追葬含む)
④	相原古墳	福岡県宗像市河東	古墳	前室、羨道	6c後半～7c(追葬含む)
⑤	船原3号墳	福岡県古賀市谷山	古墳	周辺採集	7c初頭～中頃
⑥	手光波切不動古墳	福岡県福津市手光	古墳	羨道、墓道	7c前半

(『津屋崎古墳群Ⅲ』53頁より)

は継続的に推移していることを裏付けることになる。さらに大甕を据え置いた配置が確認されたことは、沖ノ島の1号遺跡も祭壇が形成されていたと思われる状況ともあわせて、その前半代は祭祀場であったことが推察できる有力な傍証を得たことにもなる。そして当遺跡の下限は沖ノ島1号遺跡よりはやくに終了した可能性も考えられるであろう。御嶽山遺跡と沖ノ島1号遺跡の比較考古学的検討は、なお少なからざる内容が残されていて今後のさらなる検討が望まれる。いまひとつ注目すべきは報告書でも指摘されているように、8世紀段階で宗像神の三社構成が成立していたことをうかがわせる実証が得られた点で、神社史の上でも貴重な成果をもたらしたことである。

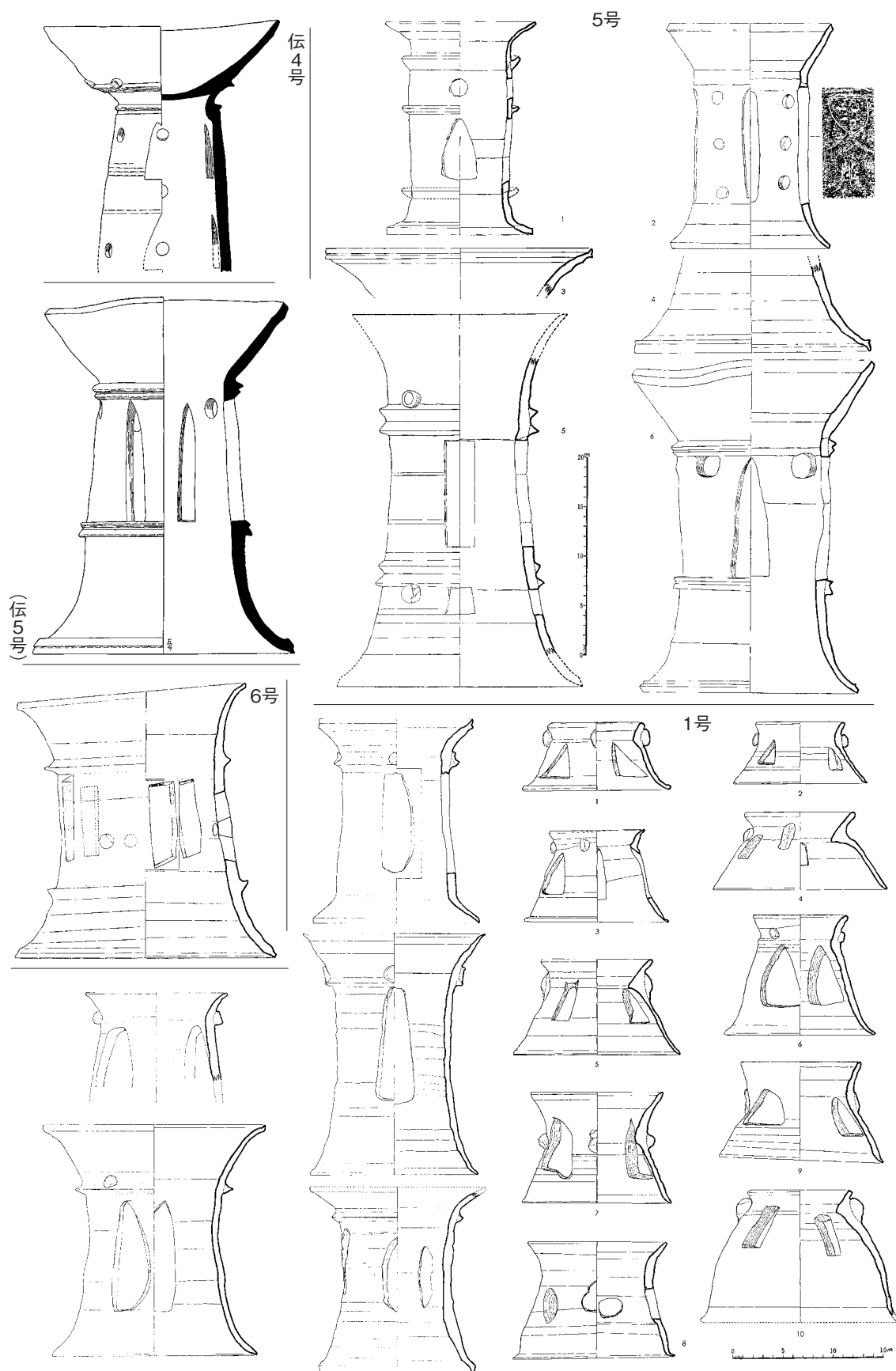
つぎに**手光波切不動古墳**の調査成果から沖ノ島祭祀遺跡にかかわってつくのは、**有孔器台**須恵器の問題である。現在報告書では沖ノ島を含めて6遺跡の関係資料が紹介されている(第4表)。

沖ノ島祭祀遺跡で発見される須恵器のうち、北部九州の古墳などでもこれまでみられない有孔器台や有孔土器が調査当時から注目されてきた。有孔器台と称されているものには上縁と下縁が外反する長胴形態のものと、短い外反上縁・外反短脚形態の二者がある。前者は6号・5号・1号遺跡から発見されてⅡ～Ⅲ～Ⅳ段階と継続するが、後者は1号遺跡に限定されて出土量も多い。前者はⅡ段階(6号遺跡)に出現しⅢ段階(5号遺跡)で盛行して、Ⅳ段階(1号遺跡)にまで及ぶが、5号遺跡から1号遺跡に移行すると、長胴形式から中胴形式に変化してゆき、低高短脚形式の流行する傾向がみられる。6号・5号遺跡の長胴器台には円形浮文・凸帯のほか、円孔・長方孔・長三角孔などがみら



第16図 琴状品・有孔器台・有孔土器(沖ノ島と参考資料)

(各報告書より)



第17図 沖ノ島祭祀遺跡出土 器台形須恵器(1/6)

(『沖ノ島』・『宗像沖ノ島』Iより)

れるが、1号遺跡の中胴形式器台では上半部に円形浮文・凸帯を踏襲するが、下半部の凸帯は消え、胴部の長方形・長三角形透孔はやや雑な不整形となる。また低高短脚形式器台の上半屈曲部に円形浮文をのこし、短脚部に三角形や長方形の透孔を巡らす、その輪郭はやや不整形をなす。以上のように、Ⅲ段階からⅣ段階へと小形化する傾向は容易に看取することができるが、6号・5号遺跡にみる器台の原型はどこに求められるのであろうか。そのヒントを与えてくれるのは、調査以前から宗像大社に保管されていた伝4号発見器台である。円孔・長三角孔を有する長胴形式脚部の上にやや浅い鉢状受皿を乗せた形式の大形器台である。この形式の器台は5世紀代から6世紀中ごろに盛行した大型器台であり、しばしば古墳発見品に見られ、受皿上に壺や子持壺などが据えおかれて副葬されるが、窯焼成時からこの組み合わせ状態であった場合も多く、時として両者がくっついた状態で発見される場合がある。宗像市相原古墳例などは沖ノ島伝4号遺跡出土の大型器台に最も類似したものであろう。古賀市船原3号墳出土器台なども近い存在である。さらに宗像市朝町百田B2号墳出土の器台3点は、沖ノ島伝4号例や相原古墳例にちかいものと、沖ノ島5号遺跡例にちかいものの両者が共存している事例として注目される。この古墳についての詳細はわからないが、古墳の前庭部出土とされ、この古墳の所在する丘陵基部に在る朝町木山遺跡窯跡群(6世紀後半～7世紀前半)があわせて注目されている³¹⁾。

本稿でとりあげた大島御嶽山祭祀遺跡と手光波切不動古墳からも上述した有孔器台が発見されている。前者では沖ノ島1号遺跡と同類の中胴形式器台と低高短脚形式器台を主流としながら、少量の朝町百田B2号墳の長胴形式に近い器台がみられる。また後者でも相原古墳や朝町百田B2号墳と同類の長胴形式器台が発見されていて、共伴した須恵器(高杯類)などとも勘考して、報告書で「宮地嶽古墳より新しいとする材料が少なく須恵器の年代を重視した場合、本古墳が先行して築造された可能性を指摘するに至った²⁹⁾」(57頁)と言及している点は必ずしも否定するものではないが、両古墳の石室規模・形式差・系譜観などの問題ともあわせて検討する必要がある、ここではともに7世紀前

半代というところにとどめておこう。

さらに沖ノ島祭祀のⅣ段階(1号遺跡)に登場した**有孔土器**がある。小型の外反口縁扁平壺形と杯・鉢形の2種があり、体部に4～9箇所の円孔をめぐらす。大島御嶽山遺跡でも同類品が発見されている。その大きさからして、上述した低高短脚形式器台と組合うものであろう。このような有孔壺形土器は、これまで他の祭祀遺跡での発見は聞いていない。

さきに述べた有孔器台の発見(第4表)は隣接する古賀市船原3号墳をのぞけば、宗像市・福津市での発見に限られており、その生産窯も宗像市域に予測されている。有孔土器とともに沖ノ島祭祀にかかわる専用祭器として考案されたものと云っても過言ではない。律令的祭祀の祭儀が大筋を構成したことに対応する地元宗像氏側で考案された祭具の1つであったかと思われる。このような視点から、福津市内殿の古内殿古墳群4号墳の周溝から発見された有孔土器は、古墳の築造年代が6世紀後半の横穴式石室であることとあわせて注目される。径10cmの無頸小形壺の体部に7箇の円孔をめぐらしたもので、このような形態の小壺からヒントを得た可能性も考慮されるところである³²⁾。大島御嶽山遺跡例にはこの系譜を承けたと思われるものがあることも注意されるところである。

以上、宗像市大島における祭祀遺跡と、福津市手光における古墳の調査成果は、沖ノ島祭祀のⅢ・Ⅳ段階祭祀についても新たな所見を加えることとなり、今後の研究にとっても貴重な一石を投じたのである。

4. 将来祭祀遺物研究の現在

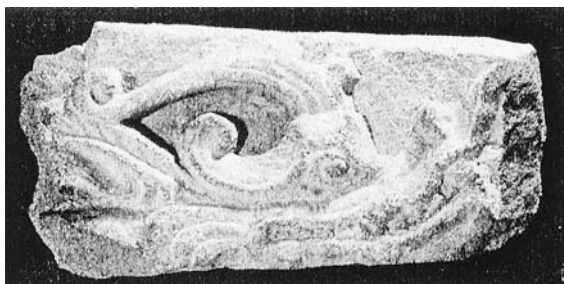
沖ノ島祭祀遺跡の各段階には、九州の地以外からの将来遺物—国外(朝鮮・中国)、国内(畿内)からの搬入品がある。本稿で扱うⅢ・Ⅳ段階には中国系遺物(Ⅲ段階)と畿内系遺物(Ⅳ段階)がある。本稿では前者について報告書以後の研究動向をとりあげておこう。

当初中国系遺物として数えられていたものに1対の**金銅製龍頭**がある(第5図)。これは杉村勇造氏によって興味ぶかい考察がなされている³³⁾。

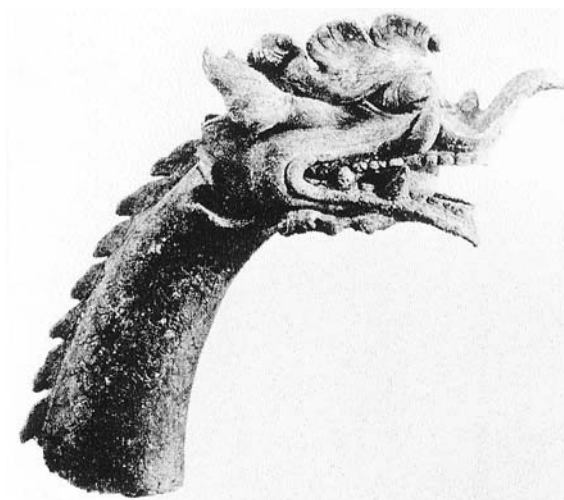
まず龍の様式について、中国の石窟に刻まれた北魏・東魏・隋唐時代の龍文飾りや、東京国立博物館蔵



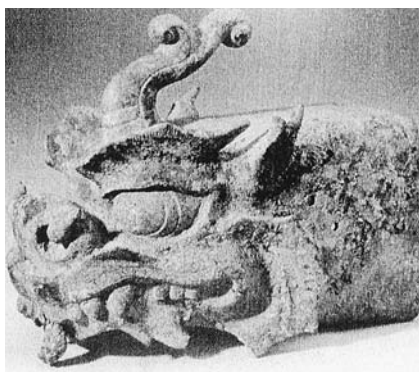
上・天龍山石窟龕飾(東魏) 長29.0cm 〈出光美術館蔵〉
上・天龍山第2窟龕飾(東魏) 『天龍山石窟』(1922)より



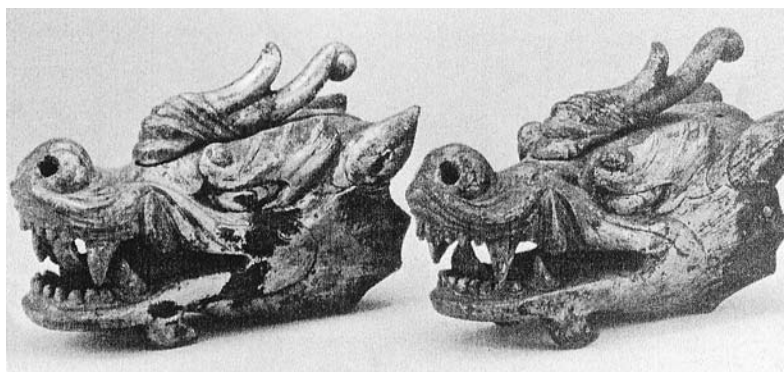
敦煌莫高窟159窟東壁画——「維摩變」供養婦人像(中唐)
〔敦煌文物研究所編『敦煌壁畫』(1959、北京)より〕



金銅製龍頭 全長65cm 慶尚北道榮州出土 (統一新羅時代)



湖巖美術館所蔵の金銅製龍頭 長35.2cm
高30.5cm (統一新羅末～高麗時代初期)



慶州雁鴨池遺跡出土の金銅製龍頭 長15.7cm 高10.5cm (統一新羅時代)

の法隆寺献納御物中の銅製鏃斗や金銅龍首水瓶などの龍形を比較して次のように述べている。

「東魏時代(534—550)から唐時代(618—907)の仏教遺跡として有名な山西省の省都太原に近い天竜山石窟群の中で、東魏の石窟として考えられている第二窟の東壁と西壁に残存している仏龕の両側に垂れ下がるように彫刻されている龍頭の様式は、いずれも上唇が長く鳥の嘴状をなし、下唇も鳥嘴状で下方に屈曲している。この様式は北魏時代の遺物には見られない。そして口辺の上にある眼窩や口辺の後部や下にある魚の鰭のごとき形の羽状の彫刻、それに頭上の先端を巻いた一本の角の様式など、今回出土した金銅製龍頭と極めて類似し、まったく同一時代の遺品であることを感じるのである^{33b)}」。(176頁・第18図)

つぎに龍頭の用途について「中国では旗などの竿の上部を曲げ、それに旗を結えて垂下せしめることが漢代から行われている」(177頁)が、唐の『大唐六典』巻17に「旂首金龍頭・御綿結綬」とあることをあげ、唐代敦煌莫高窟東壁画を紹介した(第18図)。また明代の『大明会典』巻182に「凡麾・幢・旛・節等、挑竿銅龍頭、俱以鉄爲鈎」とあり、沖ノ島発見の金銅製龍頭について、「この文の『ともに鉄をもって鈎をつくる』というのは金銅製龍頭の口辺の中心に残存する鉄片の円棒に相当するのであるが、屈曲した鈎の部分が失われていることは了解される^{33b)}」(177頁)という適切な指摘がなされている。

さらにわが国への伝来についても、欽明紀23(562)年8月条に、大將軍大伴連狭手彦に兵数万をさずけて高句麗を討たせた。狭手彦は勝に乗じて宮中に入り珍宝類を持ち帰り、天皇・蘇我稲目に奉送した。そのなかに「五色幡二竿」がみえる。この「幡二竿の竿上を飾る金銅龍頭が、時代的にも今回出土の金銅龍頭に極めて近いものと想定されるのである^{33b)}」(178頁)という興味深い考説を展開している。以上の杉村説については、報告書で再検討した岡崎敬氏がさらに統一新羅や高麗時代の竿頭龍頭まで広げて言及し、龍頭の様式や日本への伝来についても杉村説を認定している³⁴⁾。その後1985年になって弓場紀知氏は統一新羅産とする新説を提起した^{35a)}。本論文の前提として「龍頭に関してはむしろ韓国の方に類例が多く、沖ノ島のものと近い

ものが多い」(197頁)ところから始まり、慶州市雁鴨池遺跡出土品(7～8世紀)、湖岩美術館蔵品(10世紀)、国立光州博物館蔵品(12世紀)、慶尚北道栄州出土品(国立中央博物館蔵・9世紀)などを紹介し、なかでも栄州出土例が最も沖ノ島例に近いものとする(第18図)。そして両者にもっとも共通する特徴として「龍頭の体部に装飾されたヒョータン形の彫刻文様」(第20図)をあげている。すなわち、「栄州出土の龍頭は眼球と鶏冠の間と唇のまわりの肉の盛りあがったところに不定型の雲形の飾りが点々と散らされている。ヒョータン形を呈するものもあれば、雲気文ととれそうなものもある。沖ノ島5号遺跡出土のものにも口唇の盛りあがった部分に同様の文様が散らされている。沖ノ島出土の龍頭の場合は唇のまわりの肉の後方から下唇のまわりにヒョータン上の文様が不規則に配されている。一定の方向性はないが、唇のまわりの盛りあがった肉の部分に集中していることが特徴である^{35a)}」。(201頁)この文様は他の出土例には見られないという。

さらに2005年の著書^{35b)}では次のように解説している。

「大きさこそ違うが、龍の唇の形、眼球上の鶏冠状の飾り、さらに加えて鶏冠と龍眼の間に施されたヒョウタン形の刻線文様はまさに沖ノ島の龍頭にそっくりであり、製作者もきわめて近いものではないかと考えた。」(77～78頁)さらに沖ノ島5号遺跡で共伴した土器が7世紀後半のものであるところを参考して、金銅製龍頭を「統一新羅の作と考えれば、7世紀後半から8世紀と考えなければならない」(78頁)と結論した。

筆者も韓国で栄州出土品について実見する機会があったが、弓場氏のいうように沖ノ島出土品と極似しているとは見えない。それは、

①龍の唇の形では上唇が上方に延びている点は近いといえるが、栄州例は口をあけて上下の歯と牙のあたりに玉を喰んでいるのに対し、沖ノ島例は口を閉じて下唇は垂下し、奥(横方口)に延びる口部には下向きの上牙と上の歯並びが表現され、下牙や下歯は表現されていない。

②「眼球上の鶏冠上の飾り」は、沖ノ島例では眼球の後方に流れて末端は上方に増幅させながらカールする。さらにその下方や口の奥部周辺にも体部側にたなび



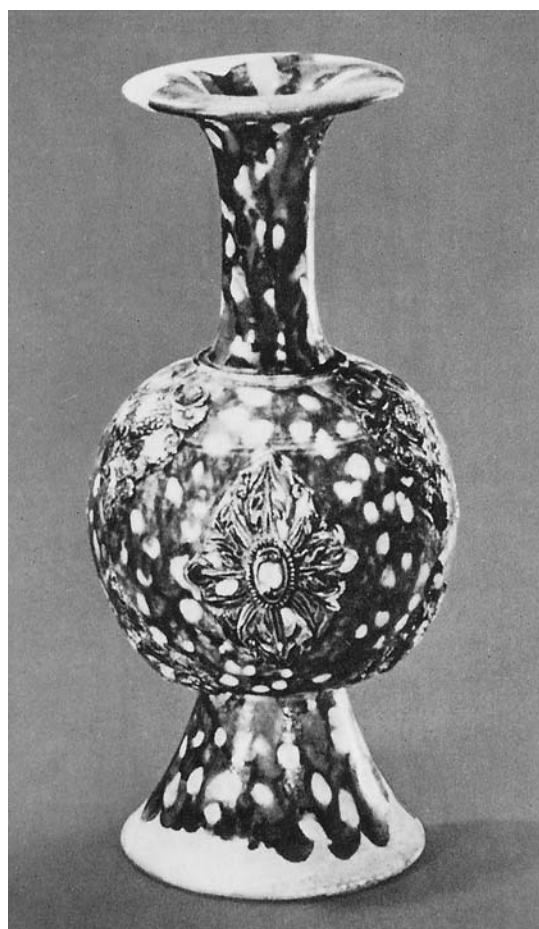
金銅製透彫香炉状品 (伝沖ノ島御金蔵〔4号遺跡〕)



唐三彩長頸瓶の口縁部分 (沖ノ島5号遺跡出土)



長頸瓶
(左) (東京国立博物館蔵) 高25.4cm



(右) (山西省太原唐墓出土) 高24.0cm

第19図 沖ノ島の中国系将来遺物と参考資料

くような鬚状の表現、下唇の下方には鱗状の表現があるが、栄州例にはない。

- ③沖ノ島例では頭頂から体部側に横方向に延びる一角が表現され、先端は上方に巻き込むが、栄州例には角の表現はない。

以上外観上の目立つ相違点をあげた。結局共通点としてあげられるのは、「ヒョウタン形の刻線文様」ということになるが、これも栄州例では「眼球と鶏冠の間と唇のまわりの肉の盛りあがったところ」に、沖ノ島例では下唇から顎部にかけての部分にみられるという点のみとなる。龍頭の形態様式を論ずるとき、外観ではみえにくいヒョウタン形刻線文様が上にあげた3点の相違点以上の意味をもつものであろうか。おそらく細部の刻線文様の近似を発見して直感的にこれを重視するあまりに、筆者が指摘した相違点の①・②まで近似とされ、③についてはまったくふれるまでに至らなかったであろう。さらには筆者は美術史研究の立場から栄州例を研究している姜友邦氏^{補註2)}(当時国立慶州博物館館長であった)に、沖ノ島の龍頭写真を持参して意見を伺ったが、栄州例の方が沖ノ島例より後出であろうとの指摘をいただいた。筆者は以上のような再検討の経過をたどってきて弓場説には首肯し難いところで、杉村説を支持してよいと考えている。

つぎに5号遺跡出土の**唐三彩長頸瓶**(第19図)について報告書以後の動向について述べたい。まず報告書段階までにこれについて述べている小山富士夫、岡崎敬両氏の所説にふれておく。

小山富士夫氏³⁶⁾は第3次沖ノ島調査の際に来島し、折から唐三彩の出土に立ち会ったが、その後まもなく中国はじめ各地の唐三彩研究の大筋にもふれながら、河南省鞏県の窯跡で生産された唐三彩は「素地が淡いピンク色をし、よく見る純白に白い唐三彩とは素地がちがう。西安出土の唐三彩と洛陽出土の唐三彩は素地も同じだし、器形・文様も区別がつかない。唐三彩は洛陽の北邙山でつくり、これを西安に運んだのではないか」とされた上で、「沖ノ島出土の唐三彩片は素地・釉調が洛陽・西安出土のものにそっくりで、恐らく盛唐頃、洛陽もしくは西安でつくったものではなかろうか³⁶⁾」(182頁)と述べている。

岡崎敬氏³⁷⁾は日本・中国の発見例にふれて、小山氏

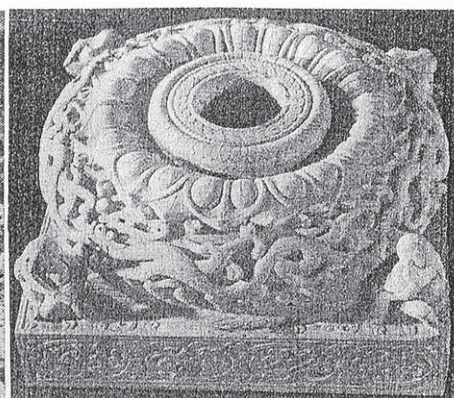
と同じく「胎土もきわめて白色良質であり、河南省古窯の製作の公算が極めて高い」(376頁)としている。さらに「中国における近年の調査から唐三彩の年代が、ほぼ八世紀前半のものである」ので、わが国では8世紀前半の4回の遣唐使のうち、「ことに第七次・第八次の遣唐使によってもたらされる公算が高いというべきであろう³⁷⁾」(376頁)と結論している。遣唐使第7次は707(慶雲4)年と718(養老2)年にわかれて帰着し、第8次は718(養老2)年に帰着している。この岡崎説に拠るとき、沖ノ島5号遺跡の祭祀は7世紀後半と8世紀前半の2回にわたる状況を考えなければならないことになる。また、1回の祭事である場合には唐三彩にあわせて8世紀前半まで引き下げねばならない。この場合、Ⅲ段階、Ⅳ段階という祭祀段階の変遷を考えた調査団の結論にまで影響が及んでくる。唐三彩と5号遺跡の年代観の相違についてはふれられないままに今日に至っていたのである。

その後沖ノ島出土の唐三彩についてふれられたものに、弓場紀知氏の1995年の著書³⁸⁾がある。弓場氏は沖ノ島報告書以後の中国側での新発見や研究の進展にもふれ、なかでも宿白氏の西安地区壁画墓の5期編年の第2期(653—675年)に三彩器が発見されるところから、この時期を「初期唐三彩」と位置付けた。すなわち「器形・装飾において六世紀後半～七世紀前半の作風が認められ、七世紀後半(初唐～盛唐)に製作されたと考えられるもの³⁸⁾」(108頁)を設定した。これまで唐三彩は8世紀前半の盛唐期に集中するとされてきたところからすれば新しい視点であった。しかしわずかな紀年墓出土資料以外には絶対年代をきめるのはむずかしい状況であった。そのような状況からようやく「鄭仁泰墓や李鳳墓など紀年墓資料が最近発掘され、六六〇～六七〇年頃には唐三彩が製作されていたことは確認できる³⁸⁾」(113頁)ようになってきた。沖ノ島出土の唐三彩瓶の参考にししばしば引用される東京国立博物館藏品や、中国山西省太原の唐墓出土品は初期唐三彩の代表的作品とされている(第19図)。このような研究の進展状況に照らせば、沖ノ島出土例は7世紀後半代にさかのぼらせることが可能になり、5号遺跡の年代観との齟齬は解消することとなった。

最後に**金銅製透彫香炉状品**(第19図、第20図)をあげ

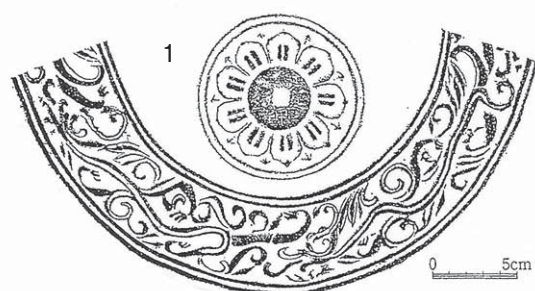


沖ノ島5号遺跡出土の金銅製龍頭の側面細部



北魏司馬金龍墓柱礎（石彫）
（文物1972-3）

伝御金蔵出土金銅製透彫香炉状品拓影



2

上段



3



上段

中段

下段



中段

4



下段（俯瞰）

5

1.『沖ノ島』より
2～5小田手拓（1954年10月）
〔1/2大〕

第20図 金銅製龍頭・金銅製透彫香炉状品の部分詳細図

ておこう。これまでこの遺品はいくつかの名称でとりあげられており、近年になって将来品説が提起された経緯がある。沖ノ島御金蔵(4号遺跡)から持帰られた品として宗像大社の収蔵庫に保管されてきた。1940(昭和15)年に豊元國氏によって「透彫鏡形金銅器³⁹⁾」の名称で紹介されて以来学会に知られることとなった。以来、「香炉状品⁴⁰⁾」、「透彫り金具⁴¹⁾」、「金銅香炉状製品⁴²⁾」などの名称で紹介されてきた。胴部最大径13.5cm・高さ9.5cmの側面観扁球形をなす。2条凸帯で3段にわけて半肉彫透彫様式の文様がほどこされる。上段は9個の複弁蓮華文で先端は尖頭をなす。

中房には大きな無文円板で中央に方形孔をあけ、蓮子などの表現はない。孔の傍に楷書「甲」字刻銘がある。上段部は中段部以下と別鑄で、両者は内面に留金板をわたして、鋲留めで連結されている。下段は径9.5cmの空洞部の周縁に請花状に21個の複弁蓮華文をめぐらす。下端部は輪線状に立ちこの部分に小孔をめぐらしている。岡村氏は「おそらく筒状の布か組紐を綴じあわせて垂飾りとしたもの⁴¹⁾」(399頁)かという推察と用法案を示している。中段は唐草文状に2頭の龍文をめぐらす。その形状は岡村論考に詳しく記述するようにきわめて写実的で、頭部と尾部のあたりには2~4葉の唐草文が加えられている。

この金銅製品について豊氏は「佛前或は神前に於ける照明用としての佛具の部分品であろう³⁹⁾」(154頁)とし、年代については蓮弁の形状から「奈良朝前期と見做すより寧ろ後期³⁹⁾」(155頁)に推定した。鏡山氏は上段中房の「甲」刻字から「十干か十二支で、一連の番号を以て組合せか順序を示す符号ではなかろうか」(170頁)と指摘し、蓮弁の形状から「飛鳥時代」に盛行した単狹弁の文様より次の時代に降っている(中略)しかも奈良時代を下らない」(171頁)とするほば豊氏と同じ年代観を示した⁴⁰⁾。以来半世紀を経て、中国考古学の最近までの調査研究の成果に拠って、5世紀後半の北魏系文物が倭の五王の南朝入貢などの歴史的背景のもとに将来されたとする考説が岡村秀典氏によって提起された⁴¹⁾。岡村氏は北魏の蓮華文・龍文、両文様の組合せ、古墳時代の透彫り金具などについて詳細な検討を行った。その結果、本金銅製品は北魏に由来すること、北魏の宋紹祖墓(477年)や司馬金龍墓(484年)(第

20図)の蓮華文・龍文礎石との近似から5世紀後葉に比定されることなどの考証成果を示している。豊、鏡山両氏の時代には、これらの中国考古学の成果が知られる以前で止むをえない段階であったから、わが国の古代の資料を渉猟するにとどまっていた。岡村氏の論考はこの点でも従来の行き詰まり的状况を打開した新鮮な視点であり、考証内容においても説得性に富むところが多い。また論考の最後に5世紀後葉中国文物の東伝に関して、北魏—高句麗—新羅系列と南朝—百濟—倭系列を想定しているが、この点筆者もかつて宮地嶽古墳の板ガラス⁴³⁾や南朝と百濟・新羅文物との交渉⁴⁴⁾について考察した際にふれたところであり、したがって「政治的な外交関係がそのまま美術様式の系列に反映すると考えるのは早計であり、北魏の美術様式も倭の文物に少なからざる影響をおよぼした⁴¹⁾」(406頁)という指摘にも共感できるところが多い。かくして本品について将来品としての認定と時期が確定されてくれば、沖ノ島祭祀品として到来したのは祭祀のⅡ段階、すなわち岩陰遺跡段階であった可能性が高いであろう。さすれば前稿(再検討2)で扱った8号遺跡出土の浮出し円文ガラス碗の将来とも近い状況が想起されるであろう。なお将来遺物については、国内の畿内からの将来品もあるが、すでにかかなりの稿量に達しているので後日を期して割愛することとする。

おわりに

これまで3回にわたって沖ノ島祭祀遺跡についての再検討というテーマを掲げて執筆してきた。第3次調査が終了してから40年、報告書刊行から数えて30年余が経過している。第1次から3次調査にかかわった先学はほとんどの方々が物故されてしまった。もはや伝承の段階に入った遠い出来事のように接する人々の現在である。世界遺産の候補にでもあがらなければ研究史の中におさまってしまっていたらう。世界遺産として取沙汰されてきたことで、全調査にかかわった生き残りとして筆者などまで再起用されることとなった。学問研究の世界は日進月歩を重ねている。神道考古学の研究も40年も経てば再検討すべき段階にある。筆者が起用されるとすれば研究の現在にに応じて報告書の誤

りをただし、不備を補いながら構想を新たにして、報告書段階では不発に終わった古代祭祀の実像に迫りたいと考えた。しかし稿を起してみても果たしてどこまで到達しえたであろうかと内心忸怩たるものがある。稿了した現在、なお不十分な思いは多々あり、まだ論及すべきテーマも少なくない。ひきつづいて総括的終章まで執筆して完了させたいと考えて準備をすすめている。それが最後まで生き残った調査関係者として先学たちに報ずることにもなろうかと思う。これまで3回にわたって再検討した内容が、さらに今後の研究進展に資するところあらば望外のよろこびである。調査の折々に交流のあった先学たちを偲びつつひとまず擲筆する。

今回の再検討に加えた大島御嶽山遺跡の現地見学では福岡県世界遺産登録推進室や宗像市教育委員会の方々、また出土品整理段階の検討でも安部裕久・山田広幸(宗像市教育委員会)・重住真貴子(宗像大社神宝館)氏らの、また手光波切不動古墳の須恵器や石室構造の検討では福津市教育委員会の井浦一氏にお世話いただくところが多かった。あわせて厚くお礼申しあげます。

註

- 1) 5号遺跡の祭祀場所について報告書の「1. 遺跡」の項では「東西約8.1m、南北5.2mほどの範囲」(164頁)とする記述があるが、同書Fig. 67の平面図(168～169頁)でみても、これは実際の約2倍の数値であり「4. 小結」(196頁)の項で「東西4.2m、南北2.5m」とあるのが正しい。
- 2) 報告書196頁の「4. 小結」の項で、「岩の上方が西へのび、庇の役目をはたしている。巨岩が前面にのびて形成する庇は高いがさして深くないので、良好とはいえず、測量の結果でも祭場前面を覆うにいたってはいない。特に南側の部分などは庇がかかっていない。」と述べられている点は、本稿の記述とあい応じている。
- 3) 小田富士雄「沖ノ島祭祀遺跡の時代とその祭祀形態」(『宗像・沖ノ島』I・報告編第4章254～266頁)1979年
- 4) 松本肇「金属製雛形祭祀品」(『宗像・沖ノ島』I・考察編第2章第6節391～403頁)1979年
- 5) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『特別展・伊勢神宝と考古学』、p. 28, p. 59～60、1985年
- 6) 宗像神社復興期成会『続沖ノ島—宗像神社沖津宮祭祀遺跡—』第七章第三節、1961年、「用途不明の金銅製品」として第124図16・17に収録された。
- 7) 佐田茂「沖ノ島発見の雛形琴について」(一)・(二)(『西日本文化』第82号・第83号)1972年6月・7月
- 8) 井上光貞「古代沖の島の祭祀」(『東大三十余年』私家版)1978年、のち(『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会)1984年、本稿収録時は後者に拠っている。
- 9) 小田富士雄「沖ノ島祭祀の遺構と遺宝—昭和44～46年度の調査—」(『海の正倉院沖ノ島』206～211頁)1972年、毎日新聞社
- 10a) 白石太郎「神まつりと古墳の祭祀—古墳出土の石製模造品を中心として—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集79～114頁)1985年
- b) 同上「東国の祭祀遺跡とその遺物」(群馬県立歴史博物館第51回企画展『海の正倉院沖ノ島—古代の祭祀西・東』118～121頁)1995年
- 11a) 金子裕之「平城京と祭場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集219～290頁)1985年
- b) 同上「都城と祭祀」(小田編『古代を考える・沖ノ島と古代祭祀』198～226頁)1988年、吉川弘文館
- c) 同上「律令期祭祀遺物集成」(菊地康明編『律令制祭祀論考』323～602頁)1991年、塙書房
- 12) 泉武「人形祭祀の基礎的考察」(『橿原考古学研究所紀要』第8号)1982年、斉藤忠編『日本考古学論集3・呪法と祭祀・信仰』144～191頁による)収録1986年、吉川弘文館
- 13) 広瀬和雄『カミ観念と古代国家』第4章、2010年、角川学芸出版
- 14) 小田富士雄「沖ノ島祭祀遺跡の再検討2」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ-1、1～41頁)2012年
- 15a) 大場磐雄「日本上代の巨石崇拜」(『神道考古学論攷』158～184頁)1943年、葦牙書房(初出1937年)
- b) 同上「磐座磐境等の考古学的考察」(同上185～241頁)1943年、葦牙書房(初出1942年)
- 16) 吉川宗明「岩石を信仰していた日本人—石神・磐座・磐境・奇岩・巨岩と呼ばれるものの研究—」2011年、遊タイム出版
- 17) 梶山林継「創刊にあたって」(『祭祀考古学』創刊号)1997年、祭祀考古学会
- 18) 韓国国立全州博物館編『扶安竹幕洞祭祀遺蹟』(同館学術調査報告第1輯)1994年
小田富士雄「韓国竹幕洞祭祀遺跡と古代祭祀—とくに倭系祭祀遺物について—」(小田『古代九州と東アジアI』326～346頁)2012年(初出1998年)、同成社
- 19) 大平茂『祭祀考古学の研究』2008年、雄山閣
- 20) 穂積裕昌『古墳時代の喪葬と祭祀』2012年、雄山閣
- 21) 乙益重隆・網干善教・坂詰秀一「座談会・宗教考古学のイメージを語る」(『季刊考古学』第2号)1983年2月、雄山閣
- 22) 小出義治「祭祀」(『日本の考古学』V 276～314頁)1966年、河出書房新社
- 23) 梶山林継「祭と葬の文化—石製模造遺物を中心として—」(斉藤忠編『日本考古学論集3・呪法と祭祀・信仰』229～271頁)1986年(初出1972年)

- 24) 官幣大社石上神宮編『石上神宮宝物誌』1929年、1980年復刊、吉川弘文館
- 25) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集323～340頁)1985年
- 26) 三品彰英「銅鐸小考」(三品論文集第5巻『古代祭政と穀霊信仰』10～28頁)1973年、平凡社(初出1968年)
- 27) 小田富士雄・真野和夫「1号遺跡1. 遺跡」(『宗像・沖ノ島』I報告編第3章第2節)1979年
- 28) 山田広幸・重住真貴子・降幡順子『大島御嶽山遺跡—福岡県宗像市大島所在遺跡の発掘調査報告—』(宗像市文化財調査報告書第64集)2012年
- 29) 井浦一『津屋崎古墳群Ⅲ—手光波切不動古墳の調査・手光湯ノ浦古墳群の調査—』(福津市文化財調査報告書第7集)2013年
- 30) 森本徹「シショツカ古墳の喪葬儀礼」(大阪府立近つ飛鳥博物館『館報16』)2012年
- 31) 宗像市史編纂委員会編『宗像市史・通史編』第1巻776～777頁、1997年
- 32) 南時夫『古内殿古墳群』22頁(福岡町文化財調査報告書第7集)1994年
- 33a) 杉村勇造「金銅製龍頭」(『沖ノ島 I—宗像大社沖津宮祭祀遺跡昭和44年度調査概報』Ⅳ—1・43～46頁)1970年、宗像大社復興期成会
- b) 同「金銅製龍頭」(『海の正倉院沖ノ島』175～178頁)1972年 毎日新聞社
- 34) 岡崎敬「金銅製龍頭」(『宗像・沖ノ島』I考察編第2章第2節328～333頁)1979年
- 35a) 弓場紀知「沖ノ島出土船載遺物の再検討—特に金銅製龍頭の流伝に関して—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集191～218頁)1985年
- b) 同上「金銅製龍頭の発見と伝来」(シリーズ「遺跡を学ぶ」013『古代祭祀とシルクロードの終着地・沖ノ島』第4章3. 74～79頁)2005年
- 36) 小山富士夫「沖ノ島出土の唐三彩と奈良三彩」(『海の正倉院沖ノ島』179～183頁)1972年、毎日新聞社
- 37) 岡崎敬「唐三彩長頸花瓶」(『宗像沖ノ島』I考察編第2章第5節1. 371～383頁)1979年
- 38) 弓場紀知『三彩』(中国の陶磁3)1995年 平凡社
- 39) 豊元國「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金蔵発見の金属製遺品に就いて」(『考古学』11巻3号151～157頁)1940年
- 40) 鏡山猛「香炉状品」(『沖ノ島』第三章第六節四、170～171頁)1958年
- 41) 岡村秀典「伝沖ノ島出土の透彫り金具について」(茂木雅博編『日中交流の考古学』398～405頁)2007年、同成社
- 42) 宗像大社神宝館『国宝一括指定記念：沖ノ島祭祀と宗像・福津の文化財展』2006年10月28日～11月26日
- 43) 小田富士雄「福岡県・宮地嶽古墳の板ガラス」(小田『九州古代文化の形成』上巻第二部第六章502～517頁・図版33～36)1985年、学生社(初出1980年)
- 44) 小田富士雄「南朝塙墓よりみた百済・新羅文物の源流」(小田『九州古代文化の形成』下巻第四部第六章462～509頁・図版41～47)1985年、学生社(初出1981年)

補註

- 1) 雄略紀9年(465)2月朔日条に、天皇が凡河内直香賜^{おおしかふち}と采女を遣わして胸方神^{かつ}を祠らしめた。時に「壇所」(祭祀を行うために設けた一段高い所)に至り香賜が采女を奸して逃亡する事件があり、捕えて斬罪に処したと伝えている。このことは胸方神の祭事にあたって、ヤマト王権からのちの勅使派遣にも似た大王の準直祭ともいうべき祭祀が実修されていたことがうかがわれる。この祭事が行われたのは宗像市田島の辺津宮(宗像大社)域に設けられた高宮にあてると異論はない。おそらく沖ノ島の国家型祭祀の当初(岩上祭祀段階)には、地域首長層の伝統的祭祀と異なる大王直祭の方式による上位ランクの祭祀方式が、祭祀を実修すべく中央からの派遣官によって伝えられていたことを推察させるであろう。そして大王祭祀方式が定着した岩上祭祀の完成期(21号遺跡)には、これを修得した宗像氏の首長を登用した委託祭祀方式も採用されるに至ったのではあるまいか。沖ノ島21号遺跡と勝浦峯ノ畑古墳首長とのかかわりにその具体例を求めてみた次第である(前稿・再検討2)。したがって沖ノ島の国家型祭祀といわれるものは、その始まりから古墳首長層間にみられる祭祀ランクとも異った、より上位の祭祀として発足したものではなかったかと考えている。
- 2) 姜友邦「統一新羅法幢^{うなぬめ}の復元の考察—豊基出土金銅龍頭^{かたぶ}の出現を契機として—」(『三佛金元龍教授停年退任紀念論叢Ⅱ』)1987年、346～358頁、一志社(韓国)

古代宗像の渡来人

亀田 修一 岡山理科大学教授

要旨：古代の宗像地域は、「沖ノ島祭祀」との関わりからまず海、そして朝鮮半島や大和との関わりがイメージされる。確かにその通りであり、津屋崎古墳群の周辺に朝鮮半島との関わりを示す資料が多く見られ、渡来人の存在も推測できる。しかし、今回宗像地域の朝鮮半島系考古資料を改めて集成・検討すると、海岸部だけでなく、内陸部にも多く存在することが確認できた。そして彼らの仕事として、以前からいわれていた鉄器生産だけでなく、陸上交通との関わり、農耕地・水路などの新たな開発、あまり明確ではないが、須恵器生産、木工製品生産、馬飼育などにも関わっていたのではないかと推測できた。渡来人の検討を通して、福岡平野とは異なる、宗像独自の動きも推測できそうである。

キーワード：宗像、朝鮮半島系考古資料、渡来人、オンドル住居、軟質系土器

1. はじめに

古代の宗像は周辺の海、そして沖ノ島祭祀と関わることによって深く大和王権や朝鮮半島と関わる重要な地域であると認識され、多くの研究が進められてきた。

しかし、沖ノ島祭祀があまりにも有名であるため、地元である宗像に関する研究はあまり注目されずに来たように思われる。そのような中で古代宗像と朝鮮半島との関わりを示す朝鮮半島系資料が徐々に増加し、検討されるようになってきた。

小稿では、沖ノ島祭祀のあり方を意識しながらも、古代宗像の人々が朝鮮半島・渡来人たちとどのように関わったのか、そして渡来人たちは宗像の地で何をしていたのかなどを検討してみたい。

このような古代宗像と朝鮮半島との関わりに関しては、近年徐々に検討が進み、重藤輝行(2011)や池ノ上宏(2012)などの研究は渡来人も意識した研究として注目される。また、宗像地域における古墳、首長たちなどに関するまとまった近年の研究としては原俊一(1988、1997a-b)や花田勝広(1999・2012)などのものがあり、最新の古墳に関わる資料集成もなされている(第37回九州古墳時代研究会実行委員会2011、以下、九古研)。

小稿は、これら諸先学の研究成果によりながら執筆

しているが、特に重藤・池ノ上の研究成果を大いに参考にさせていただいたことを明示しておく。

2. 宗像地域の朝鮮半島系考古資料と渡来人

宗像地域の朝鮮半島系考古資料を池ノ上2012などの資料を参考にまとめ直したものが第1表である。

これらの資料をもとに、筆者が以前発表した亀田1993・2003の方法によって渡来人やその子孫たちの存在を検討する。

渡来人さがしに有効な遺構・遺物として筆者はいくつかの項目を挙げたが、遺構においては、まずL字形カマドを敷設したオンドル住居や初期のカマド住居が有効である。

また遺物では当時の日本列島の人々が受け入れなかった平底の鉢や縄蓆文、そして有溝把手などがあげられるが、そのほか鳥足文タタキも日本列島の人々は受け入れなかったようである。

ここではこれらの遺構・遺物などを取り上げて、宗像地域の渡来人たちについて検討するが、渡来人の存在をより明確に示すと考えているL字形カマドを取り付けたオンドル住居を検討の中心に据えて、地域ごとに検討することにする。

オンドル住居は古代宗像郡地域では、6ヵ所で確認

第1表 宗像地域の朝鮮系考古資料

	遺跡名	遺構・遺物	時期	参考文献
1	富地原森遺跡16号住居	陶質土器平底浅鉢、ほか柱穴で陶質土器	5世紀前半～中頃	白木1995
2	富地原川原田遺跡 SB14住居	鳥足文タタキ土器・陶質土器、その他柱穴より陶質土器	6世紀	白木1994
	SB27住居	初期カマド、軟質系土器(特殊文タタキ土器・平底浅鉢・平底深鉢・平底多孔甗)、陶質土器	5世紀前半～中頃	白木1994
	SB25住居	丸底多孔甗		白木1994
	SB32住居	陶質土器	5世紀後半	白木1994
	(その他)	軟質系土器鉢	5世紀後半	白木1994
3	富地原岩野遺跡	軟質系土器	弥生時代後期後半	安部1994
4	徳重仏祖2号墳	U字形鋤鉞先	5世紀中頃	九古研2011
5	田久瓜ヶ坂4号墳	杏葉、銀製空玉	6世紀前半	岡1999
6	浦谷C-5号墳	杏葉、馬鈴	6世紀前半	原1982
7	朝町山ノ口5号墳	鉄鉗・鉄槌	6世紀末	原1984・1991
	6号墳	鉄鉗・鉄槌	6世紀末～7世紀	原1984・1991
8	野坂一町間遺跡1号住居	鍛冶炉	5世紀中頃	原1985
	4号住居	塹	5世紀前半	原1985
9	光岡六助遺跡 SB9住居	オンドル住居	5世紀中頃	原1997a・九前研2005
	流路	陶質土器	5世紀前半	原1997b・九前研2005
10	久原I-1号墳	輪燈	5世紀前半	清水1988・九前研2005
	II-3号墳	多角形袋部鉄矛	6世紀後半	九古研2011
11	久原瀧ヶ下遺跡3号住居	板状鉄斧	3世紀後半～4世紀前半	原1983・原1997a
	SC64住居	初期カマド住居、陶質土器碗?、軟質系土器丸底多孔甗	5世紀前半～中頃	岡2000
	SC72住居	陶質土器縄蓆文壺	5世紀前半	岡2000
	包含層	陶質系土器把手付き碗	5世紀	岡2000
12	大井三倉5号墳	蛇行状鉄器・鋸	6世紀後半	酒井1987
13	平等寺原5号墳	鉄鉗	6世紀後半	原1997b・九古研2011
14	相原2号墳	新羅印花文土器	7世紀前半	酒井1979
15	稲元久保遺跡Ⅲ-6号横穴墓	多角形袋部鉄矛	6世紀後半～7世紀	九古研2011
16	稲元黒巡C区SH1号窯跡	三足土器	6世紀末～7世紀前半	白木2002
17	久戸2号墳	陶質土器	5世紀後半	酒井1979
	9号墳	銀象嵌三葉環頭大刀	5世紀中頃	酒井1979
	11号墳	陶質土器	6世紀前葉	酒井1979
18	上高宮古墳	蕨手刀子	5世紀前葉	第三次沖ノ島1979
19	牟田尻桜京 A06号墳	鉄製戟	5世紀後半	玄海町1996・九古研2011
20	牟田尻中浦 A03号墳	飾履・鋸	6世紀後半	玄海町1996・九古研2011
21	田野瀬戸4号墳	胡録、塹	5世紀末～6世紀初	岡・坂本2007
22	勝浦高堀遺跡	軟質系有溝把手		安武2002
23	勝浦峯ノ畑古墳	初期横穴式石室、初期須恵器副葬、初期馬具、冠帽、有刻銅釦	5世紀中頃	池ノ上・吉田2011
24	勝浦井ノ浦古墳	伽耶系横穴式石室?、初期馬具	5世紀中頃	川述1977
25	勝浦水押 SO01号墳	多角形袋部鉄矛	6世紀後半	安武1998
26	勝浦穴田遺跡谷部包含層	鈴高杯	6世紀後半	池ノ上2000
27	勝浦堂ノ裏遺跡	軟質系土器甕(細格子タタキ:A区)、軟質系土器甕(擬格子タタキ:C区)	5～6世紀?	池ノ上2000

28	練原遺跡群練原地区	縄文陶質土器	5世紀	池ノ上1999
	大具地区	縄文陶質土器、鳥足文タタキ陶質土器ほか	5～6世紀	池ノ上1999
29	奴山正園古墳(旧：奴山5号墳)	陶質系土器器台、曲刃鎌	5世紀前半	佐々木1978
30	新原・奴山1号墳	鉄鉋・鉄槌・鏝、鋸	5世紀中頃	石山1977・橋口1989
	5号墳	皮袋形土器	6世紀後半	児玉1981
	44号墳	匏形鉄器、鏝、鋸	6世紀後半	池ノ上2001
31	奴山伏原遺跡 SC56住居	板状鉄斧	弥生時代?	池ノ上2002a
	SC57住居	軟質系土器壺	6世紀前半	池ノ上2002a
	SC108住居	縄文陶質土器	5～6世紀	池ノ上2002a
	SC112住居	オンドル住居	6世紀前半	池ノ上2002a
	SC114住居	縄文陶質土器	5～6世紀前半	池ノ上2002a
	SC117住居	縄文陶質土器	5～6世紀後半	池ノ上2002a
	SC118住居	縄文陶質土器	5～6世紀前半	池ノ上2002a
32	生家釘ヶ裏遺跡 SC035住居	陶質土器	6世紀前半	池ノ上1998
	SC170・171住居	陶質土器	5世紀中頃	池ノ上1998
	SC188住居	軟質平底鉢、移動式カマド	6世紀前半	池ノ上1998
	SD022溝	陶質土器	5世紀中頃～6世紀前半	池ノ上1998
	SD200自然流路	陶質土器、多孔甕	5世紀中頃～6世紀前半	池ノ上1998
33	須多田宮ノ下古墳	提げ砥石	5世紀前半	池ノ上・安武1996b
34	須多田下ノ口古墳	縄文陶質土器(古墳とは別?)	古墳は6世紀	池ノ上・安武1996b
35	在自小田遺跡 SB01建物	縄文土器、鳥足文タタキ土器	5世紀前半	池ノ上・安武1994
	SK04土坑	鳥足文タタキ陶質土器、鳥足文タタキ軟質系土器、U字形鋤鉋先	5世紀前半	池ノ上・安武1994
	包含層	高霊系陶質土器、鳥足文タタキ土器、縄文土器	5世紀～	池ノ上・安武1994
36	在自三本松遺跡	軟質系有溝把手甕	6世紀?	池ノ上・安武1994
37	在自上ノ原遺跡 SK03土坑	陶質土器、鳥足文タタキ土器	5世紀前半	池ノ上・安武1995
38	在自下ノ原遺跡 SC03住居	縄文陶質土器	5世紀	池ノ上・安武1996a
	SC15住居	鳥足文タタキ陶質土器甕	6世紀後半	池ノ上・安武1996a
	SC17住居	陶質土器	4世紀後半	池ノ上・安武1996a
	SC33住居	縄文陶質土器	5世紀前半	池ノ上・安武1996a
	SC37住居	縄文陶質土器	5～6世紀後半	池ノ上・安武1996a
	SC55住居	オンドル住居	5世紀中頃	池ノ上・安武1996a
	SD161溝	鳥足文タタキ陶質土器(碗形滓共伴)		池ノ上・安武1996a
	SK03土坑	鳥足文タタキ陶質土器	5世紀中頃	池ノ上・安武1996a
	土器だまり	陶質土器、鳥足文タタキ陶質土器、軟質系土器	5世紀中頃	池ノ上・安武1996a
	包含層	縄文陶質土器、鳥足文タタキ土器	5～6世紀	池ノ上・安武1996a
39	宮地嶺古墳	金銅装冠・馬具、銅鏡、ガラス板	7世紀前半～中頃	池ノ上・花田1999
40	宮司井手ノ上古墳	陶質土器甕、鏝、U字形鋤鉋先、金銅製鈴、鉄製手斧	5世紀前半	橋口1991
41	宮司大ヒタイ遺跡	初期須恵器鉢?	5世紀?	池ノ上2002b
42	手光古墳群北支群2号墳	多角形袋部鉄矛	6世紀後半	伊崎1981
	南支群2号墳	蛇行状鉄器、多角形袋部鉄矛、鏝	6世紀後半	伊崎1981
43	手光波切不動古墳	新羅系輪鏡、新羅印花文土器	7世紀前半～中頃	井浦2013
44	津丸西ノ後遺跡4区 SC36住居	オンドル住居	5世紀前半	九前研2005
	4区SX7祭祀土坑	鉄鋌	5世紀前半	九前研2005
45	津丸横尾3号墳	三累環頭大刀	6世紀末～7世紀前半	井浦1997
46	津丸・久末古墳群長尾2号墳	十字形透かし彫り辻金具・馬鈴	6世紀後半	波多野1974
47	津丸南天神遺跡 SC4号住居	オンドル住居	5世紀前半	福岡町2003・九前研2005
48	割畑1号墳	鉄鋌、鏝、釵子	5世紀前半	井浦1999
49	割畑遺跡第3地点 SC40住居	オンドル住居	5世紀	池ノ上2012

50	伝・花見古墳	三叉鋏、鉄矛柄		横田1980
51	花見1号墳	銅釧	5世紀前半	酒井1984
52	千鳥5号墳	陶質土器	5世紀前半	浜田1985
	22号墳	垂飾付耳飾	5世紀前半	飛野1987
53	左谷7号墳	銅釧	6世紀後半	松岡1974
54	鹿部田潤遺跡	円筒形土製品、軟質系土器(甕、甌など)	6世紀後半～7世紀初め	甲斐2003
55	鴻ノ巣1号石棺	多角形袋部鉄矛	5世紀?	石山1978
56	永浦遺跡4号墳	陶質土器、金環、鏝、初期土器副葬?	5世紀前半	甲斐2004
	1号小石室	初期土器副葬	5世紀後半	甲斐2004
	3号土壙墓	初期土器副葬	5世紀中頃	甲斐2004
	11号土壙墓	初期土器副葬	5世紀中頃	甲斐2004
	SC1住居(2次調査)	陶質土器?、鉄鋌	4世紀後半～5世紀前半	甲斐2004
57	川原庵山5号墳	蕨手刀子	5世紀前半	児玉1978
	8号墳	十字形鉄矛、U字形鋤鋏先	5世紀後半	石山1974
58	馬渡・束ヶ浦遺跡F地点SF2	蕨手刀子	5世紀前半	井2003
	F地点SF4	蕨手刀子、渦文鉄製品	5世紀前半	井2003
	F地点SF6	蕨手刀子、渦文鉄製品	5世紀前半	井2003
59	楠浦・中里古墳群	馬埋納土壙?(4基)	6世紀後半～7世紀	井・横田2005
60	香ノ木3号墳	サルボ(鏝形鉄製品)	7世紀後半	西田1998
61	大森7号墳	三葉環頭大刀	5世紀後半～6世紀初	西田1997
62	夜臼・三代地区遺跡群大森地区第6区	陶質土器、軟質土器、鳥足文タタキ軟質土器	5世紀	西田1994
63	三代須川1号墳	多角形袋部鉄矛	6世紀後半	浜田1984
	2号墳	金環	6世紀後半	西田1989
	3号墳	多角形袋部鉄矛	6世紀後半	西田1999a
64	三苦遺跡群SC001住居	陶質土器	6世紀前半	榎本・長家1996
65	三苦古墳群A-1号墳(三苦京塚古墳)	三累環頭大刀	6世紀後半	瀧本1991
66	唐原遺跡SC16住居	陶質土器	5世紀前半	小林1989
	SC30住居	陶質土器、軟質系土器	5世紀前半	小林1989
67	相島積石塚群93号墳	陶質土器?	5世紀後半	西田1999b
	108号墳	瓶形土器	5～6世紀	西田1999b
	110号墳	陶質土器蓋	5世紀中頃～後半	西田1999b
	119号墳	縄蓆文陶質土器	5世紀	西田1999b
	186号墳	縄蓆文陶質土器	5世紀	西田1999b
68	沖ノ島祭祀遺跡6号遺跡	鉄鋌	6世紀末	第三次沖ノ島1979
	7号遺跡	金製指輪、金製釧、銀製釧、金銅装馬具、唐三彩	6～7世紀	宗像神社1958
	8号遺跡	瑠璃椀	6～7世紀	宗像神社1958
	16号遺跡	鉄鋌	5世紀前半	宗像神社1961
	21号遺跡	鉄鋌、鑄造鉄斧、蕨手刀子、銅釧	5世紀中頃	第三次沖ノ島1979
	正三位社前遺跡	鉄鋌	5世紀前半	第三次沖ノ島1979
	社務所前遺跡	陶質土器、鳥足文タタキ土器	5世紀	第三次沖ノ島1979・武末2011

* 九古研2011は第37回九州古墳時代研究会実行委員会(2011):『宗像地域の古墳』、九前研2005は第8回九州前方後円墳研究会実行委員会(2005):『九州における渡来人の受容と展開』を略したものである。

されている。宗像市内陸部地域の釣川流域(以下、宗像内陸部地域と呼ぶ)に1ヵ所、海岸部に位置する津屋崎海岸部地域に2ヵ所、そして旧福岡町の福岡内陸部地域に3ヵ所である。

(1) 宗像内陸部地域

宗像釣川流域地域、つまり宗像の内陸部地域では、釣川の支流朝町川西岸の光岡六助遺跡でオンドル住居が確認されている。5世紀中頃のSB9号住居である(第8回九前研2005)。朝鮮半島系の土器は出土していないようであるが、土師器、白玉が出土している。また近くの自然流路から陶質土器壺が1点出土している。

この周辺ではこの遺跡に関わる渡来人の存在をより明確に示すような朝鮮半島系資料は確認されていないが、野坂一町間遺跡で5世紀中頃の鍛冶炉が検出されており(原1985)、6世紀末～7世紀の群集墳である朝町山ノ口古墳群において貴重な鉄鉋が出土している(原1984・1997b)。

内陸部ではオンドル住居はこの1ヵ所のみであるが、初期カマド住居は光岡六助遺跡から南東約4kmの釣川上流域の富地原川原田遺跡と北西約1.5kmの久原瀧ヶ下遺跡で確認されている。

富地原川原田遺跡SB27号住居は出土した土師器から5世紀前半～中頃と考えられている(白木1994)が、朝鮮半島産と推測される特殊タタキの甕、縄文陶質土器、平行タタキや格子タタキの軟質系土器、一部日本化していると推測される平底浅鉢、平底深鉢、平底多孔甑などが出土している。未だ日本列島において一般化していない初期カマド住居であり、出土する土器に朝鮮半島産、またはこの地で作られたものと推測される平底浅鉢・深鉢など日本列島の人々が基本的に使用しない形態の朝鮮半島系土器がまとまって存在することなどから、おそらく朝鮮半島からの渡来人1世、2世の人々が生活していた可能性が推測される。この渡来人の故郷であるが、平底多孔甑が朝鮮半島南西部地域に一般的に見られることから全羅道地域を含む広義の百済地域と推測することができる(酒井1998など)。

この富地原川原田遺跡周辺には弥生時代後期後半のものであるが、軟質系土器を出土する富地原岩野遺跡(安部1994)や、カマドはないが5世紀前半～中頃の陶

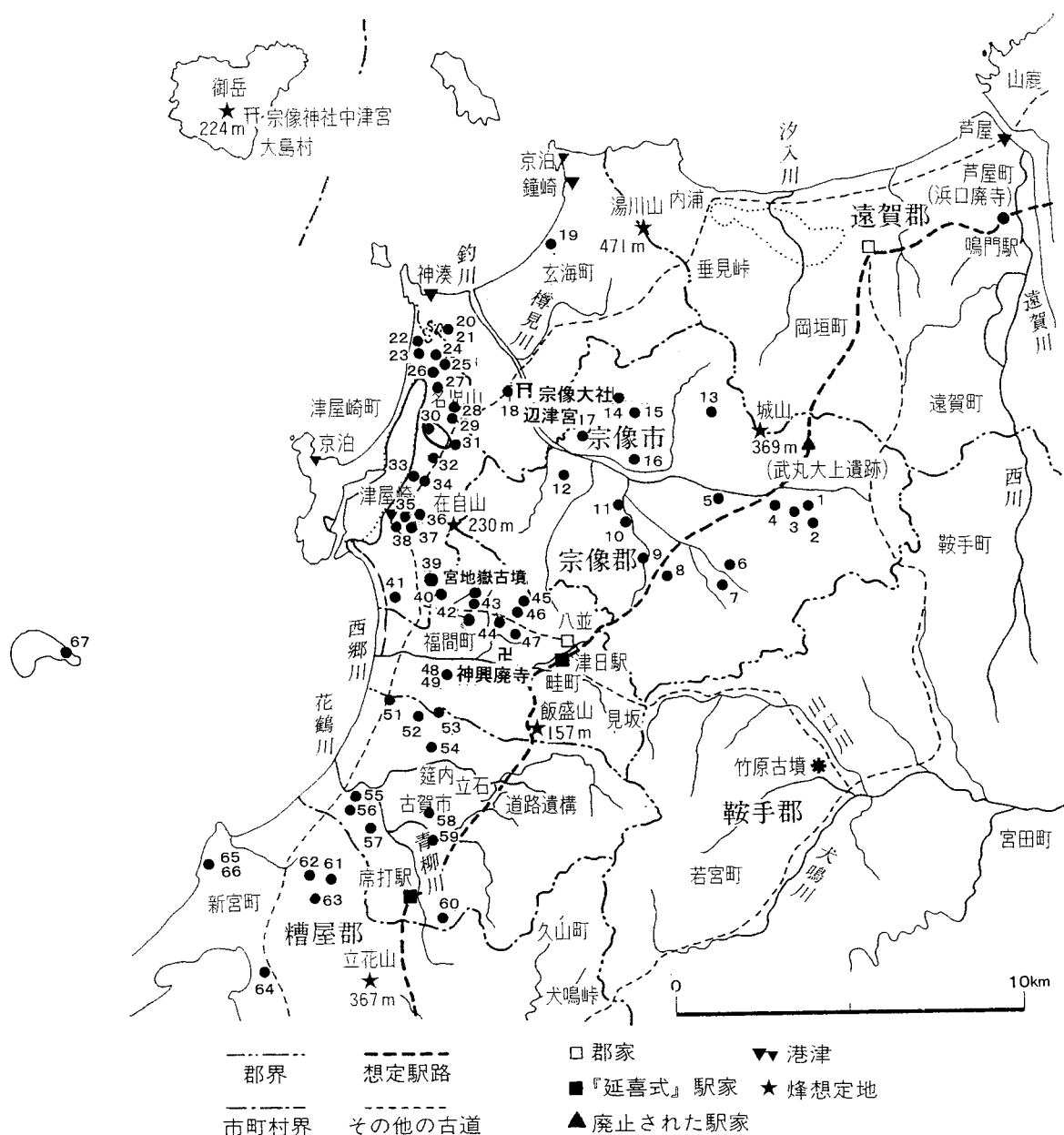
質土器平底浅鉢などを出土する富地原森遺跡(白木1995)などがまとまってあり、渡来人たちが入りやすい場所であったのかもしれない。

ちなみにこの地域の近くの徳重・田久地域では途中空白はあるが、前期から後期にかけての中・小型前方後円墳が位置しており、前方後円墳ではないが、5世紀中頃と推測される直径18mの円墳である徳重仏祖2号墳では当時貴重なU字形鋤鉋先が2点出土している(第37回九古研2011)。また規模・形態不明の6世紀前半の横穴式石室墳である田久瓜ヶ坂4号墳では、朝鮮半島系と推測される杏葉と銀製空玉が出土している(岡1999)。

もう1ヵ所の初期カマド住居を検出した久原瀧ヶ下遺跡(岡2000)では5世紀前半～中頃のSC64住居で陶質土器と考えられている平底の鉢形土器と日本化していると思われる丸底の多孔甑が出土している。またカマドはないが、5世紀前半のSC72住居で縄文陶質土器壺が出土しており、3世紀後半～4世紀前半の3号住居では長さ31.8cmの板状鉄斧が出土し、5世紀の5号住居では須恵器とともに鉍石系の素材を使用したフイゴ羽口が出土している。そして隣接する久原古墳群の5世紀前半～中頃の直径20mの円墳であるI-1号墳(清水1988)で輪鍔が出土し、6世紀後半～7世紀初めの墳長45mの前方後円墳II-3号墳で多角形袋部鉄矛が出土している(第37回九古研2011)。

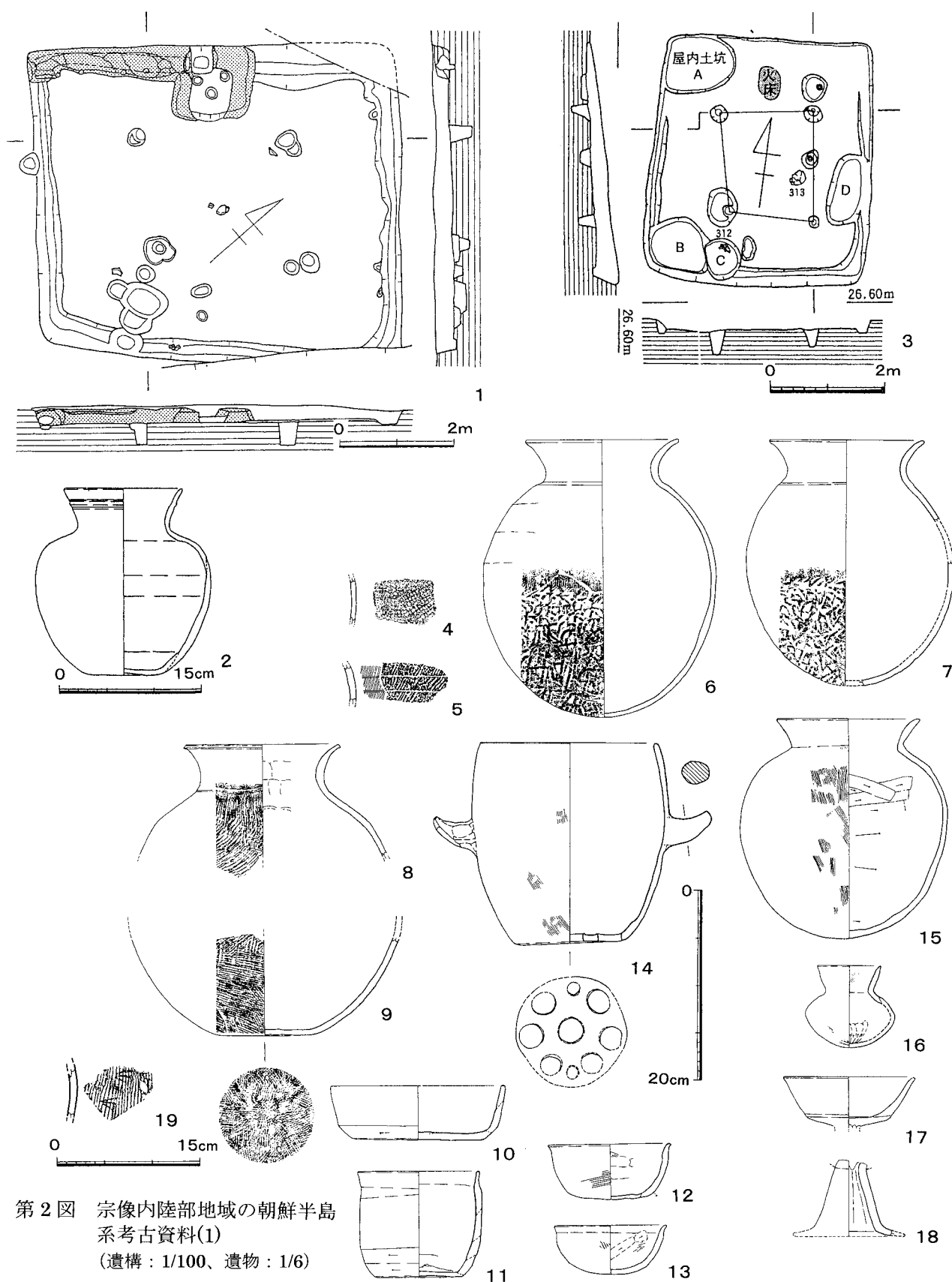
この久原地域も弥生時代終わり頃から朝鮮半島との関係があるようであり、鉄器生産などに関わる朝鮮半島からの渡来人がいた可能性が推測される。

最後に、この内陸部における渡来人たちの仕事であるが、今述べてきたように鉄器生産との関わりがわかりやすいが、もう一つ注目したい点のがのちの古代官道(西海道大宰府道)など交通路との関わりである。光岡六助遺跡は官道推定ラインとさほど離れておらず、富地原川原田遺跡は内陸部に位置する印象を受けるが、官道推定ラインからの距離は約2kmであり、南の宮若市へ抜ける道とはあまり離れていない。この宗像内陸部地域で取り上げた遺跡群とのちの官道などの交通路との関わりは推測しておいて良いのではないだろうか。当然全く同じ場所ではないであろうが、当時も似た場所を道として使用していたのではないか。「古



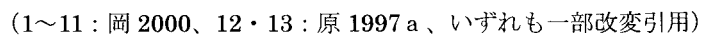
第1図 宗像地域の朝鮮半島系考古資料出土遺跡 (1/200,000、木下 1999 図 33 を一部改変し、関連遺跡を追加)

1 富地原森遺跡 2 富地原川原田遺跡 3 富地原岩野 B 遺跡 4 徳重仏祖 2 号墳 5 田久瓜ヶ坂 4 号墳 6 浦谷 C・5 号墳 7 朝町山ノ口古墳群 8 野坂一町間遺跡 9 光岡六助遺跡 10 久原古墳群 11 久原瀧ヶ下遺跡 12 大井三倉古墳群 13 平等寺原古墳群 14 相原古墳群 15 稲元黒巡窯跡群 16 稲元久保遺跡 17 久戸古墳群 18 上高宮古墳 19 田野瀬戸 4 号墳 20・21 牟田尻古墳群 22 勝浦高堀遺跡 23 勝浦峯ノ畑古墳 24 勝浦井ノ浦古墳 25 勝浦水押古墳群 26 勝浦穴田遺跡 27 勝浦堂ノ裏遺跡 28 練原遺跡群 29 奴山正園古墳 (旧：奴山 5 号墳) 30 新原・奴山古墳群 31 奴山伏原遺跡 32 生家釘ヶ裏遺跡 33 須多田宮ノ下古墳 34 須多田下ノ口古墳 35 在自上ノ原遺跡 36 在自三本松遺跡 37 在自小田遺跡 38 在自下ノ原遺跡 39 宮地嶽古墳 40 宮司井手ノ上古墳 41 宮司大ヒタイ遺跡 42 手光古墳群北支群・南支群 43 手光波切不動古墳 44 津丸西ノ後遺跡 45 津丸横尾古墳群 46 津丸・久末古墳群 47 津丸南天神遺跡 48 割畑 1 号墳 49 割畑遺跡 50 伝・花見古墳 51 花見 1 号墳 52 千島古墳群 53 左谷古墳群 54 鴻ノ巣古墳群 55 鹿部田淵遺跡 56 永浦遺跡 57 楠浦・中里古墳群 58 川原庵山古墳群 59 馬渡・束ヶ浦遺跡 60 香ノ木 3 号墳 61 大森 7 号墳 62 夜臼・三代地区遺跡群大森地区 63 三代須川古墳群 64 唐原遺跡 65 三苦遺跡群 66 三苦古墳群 67 相島積石塚群



第2図 宗像内陸部地域の朝鮮半島系考古資料(1)
(遺構：1/100、遺物：1/6)

1：光岡六助遺跡 SB9 住居、2：同流路、3～18：富地原川原田遺跡 SB27 住居、19：同 SB32 住居
(1・2：原 1997 a、3～19：白木 1994、いずれも一部改変引用)



西海道大宰府道」と呼べるような道が存在していたのではないであろうか。

また、久原Ⅰ－1号墳の輪鍔が周辺における馬の存在を示しているならば、この地域における馬飼育の可能性も推測される。

(2) 津屋崎海岸部地域

次に、海岸部の旧津屋崎町地域では2ヵ所でオンドル住居が確認されている。

まず、新原・奴山古墳群に隣接する奴山伏原遺跡(池ノ上2002a)の6世紀前半のSC112住居は、L字形カマドを取り付けたオンドル住居である。出土遺物は一般的な須恵器と土師器である。ただ、同じ遺跡内の6世紀前半のSC57住居で軟質系土器壺、6世紀前半のSC108住居で縄蓆文陶質土器片、5世紀後半～6世紀前半のSC114住居で縄蓆文陶質土器片、5世紀～6世紀前半のSC118住居で縄蓆文陶質土器片などが出土している。このようにSC112オンドル住居と同じ時期の6世紀前半前後の竪穴住居で縄蓆文土器が出土しており、やはり朝鮮半島との関わりは深く、渡来人の存在は推測しても良さそうである。

なおオンドル住居は一般的に5世紀代のものが多く、6世紀前半代のものはやや珍しい。また6世紀前半代の朝鮮半島系資料がまとまって出土することも興味深い。この地域の特徴の一つであろうか。

このほか弥生時代のものではないかと推測されるSC56住居において板状鉄斧が出土している。

次に、在自下ノ原遺跡の5世紀中頃のSC55住居がオンドル住居である(池ノ上・安武1996a)。この住居ではほかに朝鮮半島系のものは確認されていないが、ほかに4世紀後半の陶質土器を出土するSC17住居、5世紀前半の縄蓆文陶質土器を出土するSC33住居、5世紀代の縄蓆文陶質土器を出土するSC03住居、5～6世紀後半の縄蓆文陶質土器を出土するSC37住居、6世紀後半の鳥足文タタキ陶質土器甕を出土するSC15住居などがあり、この遺跡における4世紀後半から6世紀後半までの継続的な朝鮮半島との交流が推測できる。

ちなみにこの在自下ノ原遺跡は古墳時代前期から奈良時代まで集落が続いており、拠点的な集落であった

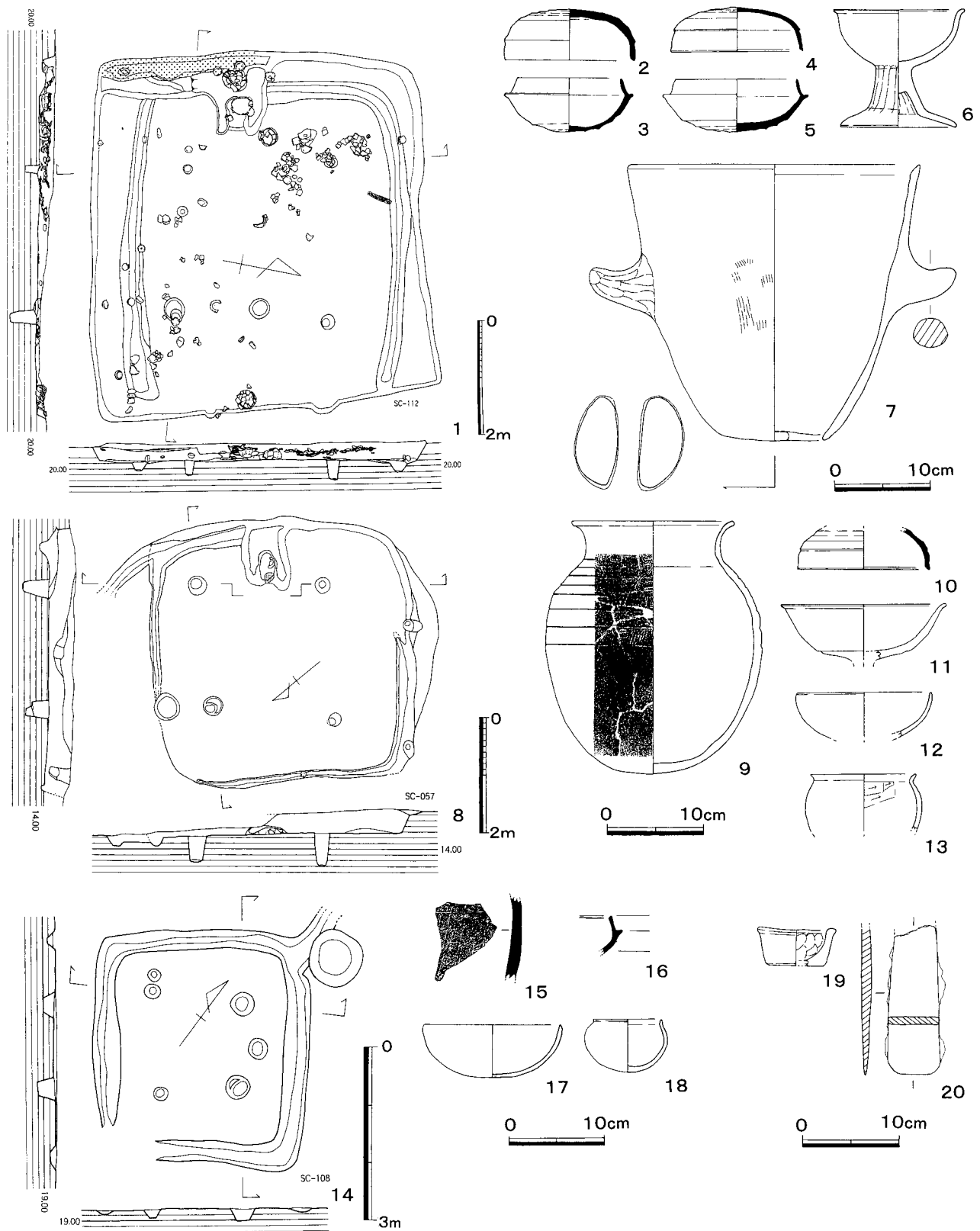
と推測される。

さらにこの在自下ノ原遺跡の東側に近接する在自小田遺跡では5世紀前半のSB01建物において縄蓆文土器、鳥足文タタキ土器、5世紀前半のSK04土坑において鳥足文タタキ陶質土器、鳥足文タタキ軟質土器、U字形鋤鍬先、5世紀からの包含層において高霊系陶質土器、縄蓆文土器などが出土し、在自下ノ原遺跡の北東約200mの在自上ノ原遺跡の5世紀前半のSK03土坑において鳥足文タタキ土器、陶質土器、その在自上ノ原遺跡の北東約100mの在自三本松遺跡において軟質系の有溝把手甕が出土している。

この東西約1200m、南北約500mの在自遺跡群の範囲はオンドル住居、有溝把手付きの甕・鳥足文タタキ土器など渡来人の存在を推測させる遺構・遺物が多く、そのほかにも集落での出土が珍しい高霊系の陶質土器壺がみられるなど、渡来系の人々の存在は十分推測できる。その地理的な位置、当時の海がどこまで入り込んでいたかはさらなる追求が必要であろうが、海との関わりは当然推測され、すぐ北側に近接する須多田古墳群などを合わせ考えると、当時の陸上の道との関わりも素直に想像できる。

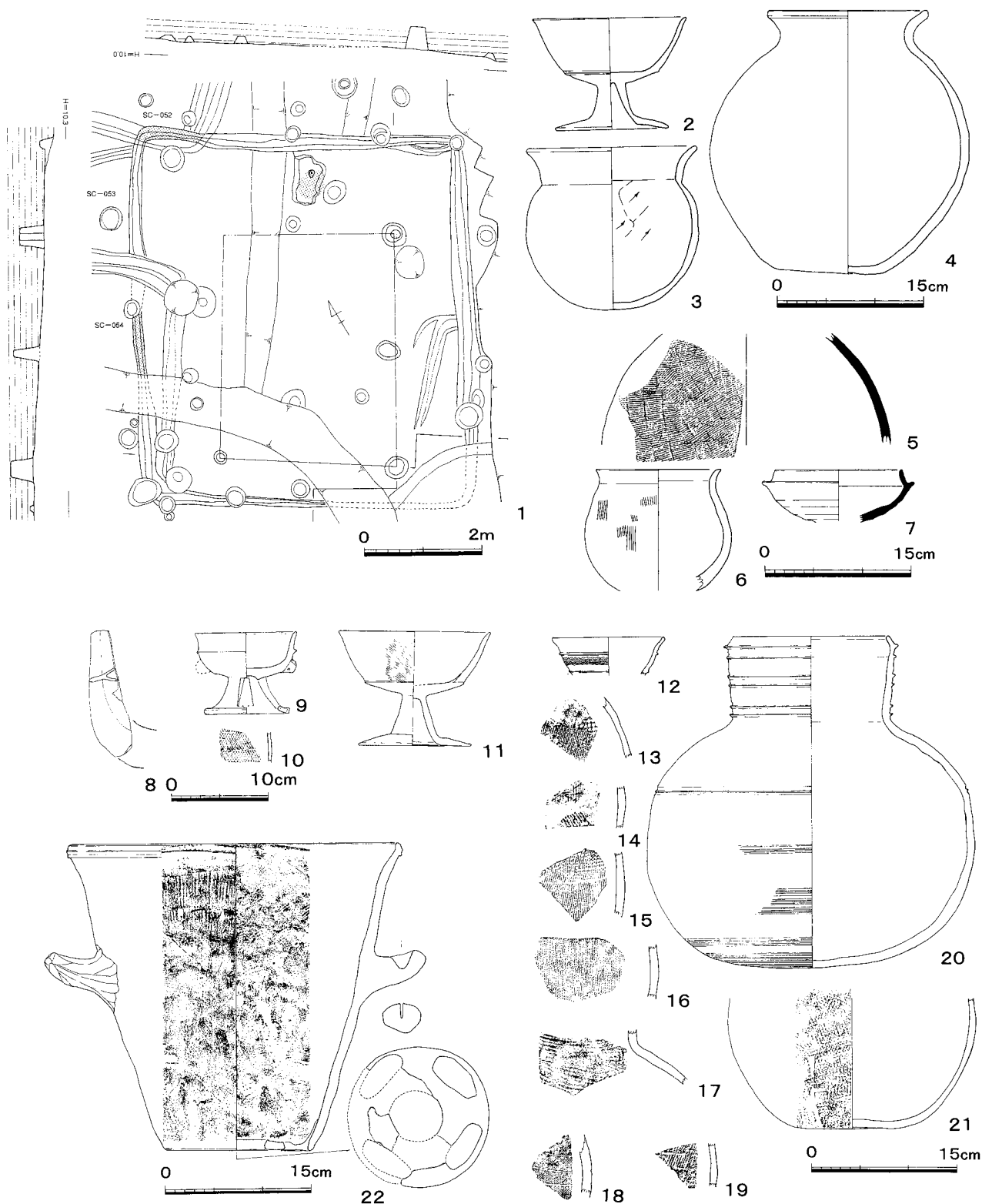
そしてこの在自下ノ原遺跡の南西約500mの津屋崎小学校の敷地を含む地域は古くは潟地で、「唐防地」という小字があったとのことである(正木1999)。この「唐防」は寛喜3(1231)年までに成立したとされる宗像宮75末社のなかに「唐坊」八幡宮があげられていることから本来「唐坊」と考えられている。つまり、唐人、中国の人たちが住んでいた街と考えられている。宗像と中国・宋との関わりは10世紀の『小右記』にもみられるようで、この地域が古墳時代から海上交通の拠点の一つとして継続的に機能していたことを推測させる。

また、オンドル住居は確認されていないが、今述べてきた新原・奴山古墳群・奴山伏原遺跡などと、在自遺跡群・須多田古墳群の間に位置する生家釘ヶ裏遺跡で6世紀前半の鳥足文タタキを施した移動式カマドが出土している(池ノ上1998)。この遺跡ではこのほかにも陶質土器、軟質平底鉢、平底多孔甕などが出土しており、広義の百済地域との関わりが推測でき、渡来人・渡来系の人々の存在が推測できそうである。この遺跡もほかの遺跡と同じ様に、かつての入り海と比較的近



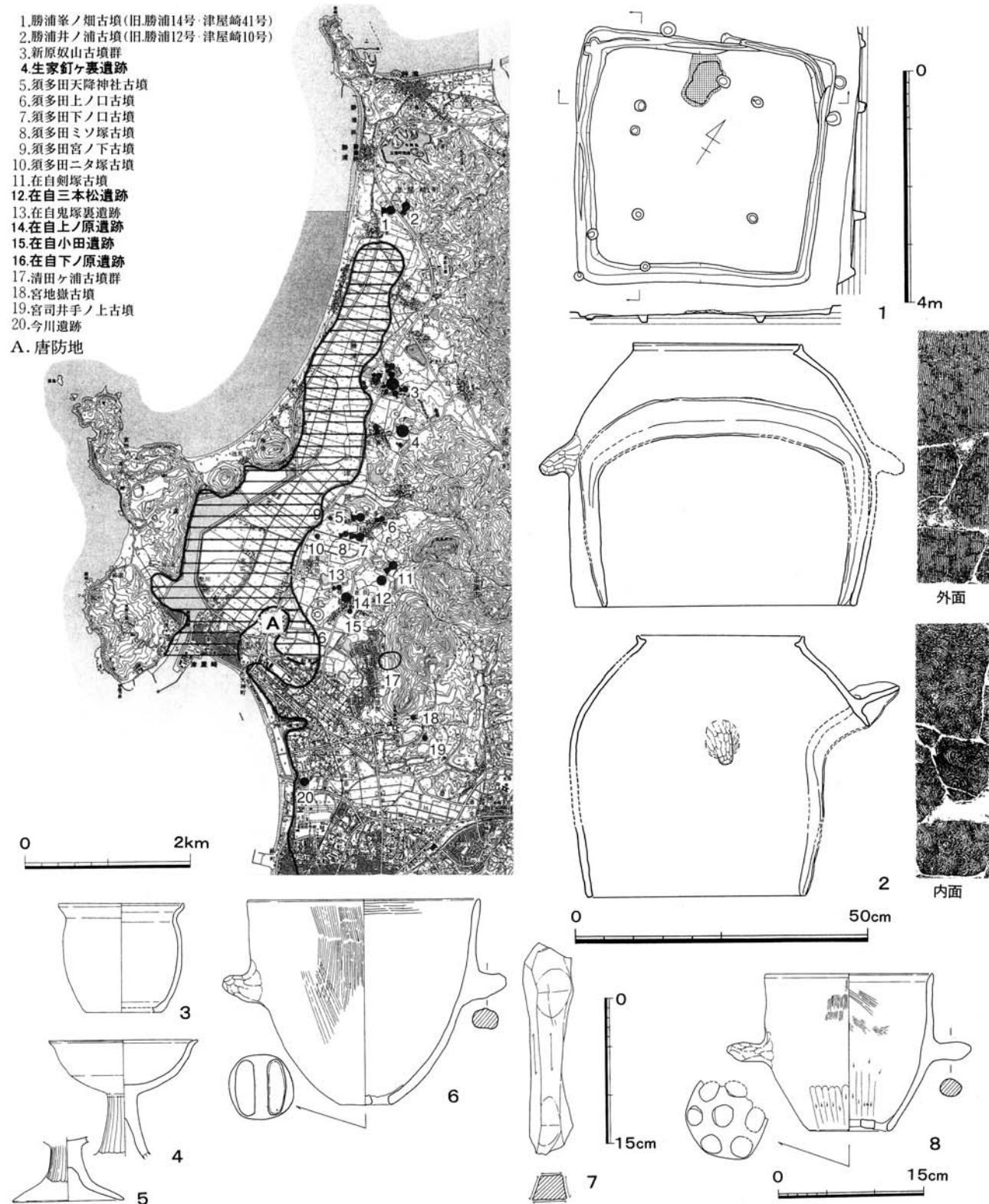
第4図 津屋崎海岸部地域の朝鮮半島系考古資料(1) (遺構：1/100、遺物：1/6)

1～7：奴山伏原遺跡 SC112 住居、8～13：同 SC57 住居、14～18：SC108 住居、19：SC58 住居、20：SC56 住居
 (池ノ上 2002、いずれも一部改変引用)



第5図 津屋崎海岸部地域の朝鮮半島系考古資料(2) (遺構：1/100、遺物：1/6)

1～4：在自下ノ原遺跡 SC55 住居、5～7：同 SC15 住居、8～11：在自小田遺跡 SK04 土坑、12～21：同包含層、22：在自三本松遺跡（1～7：池ノ上・安武 1996 a、8～22：同 1994、いずれも一部改変引用）



第6図 津屋崎海岸部地域の朝鮮半島系考古資料出土遺跡と遺物

(分布図：1/70,000、遺構：1/100、遺物：2：1/10、2拓本：1/5、その他：1/6)

1～7：生家釘ヶ裏遺跡 SC188 住居、8：同 SD200 自然流路(池ノ上 1998、いずれも一部改変引用)

く、海との関わり、そしてかつての入り海沿いの陸上の道とも関わるものと推測される。

(3) 福間内陸部地域

この福間内陸部地域は、今述べた津屋崎海岸部地域が当時の海に面する場所に位置するのに対して、かつての福間町の地域でやや内陸部に入っている西郷川中流域である。

この地域では3ヵ所の遺跡でオンドル住居が確認されている。

まず津丸西ノ後遺跡では、詳細は不明であるが、5世紀前半のオンドル住居(4区SC36住居)が検出され、その近くの同時期の祭祀土坑(4区SX7)で鉄鋌が出土している(第8回九前研2005)。

もう一ヵ所がこの津丸西ノ後遺跡の南東約600mの津丸南天神遺跡である。5世紀前半のSC4号住居でL字形カマドが確認され、オンドル住居である(福間町2003、第8回九前研2005)。この遺跡では時期は下がるが、緑釉陶器が出土している。

そして3ヵ所目が割畑遺跡第3地点SC40住居である(池ノ上2012)。5世紀である。そしてこの遺跡内の5世紀前半の直径10mの割畑1号墳で鉄鋌11枚、鏝、釵子が出土している(井浦1999)。

この西郷川中流域にはほかに朝鮮半島系の資料を出土した古墳として、6世紀後半の蛇行状鉄器・多角形袋部鉄矛・鏝を出土した手光古墳群南支群2号墳、同じく6世紀後半の多角形袋部鉄矛を出土した手光古墳群北支群2号墳(伊崎1981)、7世紀前半～中頃の新羅系輪鏝・新羅印花文土器を出土した手光波切不動古墳(井浦2013)がある。

手光波切不動古墳は津丸西ノ後遺跡の西約800mに位置し、手光古墳群はこの手光波切不動古墳の北と南に位置する古墳群である。7世紀のこの地域を代表する古墳として有名な宮地嶽古墳(池ノ上・花田1999)は津丸西ノ後遺跡の北西約2kmの場所であり、手光波切不動古墳と宮地嶽古墳の距離は約1.5kmである。そして前述の在自下ノ原遺跡などの在自遺跡群は宮地嶽古墳の北西約1.5kmの場所である。

また、この西郷川流域の遺跡としては、時期は下がるが、津丸南天神遺跡の北側に隣接する津丸五郎九遺

跡において越州窯系青磁が出土し(福間町2003)、南約500mには宗像郡唯一の古代寺院である神興廃寺が位置する。

さらに、古代官道(西海道大宰府道)は宗像内陸部地域から郡家推定地の八並、津日駅家に推定される畦町遺跡を経て(木下1999)、西に向かうが、神興廃寺から南約700m(津丸南天神遺跡からは南約1.3km)地点において、道が南に屈曲する。当時の地形を推測すると、この屈曲点から北を望むと、宗像郡唯一の神興廃寺の建物が見えたと思われ、この西郷川中流域が古代宗像の政治的中枢地域であったものと推測される。

時期は異なるが、津丸南天神遺跡と宗像郡家推定地の八並との距離は約2kmである。当然5世紀の遺跡と8世紀の古代寺院や官衙関連遺跡が直接結びつくとは考えていないが、西郷川中流域が少なくとも5世紀には鍛冶などを含めた朝鮮半島からの新しい技術を持った渡来人たちの生活の場になっていたことは間違いないようである。そのような状況があつて、のちの宗像郡の政治的中枢部(郡家・寺院・駅家・官道など)がこの西郷川中・上地域にまとまるようになったのではないかと考えておいて良いのではないと思われる。

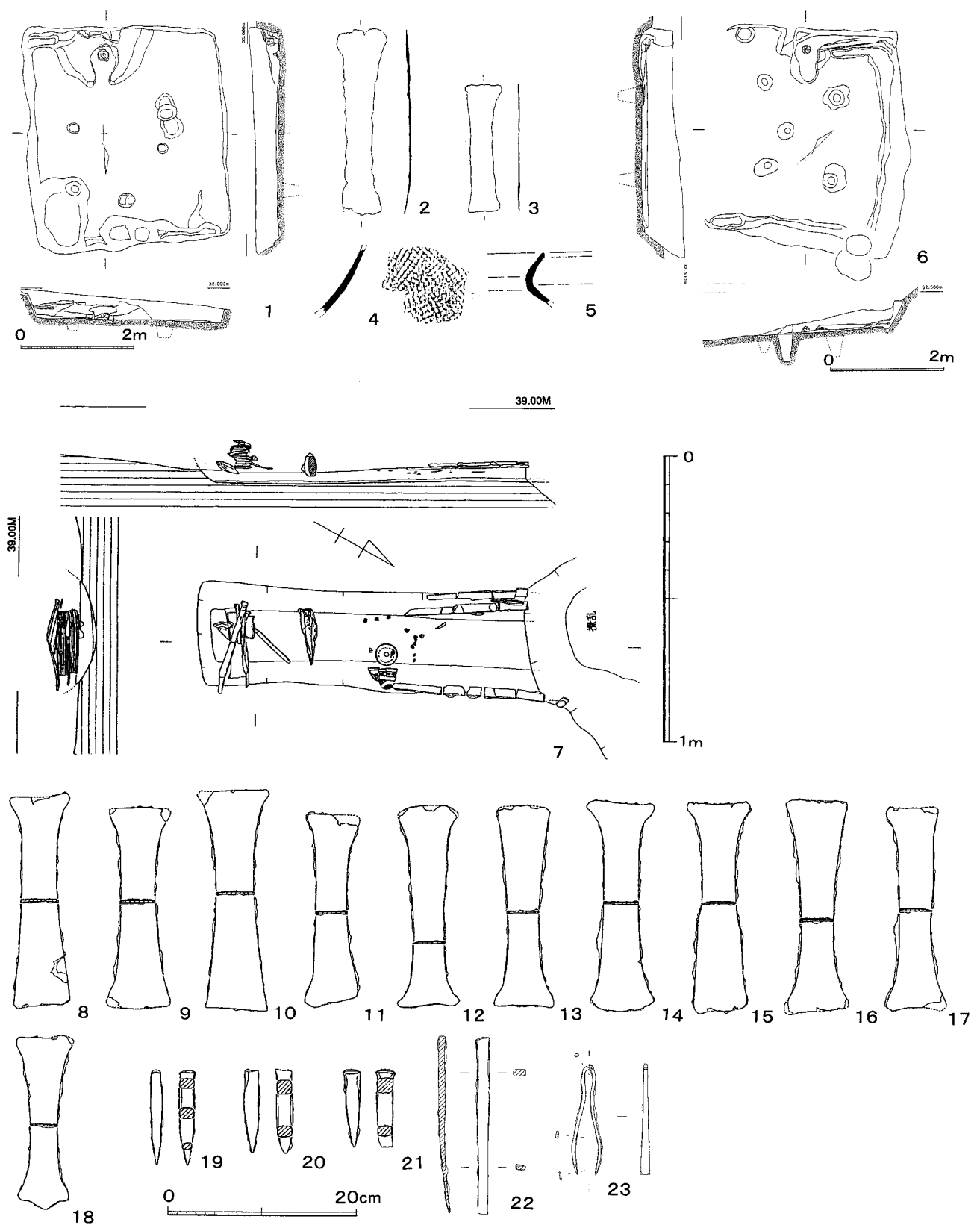
(4) 古賀・新宮地域

以上の3地域以外ではオンドル住居は確認できていないが、その南側に位置する古賀市や新宮町地域においてもほかの遺物などから渡来人は検討できそうである。

まず、古賀市鹿部田淵遺跡である。この遺跡は6世紀中頃から7世紀初め頃の大型掘立柱建物が見つかったことから「糟屋屯倉」の一部ではないかと注目されている。そしてこの遺跡においてまとまって出土する軟質系土器とともに円筒形土製品が出土している。上部をくの字に折り曲げた形態のものである(甲斐2003・2004b)。

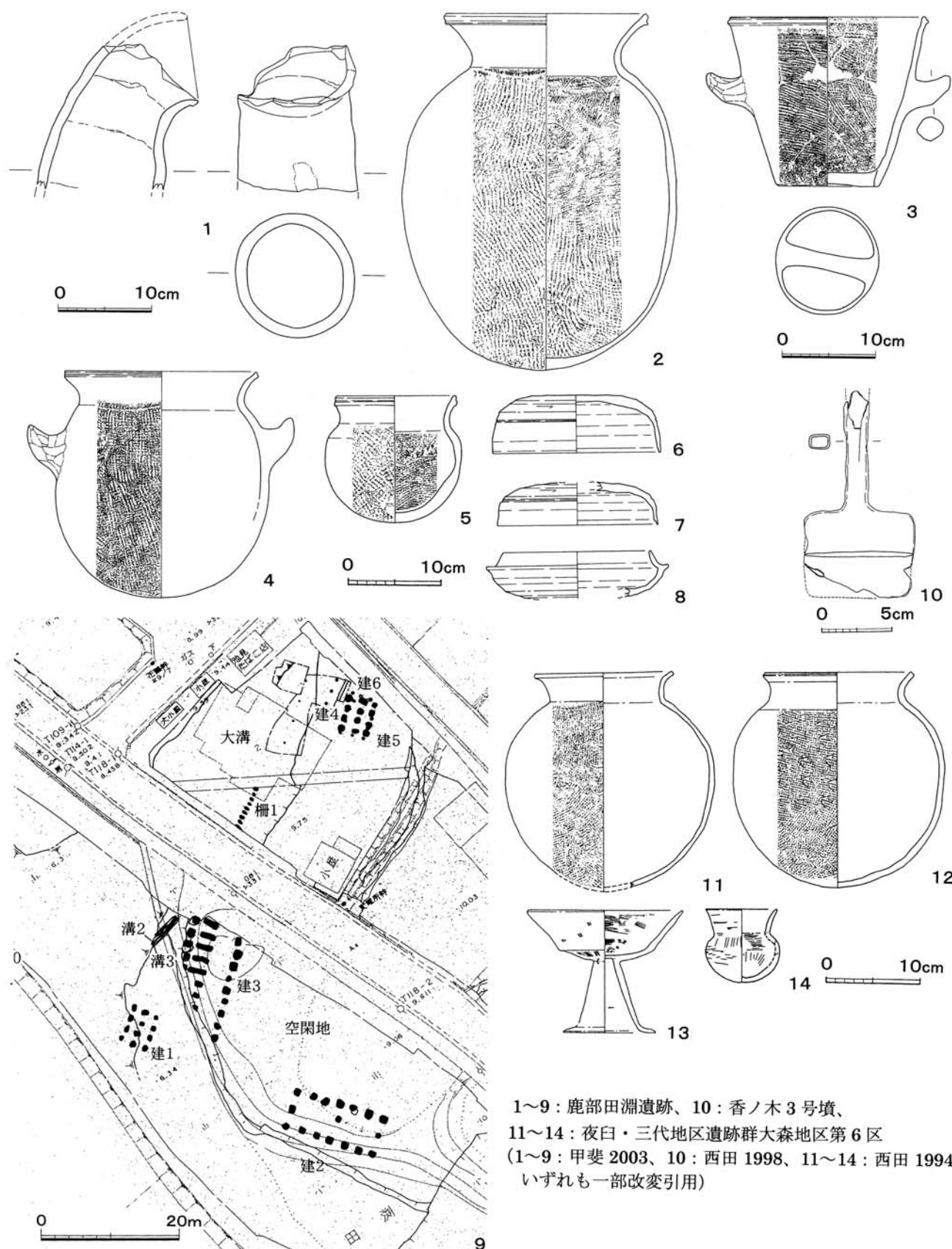
この円筒形土製品は煙突と考えられており、百済系の資料と考えられている(権・李2006、坂2007)。北部九州では牛頸窯跡群などしか類例がなく、珍しい資料である(亀田2008)。

そしてこのような煙突という生活に結びついた道具であり、日本列島の人々による模倣と考えるならば、



第7図 福岡内陸部地域の朝鮮半島系考古資料（遺構1・6：1/100、7：1/20、遺物：1/6）

1：津丸西ノ後遺跡4区SC36住居、2～5：同4区SX7祭祀土坑、6：津丸南天神遺跡SC4号住居、
7～23：割畑1号墳（1～6：第8回九前研2005、7～23：井浦1999、いずれも一部改変引用）



1~9: 鹿部田淵遺跡、10: 香ノ木3号墳、
11~14: 夜臼・三代地区遺跡群大森地区第6区
(1~9: 甲斐 2003、10: 西田 1998、11~14: 西田 1994、
いずれも一部改変引用)

第8図 古賀・新宮地域の朝鮮半島系考古資料 (遺構: 1/800、遺物: 10: 1/4、それ以外 1/6)

この地域においてもより多くの遺跡で発見されることが考えられるが、現時点で宗像地域ではこの1例のみである。このように考えると、やはりこの円筒形土製品は朝鮮半島・百済からの渡来人が関与した資料と考える方が素直であろう。

鹿部田淵遺跡は糟屋屯倉との関わりが推測されている。屯倉と渡来人の関係は吉備の白猪屯倉(555年設置)に関しては『日本書紀』に記されており、考古学的にも屯倉と渡来人の関連は推測できそうである(亀田2000、桃崎2010)。この円筒形土製品はその関係を補強する資料と言えるかもしれない。

このほかこの古賀・新宮地域では、夜臼・三代地区遺跡群において多くの朝鮮半島系資料(陶質土器・軟質土器・鳥足文タタキ軟質土器など)が出土しており(西田1994)、ここも海との関わりを含めて渡来系の人々の存在は推測できそうである。

また、古賀市楠浦・中里古墳群において4基の馬具出土土坑が検出されている(井・横田2005)。これらは馬埋葬土壙と推測され、この周辺地域における馬の飼育が想定され、渡来人や渡来系の人々の関与が推測される(桃崎2009)。

そして日常生活に関わる遺物ではないが、新宮町香ノ木3号墳(7世紀後半)で出土しているサルボ(鍮形鉄製品)は注目したい(西田1998)。この鉄製品も基本的に日本列島の人々に受け入れられたものではないようであり、渡来人、渡来系の人々との関わりが推測できそうである。この香ノ木3号墳は海から5km以上離れており、かなり内陸部に入り込んでいる。そこでこの周辺地形を検討すると、海沿いの道とは別にこの地域から大宰府方面へ抜ける道が存在したことが推測でき、それに関わる可能性も考えることができそうである。

この古賀・新宮地域においてもこれまで述べてきた宗像・津屋崎・福岡地域と同じように海と内陸部に渡来人・渡来系の人々の存在を推測でき、彼らが単に海との関わりだけでこの地域にいたのではなく、内陸部における交通などにも関わりながら生活していたことが推測できそうである。

3. 宗像地域の渡来人

以上、宗像地域の朝鮮半島系資料を用いて、渡来人たちの存在、その仕事などについて検討してきた。その整理を行いたい。

(1) 時期

朝鮮半島と宗像地域の関わりに関する時間的な変遷であるが、まず、弥生時代のものとしては、宗像市田久松ヶ浦遺跡の有柄式磨製石剣・磨製石鏃を副葬した石槨墓(原1991)、宗像市田熊石畑遺跡の青銅製武器類が副葬された割竹形木棺墓(白木2009)、福津市今川遺跡の遼寧式銅剣を再加工した銅鏃・銅鏃、アマゾナイト(天河石)製勾玉・管玉(酒井1981)、宗像市光岡辻ノ園遺跡のアマゾナイト製玉類(白木1998)、宗像市大島ろくどん遺跡の瓦質土器壺(武末2011)、宗像市富地原岩野遺跡の軟質系土器などがある。このような資料から少なくともこの頃からの交流は確実である。ただ、朝鮮半島の人々がこれらの交流の中で宗像の地に定住したかどうかはあまりよくわからない。しかし、朝鮮半島のものと同様似た田久松ヶ浦遺跡の石槨墓の存在などから、一部その可能性は考えておいて良さそうに思われる。

古墳時代に入っても、久原瀧ヶ下遺跡の板状鉄斧や在自下ノ原遺跡の陶質土器など4世紀代に遡る朝鮮半島系資料が存在することから交流が続いていたことは間違いないと思われる。

5世紀になると、全国的な動きと同じように急激に朝鮮半島系資料が増加する。日本列島の人々に受け入れられなかったと考えられるオンドル住居や平底鉢などの軟質系土器が出土していることからこれまで述べてきたように渡来人がこの宗像の地にいたことは間違いないと思われる。5世紀代の前半、後半ともに多くの遺跡で朝鮮半島系資料がみられることから継続していることがわかる。

そして興味深いことは6世紀の朝鮮半島系資料がかなり多いことである。古墳だけでなく、集落遺跡においてもみられる。それも生家釘ヶ裏遺跡の鳥足文タタキを施した移動式カマドなどのように他にあまり例を見ない資料があり、やはり継続的に朝鮮半島の人々が

この地域に渡来してきていたものと推測される。6世紀の渡来人の存在を推測させる資料は全国的にはあまり多くなく、この宗像の特徴の一つと言えそうである。

7世紀に関しては、集落での資料が確認できず、何とも言い難いが、古墳ではやはり珍しいものが出土している。相原2号墳の新羅印花文土器、宮地嶽古墳の金銅装の冠・馬具、銅鏡、ガラス板、手光波切不動古墳の新羅系輪鍔、新羅印花文土器、香ノ木3号墳のサルポ(鍔形鉄製品)などである。宮地嶽古墳の貴重な金銅装の冠・馬具などについては大和王権を介して入手したことも考えられるが、ガラス板や手光波切不動古墳の新羅系輪鍔はこの地域の首長が独自の交流の中で入手した可能性も十分考えられる。相原2号墳や手光波切不動古墳の新羅印花文土器も同様に単なる交流の中で入手した可能性が考えられるが、近くに渡来人などがいて副葬された可能性も考えられる。

そして注目したいものがサルポ(鍔形鉄製品)である(李2010)。これは前述のように本来日本のものではなく、岡山県大谷1号墳例のように金銅製品になったものもある(近藤・河本1998)が、一般の日本の副葬品とは考えづらい。そうすると、香ノ木3号墳の規模、場所などを考えると、その被葬者自身が渡来系の人物である可能性も含め、少なくともその近くに朝鮮半島系の人物がいた可能性はありそうである。

このように、7世紀の渡来人の明確な存在は述べたいが、やはりこの宗像の地に交流も含め、朝鮮半島の人々がいたものと推測される。

以上のように、この宗像の地には少なくとも弥生時代から、朝鮮半島からの渡来人は存在し、5世紀には全国的な動きと同じように多くの渡来人が来て、そして住み着き、いろいろな仕事をしていた。この動きは6世紀以降も継続し、徐々に考古学的な資料はわからなくなるが、7世紀にも続いていたものと推測される。

(2) 系譜

次に、渡来人たちの系譜であるが、伽耶・新羅系の資料は当然みられるが、全羅道地域を含む広義の百済地域の資料が多く見られる。鳥足文タタキ土器・平底浅鉢・平底多孔甑などである。鳥足文タタキ土器は北部九州と近畿地方に偏在するが、この宗像地域の多さ

には注目したい(田中1994、竹谷1995、白井2001など)。そして渡来人の存在を推測させる平底浅鉢なども含め、平底多孔甑などの存在から全羅道地域からの渡来人の存在は間違いのないであろう。

鹿部田淵遺跡の円筒形土製品も百済からの渡来人を推測させ、稲元黒巡SH1号窯跡の三足土器の脚も須恵器工人の中に百済系渡来人がいたか、発注者の中に百済系の三足土器を希望する人物、百済系の人々がいた可能性を推測させる。

また、古墳副葬品であるが、多角形袋部鉄矛の多さも注目したい。この多角形袋部鉄矛は百済・大伽耶系のもと考えられており(金1994、朴1998)、在自小田遺跡の大伽耶系の壺の存在も含め、これらの地域との関わりが深かったことがわかる。

新羅との関係は印花文土器などによってその関係が見られるが、三葉環頭大刀や三累環頭大刀でもその関わりを推測することができる。

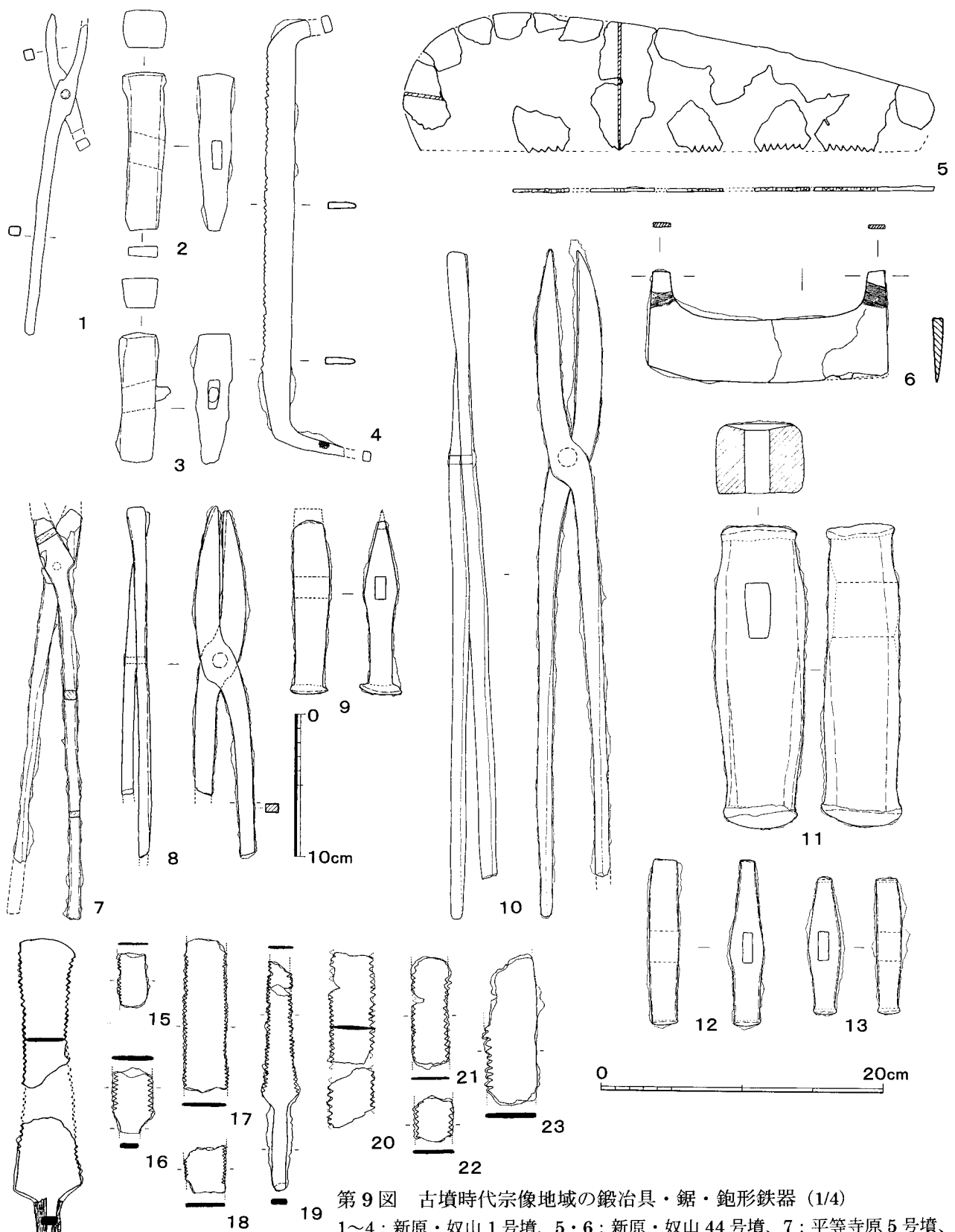
(3) 仕事

まず、彼らの仕事を推測させる遺物として、当時貴重な道具であった鍛冶具がある。特に鉄鉗はそれまでの日本列島にはなかったもので、5世紀に新たに加わる鍛冶具である。

宗像地域における鉄鉗出土遺跡は新原・奴山1号墳、朝町山ノ口5号墳・同6号墳、平等寺原5号墳がある。新原・奴山1号墳は5世紀中頃の墳長50mの前方後円墳であり、この新原・奴山地域における最初の首長墳と考えられている。この鍛冶具や鋸・鉋・鑿などのセットはその支配地域内にこれらの工具に関わる渡来人やその子孫たちがいたことを推測させる。

朝町山ノ口5号墳は6世紀末頃の直径10mの円墳で、鉄鉗と大小の鉄槌を副葬している。同6号墳も6世紀末～7世紀前半の直径8mの円墳で、鉄鉗と鉄槌・鉋を副葬している。平等寺原5号墳も同時期の群集墳のうちの1基で鉄鉗が1点、鉄槌が3点出土している。

これらは古墳の規模から実際に鍛冶を行い、そして木工を行っていた工人集団の親方のような人物の墓と推測される。彼らが渡来系の人々であるのかどうかはこれらだけの遺物からはわからないが、当時貴重な鉄



第9図 古墳時代宗像地域の鍛冶具・鋸・鉋形鉄器 (1/4)

1~4: 新原・奴山1号墳、5・6: 新原・奴山44号墳、7: 平等寺原5号墳、
8・9: 朝町山ノ口6号墳、10~13: 朝町山ノ口5号墳、14: 大井三倉5号墳、15・16: 大井三倉2号墳、
17: 大井三倉3号墳、18: 大井三倉8号墳、19: 城ヶ谷2号墳、20: 城ヶ谷56号墳、21・22: 須恵ク
ヒノ浦古墳、23: 朝町百田B-2号墳 (1~4: 橋口 1989、5・6: 池ノ上 2001、7: 原 1997b、8~13:
原 1991、14~23: 伊藤 1993、いずれも一部改変引用)

鉗を含む鍛冶具を副葬しており、その可能性も残しておきたい。

宗像地域では、鉄鉗以外の鍛冶具や鉄鋌を副葬している古墳もあり、さらに鉄滓などを副葬している古墳もある。また、5世紀中頃の鍛冶遺構も確認されており、継続的に鉄器生産がなされていたことは明らかであるが、その途中途中で朝鮮半島からの新たな鍛冶工人の参加・関与などがこれらの遺物から推測できる。

また一つ注目したい資料が鋸である。新原・奴山1号墳(5世紀中頃、墳長50m 前方後円墳)、新原・奴山44号墳(6世紀後半、直径15m 円墳、鉋形鉄器・鑿・鉋も)、城ヶ谷2号墳・56号墳(6世紀前半～中頃、2号墳は直径13m)、須恵クヒノ浦古墳(6世紀中頃、墳長37m 前方後円墳)、三郎丸古墳群、大井三倉2号墳・3号墳・5号墳・8号墳(6世紀後半、直径12～13m 円墳)、朝町百田B-2号墳(7世紀前半、円墳、鉄滓伴出)、牟田尻中浦A03号墳(6世紀後半)など多くの古墳で鋸が出土している(原1997a・b)。

当然、各地に鋸はあるのであるが、これだけまとまっている地域はないようである(伊藤1993)。また新原・奴山1号墳の鋸の形態は珍しく、44号墳の鋸も大型で、その類例を知らない。44号墳の鉋形鉄器も朝鮮半島と関わる資料であり、やはりこの宗像地域の鋸は朝鮮半島と関わり、朝鮮半島と関わる産業の一つとして木工製品の生産がなされていた可能性も考えられるのではないだろうか。

その製品としては、船など海に関わるものがまず推測されるが、筆者が注目したいものは沖ノ島祭祀などに使用されたと推測される木工製品類である。木製祭具そのもの、いろいろな祭具を載せたり、納めたりする台や箱・木櫃などの木工製品をこれらの鋸や鉋や鑿などで作っていた可能性は考えられないだろうか。

また、数は多くはないが、5世紀中頃以前のU字形鋤鉞先も徳重仏祖2号墳、在自小田遺跡、宮司井手ノ上古墳、川原庵山8号墳などで出土している。在自小田遺跡のU字形鋤鉞先は土坑内から鳥足文タタキ土器とともに出土しており、宮司井手ノ上古墳では陶質土器甕、鉄製手斧、鑿などとともに副葬されている。

5世紀中頃以前のU字形鋤鉞先は朝鮮半島系の新たな農具であり、最先端の農具を使った農耕がこの宗

像地域で行われたことがわかる。在自小田遺跡のU字形鋤鉞先は在自遺跡群における朝鮮半島系資料の多さもあわせ考えると、渡来人たちが持ち込み、使っていた姿が見えそうである。単なる貴重品として持ち込まただけでなく、実際の道具として渡来人や地元の人々によって宗像の大地で使用されていたものと推測される。

また、伝花見古墳出土三叉鋤は特に貴重品である。古墳時代の三叉鋤は全国で数例しかなく、実際に使用されたかどうかは分からないが、やはり朝鮮半島系の農具・開墾具である。

このほか、明確な資料はないが、稲元黒巡SH1号須恵器窯跡(白木2002)出土の三足土器などの脚部は当時の日本列島の人々が基本的に使用していない百済系器種の脚であり、この生産に渡来系の人々が関与していた可能性は考えられる。6世紀末～7世紀前半のものであり、この時期に新たに渡って来た人の中に土器作りの技術を持つ人がいて自分たちのために、または日本列島の人々に新たな種類の器として三足の壺などを生産していたのかもしれない。

また、その遺跡の立地からはすでに多くの方によって指摘されてきた海上交通、港湾管理などの海に関わる仕事、小稿のこれまでの中で述べてきた陸上交通との関わりが推測できそうである。

そして古賀市楠浦・中里古墳群の馬具出土土坑が馬埋葬土坑であるならば、渡来人・渡来系の人々たちによる馬の飼育も想定される。馬の利用は軍事・通信・荷物の運搬・農耕などいろいろあるが、前三者は道路網の整備と大に関わる。

これまで述べてきたように宗像地域における渡来人たちの足跡は内陸部においても確認でき、鉄器生産・農耕などだけでなく、木工製品生産・馬の飼育・道路網の整備なども視野に入れて良さそうである。

4. 宗像の首長たちと渡来人

(1) 首長墳の変遷

最後に、これらの渡来人の宗像地域への渡来・移住には、当然地元の豪族たち、地域首長の関与が考えられる。彼らと渡来人たちとの関わりをみていきたい。

宗像の地域首長墳の変遷に関しては、近年の成果としては花田勝広(1999・2012)や重藤輝行(2011)などの研究がある。以下、彼らの成果によりながらみていく。

まず、宗像地域全体の首長墳の変遷としては、大まかには、4世紀後半の東郷高塚古墳(64m)が釣川流域に現れ、その後やや空白があり、5世紀中頃に、津屋崎地域北部に移動し、勝浦峯ノ畑古墳(97m)→勝浦井浦古墳(70m)→新原・奴山22号墳(70m)→生家大塚古墳(73m)→天降天神社古墳(80m)→須多田ミソ塚古墳(60m)→須多田下ノ口古墳(82m)→在自剣塚古墳(102m)と前方後円墳が南下しながら6世紀後半まで継続する。そして宮地嶽古墳(径38m)→手光波切不動古墳(径20m)と7世紀の円墳の首長墳が福岡側に移動して築かれる。確認できる首長墳はここまでである。

そして、8世紀中頃に宗像地域唯一の古代寺院である神興廃寺がさらに南側の西郷川中流域に建立され、郡家もそこから東約2kmの八並に想定され、その間に津日駅家に想定される畦町遺跡が位置している(木下1999)。これらの遺跡はのちの西海道大宰府道に近接し、八並からこの官道を利用すると、東約3kmで釣川支流の朝町川に達する。ちなみに宗像大社辺津宮は釣川下流域の海から約3kmの場所で、官道からは離れている。

このような変遷をみていくと、宗像地域を代表する首長たちの墓は、まず宗像内陸部に築かれるが、朝鮮半島との関わりなどが明確になる5世紀以降は基本的に海岸部の津屋崎地域を南下し、7世紀には福岡地域まで達することがわかる。そして8世紀の宗像の政治・経済・宗教の中核部となる郡家と古代寺院は広義の宗像の中南部地域にあたる西郷川流域にまとまることになる。ただ、宗像大社辺津宮は宗像釣川下流域に位置している。

(2) 渡来人と地域の首長

第2章で渡来人たちの存在が推測できる地域として大きく4地域に分けて説明した。

まず宗像内陸部の釣川流域であるが、この地域には4世紀後半の東郷高塚古墳はあるが、渡来人たちの存在が明確になる5世紀代には宗像の大首長の墓は海岸部の津屋崎地域に移っている。ただ、この地域にも時

期は不確実ではあるが、前方後円墳は5世紀代のものとして田久貴船前1号墳(50m)、同2号墳(30m)があり、6世紀代のものとして久原Ⅱ-3号墳(45m)、スベットウ古墳(38m)、さらにやや時期が不確実であるが、徳重高田16号墳(25m)、名残高田古墳(25m)などがある。大首長の墓は海岸部に移動しても、この地域の中小首長はこの地に墓を築き、オンドル住居が確認されている光岡六助遺跡や鍛冶具を出土している朝町山ノ口古墳群などの朝町川流域遺跡群や初期カマド住居や多くの多様な軟質系土器を出土した富地原地域の渡来人たちと関わっていたものと推測される。

次に、海岸部の津屋崎地域であるが、オンドル住居が確認されている奴山伏原遺跡は新原・奴山古墳群に近接し、鳥足文タタキを有する移動式カマドを出土した生家釘ヶ裏遺跡も新原・奴山古墳群の南約500mであり、墳長73mの生家大塚古墳がすぐ西側に位置する。そしてオンドル住居、多様な軟質系土器・陶質土器を出土する在自下ノ原遺跡など自在遺跡群のすぐ北側には5世紀後半頃から6世紀後半頃までの須多田古墳群が存在する。前述のように自在遺跡群はのちの唐坊につながる場所であるが、この遺跡自体が古墳時代前期から奈良時代まで継続的に使用された中心的な集落なのである。このような中心的な集落の中で渡来人たちはおそらく地域首長のもとでおもに海と関わり、その他いろいろな仕事をしていたものと推測される。

そして5世紀代のオンドル住居が検出された津丸西ノ後遺跡や津丸南天神遺跡、割畑遺跡など分布する福岡内陸部地域であるが、この地域にはこの時期の明確な首長墳はよくわかっていない。ただ、5世紀前半の短甲などを出土した直径26mの宮司井手ノ上古墳などもさほど離れておらず、時期は下がるが、7世紀の首長墳と考えられている手光波切不動古墳は比較的近い。この西郷川中流域に関しては、このまとまった5世紀代のオンドル住居や11枚の鉄鋌を副葬した割畑1号墳(径10m)などの遺跡の存在などから逆に改めてこの地域がどのような意味を持っているのかを検討すべきであろう。先ほどの首長墳の変遷のところでも述べたが、8世紀の宗像地域の官衙や寺院がこの地にまとまることも偶然とは思われない。交通路としての意味も含めた西郷川流域とのちの西海道大宰府道など内陸

部の道との関係も含めて、時代を超えて検討すべき地域のようなものである。

最後に古賀・新宮地域であるが、明確な首長墳はよくわかっていない。しかしまさに今注目されている船原3号墳を含む谷山北地区遺跡群の貴重な遺物群の存在(古賀市役所2013)はこの地域の海岸近くに位置する糟屋屯倉関連と考えられている鹿部田淵遺跡などとの関連も含めて検討すべきものと思われる。実際に鹿部田淵遺跡では珍しい円筒形土製品や軟質系土器がまとまって出土している。

このように渡来人たちの存在が推測できる地域にはやはり宗像全体の大首長たちだけでなく、地域の中小首長たちも関与していることが推測できる。そして、鹿部田淵遺跡が糟屋屯倉関連遺跡であるならば、この地域の渡来人たちの存在に関しては、中央の大和王権が関与していることも推測されるのである。

5. おわりに

以上、宗像地域の朝鮮半島系考古資料をもとにこの地域と朝鮮半島との関わり、朝鮮半島からの渡来人の存在、彼らの系譜・仕事などを見てきた。

簡単に整理すると、少なくとも弥生時代から続く朝鮮半島との関係が大きく展開する時期はやはり5世紀のようなものである。明らかに4世紀代に比べ、朝鮮半島系資料が増加する。これは4世紀末～5世紀初めの高句麗の南下による朝鮮半島南部地域の混乱、これに日本列島の王権、地方の豪族たちが関与したことが関係すると思われる。

この時期に少なくとも海岸部の津屋崎地区だけでなく、内陸部の宗像釣川流域、福岡西郷川中流域などに渡来人が移住してきていたことは間違いないであろう。

そしてこの宗像と朝鮮半島との関係はそれ以後も続き、6世紀代の朝鮮半島系資料が比較的多く見られる点は注目される。6世紀に入ると、日本列島の人々も朝鮮半島系のカマド・甑を使う煮炊き文化を受け入れ、鍛冶技術も飛躍し、馬の使用もすすむことなどから朝鮮半島の人々の生活・道具などとの区別がつきにくくなる。その中であってこれだけの6世紀代の朝鮮半島系資料が見られるということは、新たな渡来人の存在

を考えざるを得ない。その多くが往来かもしれないが、そのなかには移住・定着した人々もいたであろう。

その波は7世紀にも継続していたものと推測される。

彼らの宗像地域における仕事としては、古くから述べられてきた海と鉄器生産だけでなく、内陸部における農耕地・水路などの開発、道路整備、馬の飼育、そして木工製品の生産なども推測できた。

そして渡来人たちの存在には宗像全体の大首長たちだけでなく、地域の中小首長たちの関わりも推測され、大和王権との関わりも推測されることがわかった。

福岡平野に隣接する宗像という地域であるため、あまり注目されてこなかったのではないかと個人的には思っているが、今回改めて資料を再検討し、朝鮮半島系資料の多さ、多様性、そして百済・全羅道地域との関わりの深さなどを実感した。

渡来人の仕事も内陸部のいろいろな仕事が想定でき、とても興味深かった。宗像という地域の多様性を渡来人という視点から検討することで、さらに興味深い宗像像がみえてくるのではないだろうか。

井浦一、小田富士雄、甲斐孝司、重藤輝行、白木英敏、武末純一、西田大輔、原俊一、松永通明、桃崎祐輔、森下靖士、横田義章、龍孝明

引用・参考文献

- 安部裕久(1994)：「第4章 富地原岩野B遺跡」；『富地原上瀬ヶ浦』宗像市教育委員会
 井英明編(2003)：『馬渡・東ヶ浦遺跡』古賀市教育委員会
 井英明・横田義章(2005)：『楠浦・中里遺跡』古賀市教育委員会
 井浦一編(1997)：『津丸横尾遺跡』福岡町教育委員会
 井浦一編(1999)：『福岡割畑遺跡』福岡町教育委員会
 井浦一編(2013)：『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市教育委員会
 池ノ上宏編(1998)：『生家釘ヶ裏遺跡』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏編(1999)：『練原遺跡』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏編(2000)：『勝浦』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏編(2001)：『新原・奴山遺跡群Ⅱ』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏編(2002a)：『奴山伏原遺跡』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏(2002b)：「V 宮司大ヒタイ遺跡第2次調査」；『津屋崎町内遺跡』津屋崎町教育委員会
 池ノ上宏(2012)：「筑前東部の諸勢力と対外交渉」；『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第15回九州前方後円墳

- 研究会北九州大会実行委員会
池ノ上宏・花田勝広(1999)：『筑紫・宮地嶺古墳の再検討』：『考古学雑誌』85-1、日本考古学会
池ノ上宏・安武千里編(1994)：『在自遺跡群Ⅰ』津屋崎町教育委員会
池ノ上宏・安武千里編(1995)：『在自遺跡群Ⅱ』津屋崎町教育委員会
池ノ上宏・安武千里編(1996a)：『在自遺跡群Ⅲ』津屋崎町教育委員会
池ノ上宏・安武千里編(1996b)：『須多田古墳群』津屋崎町教育委員会
池ノ上宏・吉田東明編(2011)：『津屋崎古墳群Ⅱ』福津市教育委員会
伊崎俊秋編(1981)：『手光古墳群Ⅰ』福岡町教育委員会
石山勲(1974)：「Ⅱ 古賀町所在遺跡群」：『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告Ⅳ』福岡県教育委員会
石山勲編(1977)：『新原・奴山古墳群』福岡県教育委員会
石山勲(1978)：『鴻巣第1号石棺出土遺物』：『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告XXI』福岡県教育委員会
伊藤実(1993)：『日本古代の鋸』：広島大学考古学研究室編『考古論集－潮見浩先生退官記念論文集－』潮見浩先生退官記念事業会
榎本善嗣・長家伸(1996)：『三苦遺跡群2』福岡市教育委員会
岡崇編(1999)：『田久瓜ヶ坂』宗像市教育委員会
岡崇編(2000)：『久原瀧ヶ下』宗像市教育委員会
岡崇・坂本雄介編(2007)：『田野瀬戸古墳群』宗像市教育委員会
小田富士雄(2011)：『沖ノ島祭祀遺跡の再検討－4～5世紀宗像地方との関連で－』：『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
甲斐孝司編(2003)：『鹿部田渕遺跡』古賀市教育委員会
甲斐孝司編(2004a)：『永浦遺跡』古賀市教育委員会
甲斐孝司(2004b)：『鹿部田渕遺跡の官衙的大型建物群』：『福岡大学考古学論集－小田富士雄先生退職記念－』小田富士雄先生退職記念事業会
糟屋地区文化財担当者会編(2005)：『糟屋の古墳』
亀田修一(1993)：『考古学から見た渡来人』：『古文化談叢』30(中)、九州古文化研究会
亀田修一(2000)：『鉄と渡来人－古墳時代の吉備を対象として－』：『福岡大学総合研究所報』240
亀田修一(2003)：『渡来人の考古学』：『七隈史学』4、七隈史学会
亀田修一(2008)：『牛頸窯跡群と渡来人』：『九州と東アジアの考古学』九州大学考古学研究室50周年記念論文集刊行会
川述昭人(1977)：『V 周辺の古墳と遺物』：『新原・奴山古墳群』福岡県教育委員会
木下良(1999)：『古代 第3章 律令制下における宗像郡と交通』：宗像市史編纂委員会編『宗像市史 通史編 第2巻 古代・中世・近世』宗像市
金吉植(1994)：『三国時代鉄鋸の変遷－百済系鉄鋸の認識－』：『百済研究』24、忠南大学校百済研究所
玄海町教育委員会編(1996)：『牟田尻古墳群文化財調査速報展レジュメ』
権五栄・李亨源(2006)：『壁柱(大壁)建物研究のために』：『日韓集落研究の現状と課題(Ⅱ)』日韓集落研究会
古賀市役所(2013)：『古墳時代へタイムスリップ』：『広報こが特別号』
児玉真一(1978)：『川原庵山第5号墳』：『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告XXI』福岡県教育委員会
児玉真一編(1981)：『奴山古墳群』津屋崎町教育委員会
小林義彦編(1989)：『唐原遺跡Ⅱ』福岡市教育委員会
近藤義郎・河本清編(1998)：『大谷1号墳』北房町教育委員会
酒井清治(1998)：『日韓の甑の系譜からみた渡来人』：『榑崎彰一先生古稀記念論文集』榑崎彰一先生古稀記念論文集刊行会
酒井仁夫編(1979a)：『相原古墳群』宗像市教育委員会
酒井仁夫編(1979b)：『久戸古墳群』宗像市教育委員会
酒井仁夫編(1981)：『今川遺跡』津屋崎町教育委員会
酒井仁夫編(1984)：『花見遺跡』古賀市教育委員会
酒井仁夫編(1987)：『大井三倉遺跡』宗像市教育委員会
佐々木隆彦編(1978)：『奴山5号古墳』津屋崎町教育委員会
重藤輝行・杉本岳史・神保公久(2005)：『筑前・筑後の渡来系の遺構・遺物』：『九州における渡来人の受容と展開』第8回九州前方後円墳研究会実行委員会
重藤輝行(2011)：『宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀』：『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
清水比呂之編(1988)：『久原遺跡』宗像市教育委員会
白井克也(2001)：『百済土器・馬韓土器と倭』：『枚方歴史フォーラム 検証 古代の河内と百済』枚方歴史フォーラム実行委員会
白木英敏編(1994)：『富地原川原田Ⅰ』宗像市教育委員会
白木英敏編(1995)：『富地原森』宗像市教育委員会
白木英敏編(1998)：『光岡辻ノ園』宗像市教育委員会
白木英敏編(2002)：『稲元黒巡』宗像市教育委員会
白木英敏編(2009)：『概観 田熊石畑遺跡－福岡県宗像市田熊所在遺跡の発掘調査概要－』宗像市教育委員会
第三次沖ノ島学術調査隊編(1979)：『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会
第37回九州古墳時代研究会実行委員会(2011)：『宗像地域の古墳』九州古墳時代研究会(本文中では、第37回九古研と略す)
第8回九州前方後円墳研究会実行委員会(2005)：『九州における渡来人の受容と展開』(第8回九前研と略す)
第15回九州前方後円墳研究会北九州大会実行委員会(2012)：『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』(第15回九前研と略す)
瀧本正志編(1991)：『三苦京塚古墳』福岡市教育委員会
武末純一(2011)：『沖ノ島祭祀の成立前史』：『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ

- 群」世界遺産推進会議
- 竹谷俊夫(1995)：「日本と朝鮮半島出土の鳥足形タタキ文土器の諸例－その分布と系譜－」；『西谷眞治先生古稀記念論文集』勉誠社
- 田中清美(1994)：「鳥足文タタキと百済系土器」；『韓式系土器研究』V、韓式系土器研究会
- 飛野博文編(1987)：『千鳥古墳群Ⅱ』福岡県教育委員会
- 西田大輔編(1989)：『三代須川遺跡Ⅱ・下府古墳群』新宮町教育委員会
- 西田大輔編(1994)：『夜臼・三代地区遺跡群第4分冊』新宮町教育委員会
- 西田大輔編(1997)：『大森古墳群』新宮町教育委員会
- 西田大輔編(1998)：『香ノ木古墳群』新宮町教育委員会
- 西田大輔編(1999a)：『三代須川3号墳』新宮町教育委員会
- 西田大輔編(1999b)：『相島積石塚群』新宮町教育委員会
- 橋口達也編(1989)：『新原・奴山古墳群』津屋崎町教育委員会
- 橋口達也編(1991)：『宮司井手ノ上古墳』津屋崎町教育委員会
- 波多野暁三編(1974)：『津丸・久末古墳群』福岡教育大学歴史研究部考古学班
- 花田勝広(1999)：「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」；『古代学研究』148、古代学研究会
- 花田勝広(2012)：「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」；『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第15回九州前方後円墳研究会北九州大会実行委員会
- 浜田信也編(1984)：『三代須川遺跡』新宮町教育委員会
- 浜田信也編(1985)：『浜山・千鳥遺跡』古賀町教育委員会
- 原俊一編(1982)：『浦谷古墳群Ⅰ』宗像市教育委員会
- 原俊一(1983)：「久原瀧ヶ下住居跡」；『考古学ジャーナル』214
- 原俊一編(1984・1991)：『朝町山ノ口Ⅰ・Ⅱ、宗像市教育委員会
- 原俊一(1985)：「野坂一町間遺跡」；『宗像市埋蔵文化財発掘調査報告書－1984年度－』宗像市教育委員会
- 原俊一(1988)：「2 古墳時代の宗像」；小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
- 原俊一(1997a)：「考古 第4章 古墳時代 第3節 宗像の古墳時代」；宗像市史編纂委員会編『宗像市史 通史編 第1巻 自然考古』宗像市
- 原俊一(1997b)：「考古 第5章 特色ある古墳文化 第1節 出土遺物からみた宗像の特色」；宗像市史編纂委員会編『宗像市史 通史編 第1巻 自然考古』宗像市
- 原俊一編(1999)：『田久松ヶ浦遺跡』宗像市教育委員会
- 坂靖(2007)：「筒形土製品からみた百済地域と日本列島」；『考古学論究』小笠原好彦先生退任記念論集刊行会
- 福岡町教育委員会(2003)：『津丸南天神遺跡現地説明会』
- 朴天秀(1998)：「4、5世紀における韓日交渉の考古学的検討－考古学からみた古代の韓・日交渉－」；『青丘学術論集』12、韓国文化研究振興財団
- 正木喜三郎(1999)：「中世 第1章 鎌倉時代の宗像 第4節 宗像大宮司と海」；宗像市史編纂委員会編『宗像市史 通史編 第2巻 古代・中世・近世』宗像市
- 松岡史編(1974)：『佐谷・脇田山・古墳調査報告』福岡県教育委員会
- 宗像神社復興期成会編(1958)：『沖ノ島』宗像神社復興期成会
- 宗像神社復興期成会編(1961)：『続沖ノ島』宗像神社復興期成会
- 桃崎祐輔(2009)：「牧の考古学」；『日韓集落研究の新たな視角を求めて』韓日聚落研究会韓国支部
- 桃崎祐輔(2010)：「九州の屯倉研究入門」；『還暦、還暦？、還暦！－武末純一先生還暦記念献呈文集・研究集－』武末純一先生還暦記念事業会
- 安武千里編(1998)：『勝浦北部丘陵遺跡群』津屋崎町教育委員会
- 安武千里(2002)：「Ⅱ 勝浦高堀遺跡」；『津屋崎町内遺跡』津屋崎町教育委員会
- 横田義章(1980)：「福岡県古賀町発見の古墳時代資料」；『九州歴史資料館研究論集』6
- 李東冠(2010)：「日韓における？(サルボ)の変遷と変容」；『還暦、還暦？、還暦！－武末純一先生還暦記念献呈文集・研究集－』武末純一先生還暦記念事業会

古代宗像氏の氏族的展開

篠川 賢 成城大学教授

要旨：沖ノ島祭祀は、王権主催の祭祀であり、4世紀後半に開始され、5世紀後半には、現地においてそれに中心的に関わる集団が、津屋崎古墳群の造営集団に固定化していったと推定される。この段階を、実質的宗像氏の成立とみることはできるが、「ムナカタ」のウヂ名と「君」のカバネが賜与されたのは、「磐井の乱」後のことと考えられる。孝徳朝の立評に際しては、初代宗像評の官人に任じられ、尼子娘と大海人皇子との婚姻を契機に中央にも勢力を拡大させた。8世紀には、宗像郡大領と宗像神主とを兼帯し、強固な地域支配を行った。それは9世紀以降も続いたが、9世紀末ないし10世紀初頭における沖ノ島祭祀の終焉は、宗像氏による宗像神祭祀の変化とも関連していたと推定される。

キーワード：倭王権、宗像三女神、ウヂ・カバネ、宗像神主、神郡司

1. はじめに

古代の宗像氏は、8世紀においては、一族の長が宗像神主と神郡である宗像郡の大領とを兼帯し、強固な地域支配を行っていたことが明らかである。すなわち宗像氏は、宗像三女神の奉斎氏族として、また郡領氏族として王権に奉仕した氏族(ウヂ)といえる。このような宗像氏のあり方は、いつごろまで遡れるのであろうか。

『古事記』『日本書紀』(以下、『記』『紀』と略記する)の神話・伝承からうかがえる宗像神の神格は、後述のとおり、「北部九州を経由する王権の対外交渉にかかわる海上交通の守護神」といえる。そしてその祭祀も、王権が主催したと考えられる。このことは、沖ノ島祭祀のあり方とまさしく対応するのであるが、沖ノ島祭祀が開始されたのは4世紀後半とみられており、その段階では、いまだウヂは成立していない。宗像氏は、沖ノ島祭祀をはじめとする宗像神の祭祀に、現地において中心的に関わったウヂと考えられるのであるが、そのようなウヂとしての宗像氏は、いつ成立したのであろうか。本稿では、まずこの点について考えることにしたい。

ついで、その後の宗像氏の展開過程について、孝徳朝における評制の施行段階から、沖ノ島祭祀が終焉す

る9世紀末から10世紀初頭ごろまでを対象に、尼子娘と大海人皇子(のちの天武天皇)との婚姻や、その間に生まれた高市皇子の活躍、また中央における宗像氏の存在などに注意しつつたどっていくことにしたい。

そして、宗像氏は、沖ノ島祭祀が終わったのちも、なお宗像神の奉斎氏族としての宗教的権威を持ち、郡領氏族として地域支配を行っていたと考えられる。したがって、沖ノ島祭祀の終焉は、やはり王権側(国家側)の事情によるとみるのが妥当であろう。ただ、宗像氏による宗像神祭祀の在り方の変化も関係があったのではないかと推測されるのであり、最後に、その点について憶測を加えることにしたい。

2. 宗像神と倭王権

(1) 宗像三女神の誕生

宗像氏の奉斎する宗像三女神は、『記』『紀』によれば、アマテラスとスサノヲとの誓約(ウケヒ)によって生まれたとされる。『記』上巻に載せられるその話は、およそ次のとおりである。

イザナキの命令により根国に追放されることになったスサノヲは、姉のアマテラスに暇乞をするため、高天原に向かった。その時の勢いに驚いたアマテラスは、スサノヲが高天原に上ってくるの

は国を奪おうという邪心があってのことと思い、男装し、武装して待ち構えた。そしてスサノヲに、「なにゆえ高天原に上ってきたのか」と問うたところ、スサノヲは、「けっして邪心があるのではない」と答えた。アマテラスは、「邪心のないことを何によって証明するのか」と問い、スサノヲは、「たがいにウケヒして子を生むことによって証明しよう」と答えた。

そこで、天安河をはさんでウケヒし、まずアマテラスが、スサノヲの所持していた十拳剣を受け取り、三段に折り、天の真名井に振りすすぎ、噛み砕いて吹き棄てた気吹きの狭霧のなかに生まれた神は、多紀理毗売命(またの名を奥津嶋比売命)、次に市寸嶋比売命(またの名を狭依毗売命)、次に多岐都比売命の三女神であった。ついでスサノヲが、アマテラスの身に着けていた珠を受け取り、同様にして吹き棄てた気吹きの狭霧のなかに生まれた神はアメノオシホミミ・アメノホヒ・アマツヒコネ・イクツヒコネ・クマノクスビの五男神であった。

ここに、アマテラスは、スサノヲに、「五男神は私の物(珠)を物実にして生まれたから私の子であり、三女神は汝の物(十拳剣)を物実としてとして生まれたから汝の子である」と告げた。多紀理毗売命は胸形の奥津宮に、市寸嶋比売命は胸形の中津宮に、田寸津比売命(多岐都比売命)は胸形の辺津宮に鎮座する。この三柱の神は、胸形君らが奉斎する神である。

これと同様の話は、『紀』神代上第6段「瑞珠盟約」の本文にあり、そこでは三女神の名(表記)と生まれた順序が、はじめに田心姫、次に湍津姫、次に市杵嶋姫とされている。それぞれの鎮座地についての記載はないが、その三女神が筑紫の胸肩君らの祭る神であるとの記述はみえる。また、『紀』には、本文のほかにも第一・第二・第三の一書に、三女神誕生の話がみえ、それぞれ、神名の表記・出生順・鎮座地・奉斎氏族等に若干の違いがみられる。それらを整理したのが、第1表である。なお、『宗像大菩薩御縁起』所引の『西海道風土記』逸文にも同様の伝承がみえるが、これについては、古代にさかのぼる伝承か否か判然としない。

第1表 ウケヒ神話における宗像三女神

出典	神名(出生順)	鎮座地	奉斎氏族
古事記	多紀理毗売命 (亦名 奥津嶋比売命) 市寸嶋比売命 (亦名 狭依毗売命) 多岐都比売命	胸形之奥津宮 胸形之中津宮 胸形之辺津宮	胸形君等
日本書紀 本文	田心姫 湍津姫 市杵嶋姫		筑紫胸肩君等
日本書紀 第一の一書	瀛津嶋姫 湍津姫 田心姫		
日本書紀 第二の一書	市杵嶋姫命 田心姫命 湍津姫命	遠瀛 中瀛 海浜	
日本書紀 第三の一書	瀛津嶋姫命 (亦名 市杵嶋姫命) 湍津姫命 田霧姫命		筑紫水沼君等

(2) ウケヒ神話と三女神の神格

ウケヒによる出生譚の持つ意味や、種々伝えられる話の前後関係・形成過程については多くの議論があるが¹⁾、ここでは、この伝承からうかがえる三女神の神格について、2点だけ確認しておきたい。

まず第1点は、三女神が王権にとって重要な神であり、高度に体系化された神話に登場する神であるという点である。アマテラスとスサノヲとのウケヒによって生まれたとされるのは、三女神のほかに五男神があるが、五男神の筆頭であるアメノオシホミミは、天孫降臨神話の主人公であるホノニニギの父とされる神である。また五男神の一人のアメノホヒは、出雲臣・土師連ら多くの氏(ウヂ)の祖とされ、アマツヒコネも、凡川内国造・額田部湯坐連・山代国造ら多くのウヂの祖とされる。

さらに『記』によれば、三女神の一人である多紀理毗売命は、のちにオホクニヌシの妻となり阿遲鉏高日子根神(迦毛大御神)と高比売命(下光比売命・下照比売)を生み、その高比売命(下照比売)は、天若日子の妻になったとされている。

阿遲鉏高日子根(アヂスキタカヒコネ)神は『紀』には味耜高彥根神、下照比売(シタテルヒメ)は下照姫、天

若日子(アメノワカヒコ)は天稚彦に作り、『記』『紀』ともに、天孫降臨に先立つ物語として、次のような話を載せている。

先に葦原中国平定のために高天原から遣わされたアメノホヒは、三年たってもカヘリゴト(復奏・復命)しなかった。そこで、タカミムスヒ(あるいはアマテラス・タカミムスヒら高天原の諸神)は、次にアメノワカヒコを遣わすこととし、弓矢を与えて、葦原中国に遣わした。しかし、アメノワカヒコも、オホクニヌシの娘のシタテルヒメを娶って長い間カヘリゴトしなかった。さらにアメノワカヒコは、様子を見るために高天原から遣わされた雉を、タカミムスヒから賜った弓矢で射殺した。その矢は、雉の胸を通り抜けて、高天原のタカミムスヒのもとに達した。タカミムスヒは、その矢を、「アメノワカヒコに邪心があれば命中せよ」といって投げ返し、アメノワカヒコは、その返し矢に射られて死んだ。アメノワカヒコと生前葦原中国で親しかったアヂスキタカヒコネは、アメノワカヒコの喪を弔うために高天原に上ったが、アメノワカヒコと似ていたためにアメノワカヒコと間違えられた。そのことに怒ったアヂスキタカヒコネは、喪屋を破壊し蹴散らした。美濃国にある喪山はそれである。

アヂスキタカヒコネは、『出雲国風土記』意宇郡賀茂神戸条にも「所造天下大神神之御子、阿遲須栴高日子命」とみえ、「坐葛城賀茂社」とされている。『延喜式』神名帳にも大和国葛上郡に「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座〈並名神大。月次相嘗新嘗〉」とあり、大和の鴨君氏の奉斎した神と考えられる。

三女神誕生の話を含むウケヒ神話は、天孫降臨神話とともに、王権(天皇)による支配の正当性を主張した極めて政治性の高い神話であり、『記』『紀』編纂の最終段階で整えられた神話である可能性が高い。もちろん、第1表に示されるように、三女神について多くの異伝が存在するということは、三女神が『記』『紀』編纂時にはじめて作られた神ではないことを示すものである。しかし、いずれの伝承も、アマテラスとスサノヲのウケヒによって三女神が生まれたということでは一致している。

第2に確認しておきたい点は、この三女神が王権の守護神であるという点である。『紀』の第一の一書には、日神(アマテラス)は三女神を「筑紫洲」に天降させた際に、「汝三神、宜降居道中、奉助天孫」と教えたところがあるが、これはまさに三女神が、「天孫」(王権)を「奉助」(守護)する神格を持つことを示している。

またこのことは、『紀』の雄略天皇9年3月条に載る伝承からもうかがうことができる。それによれば、雄略天皇は、自ら渡海して新羅を討とうとしたが、行つてはならないという「胸方神」(宗像三女神)の諫めに従い、紀小弓宿禰や大伴談連らを将軍として派遣した。派遣された談連は戦死し、小弓宿禰も新羅で病没した、というのである。この記事をそのまま事実の伝えとみることができないが、宗像三女神が天皇(王権)の守護神として描かれていることは明らかである。

(3) 三女神の名に示された神格

次に、三女神の名からうかがえるその神格についてみておきたい。

『記』に最初に生まれたとされる多紀理毗売命は、『紀』の本文・第一の一書の田心姫、第二の一書の田心姫命、第三の一書の田霧姫命に相当する。多紀理・田心・田霧は、いずれも「タキリ」の音を写した表記と考えられ、霧の神格化とみるのがふつうである。福島秋穂は、海上交通の障害となる霧を神格化したものとしている²⁾。

『記』に二番目に生まれたとされる市寸嶋比売命は、『紀』の本文の市杵嶋姫、第一の一書の瀛津嶋姫、第二の一書の市杵嶋姫命、第三の一書の瀛津嶋姫命に相当する。このことは、『紀』の第三の一書に、瀛津嶋姫命の亦名を市杵嶋姫命としていることから明らかである。市寸・市杵は「イツキ」であり、「イツク」には「祭祀を行う」あるいは「神霊が依り憑く」の意味があるが、いずれの意味に解しても、市寸(市杵)嶋比売(姫)は、島を神格化した名とみて間違いのないであろう。

また、『紀』の第一・第三の一書の瀛津嶋は、「オキツシマ」の音を写した表記であり、「オキ」は海岸から離れた海上の意味の「オキ」(沖)である。つまり、市寸(市杵)嶋比売(姫)は、沖にある島を神格化した名といえる。『紀』の第二の一書に、市杵嶋姫命

は遠瀛(オキツミヤ)に鎮座するとしているのも、そのことを示している。

ただ、このように解すると、『記』において、最初に生まれた多紀理毗売命の亦の名を奥津嶋比売命としていることが問題となる。『記』では、この神の鎮座地を「胸形之奥津宮」としており、奥津嶋比売命の名はこれに対応した名ということが出来るが、『紀』の第二・第三の一書の伝承に照らして考えるならば、奥津嶋比売命は市寸嶋比売命の亦名とされていなければならない。このことは、『記』『紀』の編纂段階においてもなお、三女神の名・出生順・鎮座地についての伝承が流動的であったことを示すものであろう。

今日においては、沖津宮(沖ノ島)に田心姫神、中津宮(大島)に湍津姫神、辺津宮(田島)に市杵嶋姫神を祭っているが、これは、『紀』本文の出生順(田心姫→湍津姫→市杵嶋姫)と、『記』および『紀』の第二の一書に鎮座地を掲げる順(奥津宮・遠瀛→中津宮・中瀛→辺津宮・海浜)とを対応させたものと考えられる。『日本書紀』天安2年(858)閏2月戊午条には、宗像三女神を、田心姫神→湍津姫神→市杵嶋姫神の順に掲げており、順序も表記も『紀』の本文と同じである。『日本三代実録』貞観元年(859)2月丙辰条も同様であり、この頃には『紀』の本文に従った神名表記が固定化していたと考えられる。

しかし、「イツキシマヒメ」「オキツシマヒメ」の名から判断するならば、上に述べたとおり、本来は、沖ノ島に鎮座する神をそのように呼んだとみるべきであろう。

次に、『記』に三番目に生まれたとされる多岐都比売命であるが、この多岐都比売命は、『紀』の本文・第一の一書の湍津姫、第二・第三の一書の湍津姫命に相当する。多岐都・湍津は「タキツ」「タギツ」の音を写した表記であり、潮流の速く渦巻く様を神格化したとする説が一般的である。タキリヒメの名が海上交通の障害となる霧を神格化した名であるならば、タキ(ギ)ツヒメの名も、その障害となる潮流を神格化した名とみるのが妥当であろう。

沖に浮かぶ島を神格化したイツキシマ(オキツシマ)ヒメと合わせた三女神は、その名自体から、海上交通の守護神(海上交通の安全を守護し、ときにはそれを

阻害する神)という神格をうかがうことができるのである。

また、三女神を奉斎する氏族が、宗像氏・水沼氏ら筑紫の豪族とされていること、三女神の鎮座地が、『記』に胸形の奥津宮・中津宮・辺津宮とあり、『紀』の第一の一書に三女神は「筑紫洲」に天降ったとあることなどからして、宗像三女神を守護神とする海上交通が、北部九州海域にかかわる海上交通、すなわち、北部九州と朝鮮半島を結ぶ交通路を指していることも明らかであろう。『紀』の第三の一書には、三女神を「今在_二海北道中_一」。号曰_二道主貴_一」としているが、ここにいう「海北道中」は、まさにそれが、北部九州と朝鮮半島を結ぶ交通路を指していることを示している。先に引用した第一の一書にみえる「道中」も、「海北道中」と同義とみて間違いのないであろう。

「海北」の語は、『紀』ではほかに、欽明天皇15年12月条の百済の聖明王の上表文中に、「以斯羅無道、不_レ畏_二天皇_一、与_レ伯同心、欲_レ残_二滅海北彌移居_一。臣等共議、遣_二有至臣等_一、仰乞_二軍士_一、征_二伐斯羅_一」とみえる。ここにいう「海北彌移居」は朝鮮半島におかれたミヤケ、いわゆる「任那日本府」を指しており、「海北」は朝鮮半島を指す語として用いられている。また、『宋書』倭国伝に載せられる倭王武の上表文には、「東征_二毛人_一五十五国、西服_二衆夷_一六十六国、渡平_二海北_一九十五国」とみえ、ここにいう「海北」も、朝鮮半島を指している³⁾。

そして、先に述べたとおり、三女神が王権にとっての重要な守護神と考えられることからすれば、その神格は、「はじめに」にも述べたように、「北部九州を経由する王権の対外交渉にかかわる海上交通の守護神」ということができよう。『紀』の雄略天皇9年3月条の伝承も、新羅を討つために自ら渡海しようとした天皇を三女神が諫めたというのであるから、まさにそのような神格を示す伝承ということになる。

なお、『紀』の第三の一書において、三女神を「筑紫水沼君等」の祭る神としていることは注意される。これは、『記』においては「胸形君等」、『紀』の本文においても「筑紫胸肩君等」と、いずれも複数の氏族によって奉斎される書き方になっていることと対応しているものであり、『記』『紀』の編纂段階においては、三女神を奉斎する氏族が宗像氏に限定されていなかったことを示

している。とくに水沼君氏の名をあげる伝えのあることの意味については、のちに改めて取り上げることにしたい。

(4) 三女神の祭祀と王権

『紀』の伝承には、宗像三女神の祭祀を王権が主催したことをうかがわせる伝承も存在する。まず、応神天皇41年2月是月条には、次のような記事がみえる。

是月、阿知使主等、自_レ呉至_二筑紫_一。時胸形大神、有_レ乞_二工女等_一。故以_二兄媛_一奉_二於胸形大神_一。是則今在_二筑紫国_一、御使君之祖也。(後略)

ここにいう兄媛は、縫工女を求めるために「呉」(中国南朝)に派遣された阿知使主らが、「呉王」から与えられたとされる4人の工女(兄媛・弟媛・呉織・穴織)の一人であり(応神天皇37年2月朔条)、その兄媛が、「胸形大神」の求めにより大神に奉られ、それが筑紫国の御使君の祖であるというのである。これとよく似た内容の記事は、雄略天皇14年正月戊寅条・同3月条にもみえており、そこでは、身狭村主青らが「呉」から将来した手末才伎(漢織・呉織・衣縫の兄媛・弟媛)のうちの兄媛が、大三輪神に奉られたとされている。

中国南朝から織物の技術者が将来されたという伝承としては、雄略天皇14年条の伝えがより本来的なものであろうが、ここで注目したいのは、宗像神に奉られた兄媛が筑紫の御使君氏の祖とされていることである。これは、宗像神の祭祀が天皇から遣わされた使いによって行われていたことを示唆するものと考えられる。

御使君氏はほかにはみえないが、全国的に設置された御使部(三使部)の筑紫における伴造氏族(地方伴造)とみて間違いのないであろう。御使部を統括する中央の伴造氏族は御使連氏であり、この御使連氏は、神護景雲2(768)年に御使連清足らが朝臣の姓を賜り(『続日本紀』神護景雲2年9月乙未条)、『新撰姓氏録』左京皇別上に「御使朝臣。出_レ自_二諡景行皇子氣入彦命之後_一也。(後略)」とみえる氏(ウヂ)である。筑紫の御使君氏は、これとは別のウヂであり、君の姓(カバネ)を称することからすると、宗像氏と同系のウヂである可能性が高い。

御使部は、その名から判断して、天皇(大王)の使者を現地において接待することを職掌とした部と考えら

れるが、ここにいう御使君氏は、宗像神に奉られた兄媛を祖とするというのであるから、宗像神の祭祀のために派遣された使者を接待する部を管掌した地方伴造とみるのが妥当であろう。『記』『紀』のウケヒ神話において、宗像三女神は複数の氏族の奉斎する神とされているが、その氏族のなかには、この御使君氏も含まれていると考えてよいであろう。

また、履中天皇5年3月朔条から10月甲子条にかけては、次のような記事がみえる。

五年春三月戊午朔、於_二筑紫_一所居三神、見_二于宮中_一、言、何奪_二我民_一矣。吾今慚_二汝_一。於是、禱而不_レ祠。(中略)冬十月甲寅朔甲子、葬_二皇妃_一。既而天皇、悔_二之不_レ治_二神崇_一、而亡_二皇妃_一、更求_二其咎_一。或者曰、車持君行_二於筑紫国_一、而悉校_二車持部_一、兼取_二充神者_一。必是罪矣。天皇則喚_二車持君_一、以推問之。事既得実焉。因以、数之曰、爾雖_二車持君_一、縦檢_二校天子之百姓_一。罪一也。既分_二寄于神_一車持部、兼奪取之。罪二也。則負_二惡解除・善解除_一、而出_二於長渚崎_一、令_二祓禊_一。既而詔之曰、自_レ今以後、不_レ得_レ掌_二筑紫之車持部_一。乃悉収以更分之、奉_二於三神_一。

これによれば、①宗像神の怒りの神託が宮中にあったにもかかわらず、天皇は祈っただけで神に対する祭祀を怠ったため、天皇の妃(黒媛)が亡くなった。②宗像神の怒りの原因は、かつて車持君が筑紫に派遣された際に、車持部を檢校し、三女神の「充神者」(神戸)となっていた車持部も奪い取ったためであった。③天皇は車持君の咎を責め、以後は筑紫の車持部を管掌してはならぬとして、それを収め、あらためて三女神に奉った、というのである。

これらの記事内容についても、そのまま事実の伝えとみることはできないが、この記事からは、かつて車持部として王権への奉仕が義務づけられていた人々が、宗像神に神戸として寄進されていたことが推定されるであろう。この記事は、宗像神の祭祀を王権が主催していたことを直接に示すものではないが、応神天皇41年2月是月条において、兄媛が宗像神に奉られたとあることとともに、王権と宗像神の密接な関係を示す記事であることは指摘できる。

さらに、雄略天皇9年2月朔条には、次のような記

事も載せられている。

遣_三凡河内直香賜与_二采女_一、祠_二胸方神_一。香賜既至_二壇所_一、(割注略)及_レ将_レ行_レ事、姦_二其采女_一。天皇聞之曰、祠_レ神祈_レ福、可_レ不_レ慎歟。乃遣_二難波日鷹吉士_一将_レ誅之。(後略)

この記事も、そのまま雄略朝の事実とは考え難いが、天皇が凡河内直香賜と采女を派遣して「胸方神」の祭祀を行わせたというのであるから、これは、宗像神の祭祀が王権の主催する祭祀であったことを直接に示す記事ということができる。しかも、この記事に続いて、先に引用した新羅征討軍の派遣記事が載せられているのであり、雄略紀においては、宗像神の祭祀は、新羅征討に先立ち、その成功を祈って行われた祭祀として位置づけられているといえるのである。

以上、『記』『紀』の神話・伝承からうかがえる三女神の神格とその祭祀についてみてきたが、三女神の一人であるイツキシマ(オキツシマ)ヒメは、『記』『紀』のウケヒ神話自体からも、玄界灘に浮かぶ沖ノ島を神格化した名と考えることができる。そしてそうであるならば、以上述べてきたような三女神の性格は、沖ノ島祭祀についての考古学上の知見からも証明されるといってよいであろう。

3. 沖ノ島祭祀と宗像地域の首長層

(1) 沖ノ島祭祀の成立とその契機

沖ノ島の祭祀遺跡については、昭和29年(1954)から昭和46年までの間の3次にわたる調査によって、その内容が知られるようになった⁴⁾。遺跡は、岩上祭祀の行われた第Ⅰ段階、岩陰祭祀の行われた第Ⅱ段階、半岩陰・半露天祭祀の行われた第Ⅲ段階、露天祭祀の行われた第Ⅳ段階に分けられる。それぞれの年代については研究者による多少の違いはあるが、第Ⅰ段階はおよそ4世紀後半から5世紀代、第Ⅱ段階は5世紀後半から6世紀代、第Ⅲ段階は7世紀代から8世紀中ごろ、第Ⅳ段階は8世紀中ごろから9世紀代にあたりとみてよいようである。そして、その祭祀遺物の内容からは、沖ノ島祭祀が、倭王権と朝鮮半島諸国さらに中国との交流にかかわる祭祀であり、その成立当初から、倭王権の直接関与する祭祀であったとみられている。

このことは、『記』『紀』の神話・伝承から導き出せる宗像三女神の神格が、「北部九州を経由する王権の対外交渉にかかわる海上交通の守護神」であることとまさに対応している。沖ノ島の神については、本来は、宗像氏の前身集団を含めた地域の集団によって祀られた島神・海神であったとする見方が一般的であるが、宗像三女神はあくまで王権の守護神であり、沖ノ島祭祀はそれを祭る祭祀として始まったとみなければならない。ただし、このことは、上記のような神格の倭王権の守護神が、沖ノ島祭祀の成立当初から、『記』『紀』のウケヒ神話にいうような宗像三女神として存在していた(認識されていた)ことを示すものではない。

さて、沖ノ島祭祀が王権によって開始されたのであるならば、そこには、倭王権の対外交渉上の何らかの契機が存在したとみなければならないであろう。そして、その成立時期が4世紀後半に求められるということからすれば、その契機は、これまでも指摘されているとおり⁵⁾、石上神宮所蔵の七支刀の銘や、『紀』の神功皇后摂政46年～52年条の一連の記事に示されるところの、百済との公的外交の開始に求めるのが妥当であろう。

七支刀銘は、次のとおりである。

[表] 泰和四年五月十六日丙午正陽造百鍊鍔七支刀生辟百兵宜供侯王□□□□作

[裏] 先世以来未有此刀百濟王世子奇生聖音故為倭王旨造伝示後世

銘文の釈読をめぐっては、多くの議論が重ねられてきたが、冒頭の「泰和」は東晋の年号の太和とみてよく、それは、西暦にして369年にあたる。また銘文の趣旨は、百済王(近肖古王)の世子(のちの近仇首王)が倭王のために七支刀を造り後世に伝え示すということであり、百済王と倭王との関係を対等とする立場での文章と考えられる。そこに百済から(あるいは東晋から)倭への下賜の意味や、逆に献上の意味を見出すことはできないであろう。

一方、『紀』の神功皇后摂政46年～52年条によれば、百済との公的外交の開始は、およそ次のとおりであったとされる。

46年3月、卓淳国(伽耶地域の一国)に派遣された斯摩宿禰は、卓淳国の王から、2年前に百済の

使者の久氐らが卓淳国にやって来て倭国との通交の仲立ちを求めてきた、ということを知った。そこで斯摩宿禰は、卓淳国にて百済に使者を派遣し、百済の近肖古王から倭王への朝貢の意思を確認して帰国した。翌47年、百済の近肖古王は、久氐らを遣わして朝貢してきた。その後百済は、毎年朝貢することを誓い、50年、51年と朝貢し、52年には、また久氐らを遣わして、七枝刀・七子鏡などの宝物を献上した。

百済を日本(倭)に従属する国として描いているのは、『紀』の認識によるものであり、実際の両国の関係を伝えているとは考え難い。ただ、この一連の記事は、「百済記」に基づいた記事と考えられ、干支二運繰り下げた年のこととみるならば、その記事内容には一定の事実を伝えている部分があるとみられている。神功摂政46年は西暦にして246年に相当するが、二運繰り下げれば、366年、神功摂政52年(西暦252年)は372年ということになる。七枝刀が百済から贈られてきたという後者の記事内容は、まさしく石上神宮所蔵七支刀の銘文と対応するのであり、この頃に、百済との公的外交が開始されたことは事実とみてよいであろう。

また、これらの一連の記事内容からすると、百済との通交は、百済からの要求で開始されたことになる。おそらくそれも事実であり、百済は、南下を進める高句麗に対抗するため、倭に軍事援助を求めてきたものと推定される。したがって、百済との公的外交の開始は、倭王権による朝鮮半島への派兵という、おそらくはそれ以前には経験していなかった形での通交の開始であり、そこに、沖ノ島祭祀が新たに開始される理由があったのではないかと推定される。

沖ノ島祭祀の内容は、直接に朝鮮半島への派兵を示すものではなく、沖ノ島祭祀を朝鮮半島に対する軍事行動にのみ関わって行われた祭祀と限定的に考えることも正しくないであろうが、その開始は、倭王権による朝鮮半島への派兵を契機とした可能性が高いとみてよいと思う。

一方、百済との通交が始まったことにより、沖ノ島を經由して朝鮮半島に渡るというルートが新しく設置され、以後そのルートがメインルートとなったということでもなかったと考えられる。『魏志』倭人伝によれ

ば、3世紀中ごろの倭と朝鮮半島を結ぶルートは、壹岐・対馬を經由するルートであり、『隋書』倭国伝によれば、7世紀初めごろのルートもそれと同様である。沖ノ島祭祀が開始されたのちも、航海の安全性から、壹岐・対馬を經由するルートが依然メインルートであったことは間違いないであろう。沖ノ島祭祀が、百済の要請に基づく朝鮮半島への派兵を契機として開始されたものであるならば、その派兵のルートは、従来からのメインルートを使用するとみるのが自然である。沖ノ島祭祀は、玄界灘に浮かぶ孤島としての沖ノ島の位置に由来するところの、あくまで象徴的な祭祀であったとみるのが妥当ではなかろうか⁶⁾。

(2) 古墳時代における宗像地域の首長層の動向

以上、沖ノ島祭祀が王権によって開始されたと考えられることを述べたが、それは、宗像地域の首長層が沖ノ島祭祀にまったく関与しなかったということではない。沖ノ島祭祀が王権の主催する祭祀であったとしても、現地においてそれを容認し、支える集団があつてこそ、初めてそれが可能であろう。

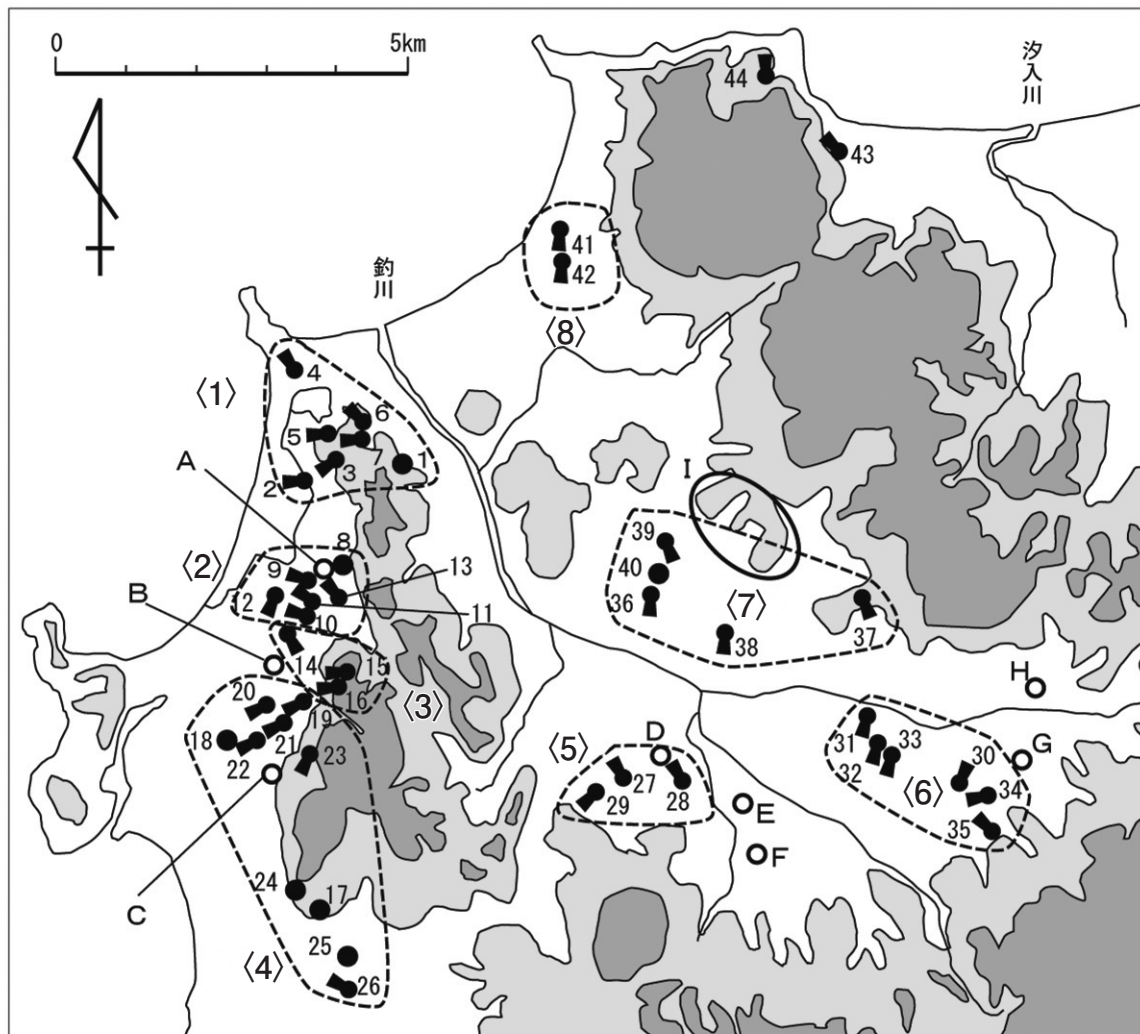
沖ノ島祭祀と宗像地域の首長層との関係についての最近の研究として、重藤輝行の研究があげられる⁷⁾。重藤の作成した宗像地域の大型古墳(首長墓)の分布図と、その首長墓系列図から宗像地域のみを抽出した図を掲げると、第1図、第2図のとおりである。

沖ノ島祭祀が開始されたころ(『前方後円墳集成』⁸⁾における時期区分の3期)の宗像地域の首長墓としては、釣川中流域南岸グループ〈5〉の東郷高塚古墳(前方後円墳、全長64メートル)があげられる。しかしこのグループでは、この前後の時期の首長墓は知られていない。また、宗像地域全体を見ても、古墳時代前期の終わりころから中期の中ごろ(3期～6期)においては、継続して首長墓の築造されている地域(グループ)は認められないのである。これらのことは、沖ノ島祭祀が開始されて後しばらくの間は、王権の主催する沖ノ島祭祀に、現地において中心的に関わる集団が、特定の首長系列に固定化していなかったことを示すものと考えられる。

しかし、7期に入るところになると、津屋崎古墳群の勝浦グループ〈1〉に勝浦峯ノ畑古墳(前方後円墳、

第1図 宗像地域の大型古墳と古墳時代集落遺跡

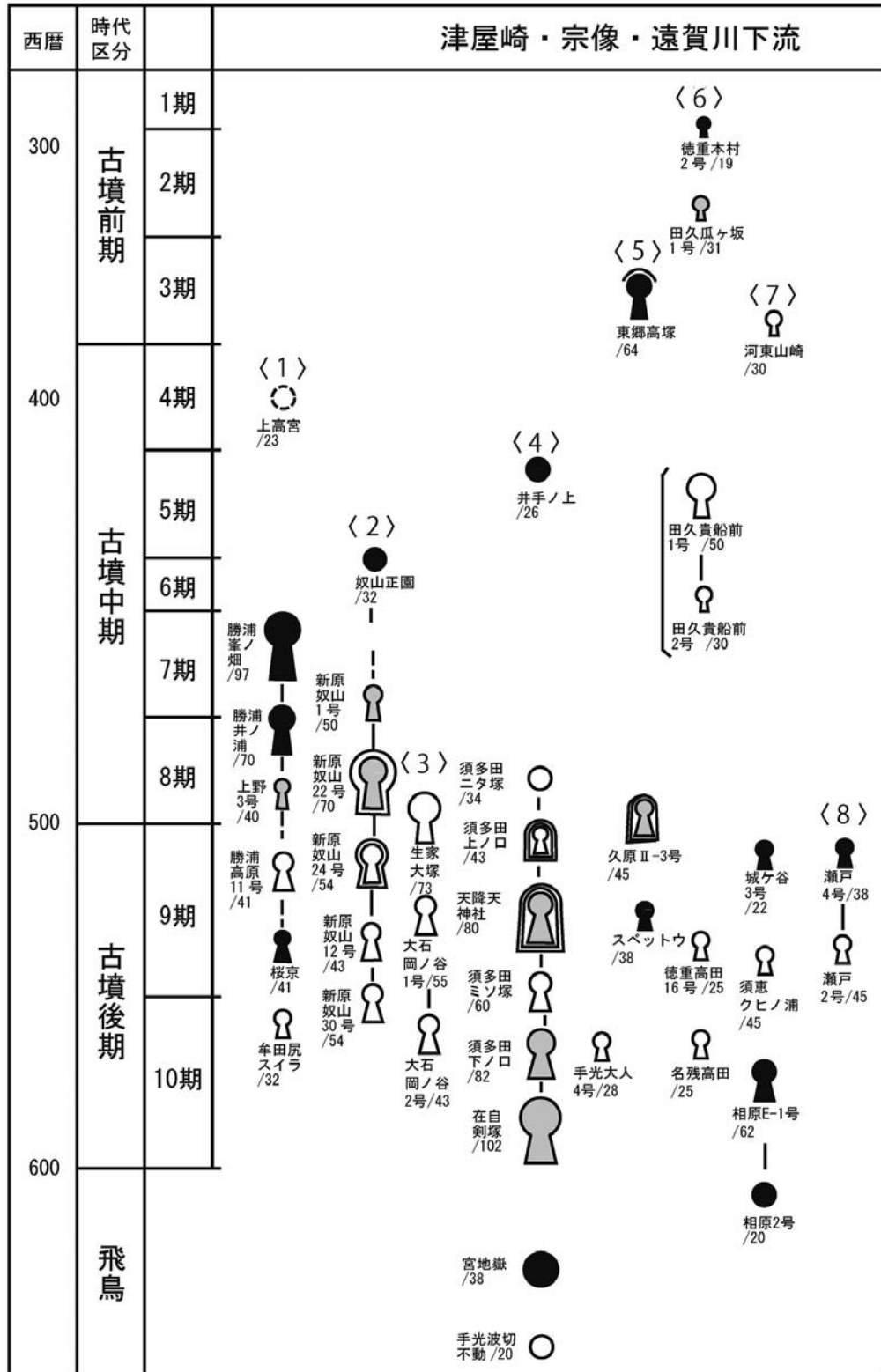
重藤輝行「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」所載の第1図。〈〉内の番号は改めた。



1. 上高宮古墳 2. 勝浦峯ノ畑古墳 3. 勝浦井ノ浦 4. 上野3号 5. 勝浦高原11号 6. 桜京
7. 牟田尻スイラ 8. 奴山正園 9. 新原奴山1号 10. 新原奴山22号 11. 新原奴山24号
12. 新原奴山12号 13. 新原奴山30号 14. 生家大塚 15. 大石岡ノ谷1号 16. 大石岡ノ谷2号
17. 井手ノ上 18. 須多田ニタ塚 19. 須多田上ノ口 20. 天降天神社 21. 須多田ミソ塚
22. 須多田下ノ口 23. 在自剣塚 24. 宮地嶽 25. 手光波切不動 26. 手光大人 27. 東郷高塚
28. 久原Ⅱ-3号 29. スベットウ 30. 徳重本村2号 31. 田久瓜ヶ坂1号 32. 田久貴船前1号
33. 田久貴船前2号 34. 徳重高田16号 35. 名残高田 36. 河東山崎 37. 城ヶ谷3号
38. 須恵クヒノ浦 39. 相原E-1号 40. 相原2号 41. 瀬戸4号 42. 瀬戸2号 43. 磯辺1号
44. 塩屋 A. 奴山伏原遺跡 B. 生家釘ヶ浦遺跡 C. 在自遺跡群(在自小田遺跡・在自上ノ原遺跡・在自下ノ原遺跡) D. 久原瀧ヶ下遺跡 E. 光岡六助遺跡 F. 野坂一町間遺跡
- G. 富地原遺跡群(富地原森遺跡・富地原川原田遺跡) H. 武丸高田遺跡 I. 須恵古窯跡群

第2図 宗像地域の古墳時代首長墓系列

重藤輝行「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」所載の第2図より宗像地域を抽出。



※注) 〈 〉 内番号は第1図に対応、黒塗りは時期を限定できるもの、灰色は時期が前後する可能性のあるもの、白抜きは時期決定の根拠の弱いもの。“[”は前後関係不詳の一群、“| ”は連続的な関係を示す。
古墳名の後の数字は墳裾を基準とした全長ないし直径を示す。

全長97メートル)が築造され、以下、このグループにおいて、勝浦井ノ浦古墳→上野3号古墳→勝浦高原11号古墳→桜京古墳→牟田尻スイラ古墳と、10期に至るまで継続して首長墓が造営される。また、津屋崎古墳群は、勝浦グループのほかに、新原奴山グループ〈2〉、生家・大石グループ〈3〉、須多田グループ〈4〉のあわせて4グループから構成されており、そのそれぞれにおいて、ほぼ並行して首長墓の系列をたどることができる。そしてその中では、須多田グループ〈4〉が、9期の天降天神社古墳(前方後円墳、全長80メートル)以降は、4グループのなかでの最大規模の古墳を造営しており、津屋崎古墳群造営集団全体の長としての地位を固定化していったことがうかがえる。しかも、この須多田グループに在自剣塚古墳(前方後円墳、全長102メートル)が築造されたころには、津屋崎古墳群のほかのグループでは、首長墓の築造が終わっていることも注意される。これに対して、須多田グループでは、前方後円墳の築造が終わってからも、宮地嶽古墳(円墳、径38メートル)→手光波切不動古墳(円墳、径20メートル)と、首長墓が造営されていくのである。

これらのことからすると、古墳時代中期半ば過ぎの7期以降(5世紀後半ころ以降)においては、津屋崎古墳群の造営集団が、現地において沖ノ島祭祀に中心的に関わる集団として固定化されていったこと、9期のころ(6世紀前半ころ)以降は、津屋崎古墳群の複数の首長系列の中で須多田グループが有力化していったこと、10期の後半(6世紀末ころ)以降は、津屋崎古墳群の造営集団が須多田グループの首長系列に統合されていったこと、などが推測できるであろう。

津屋崎古墳群は辺津宮に近接して営まれており、その造営集団については、古代宗像氏(およびその前身集団)と結びつけて考えるのがふつうである。宮地嶽古墳を、天武天皇との間に高市皇子を生んだ尼子娘の父である胸形君徳善の墓とする指摘もなされている⁹⁾。たしかに、その可能性は高いといえよう。

4. 宗像氏の成立

(1) ウヂの成立

津屋崎古墳群の造営集団と古代宗像氏が結びつく可

能性は高いと述べたが、このことは、津屋崎古墳群の造営が開始された当初から、その集団が宗像氏として存在していた(王権に認識されていた)ということではない。古代の氏(ウヂ)をどのように理解するか、今日必ずしも共通した理解が得られているわけではないが、ここでは、支配者層(豪族層)を天皇(大王)に奉仕する集団として組織・編成したもの、と定義しておきたい。

個々のウヂは、系譜を同じくする同族集団であり、その系譜は、父系で継承され、複数のウヂが共通の始祖や、共通する部分の系譜を持つことを特徴としている¹⁰⁾。すなわち、個々のウヂは、それぞれの称する独自の系譜が、王権の神話・伝承に登場する神・人物を始祖とする体系的系譜制度に組み込まれる(位置づけられる)ことによって、初めてウヂとして成立するのである。個々のウヂのウヂ名は、部名、地名を問わず、天皇(大王)への奉仕の在り方を示す名であり¹¹⁾、各ウヂには、天皇(大王)から、それぞれの性格や勢力に応じてカバネが与えられた。

宗像氏についていえば、ウヂ名はいうまでもなく「ムナカタ」(胸肩・胸形・胸方・宗形・宗像などと表記される)であり、カバネは初め君であったが、その本宗は、天武天皇13年(684)に朝臣を賜った。系譜については、『新撰姓氏録』右京神別下の宗形朝臣条に「大神朝臣同祖。吾田片隅命之後也」、同河内国神別の宗形君条に「大国主命六世孫吾田片隅命之後也」とみえる。

ウヂの成立時期を考えるうえで重要なのは、埼玉県行田市の稲荷山古墳出土の鉄剣銘である。そこには、銘文の主人公であるヲワケの臣が、ワカタケル大王(雄略天皇)に杖刀人(杖刀人首)として「奉事」していることを記し、その「奉事」の根源として、上祖オホヒコから自身に至る8代の系譜を掲げている。

[表] 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埵其
兒多加利足尼其兒名豆已加利獲居其兒名多
加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半豆比
[裏] 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀
人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮
時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原
也

ヲワケの一族は、その系譜(おそらく6代のハテヒ以下が一族独自の系譜)が、王権のもとに形成された

オホヒコを祖とする体系的系譜(オホヒコは、『記』『紀』に8代孝元天皇の皇子で、10代崇神天皇の時にいわゆる四道将軍として北陸地方に遣わされたとされる人物である。当時、『記』『紀』にいうとおりのオホヒコ像が存在していたということではないが、オホヒコを遠い昔に武人として大王に仕えた英雄であるとする程度の伝承は存在していたとみななければならない)のなかに組み込まれており、すでにウヂとしての性格を有していたとみてよい。

しかし、ヲワケの大王への奉仕の在り方を示す「杖刀人」(「杖刀人首」)という呼称は、あくまで職掌や地位を示す呼称であり、いまだウヂ名には転化していないとみるべきであろう。また、ヲワケの臣の「臣」も、カバネのオミではなく、臣下を意味する漢語の臣(シン)とみななければならない。オミという和語を表現するならば、銘文における他の固有名詞と同様、漢字の音を借りて表記されたはずである。ただし、「臣」が個人名の後に記されていることからすると、それは、臣下を意味する単なる謙称ではなく、大王に仕えることを示す身分標識として用いられていると考えられる。この点、カバネの前段階の呼称ということができよう。

つまり、銘文の段階では、実質的なウヂは存在したが、いまだウヂ名やカバネは未成立であったと考えられるのである。そして、当時においては、実質的なウヂ(王権のもとに形成された系譜体系に組み込まれた一族=大王を頂点とした支配組織の構成員)は、均しく臣(シン)の身分標識を称したとみることができよう¹²⁾。

そのような状態のなかからカバネが成立するのは、継体天皇(ヲホド大王)の即位を支持した集団(実質的なウヂ)に対して、「臣」の呼称とは区別される「連」が賜与された段階と考えられる。具体的には、大伴氏・物部氏などがその例であるが、その「連」は、「臣」が漢語の臣(シン)に由来するのであれば、やはり漢語の連(レン、大王に連なるの意)に由来するとみるのが妥当であろう。ここに、ウヂの性格によって異なった身分標識が賜与されるというカバネ制度が成立したといえるのである。その時期は、6世紀の初めころということになる¹³⁾。

また、ウヂ名が成立するのも、部制が導入されて(すなわち百済の部司制にならって部称が導入されて)以降

降のことと考えられるのであり、その時期は、やはり6世紀初めころに求めるのが妥当であろう。個々の部を統括する伴造のウヂは、その部の名(すなわち王権に奉仕する職掌を示す名)をウヂ名としたのである。稲荷山鉄剣銘には「杖刀人」とあって部称はみられず、同じくワカタケル大王の時代の熊本県江田船山古墳出土の大刀銘にも、「典曹人」とあり、部称はみえない。地名をウヂ名とするウヂのウヂ名が成立するのは、部称に基づくウヂ名の成立にともなっていると考えられるであろう。

以上のことからすると、津屋崎古墳群を造営した集団は、その造営の開始(勝浦峯ノ畑古墳の築造)の段階、すなわち5世紀後半ころにおいて、実質的なウヂとして成立した可能性は高い。しかしその段階においては、いまだ「ムナカタ」のウヂ名や君のカバネは成立していなかったと考えられる。それらが成立した時期について、具体的に明らかにすることはできないが、一般的に言えば、6世紀代に求めるのが妥当ということになる。そしてそれは、津屋崎古墳群において、須多田グループ〈4〉が造営集団全体の長としての地位を固定化していった時期と対応することが指摘できるのである。

(2) 宗像氏の成立時期

宗像氏のウヂ名の「ムナカタ」は、本来は地名であろうが、神名としての「ムナカタ」もすでに『紀』の段階においては成立しており(応神天皇41年2月月条に「胸形大神」、雄略天皇9年2月朔条に「胸方神」とみえる)、どちらに由来するウヂ名であるかは判然としない。地名であれば、のちの筑前国宗像郡地域を統括すること(あるいはその地域に由来する何らかの義務を負うこと)を以て、大王への奉仕の内容としたウヂ名ということになり、神名であれば、王権の守護神である宗像神(三女神)の奉斎を以て、奉仕の内容とするウヂ名ということになる。またこのことは、必ずしも二者択一の問題ではなく、両方の奉仕を示すウヂ名とみることも可能である。ただいづれにせよ、「ムナカタ」のウヂ名から、宗像氏の成立時期を特定するのは困難である。

「君」のカバネについては、上毛野君・下毛野君・筑紫君など中央から遠く離れた地を本拠とする独立性の

高い有力なウヂや、大三輪君・鴨君など祭祀的性格の強いウヂに賜与されたカバネとみられている¹⁴⁾。宗像氏の場合は、そのどちらの性格も有したウヂということができよう。なお、先に述べたとおり、「臣」「連」のカバネがいずれも漢語に由来するのであれば、「君」のカバネについても、同様に考えるべきであろう。「臣」「連」のカバネのウヂとは異なる性格のウヂ、言い換えれば、王権により「臣」「連」のいずれのカバネもふさわしくないと判断されたウヂに対して、「君」が賜与されたとみられるのである。「君」のカバネには、その漢語の意味からして、王権の側からの一種の敬意が示されているとみてよいであろう。独立性の高いウヂや祭祀的性格の強いウヂに賜与されているのは、そのことを示している。ただ、「君」のカバネからも、宗像氏の成立時期は特定できない。

系譜については、先に引用した『新撰姓氏録』において、宗像氏(宗形朝臣)は大神朝臣と同祖とされ、その直接の祖としては吾田片隅命の名があげられている。この点、宗形君も同様である。吾田片隅命は、『記』『紀』にはみえない神名であるが、同じ『新撰姓氏録』の大和国神別和仁古条に「大国主六世孫阿太賀田須命之後也」とある「阿太賀田須命」と同神であり、阿太賀田須命は、『先代旧事本紀』地祇本紀に「阿田賀田須命。和邇君等祖」とみえる。このように、吾田片隅命は、『新撰姓氏録』や『先代旧事本紀』の段階(平安前期)においては、複数のウヂの祖とされているが、本来は、宗像氏が独自に称えていた祖であった可能性も否定できない。しかしそうであったとしても、その吾田片隅命がいつ王権のもとに形成された系譜体系に組み込まれた(位置づけられた)かは、不明とせざるを得ない。

また、宗像氏と同祖とされる大神朝臣(大三輪君・神君)は、『記』(崇神天皇段)のオホタタネコ(意富多多泥古)伝承記事の分注に、「此意富多多泥古命者、神君、鴨君之祖」とみえ、『紀』のオホタタネコ(大田田根子)伝承記事においても、「大田田根子、今三輪君等之始祖也」(崇神天皇8年12月乙卯条)と記されている。ここに宗像氏の名はみえないのであり、宗像氏が大三輪氏と同祖関係に位置づけられた時期も不明である。

(3) 「磐井の乱」と宗像氏

ウヂ名・カバネが賜与された宗像氏の成立時期は特定できないのであるが、先に述べたとおり、ウヂの成立が一般的にいつて6世紀代に求められるとするならば、宗像氏の成立を考えるにあたって、やはり注意されるのは「磐井の乱」である。

「磐井の乱」については、『紀』の継体天皇21年6月条から22年12月条にかけて最も詳しい記事が載せられており、『記』・『筑後国風土記』(逸文)・『先代旧事本紀』「国造本紀」などにも関連記事がみえる。いずれも継体天皇の時の事件と伝えており、当時における事件そのものの存在は事実と認めてよいであろう。『紀』に記される事件の経過を要約すれば、およそ次のとおりである。

継体天皇21年(527)6月、近江毛野臣が軍兵6万を率いて任那に行き、新羅に破られた南加羅・喙己吞を復興して任那に合わせようとした。筑紫国造磐井は、かねて反逆を企て、機をはかっていたが、それを知った新羅は、磐井に賄賂をおくって毛野臣の軍を防ぐように勧めた。そこで磐井は、火・豊の二国にも勢力を張り、朝廷の命をうけず、海路を遮断して高句麗・百済・新羅・任那からの朝貢の船を誘致し、毛野臣の軍をさえぎった。そのため毛野臣の軍は前進できず、中途にとどまったままであった。継体天皇は、大伴金村らとはかり、物部麿鹿火を将軍とすることに定め、同年八月、麿鹿火に磐井の征討を命じた。翌年の十一月、麿鹿火はみずから磐井と筑紫の御井郡(福岡県三井郡)で戦い、激戦のすえ、ついに磐井を斬って反乱を鎮圧し、境を定めた。同年十二月、磐井の子の筑紫君葛子は、父に連坐して殺されるのを恐れ、糟屋屯倉を献上して死罪をあがなうことを請うた¹⁵⁾。

これによれば、「磐井の乱」は、新羅に破られた南加羅と喙己吞を復興するために「任那」に派遣された近江毛野の軍を、磐井がさえぎったことによって始まったとされる。南加羅は、南部伽耶地域の中心国の一つである金官国のことであり、喙己吞も、南部伽耶地域にあった一国とみてよい。乱勃発についてのこの年次の信憑性については、継体天皇23年条にも新羅の南加羅

侵攻の記事があるため、疑問であるとの説もある¹⁶⁾。ただ、新羅の南加羅への侵攻は何回にもわたって行われたとする説¹⁷⁾に従うならば、とくにその信憑性を疑う必要はないであろう。

また、新羅が磐井に賄賂をおくって、近江毛野の軍を妨害するように勧めたということも、当時の朝鮮半島では、百済と新羅がともに伽耶地域への勢力拡大を図って対立していたのであり、一定の事実を反映した記述である可能性が高い。「国造本紀」の伊吉嶋造条にも、磐井の従者であった新羅の「海辺人」を斬った人物が、伊吉嶋造の祖であると伝えている。

磐井が新羅と結んだのが事実であるならば、磐井の勢力は、新羅からも高く評価されていたことになる。継体紀にも、磐井は、筑紫だけではなく、火・豊の2国にもその勢力を伸ばしていたと記されている。磐井の墓と推定されるのは、福岡県八女市の岩戸山古墳(前方後円墳、全長約140メートル)であるが、その規模が北部九州において最大であることや、そこに数多く樹立された石人・石馬などの石造物が広く九州に分布することなどからすれば、これも事実を反映した記述とみてよいであろう。

「乱」を起こす以前の磐井が、倭王権の意思に従いその外交を担当していたのか、あるいは倭王権とは別に独立した外交を行っていたのかについては評価が分かれるが、「乱」後、磐井の子の葛子が糟屋屯倉を献上したとあるのは注意されるところである。糟屋は律令制下の筑前国糟屋郡に相当する地名であり、磐井の本拠地と考えられる岩戸山古墳の営まれた筑後川流域からは離れた所に位置する。磐井は、博多湾岸に勢力を伸ばし、そこに外交上の拠点を設置したとみられるのであり、それが糟屋屯倉(その前身施設)であったと考えられる。『紀』の宣化天皇元年(536)5月朔条には、那津官家を設置して各地の屯倉の穀を運ばせたという記事がみえるが、この那津官家は、倭王権が外交上の拠点として設置した施設である。糟屋屯倉と那津官家との関係ははっきりしないが、いずれも博多湾岸に所在したのであり、倭王権による北九州を窓口とした外交の一元化は、「乱」後に糟屋屯倉が献上されたことによって達成されたとみてよいであろう。

とするならば、これを契機に、沖ノ島祭祀を現地に

おいて中心的に担う集団が津屋崎古墳群の造営集団に固定化され、その集団(実質的ウヂ)に「ムナカタ」のウヂ名と君のカバネが賜与された、とみることも可能なのではなかろうか。沖ノ島祭祀も、博多湾の北東部に隣接する宗像地域の首長層も、「磐井の乱」と無関係には存在し得なかったはずである。宗像氏の成立は、宗像神(三女神)の奉斎が宗像氏に独占されたことを意味するものではないが、現地において宗像神を中心に奉斎する集団が固定化されたことを以て、宗像氏の成立とみるのが妥当であると思う。

なお、ウケヒ神話の『紀』の第三の一書において、三女神を「筑紫水沼君等」の祭る神としていることは、磐井の外交(倭王権の意思を受けての外交か、独自の外交かは別として)において、水沼君氏(その前身集団)が、現地において沖ノ島祭祀に中心的に関わったことがあったことに基づく異伝と考えられるのではなかろうか。水沼君氏は、律令制下の筑後国三潆郡三潆郷付近を本拠としたとみられるが、それは磐井の本拠地に近接した地域である。水沼君氏(その前身集団)は、磐井の配下にあつて外交に携わっていたと推定されるのである。『紀』の雄略天皇10年9月戊子条には、身狭村主青らが「呉」から献上された鵞を携えて筑紫に帰ってきたところ、その鵞は水間君(水沼君)の犬に食い殺されてしまったとの話を載せている。この話からは、水沼君が外交に関わっていたことがうかがえるであろう。

5. 宗像氏の展開

(1) 尼子娘と高市皇子

宗像氏の成立時期(「ムナカタ」のウヂ名と君のカバネを賜与された時期)を、「磐井の乱」後とする憶測を述べた。しかし、その後もしばらく、『紀』には(『記』にも)宗像氏の名はみえない。そもそも、『紀』に宗像氏の具体的人名が登場するのは、天武天皇2年(673)2月癸未条の天武の皇妃・皇子女をまとめて掲げた記事に、「次納_ニ胸形君德善女尼子娘_ニ、生_ニ高市皇子命_ニ」とみえるのが唯一のものである。

高市皇子は、天武天皇(大海人皇子)の長子であり、『紀』によれば、壬申の乱において大海人軍の統帥を任され、それを勝利に導いたという。天武天皇14年(685)

正月の冠位改訂にあたっては、浄広弑(皇太子草壁皇子の浄広弑、大津皇子の浄大弑に次ぐ冠位)を受けられ、朱鳥元年(686)8月には草壁皇子・大津皇子とともに封400戸を加えられた。持統朝においても、持統天皇4年(690)7月、太政大臣に任じられ、同5年正月に封2000戸を増し、さらに同6年正月にも2000戸を増封された(通計5000戸)。同7年正月に浄広弑を受けられ、同10年7月に死去したとされる。年齢について『紀』には記載がないが、『扶桑略記』に薨年43、『公卿補任』に42(あるいは43)とあり、薨年43であるならば、白雉5年(654)生まれということになる。すなわち、天武と尼子娘の婚姻は、孝徳朝に遡ることになる。

高市は、天武朝においては、草壁・大津に次ぐ地位にあり、天武の死の直後に大津が討たれ、持統天皇3年に草壁が死去したのちは、持統を補佐する最有力の地位にあったとみてよいであろう。高市が草壁に対して「後皇子尊」と称されること(『紀』持統天皇10年7月庚戌条・『万葉集』巻2)、高市の太政大臣は大友皇子の太政大臣と同様の地位と考えられること、『懷風藻』の葛野王伝によれば、高市が薨じた直後に、持統が「王公卿士」を禁中に集めて継嗣について議論させていることなどからすると、高市は皇位継承候補者であったようにも考えられる。しかし、近親婚による所生子(母も王家の女性である男子)が皇統の担い手になるという当時の王統の原則¹⁸⁾からすれば、高市を皇位継承候補者とみることができない。ただ、高市が持統朝において政権の中枢にあったことは間違いなく、それは天武朝においても同様であったと考えられる。

とするならば、その母の出身氏族である宗像氏も、天武・持統朝において、それなりの待遇を受けたことが推定できるであろう。天武天皇13年に胸方君氏(宗像氏)が朝臣の姓を賜与されているのは、そのことを示している。なお、ここに朝臣姓を賜与されたのは、中央に居住する宗像氏とみるべきであり¹⁹⁾、『新撰姓氏録』大和国神別に載る宗形朝臣は、その後裔と考えられる。筑紫の宗像地域を本拠とした宗像氏は、中央にもその拠点を持し、一族が居住していたのである。もちろんこの措置にともない、本拠地における宗像氏も、以後は宗像朝臣を称したとみてよいであろう。

天武と尼子娘の婚姻は孝徳朝まで遡れるのであり、

宗像氏が中央に拠点を持ったのも、少なくともその時期まで遡れるであろう。『延喜式』神名帳には大和国城上郡に「宗像神社三坐〈並名神大。月次〉」とみえるが、この宗像神社は中央の宗像朝臣が奉斎したと考えられる。寛平5年(893)10月29日の太政官符(『類聚三代格』巻1)に引く高階真人忠峯らの解状には、「筑前社有_二封戸神田_一。大和社未_レ預_二封例_一。因_レ茲忠峯等始祖太政大臣浄広弑高市皇子命、分_二氏賤年輸物_一令_レ修_二理神舎_一。以為_二永例_一」とあり、これによれば、大和社(大和国城上郡の宗像神社)は高市によって修理されたというのであるから、それ以前から存在していた(筑前国宗像郡の本社から分祀されていた)ことになる²⁰⁾。その時期も、孝徳朝に遡る可能性が考えられるであろう。

一方、上に引用した解状によれば、高市による修理以来、大和の宗像社の管理には高階氏の氏賤(当時においては高市の所有する賤)の年輸物を当てることが永例となったとあるが、元慶5年(881)10月16日の太政官符(『類聚三代格』巻1)にも、大和国の宗像社について、「自_二從清御原天皇御世_一至于当今_一、氏人等所_レ奉神宝并園地色数稍多。高階真人累代鱗次執_二当社事_一」とあり、天武朝以来、高階真人の一族が大和国の宗像社の管理・経営に当たっていたとされる。

高階真人は、高市の後裔氏族であり、『新撰姓氏録』左京皇別「高階真人」に、「出_二自_一謚天武皇子浄広弑太政大臣高市王_一也」とみえ、『続日本紀』宝亀4年(773)10月戊申条に「安宿王賜_二姓高階真人_一」とあるように、この時に高市の孫(長屋王の子)の安宿王が高階真人の姓を賜与されたのである。高市(およびその後裔)が中央の宗像社(および宗像氏)に対して、手厚い援助をしていたことは間違いないであろう。

また、高市やその後裔(高階真人氏)の存在は、中央における宗像氏の勢力拡大にも、大きな影響を与えたと推定される。『新撰姓氏録』河内国神別に載る宗形君は、天武13年に朝臣姓を賜与されなかった一族の後裔と考えられ、天平5年(733)の「山背国愛宕郡計帳」にみえる宗形君族入鹿ら「宗形君族」の姓を有する一族は、中央の宗像氏に従属していた一族とみてよいであろう。ほかに、造東大寺司の装潢であった宗形若麻呂、銅工であった宗形石麻呂など、無カバネの宗形氏の人物も

知られている。宗像氏とその同族は、大和国だけではなく、河内国・山背国などにもその勢力を広げていたのである。このような中央における宗像氏一族の拡大は、やはり、高市やその後裔の活躍によるところが大きかったと考えられるであろう。

そして、筑紫の本拠地における宗像氏も、高市やその後裔の存在によって勢力を強めたことは、十分に推定されるところである。先に引用した寛平5年の太政官符に、大和国の宗像社の修理料に「氏賤年輸物」が充てられたとあるが、この賤は、同官符によれば、筑前国宗像郡金埼の賤であった。高市が筑紫の宗像氏との間に繋がりがあったことも明らかである。

(2) 神郡司と神主

筑紫における宗像氏は、律令制下の筑前国宗像郡の大領職を世襲した一族であるが、宗像郡(宗像評)がいつ成立したかは明確にできない。ただ、評制孝徳朝全面施行説に従うならば、宗像評も孝徳朝に成立したことになる。宗像評の初代官人に任じられたのも、宗像氏の人物であったと考えて間違いないであろう。のちの郡領は、一族の男女を兵衛あるいは采女として中央へ出仕させることを義務づけられており、宗像氏も、これを契機に、一族の人物を中央に居住させるようになったことが推定される。天武(大海人皇子)と尼子娘との婚姻が孝徳朝に遡るとみられることから、宗像評立評は、孝徳朝であった可能性が高いといえよう。

宗像郡は神郡の一つであるが、立評当初から、神評として立てられたとみるのがふつうである。宗像氏が、宗像神の祭祀を現地において中心的に執行することを奉仕の内容としたウザであったならば、宗像評が神評として立評されるのは自然なことで考えられる。同じく神郡の一つである常陸国鹿嶋郡は、『常陸国風土記』香島郡条によれば、孝徳朝に「神郡」として置かれたとあり、伊勢国多気郡・度会郡の2神郡についても、『皇大神宮儀式帳』には、孝徳朝の「天下立評」の際に、神評として立てられた旨が記されている。

また、『常陸国風土記』の立郡(評)記事によれば、立評は、初代評の官人に任じられた人物の申請を受け、中央からの派遣官(ミコトモチ)がそれを承認するという方法で行われたとされる。宗像評の場合も同様にみ

てよければ、宗像氏は、宗像神の奉斎に加え、宗像評の官人として王権に奉仕することを望んだということになる。宗像氏にとっては、宗像評の官人となることは、当然、その地域における支配的地位を維持・強化することにつながったと考えられる。立評後も、評の官人は行政的には国造(宗像評の場合は筑紫国造)の下に置かれたとみられるが²¹⁾、宗像氏には、評の官人になることによって、筑紫国造の私的収奪から逃れるという意図もあったかもしれない。

一方、中央政府にとっても、宗像氏を評の官人に任ずることは、地方支配の上で効果的である(評の行政が円滑に行われる)と判断されたのであろう。そこには、宗像神を奉斎してきた宗像氏が、宗像地域全体に対しても強い支配力を有していたことが推定されるのである。それは、宗像神を奉斎することによって培ってきた宗教的権威に基づくところが大きかったとみてよいであろう。

神郡については、『令集解』選叙令同司主典条の令釈に引かれた養老7年(723)11月16日の太政官処分に、「伊勢国渡相郡、竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡、合八神郡、聴_レ連_二任三等以上親_一也」とあり、この時点で、全国に8神郡の存在したことが知られる。その後、寛平9年(897)に伊勢国飯野郡が神郡に加えられて9神郡となり、『延喜式』(式部省上)にも、9神郡の名があげられている。

なお、養老7年11月16日の太政官処分では、この時に、8神郡の郡司に三等以上の親を連任することを認めたようにも解されるが、『続日本紀』養老7年11月丁丑(16日)条には、「下総国香取郡、常陸国鹿嶋郡、紀伊国名草郡等少領已上、聴_レ連_二任三等已上親_一」とあり、この時に連任を認められたのは香取・鹿嶋・名草の3神郡である。宗像郡と出雲国意宇郡については、『続日本紀』文武天皇2年(698)3月己巳条に「詔、筑前国宗形・出雲国意宇二郡司、並聴_レ連_二任三等已上親_一」とあるように、すでに文武天皇2年の段階で連任が認められており、安房国安房郡、伊勢国竹(多気)・渡相(度会)郡も、それぞれ文武天皇4年、慶雲元年(704)にそれが認められている(『続日本紀』文武天皇4年2月乙酉条、慶雲元年正月戊申条)。

宗像郡は、出雲国意宇郡とともに、最初に郡司の三等以上親の連任を認められたのであるが、これは、宗像氏による地域支配が強固に行われていたことを前提とした措置と考えられるであろう。中央政府(王権)の側にとっては、そのような特別な措置をとることにより、それぞれの奉斎する神(それはいずれも王権にとって特別重要な神である)²²⁾に対する敬意を表すという意味もあったのであろう。

宗像郡の郡司が、実際に宗像氏の三等以上の親によって構成されていたかは確認できないが、大領職を宗像氏が世襲していたことは、第2表に示したとおりである。

第2表 宗像郡司一覧

人名	職名	年代	内容	出典
1 宗形朝臣等抒	大領	和銅2年(709)	叙位外従五位上	続日本紀
2 宗形朝臣鳥麻呂	大領	天平元年(729)	叙位外従五位下	続日本紀
	神主	天平10年(738)	叙位外従五位上	続日本紀
3 宗形朝臣与呂志	大領	天平17年(745)	叙位外従五位下	続日本紀
4 宗形朝臣深津	大領	神護景雲元年(767)	叙位外従五位下	続日本紀
5 宗形朝臣大徳	大領	宝亀9年(778)	叙位外従五位下	続日本紀
6 宗像朝臣池作	大領兼神主	延暦17年(798)	この年死去	類聚三代格
7 宗形朝臣秋足	大領	弘仁4年(813)	この年死去	類聚国史

また、第2表の2の宗形朝臣鳥麻呂と6の宗形朝臣池作は、宗像神主を兼帯していたのであり、8世紀において、宗像郡大領による宗形神主兼帯が通例であったことは、次の延暦19年(800)12月4日の太政官符(『類聚三代格』巻7)にも明らかである。

応_レ任_二筑前国宗像郡大領兼_一宗像神主_一事

右得_二大宰府解_一稱、当郡大領補任之日、例兼_二神主_一即叙_二五位_一。而今准_二去延暦十七年三月十六日勅_一、譜第之選永従_二停廢_一、擢_二用才能_一、具有_二條目_一。大領兼神主外従五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去。自_レ爾以来頻闕_二供祭_一。歷_二試才能_一未_レ得_二其人_一。又案_二神祇官去延暦七年二月廿二日符_一稱、自今以後簡_二択彼氏之中潔清廉貞、堪_二祭事_一者_上、補_二任神主_一、限以_二六年_一相替者。然則神主之任既有_二其限_一、仮使有_二才堪_一理_二郡兼_一帶神

主_一、居_二終身之職_一兼_二六年之任_一、事不_二穩便_一。謹請_二官裁_一者。右大臣宣稱、奉_レ勅、郡司神主職掌各別、莫_レ令_二郡司兼_一帶神主_一。

これによれば、延暦7年2月22日の神祇官符により宗像神主の6年任期制が定められたため、終身の職である大領がそれを兼帯することは禁止となったというのである。なお、『類聚国史』巻19神祇「神宮司」には、「桓武天皇延暦十七年正月乙巳。勅、掃_二社敬_一神、銷_二禍致_一福。今聞、神宮司等、一任終身、侮黷不敬、崇咎屢臻。宜_二天下諸国神宮司、神主、神長等、択_二氏中清慎者_一補_二之_一、六年相替_上」とみえ、延暦7年に宗像神主に対してとられた措置は、10年後の延暦17年には、全国の神宮司・神主らを対象に拡大されたことが知られる。

延暦17年には、出雲国造が意宇郡大領を兼帯することも禁じられており、延暦17年3月29日の太政官符(『類聚三代格』巻7)に次のようにある。

応_レ任_二出雲国意宇郡大領_一事

右被_二大納言從三位神王宣_一稱、奉_レ勅、昔者国造郡領職員有_レ別、各守_二其任_一不_二敢違越_一。慶雲三年以来、令_二国造帶_一郡領_一、寄_二言神事_一動廢_二公務_一。雖_二則有_一闕怠_一、而不_レ加_二刑罰_一。乃有_二私門日益_一不_レ利_二公家_一、民之父母還為_二巨蠹_一。自今以後、宜_二改_一旧例_一国造郡領分_二職任_上之。

また、延暦17年10月11日の太政官符(『類聚三代格』巻1)には、次のようにみえる。

禁_二出雲国造託_一神事_一多娶_二百姓女子_一為_二妾事_一

右被_二右大臣宣_一稱、奉_レ勅、今聞、承前国造兼_二帶神主_一、新任之日即棄_二嫡妻_一、仍多娶_二百姓女子_一号为_二神宮采女_一、便娶為_二妾_一、莫_レ知_二限極_一。此是妄託_二神事_一、遂扇_二淫風_一。神道益_二世豈其然乎_一。自_レ今以後不_レ得_二更然_一。若娶_二妾供_一神事_一不_レ得_二已者_一、宜_レ令_二国司注_一名密封_二卜定一女_一、不_レ得_二多点_一。如違_二此制_一隨_二事科處_一。筑前国宗像神主准_二此_一。

これによれば、出雲国造の就任の際に行われていた儀礼を「淫風」として禁ずる(制限する)とともに、宗像神主もこれに准ずるとされているのである²³⁾。これは、本来は王権の主催する宗像神の祭祀が、このころには、宗像神主による私的な祭祀として執行されるように

なっていたことを示すものであろう。言い換えれば、宗像神主が地域に対して強い宗教的権威を有していたことを示すものでもあろう。

また、第3表に示したとおり、北九州地域には「宗形部」を姓とする人名が知られるのであり、なかには、3の宗形部堅牛のように、筑前国御笠郡の大領であった人物も含まれている。「宗形部」は、宗像氏の部であったことに由来する姓、あるいは、かつて宗像氏に従属していたことに由来する姓であろうから、このことは、宗像氏の勢力が、本拠地である宗像郡に限らず、北九州地域に広く及んでいたことを示すものといえよう。

第3表 宗形部姓の人物

人名	内容	出典
1 宗形部宿奈売	筑前国嶋郡川辺里の人	大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍
2 宗形部阿比太売	筑前国嶋郡川辺里の人	大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍
3 宗形部堅牛	和銅2年当時の筑前国御笠郡大領	続日本紀
4 宗形部加麻麻伎	和銅4年に姓穴太連を賜る	続日本紀
5 宗形部津麻呂	神亀年中の筑前国宗像郡の百姓	万葉集
6 宗形部岡足	筑前国宗像郡荒城郷の人	知識優婆塞等貢進文(天平勝宝4年)

(3) 沖ノ島祭祀の終焉と宗像氏

先に引用した延暦19年の太政官符にあるとおり、この時、宗像郡大領が宗像神主を兼帯することが禁じられたのであるが、その後も、宗像氏は、一族により宗像郡大領と宗像神主を独占していったと考えられる。沖ノ島祭祀が終焉するのは、9世紀末ないし10世紀初頭のことでみられているが、その時期、あるいはそれ以降も、地域における宗像氏の勢力が衰退したということではなかった。沖ノ島祭祀の終焉は、やはり王権側(国家側)の事情によるとみななければならないであろう。

宗像神の神階は、承和7年(840)4月に従五位下を授けられて(『続日本後紀』承和7年4月丙寅条)以降、順調に昇叙し、貞観元年(859)2月には、太政大臣藤原良房の第に勧請されていた宗像神とともに正二位が授けられている(『日本三代実録』貞観元年2月丙辰条)。また、貞観12年2月には、新羅の賊船を払うための奉幣が八幡大菩薩宮・香椎廟などとともに、宗像社に対

しても行われ(同貞観12年2月丁酉条)、元慶2年(878)にも同様の奉幣があった(同元慶2年12月乙酉条)。したがって、王権による宗像神に対する崇敬が後退したことによって、沖ノ島祭祀が行われなくなったということでもなかったと考えられる。

沖ノ島祭祀の終焉については、やはり岡崎敬の指摘²⁴⁾のとおり、遣唐使の廃止と対応させて考えるのが妥当であろう。承和5年3月に遣唐使の往来の安全を祈願するために9人を得度させ、そのうちの2人が宗像社に配置されていることは(『続日本後紀』承和5年3月甲申条)、遣唐使と宗像社との関係を示すものである。小田富士雄も、承和9年7月に宗像社に対して崇りのための奉幣があったのは(同承和9年7月乙未条)、遣唐使の事後措置と解されるとして、宗像社と遣唐使との関係を指摘し、沖ノ島祭祀の終焉の時期と遣唐使の廃止時期とが対応するとしている²⁵⁾。遣唐使の航路が8世紀以降は南路に変わることから、沖ノ島祭祀と遣唐使の関わりを疑問とする説²⁶⁾も提出されているが、沖ノ島祭祀は、先に述べたように、沖ノ島が実際の航路上にあったから行われたというよりは、対外交渉上の象徴的な存在として、そこで執行されたとみられるのであり、両者の関係を疑問とする必要はないであろう。

一方、宗像氏による通常の祭祀が、このころにはすでに辺津宮を中心とするものに変化していたということも、沖ノ島祭祀の終焉と関係するのではないかと思われる。宗像三女神のうちの市杵嶋比売命(市杵嶋姫・瀛津嶋姫)は、本来は沖ノ島を神格化した神であったと考えられること、また『記』『紀』の段階では三女神の鎮座地が固定化していなかったことは先に述べた。しかし、いつのころからかは明確にできないが、市杵嶋姫は辺津宮に祭られるようになったのであり、このことから、宗像神祭祀の中心が辺津宮に移ったことがうかがえるであろう。王権(国家)による沖ノ島祭祀の必要性がなくなるとともに、辺津宮での祭祀に重点を移していた宗像氏は、それまでのような沖ノ島祭祀を現地において執行しなくなったのであり、その結果、沖ノ島祭祀が終焉したと考えられるのではなかろうか。

註

- 1) 正木喜三郎「宗像三女神と記紀神話」(小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館、1988年)参照。
- 2) 福島秋穂「ウケヒ神話の構造」(『講座 日本の神話』4、有精堂、1976年)。
- 3) 『紀』第三の一書の「海北」を、北部九州を起点とした語で、宗像地方の北の海域を指す語とする説もある。亀井輝一郎「古代の宗像氏と宗像信仰」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ』2011年)。しかし、三女神誕生神話にみえる「海北」を、ほかの用例と区別するのは不自然であり、「海北道中」・「道中」は、朝鮮半島と北九州とを結ぶ海路一般を指す語とみてよいであろう。
- 4) 宗像神社復興期成会編『沖ノ島』吉川弘文館、1958年。同『続沖ノ島』吉川弘文館、1961年。第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』吉川弘文館、1979年。
- 5) 岡崎敬「総括編」(第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』前掲)、小田富士雄「海北道中」(小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』前掲)、白石太一郎「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ』前掲)など。
- 6) 白石太一郎「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」(前掲)も、沖ノ島祭祀の象徴性を指摘している。
- 7) 重藤輝行「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ』前掲)。
- 8) 近藤義郎編『前方後円墳集成』九州編、山川出版社、1992年。
- 9) 岡崎敬「総括編」(前掲)。
- 10) 氏族系譜の構造については、溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』(学習院、1982年)参照。
- 11) 地名のウヂ名も、奉仕の在り方を示すことについては、須原祥二「『仕奉』と姓」(笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、2003年)参照。
- 12) なお、「乎獲居臣」(ヲワケの臣)の「臣」については、「巨」と読み、ヲワケコという個人名として読む説もある。東野治之「七世紀以前の金石文」(『列島の古代史6 言語と文字』岩波書店、2006年)。しかし、コという和語の音を表記するのであれば、「意富比埜」(オホヒコ)の場合と同様、「埜」字が用いられたものと考えられる。
- 13) 以上、ウヂ・カバネの成立については、篠川賢『物部氏の研究』(雄山閣、2009年)参照。
- 14) 太田亮『全訂日本上代社会組織の研究』(邦光書房、1955年)。阿部武彦『氏姓』(至文堂、1960年)など。
- 15) なお、ここに磐井が「筑紫国造」とされるのは、「乱」後に磐井の一族が筑紫国造に任命されたことに基づく追記とみるべきであろう。この地域に国造制が施行されたのは、「乱」後のことと考えられる。篠川賢『日本古代国造制の研究』(吉川弘文館、1996年)参照。
- 16) 三品彰英「『継体紀』の諸問題」(同編『日本書紀研究』2、塙書房、1966年)。
- 17) 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』(吉川弘文館、1992年)。
- 18) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、1986年)。篠川賢『日本古代の王権と王統』(吉川弘文館、2001年)参照。なお、このような王統の原理の存在に否定的であっても、地方豪族の娘を母とするその出自からして、高市は皇位継承候補者にはなり得なかったとする見方が一般的であるといえよう。高市に「後皇子尊」の尊称が与えられたのは、必ずしも皇太子に準ずる地位にあったことを示すものではなく、太政大臣は、行政の頂点にあって持統を輔政した地位であり、高市の死後に後嗣が議論されたのは、輔政者を失ったことを契機に皇太子を立てようとしたものと考えられる。
- 19) 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館、1980年)参照。
- 20) この記事を以て、大和の宗像社が分祀されたのも高市によるとする説がある。本位田菊士「高市皇子と胸形氏の伝承」(『続日本紀研究』161、1972年)。しかし、この記事は、天武朝以来、宗像社の経営に高市が関わることになったというものであり、分祀自体が高市によることを示す記事とはいえないであろう。
- 21) この点については、篠川賢『日本古代国造制の研究』(前掲)参照。
- 22) 宗像郡についていえば、これまで述べてきたとおり、「北部九州を経由する王権の対外交渉にかかわる海上交通の守護神」である宗像神。意宇郡についていえば、その地を本拠とする出雲臣氏は出雲国造と意宇郡の大領を兼帯しており、意宇郡の熊野神社に祀られる熊野大神だけではなく、出雲国造の奉斎する杵築大社に祭られる国譲りの神であるオホクニヌシ神も含む。
- 23) 同じことは、『類聚国史』卷19神祇「国造」の延暦17年10月丁亥条にもみえ、そこには次のように記されている。
勅、国造郡領、其職各殊。今出雲筑前両国、慶雲三年以来、令_{下二}国造_一帶_中郡領_上、託_三言神事_一、動廢_二公務_一。雖_レ有_二其怠_一、無_レ由_二勘決_一。自今以後、不得_レ令_{下二}国造_一帶_中郡領_上。又国造兼帶_二神主_一、新任之日、例皆棄_レ妻、取_二百姓女子_一、号爲_二神宮采女_一、便娶爲_レ妻、妄托_二神事_一、遂扇_二淫風_一。稽_二之國典_一、理合_二懲肅_一。宜_下国司ト_上定一女_二供_{上レ}之。
ここでは、出雲国造と並んで筑前国造の郡領兼帯が取り上げられているが、当時、筑前国造が存在したとは考えられず、これは、宗像神主と混同したのと考えられる。
- 24) 岡崎敬「総括編」(前掲)。
- 25) 小田富士雄「海北道中」(前掲)。
- 26) 岡田精司「古代国家と宗像の神」(『古代を考える』37、1984年)。

交流史から見た沖ノ島祭祀

森 公章 東洋大学教授

要旨：本稿では沖ノ島祭祀の4つの時期区分をふまえる形で、東アジア諸地域との交流の始まり、5世紀の多元的通交と宗像氏に限らない奉祀の様子、6世紀の中央集権体制への胎動と倭王権による外交の一元化、7世紀の東アジアの動乱と北部九州の役割、8世紀以降の後期遣唐使の様相と新羅の動向などを整理し、9世紀末頃までの交流史から見た沖ノ島祭祀の様態を考察しようとした。文献史料により具体的に奉祀形態を解明することはなお課題として残ってしまったが、遣外使節の帰国後に奉献を行う「持衰的報賞」という理解を呈示してみた。また9世紀以降の新羅海賊に対処する宗像神の新たな位置づけにも目配りして考察を加えた。

キーワード：「海北」、多元的通交、遣唐使、持衰的報賞、新羅海賊

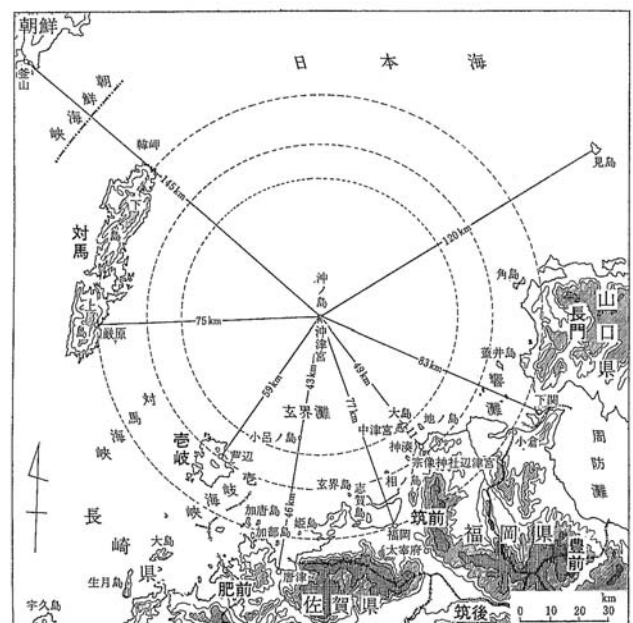
1. はじめに

沖ノ島は古代の筑前国宗像郡の海上にあって、記紀神話に登場する宗像三女神、田心姫(海上に発生する霧を擬人化した神格)、湍津姫(潮流の渦巻き速く流れる様を神格化)、市杵嶋姫(島神たることが基本的属性で、三神の中核神)のうち、瀛津嶋姫とも称される田心姫を奉祀した沖津宮である(中津宮〔大島〕－湍津姫、辺津宮〔田島〕－市杵嶋姫)¹⁾。沖ノ島は「おいわず様」(不言島)と称され、島での見聞を口外しない、一木一草も持ち出さない、女人禁制などの禁忌が守られ、渡島に際しては大島で潔斎し、上陸時に禊をする慣わしが現在でも厳格に実施されており、神の島としての姿が維持されている。

沖ノ島では第二次世界大戦以後に3次に亘る学術調査が実施され、「海の正倉院」と称される多くの優品を含む奉献品のあり方が明らかになり、古代祭祀の歴史を検討する上で重要な知見が得られた²⁾。計23号に及ぶ祭祀遺跡は、第Ⅰ期：岩上祭祀(4世紀後半～5世紀、16・17・18・19・21号)、第Ⅱ期：岩陰祭祀(5世紀後半～7世紀、4・6・7・8・9・10・11・12・13・15・22・23号)、第Ⅲ期：半岩陰・半露天祭祀(7世紀後半～8世紀前半、5・14・20号)、第Ⅳ期：露天祭祀(8世紀～10世紀初、1・2・3号)に区分され、神が降臨する磐座としての巨岩上の祭祀、神が人の生

活の場に近づく岩陰における祭祀を経て、こうした巨岩を依代としない固定した祭祀場での祭祀への変遷、また古墳副葬品と共通する第Ⅰ・Ⅱ期の奉献品から第Ⅲ期以降には実用品が殆ど姿を消し、金銅製雛形品や土器を中心とした祭具に変化する様相、葬・祭の未分化から分化へ、律令的祭祀の成立過程を具体的に跡付けることができる点が貴重である³⁾。

沖ノ島はまた、玄界灘の中心に位置し、記紀神話に「海北道中」の「道主貴」と表現される三女神の沖津宮所



第1図 沖ノ島位置図(小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館、1988年、p.2)

在地として相応しい。第Ⅰ期の奉獻品には内行花文鏡や三角縁神獸鏡など58面の鏡が検出されており、北部九州の勢力だけではなく、当初から畿内やマトを中心とする倭王権が奉斎に関与していたことが窺われる。第Ⅱ期の奉獻品中には金製指輪・金銅製馬具類などの新羅製品と目されるものやペルシャ産のカットグラス、第Ⅲ期には唐三彩長頸壺や金銅製龍頭などの中国あるいは新羅産品、第Ⅳ期でも奈良三彩小壺や皇朝銭の奉獻が存する。即ち、倭王権による奉祀とともに、奉獻品に反映される朝鮮半島諸国や中国との通交に関わる祭祀が想定されるのである。

4世紀後半～10世紀初めの沖ノ島祭祀は、4世紀後半に始まる百済との通交や高句麗広開土王碑文に描かれた倭兵の活動を端緒とし、4～7世紀の東アジア諸国の王朝興亡と動乱の中で古代国家が形成されていく過程に関係し、7～9世紀末の遣唐使を中心とする交流と軌を一にするものと目され、国際関係を象徴する奉獻の品々と相俟って、東アジア交流史上の意義が強調されてきた。但し、『魏志』倭人伝に記された海上ルートは対馬－壱岐－松浦－博多湾で、8世紀の遣新羅使の航路(『万葉集』巻15)、遣唐使の北路(新羅道)なども同様であり、沖ノ島は玄界灘の中心に所在するとはいうものの、この主要ルートからははずれている。沖ノ島祭祀がどのような形で挙行され、また何を目的に行われたのか、この点を文献史料に求めることは、「汝三神宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也」(『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段第一の一書)以外には難しいが、交流史の中における沖ノ島祭祀のあり方・位置づけはなお残された課題と言わねばならない。

沖ノ島祭祀の第Ⅲ・Ⅳ期は期間が長い割にはそれ以前と比べて変化が少なく、また考古学的関心からすると、優品や時代相の探究に資する品が減少するためか、従来の研究は古代国家形成過程の時期に集中しており、7～10世紀の交流史との関係は付加的、展望を述べる中で簡単に触れられることが多い⁴⁾。この間、対外関係史の研究は大きく進展し、倭王権の半島進出や「任那日本府」の再検討が行われ、倭王権の展開過程、中央集権的国家体制の確立時期についての見解も深化されている。7～9世紀末の遣唐使の様相や遣唐使のみを中心とする交流史の見直しも進んでおり、沖ノ島祭

祀の全期間を通じて改めて交流史との関係性如何を問うことも重要であると思われる⁵⁾。

そこで、以下では沖ノ島祭祀の時期区分をふまえて、4～7世紀の古代国家形成過程の時期に関しては、倭王権による列島統括の実態、特に北部九州の豪族の位置づけなどに留意して、『日本書紀』に散見する宗像への奉祀記事を検討してみたい。7世紀に始まる隋・唐との通交は律令体制の導入など、やはり倭国・日本の国家体制確立に大きな意味を持っていた。遣外使節の派遣等に際してどのような奉祀が行われたかは文献史料に乏しいが、8世紀以降には遣唐使派遣に伴う航海安全祈願や帰朝後の奉幣のあり方が幾分なりともわかる史料が存する。遣唐使だけが通交のすべてではないが、国家的事業として文献史料に残るところは大きく、この遣唐使を中心に沖ノ島奉祀の実相を探究することにしたい。遣唐使事業は実質的に最後の遣唐使となる9世紀中葉の承和度以降は途絶していくが、9世紀後半には唐・新羅・渤海など東アジア諸国が滅亡に向かい、再び動乱期に入る。こうした中で新羅海賊の侵寇が問題になっており、宗像神への奉斎記事も散見している。当該期は沖ノ島祭祀が終末に向かう時期であるが、文献史料ではむしろ出現回数が豊富であり、これも交流史の重要な一齣となろう。この部分にも沖ノ島祭祀のあり方を考える手がかりが期待され、考察を試みたいと思う。

2. 交流史の始まり

『日本書紀』では神代紀のスサノヲの新羅国あるいは韓郷之島への天降り(宝剣出現段第四・五の一書)を除けば、最初の海外との通交記事は崇神・垂仁紀の「任那」人蘇那曷叱智の来航である。彼はまた、「意富加羅国王之子都怒我阿羅斯等」、別名「于斯岐阿利叱智干岐」と記され、「任那」=意富加羅(『三国遺事』巻2所収「駕洛国記」の大駕洛)、即ち金官国(金官加耶)は魏志倭人伝に倭国の北岸とある狗邪韓国を引き継ぐ国で、弁辰伝に「国出鉄、韓・倭・濊、皆從取之」とも見えるので、崇神65年(紀元前33?)、垂仁2年(紀元前28?)という年紀は措くとして、朝鮮半島南部との通交が有史以来重要視されていたことを反映している。

紀元前108年に前漢の武帝が朝鮮4郡を設置し、楽浪郡(朝鮮民主主義人民共和国平壤付近)を拠点に東方世界に目配りし始めた時、朝鮮半島のさらに東方海上の倭人の存在が中国王朝の認識の中に入り、倭人の名付け・倭人の名乗りの下に、倭人・倭国が東アジア史に登場することになる(『漢書』地理志燕地条)。この段階では100余の小国に分かれていた倭人の中から、57年に後漢に朝貢して、「漢委奴国王」の金印を賜与された奴国のような有力国が出現し、さらに107年に朝貢した帥升は「倭国王」と記されているので(『後漢書』倭伝)、2世紀初には倭国というまとまりが形成されていたと考えられる⁶⁾。ところが、後漢末から三国時代の混乱の中で、2世紀後半には「倭国大乱」の状況になり、男王の統治は機能せず、2世紀末～3世紀初に「事鬼道、能惑衆」という卑弥呼が共立され、邪馬台国を治所として、30国の連合体である倭国を統治する女王となる。卑弥呼は遼東の公孫氏が設置した帯方郡(大韓民国ソウル付近)と通航して、半島との交流を維持している。

238年、南方の呉と公孫氏の提携を危惧した魏が公孫氏を討滅すると⁷⁾、239年、卑弥呼は魏の帯方郡を介して、首都洛陽に使者を派遣し、「親魏倭王」の称号と銅鏡100枚などの賜与を得ており、強力な中国王朝の権威の後ろ盾と威信財の分配、対中国外交の独占保障を獲得することが卑弥呼の統治に不可欠であったことが看取される。卑弥呼の国内統治では、「世有王、皆統属女王国、郡使往来常所駐」という伊都国(福岡県糸島市付近)に一大率(一人の大率か)が置かれ、「自女王国以北」を檢察し、「諸国畏憚之」という状況であったが、一大率は「王遣使詣京都・帯方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、伝達文書・賜遺之物、詣女王、不得差錯」とも記されており、外交事務上の役割も重要であった。倭国では250年前後に卑弥呼が死去し、男王が即位したが、「國中不服、更相誅殺、当時殺千余人」となり、卑弥呼の宗女壹与が女王になって安定を取り戻す。壹与は265年晋(西晋)が魏を滅ぼすと、266年に晋に遣使しており(『日本書紀』神功皇后摂政66年〔266〕条所引晋起居注)、倭国の存立には中国外交と倭王としての冊立がなお不可欠であったことを示している。

邪馬台国の所在地論争は措くとして、以上の交流史の様相を見ると、有史以来の東アジア諸国との通航とその際に北部九州が担う役割の重要性は連綿として続いてきたことがわかる。『魏志』倭人伝には、「其行来渡海詣中国、恒使一人不梳頭、不去蟻蝨・衣服垢汙、不食肉、不近婦人、如喪人、名之為持衰。若行者吉善、共顧其生口・財物、若有疾病遭暴害、便欲殺之。謂其持衰不謹」とある持衰なる航海安全祈願者の存在も知られる。では、ここまでの交流史の中に沖ノ島祭祀は登場せず、沖ノ島祭祀の第Ⅰ期が4世紀後半に始まるのは何故であろうか。近年では畿内ヤマトを中心とする前方後円墳の成立は3世紀中葉と目されており、前方後円墳体制に依拠した倭王権の初現はこの頃まで遡るものと解されているので、なおさら沖ノ島祭祀開始時期とのズレが問われねばならない。

3～5世紀は中国では秦漢から魏晋南北朝への大きな変動の時期であり、混乱期であった。この間、朝鮮半島では紀元前1世紀頃から北東アジアで台頭する高句麗の勢力が拡大し、313年には楽浪郡、次いで帯方郡を滅亡させる。帯方郡の故地を接收したのは伯濟国を中心に馬韓諸国を統合した百濟であり、辰韓諸国は新羅になり、弁韓諸国は小国分立のまま加耶諸国に推移していくが、半島南部の韓族の国々もそれぞれに国家形成を進めることになる。百濟王族は余(扶余)姓を称しており、高句麗と同じ扶余族出身と目されるが、漢城(ソウル)を首都とした百濟は高句麗の南下に対峙することが国家存立の基本課題となった。『日本書紀』神功皇后摂政46年(246+120→修正紀年366)3月乙亥朔条には364年に百濟の使者が南部加耶諸国の1つ卓淳国(昌原付近)を来訪し、倭国との通航の意志を告げたとあり、366年に倭国と百濟の関係が成立したと記されている。

この加耶地域を介した倭濟関係の成立という説明は、従前の倭国の半島諸地域との交流のあり方や当時の国際関係の流れに合致していると思われる。百濟は369・371年に高句麗と大々的に戦闘し、これを退けることができたが(『三国史記』百濟本紀近肖古王24年9月、26年条)、372年には東晋と通航し(『晋書』簡文帝紀咸安2年6月条)、中国南朝の後ろ盾を得て、対高句麗戦を遂行する方策を示している。高句麗広開土王碑文

によると、倭は広開土王即位の391年以来渡海して百済・新羅を「臣民」にしたとあるが、碑文は414年に子の長寿王が広開土王(好太王)の墓碑・顕彰碑として造立したものであるという史料性格に鑑みると⁸⁾、百済は対高句麗戦の実質的な武力として南の倭国との提携を求めていると目されるので、369年の戦闘の際に既に倭国の援兵が参加していた可能性もある。こうした倭済関係の成立を裏付けるのが石上神宮所蔵の泰和4年(東晋の太和4年=369)銘の七支刀であり、『日本書紀』神功皇后摂政52年(252+120→372)条によると、372年に倭国に齎されたものと解される。年次比定を含めて、銘文解釈にはなお諸説があるが⁹⁾、上下関係を含まない贈与であり、これが当時の倭済関係の実態を反映していると見ておきたい。

広開土王碑文によると、倭・百済側の戦況は芳しくなかったようである。

396年：広開土王は親征して百済を破り、58城・700村を奪取、百済王の弟と大臣10人を捕虜とし、百済を高句麗の「奴客」とする

399年：百済は再び倭と「和通」

400年：倭が加耶方面から新羅に侵攻したので、歩騎5万を遣わし、新羅を救い、「倭賊」を撃退し、さらに「任那加羅」の城を攻略、「安羅人戍兵」とも戦う

404年：倭が帯方方面に侵入したので、「倭寇」を潰敗し斬殺する

以上の過程の中では、倭国は396年の百済にとって重要な戦役に参加してないことが注意される¹⁰⁾。『日本書紀』には当時の百済王の「無礼」を叱責する記事があり(応神天皇3年〔272+120→392〕是歳条、同8年〔277+120→397〕3月条)、397年に後の腆支王(在位405～420年)が倭国に「質」(人質かつ高級外交官の意味合い)として到来して以後、関係が好転し、対高句麗戦への参加が実現するという次第であった。『日本書紀』には397年以降、縫衣工女、良馬を齎した阿直伎、西文首の祖で、『千字文』を伝えたという博士王仁の到来など(応神天皇14～16年条)、百済から様々な物・人が提供されたとあり、この先進文物の供与こそがかつ



第2図 5世紀の東アジア(森公章『東アジアの動乱と倭国』吉川弘文館、2006年、p. 53)

ての帯方郡を介した交流拠点を引き継ぐ百済に対して倭国が最も期待したものであったと考えられる。腆支王即位時には倭国から兵士100人が随行したといい(『三国史記』百済本紀腆支王即位前紀)、兵力の供給も裏付けられよう。

以上を要するに、4世紀後半は朝鮮半島情勢、倭国の交流史に画期となる時期であった。5世紀に入ると、中国南朝では宋、北朝では北魏の統治が安定し、高句麗は主に北朝、時に南朝、百済・倭は南朝に入貢し、中国王朝の権威を背景に緊張関係が続く。それ故、半島では以後は大きな戦闘はなく、小康状態が保たれるが、427年長寿王は丸都国内城から平壤に遷都し、南下の勢を示し、百済では「構怨連禍三十余載、財殫力竭、転自辱蹴」(『魏書』百済国伝)と、慢性的な戦争状態で国力が疲弊していく様子が伝えられている。倭国では中国南朝の宋に入貢した讃・珍・済・興・武の倭の五王の存在が知られ(『宋書』倭国伝)、記紀の天皇への比定はいくつかの問題もあるが、済=允恭、興=安康、武=雄略は有力説で、応神～雄略が倭の五王の比定候補になる。

倭の五王、例えば478年の武は「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王」の官爵を得ており、倭王の地位承認とともに、半島南部の軍事権委任を求めている。倭国は百済を含

む諸軍事号を要求するが、早くから南朝に入貢し、倭王よりも上位の將軍号を得ていた百済の軍事権は認められるべくもなかった。任那は金官国、加羅は北部加耶地域の大加耶のことで、高句麗の服属下にあった新羅を含めて、これらは中国と通交関係がなかったから、倭国には宋として承認可能な国々・地域の諸軍事号が与えられたのであろう。倭国の百済を含む諸軍事号の要求もあってか、腆支王死去の翌421年から始まる倭の五王の宋との通交下においては、特に毗有王(在位427～455年)、蓋鹵王(在位455～475年)代の倭済関係は良好とは言えない。百済には南下を企図する高句麗への対処も課題であり、5世紀中葉頃から高句麗からの「独立」を図る新羅、また大加耶と同盟を結び、高句麗に対峙する方策もとられた。半島ではむしろこの羅済同盟の方が実質的手段として有効であり、大加耶をめぐる倭国と百済の競合を伝える史料も存するので(『日本書紀』神功皇后摂政62年(262+120→382+60=442)条)、倭済関係は等閑にされたと考えられる。ちなみに、『三国史記』新羅本紀には5世紀末までは倭人の新羅への襲来記事が頻出し、倭国と新羅は敵対状況であったかに思われるが、遺物の面ではこの時期に倭国には意外に多くの新羅系文物が齎されていたことが判明してきており¹¹⁾、当該期の倭・新羅関係にも目配りが求められる。

3. 「海北道中」と多元的通交

以上、沖ノ島祭祀第Ⅰ期の背景となる交流史のあり方を長々と述べてきたが、第Ⅰ期の開始とその契機、畿内の大型前方後円墳の副葬品に匹敵するような卓越した枚数の鏡の奉獻などから見て、その奉祀主体は倭王権であったと解さざるを得ない。では、倭王権は沖ノ島祭祀に何を求めたのであろうか。まず沖ノ島の位置である。上述のように、北部九州を起点とする主要な通交ルートからは沖ノ島ははずれているが、『万葉集』巻7-1230番歌「ちはやぶる 金の岬を 過ぎぬとも 我は忘れじ 志賀の皇神」や『今昔物語集』巻19第29話「亀、山陰中納言の恩を報じたる語」などによると、福岡県宗像市鐘崎にある鐘の岬とその沖にある地島との間の瀬戸は航海上の難所とされ、後代に宗像郡大領

宗形朝臣深津夫妻が金埼船瀬戸を造ったことで叙位に与っており(後掲第3表)、辺津宮と中津宮の間の海域は博多湾方面への要所であった。

この点に関連して、『万葉集』巻16-3860～69番歌「筑前国志賀白水郎歌十首」左注には、「右、以神亀年中、大宰府差筑前国宗像郡之百姓宗形部津麻呂、宛対馬送粮船舵師也。于時津麻呂詣於滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許語曰、僕有小事、若疑不許歟。荒雄答曰、走雖異郡、同船日久、志篤兄弟、在於殉死、豈復辞哉。津麻呂曰、府官差僕宛対馬送粮船舵師、容齒衰老、不堪海路、故来祇候、願垂相替矣。於是荒雄許諾、遂従彼事。自肥前国松浦県美祢良久埼発船、直射対馬渡海。登時忽天暗冥、暴風交雨、竟無順風、沈没海中焉。(下略)」とあり、後代の事例であるが、宗形朝臣氏配下の海人と目される宗形部津麻呂が郡域を越えて志賀村白水郎と同船で協業する状況にあったこと、大宰府から対馬への粮料送付に際してまず第一に徴用される程の水手として知られていたこと、そして肥前国松浦郡値嘉島的美祢良久埼を経由して対馬に至るルートでも活動していたことなどが窺われる。美祢良久埼は大宝度以降の遣唐使の南路の出発地にもなっており(『肥前国風土記』松浦郡値嘉島条)、宗像地域の海人がこれらの海域を活躍の場としていた様相が看取され、興味深い¹²⁾。

なお、『和名類聚抄』によると、宗像郡は管郷14の大郡であり、秋・山田・怡土・荒自・野坂・荒木・海部・席内・深田・蓑生・辛家・小荒・大荒・津九の各郷が存し、延喜兵部式の席打駅は席内郷、津日駅は津九郷に置かれていたと考えられる。これらのうち、怡土郷・海部郷は怡土郡海部郷の存在と合せて、怡土郡との関係や海上交通にも従事する海部とのつながりを示唆している。辛家は「韓」との関連を想起させるもので、志麻郡には韓良郷があり、韓亭(泊)が存在していた(『万葉集』巻15-3668・70)ので、あるいは宗像郡にも朝鮮半島との関係を窺わせるような地があったのかもしれない。これらは陸上、海上交通において宗像の地が占める重要性を反映するものと言えよう。

宗像三女神はまた、奥津宮の神が大国主命や伊和大神(大国主命と同神とされる)と婚姻関係にあったとする伝承が知られ(『古事記』上巻、『播磨国風土記』託賀郡黒田里条、『先代旧事本紀』地祇本紀)、出雲地域の

首長が筑紫と通交する話(『日本書紀』崇神天皇60年7月己酉条)、また実際に「向越前国筑紫柁師」が出雲を経由する例も存しており(天平6年度出雲国計会帳、『大日本古文書』1-596頁)、筑紫-出雲-越のルートが利用されていた(『古事記』上巻の大国主命の越の沼河北売との婚姻譚も参照)。こうした日本海経由で筑紫に向かう事例としては、神功皇后の「三韓征討」伝承において、皇后が角鹿笥飯宮から穴門豊浦宮(山口県下関市豊浦付近)に移動し、そこから筑紫に到来したというルートが注目される(『日本書紀』仲哀天皇2年条、8年正月壬午条)。この経路では沖ノ島を経由することは想定し難いが、意富加羅国王の子都怒我阿羅斯等は当初穴門に到来し、次いで「北海」を経由して越国笥飯浦に到着したとあり、彼には「角」があったので、これが角鹿の地名になったという由来譚は措くとして(垂仁天皇2年歳条分註)、穴門への来着は半島-対馬-沖ノ島-長門というルートの存在をも想定させるものと言えよう。欽明紀22年(561)歳条には新羅使が帰途に穴門を経由したこと、新羅の「無礼」を問責するための使者が停泊する穴門館を修治していたことが記されており、8世紀以降にも長門に直接外国人が到来する事例が知られるので(『日本後紀』弘仁5年(814)10月丙辰条、『続日本後紀』承和10(843)年12月癸亥条、『日本紀略』寛平5年(883)3月3日条など)、沖ノ島-長門のルートにも留意してみたい¹³⁾。天平10年度周防国正税帳に見える耽羅島人の上京(『大日本古文書』2-133・138頁)は、長門国に到来したものと目され、済州島→対馬→沖ノ島→長門という経路が推察できよう¹⁴⁾。

こうした沖ノ島の地政学的位置づけをふまえて、交流史の中で沖ノ島祭祀はどのように挙行され、如何なる特性があるのだろうか。また沖ノ島祭祀を担った勢力や倭王権の介在の様態は如何であったのか。

a『日本書紀』神代・瑞珠盟約段本文

(上略)所生神号曰田心姫、次湍津姫、次市杵嶋姫。凡三女矣。(中略)筑紫胸肩君等所祭神是也。

b同上第三の一書

(上略)即以日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐嶋矣。今在海北道中、号曰道主貴。此筑紫水沼

君等祭神是也。(下略)

c『日本書紀』応神天皇41年2月是月条

阿知使主等自呉至筑紫。時胸形大神有乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫国御使君之祖也。既而率其三婦女以至津国、及于武庫、而天皇崩之不及。即献于大鷦鷯尊。是女人等之後、今呉衣縫・蚊屋衣縫是也。

d-1『日本書紀』履中天皇5年3月戊午朔条→9月癸卯条：皇妃の死去

於筑紫所居三神見于宮中言、何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

d-2『日本書紀』履中天皇5年10月甲子条

葬皇妃。既而天皇悔之不治神崇而亡皇妃、更求其咎。或者曰、車持君行於筑紫国、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣。天皇則喚車持君、以推問之、事既実焉。因以数之曰、爾雖車持君、縦檢校天子之百姓、罪一也。即分寄于神祇車持部、兼奪取之、罪二也。則負惡解除・善解除、而出於長渚崎令祓禊。既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部。乃悉収以更分之奉於三神。

e-1『日本書紀』雄略天皇9年2月甲子朔条

遣凡河内直香賜与采女、祠胸方神。香賜与采女既至壇所〈香賜、此云舸挖夫〉、及将行事、奸其采女。天皇聞之曰、祠神祈福可不慎歟。乃遣難波日鷹吉士将誅之。時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豊穂、普求国郡県、遂於三嶋郡藍原、執而斬焉。

e-2『日本書紀』雄略天皇9年3月条

天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰、無往也。天皇由是不果行。(下略)

f『日本書紀』雄略天皇10年9月戊子条

身狭村主青将呉所献二鵝到於筑紫。是鵝為水間君犬所嚙死〈別本云、是鵝為筑紫嶺県主泥麻呂犬所嚙死〉。由是、水間君恐怖憂愁、不能自默、献鴻十隻与養鳥人、請以贖罪。天皇許焉。

g『日本書紀』雄略天皇14年3月条(参考)

命臣連迎呉使。即安置呉人於檜隈野。因名呉原。以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛為漢衣縫部也。漢織・呉織・衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也。

h『肥前国風土記』基肄郡条

姫社郷。此郷之中有川、名曰山道川。其源出郡北山、

南流而會御井大川。昔者、此川之西、有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺。于時、卜求崇由、兆云、令筑前国宗像郡人珂是古祭吾社。若合願者、不起荒心。覓珂是古、令祭神社。珂是古、即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者、此幡順風飛往、墮願吾之神辺。便即拳幡、順風放遣。于時、其幡飛往、墮於御原郡姫社之社。更還飛来、落此山道川辺之。因此、珂是古、自知神之在処。其夜夢見臥機〈謂久都毗枳〉・絡探〈謂多々利〉舞遊出来、壓驚珂是古。於是、亦識女神。即立社祭之。自爾已来、行路之人、不被殺害。因曰姫社、今以為郷名。

まずaによると、筑前国宗像郡の譜第郡領氏族となる宗像君(朝臣)が宗像三神の奉祀を担当したことはまちがいない。古代の風土記かどうかは疑わしいが、『防人日記』(青柳種信)所引西海道風土記に「其大海命子孫、今宗像朝臣等是也」とあるのは、『宗像記』の「又曰、天神之子有四柱。只三柱神、教弟大海命曰、汝命者、為吾等三柱御身之像」という宗像氏の伝承に依拠したものと思われ、大海命なる海人の長たるに相応しい祖先が創出されていたことが窺われる。但し、『新撰姓氏録』右京神別下(地祇)・宗形朝臣条には「大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也」とあり、宗像氏はスサノヲの子孫たることを自認していたようである¹⁵⁾。その点からは『新撰姓氏録』卷10所引筑前国風土記逸文に「氣長足姫尊、欲伐新羅、整理軍士、発行之間、道中遁亡。占求其由、即有崇神、名曰大三輪神。所以樹此神社、遂平新羅」とある延喜式神名帳の夜須郡於保奈牟智神社に関わる伝承も興味深く、大三輪神と筑前国の関係が看取される。

ところが、bによると、筑後国三潯郡を本拠とする水沼(水間)君も宗像三神を奉祀していたとあり、宗像氏だけが独占的に関与していたのではなさそうである。とすると、その先後関係や並行性の有無は如何であろうか。宗像地域の古墳編年や水沼君が本拠とする有明海沿岸・筑後川流域の古墳のあり方を見ると¹⁶⁾、宗像地域では4世紀後半に釣川地域に東郷高塚古墳や上高宮古墳が造営されており、宗像氏につながる首長の台頭、沖ノ島祭祀担当者としての地位確立に即応していると言える。しかし、5世紀初には玄界灘沿岸西部地

域では大型前方後円墳の造営が衰退し、一方で有明海沿岸・筑後川流域には大型前方後円墳が出現するので、この時点で水沼君につながる勢力が沖ノ島祭祀に関与する機会があったのではないかと考えられる。そして、5世紀中葉になると、宗像地域でもある程度の規模の前方後円墳造営が再開され、5世紀後半～6世紀代には神湊の西南にあたる津屋崎古墳群で大規模な前方後円墳が継続的に造営されるといい、これは宗像地域以外では筑後の八女古墳群、肥後の氷川下流域のみに見える事象であって、筑紫君や肥君と並んで、宗像君が倭王権の交流史の中で大きな位置を占めることを反映するものと解せられよう。

当該期は倭の五王の時代であるが、上述のように、最後の武=雄略を除いては、五王の遣使年次と記紀の天皇の在位期間が合致しないという課題が残る。しかしながら、『日本書紀』には五王の比定候補となる歴代に宗像奉祀に関わる記事がいくつか存するので、次にそれらを検討したい。cは相似する話がgにあり、衣縫兄媛の到来時期としてはgの雄略朝の方が相応しいとする見解も呈されている¹⁷⁾。但し、cは宗像神、gは大三輪神への奉献で、対象が異なっており、いずれが原型なのか判断し兼ねるので、ここでは奉献のあり方や宗像地域と関係する要素などに注目してみたい。cの御使君は他の史料に登場せず、不詳とせねばならないが、宗像郡に所在する延喜式内社織幡神社に関連する氏族と目される。神の奉祀と機織りの関係にはいくつかの事例があり(『日本書紀』神代上・宝鏡開始段、『常陸国風土記』久慈郡太田郷条・長幡部之社など)、何よりもまた、沖ノ島祭祀第Ⅱ期の奉献品には金銅製雛形紡織関係品が存している(22号遺跡)。そして、cによると、遣使が帰朝した段階で奉献が求められていること、即ち持衰と同様に、遣外使節の無事帰還に対する報賞として衣縫工女の付託、織幡による神の奉祀が行われるという構造であったことにも留意しておきたい。

dは宗像神に車持部が賜与されていたことを示し(輿輦の供御を担当)、豊前国仲津郡丁里に車持君(『大日本古文書』1-187)、大宰府跡出土木簡に車持朝臣(34・35号)が知られるので、これらが筑紫の車持部の存在を裏付けるものと言える。dでは大三輪神などと

同様、宗像神もしかるべき奉祀を行わないと祟りを起こす神として畏怖されていたことが窺われる。e-1はe-2の新羅征討に関わる奉祀と推定され¹⁸⁾、上述のように、この頃から半島での新羅の存在が大きくなっていくことと対応している。ここでは宗像神が対外関係の方策決定に影響力を有していたことが注目されるとともに、e-1に記された祭祀方式にも留意したい。即ち、祭祀における神婚行為は『類聚三代格』巻1延暦17年10月11日官符に「禁出雲国造託神事多娶百姓女子為妾事」とあるように、通有のものであったと思われるが、e-1ではこれが非難されている。これは神婚行為の本義が忘れられた頃の価値判断を反映したものとする見解もあるが¹⁹⁾、出雲では9世紀頃まで続いていたようであり、別の理解はできないであろうか。『播磨国風土記』揖保郡佐比岡条には女神の怨怒を和鎮するために「佐比」、『古語拾遺』に描かれた御歳神の祟りを解く方法としては「作男茎形」とあり、hにも女神を奉斎するには独自の方式があったことが看取される。したがって宗像三女神の奉祀するためには、e-1のような一般的方法とは異なるしかるべき措置をとる必要があったと考えられるが、それが沖ノ島祭祀に反映されているか否かは後考に俟ちたい^{付註)}。

こうした宗像奉祀の齟齬に関連して、fには水沼君に対する譴責、贖罪としての養鳥人献上が課せられていることに着目したい。fの舞台となる「筑紫」が水沼君の本拠である有明海方面を指すのか、あるいはbの宗像奉祀に関連した北部九州方面なのかは決め手がないが、有史以来の主要なルートに鑑みて、後者の可能性が高いと見ておく。宗像地域の古墳造営状況は上述の通りであり、後述の筑紫君磐井の乱と関係では、当地にも装飾古墳である桜京古墳(宗像市牟田尻)が存する。但し、5世紀後半以降の古墳の拮抗状況から見て、宗像地域は磐井の乱の基盤となる首長連合体には属さず、対抗・牽制の役割を果たしていたと解されるという²⁰⁾。とすると、fは一旦は宗像奉祀に関与して、北部九州での対外交渉にも参画していた水沼君の勢力が当地から退潮する契機になったのではあるまいか。hは宗像地域の人が逆に有明海方面の女神を奉祀したという内容で、肥前国には宗形天神という神が存した(『日本三代実録』貞観13年(871)4月3日条)。この宗

形天神、またhの姫社神社も式内社ではなく、両者の関係などは不明である。しかしながら、「宗形」を冠する神の存在は宗像氏の勢力、沖ノ島祭祀に体现される海上交通と関連した祭祀が有明海にも及んでいたことを窺わせ、6世紀以降の展開を考える上で注目しておきたい。

478年倭王武が宋に呈した上表文には「東征毛人十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国」とあり(『宋書』倭国伝)、倭王権は関東～九州北・中部を強力に統括していたかにイメージされる。しかし、当時の倭王権の構造的特色を探ると、438年の倭王珍の安東將軍と珍が除正を求めた配下の倭隋の平西將軍とは僅か一階の差しかなく、倭隋はまた、倭讃などと同じく「倭」姓を名乗っており、王と同族、同程度の者が王権を補佐する構造であったことがわかる。この支配者内部の拮抗性とともに、438年の13人、451年の23人への官爵除正申請は百済の事例よりも対象人数が多く、より複数の有力者が王権を支える構成になっていたと推察される。『日本書紀』によると、中央有力豪族の葛城氏、地方豪族の吉備氏や日向諸県君出身の女性が王后になっており、これら中央・地方の諸豪族が参画してこそ倭王権の存立が維持されたのである²¹⁾。

埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣銘や熊本県玉名郡和水町江田船山古墳出土大刀銘にはワカタケル大王の呼称が見え、倭王武＝雄略天皇(大泊瀬幼武尊)の頃には王権の強化が達成されたことが窺われる²²⁾。但し、鉄剣銘のヲワケコを介した武蔵地域との関係は始まったばかりであり²³⁾、上掲の上表文の表現はかなり割り引いて理解する必要があるだろう。江田船山古墳からは百済系の金銅製沓・冠が出土しており、有明海沿岸では必ずしも倭王権に依存しない独自の通交ルートが構築されていたようである。この点に関連して、1980年代にその存在が確実になった朝鮮半島西南部の全羅南道栄山江流域に点在する前方後円墳にも着目してみたい²⁴⁾。

475年、高句麗は百済の首都漢城を攻略、百済は熊津に南遷し、国土再建、また北方を高句麗に押さえられた状態で、南方、あるいは東方への発展に活路を求めざるを得なくなる。倭の五王の諸軍事号のうち、秦韓(辰韓)は不明であるが、慕韓は半島西南部の馬韓の

残存勢力の存在を示し、漢城百済の段階では完全に百済の領土にはなっていなかったと思われる²⁵⁾。当地には5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳13基が見つかり、築造技法や埴輪などは九州中・北部の古墳に類似しているが、副葬品の多くは百済的であり、一部に大加耶系の遺物も出土しているという特色がある。その造営主体に関しては大別して在地首長説と倭人説があり、倭人説は倭からの移住者説と倭系百済官僚説に分かれる。当該地域が完全に百済の文化圏に入るのは6世紀中葉以降のことであって、問題の前方後円墳の時代はその最終的なせめぎ合いの様相を呈しているという考古学的立場からの見解も呈されている。したがって6世紀前半頃まで百済と一定の距離をおき、倭国内の諸勢力、特に九州中・北部の勢力や大加耶などと多元的な通交を行う独自の勢力が存立していたと解され、これが「慕韓」の実態であったと考えられる。高句麗広開土王が一時的に「任那加羅」=金官国を制圧した際、有史以来倭国に先進文物を供与してきた金官国の勢力は退潮し、5世紀代の倭国は、新たに鉄山が開発され、池山洞古墳群に反映される勢力台頭が見られる北部加耶地域の大加耶(高霊、伴跋)、また半島西南部の栄山江流域の勢力と通交し、鉄資源や先進文物入手のルートを開拓していくと言われているので²⁶⁾、そうした動向とも符合するものと位置づけられよう。

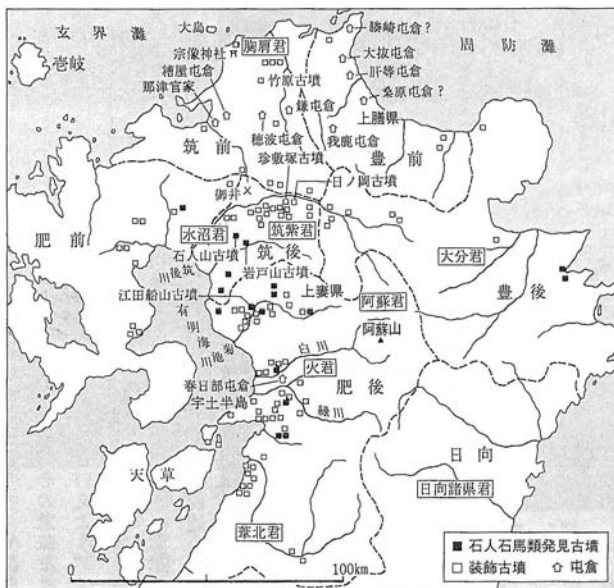
なお、倭系百済官僚とは『日本書紀』では6世紀前半の継体・欽明紀を中心に活躍する人々で、物部・科野・巨勢・紀臣・葦北君・久米・竹志など倭人の姓を持ちながら、百済の官位を有し、百済王権の対倭外交や軍事力を担う存在である²⁷⁾。熊津時代の百済に安定を齎した東城王(在位479～501年)即位時に筑紫の軍士500人が衛送したといい(雄略天皇23年4月条)、これが倭系百済官僚の1つの起源と目される。また栄山江流域が完全に百済に吸収される過程で、在地人化していた倭人が倭系百済官僚になったとする見解もある。いずれにせよ、ここには5世紀の多元的な通交関係、倭王だけでなく、葛城氏などの中央有力豪族、科野や九州、また吉備(雄略天皇7年は歳条)のような地方有力豪族が様々な形で朝鮮半島各地と交流していた様子が看取される。d-2の車持部奪取の話は倭王権の半島派兵に際して軍需物資輸送に宗像君配下の人々が徴発

されたことに対する反発を示すとする解釈も呈されているが²⁸⁾、筑紫の軍士派遣例としては、百済からの調賦が常例よりも多かったので、筑紫安致臣・馬飼臣らに船師を率いさせて高句麗を攻撃したという話も知られ(雄略天皇23年は歳条)、九州の豪族の役割は大きく、こうした多元的通交に支えられた交流史の中で、宗像君だけでなく、水沼君などが沖ノ島祭祀に介在する事態も生じたのであり、倭王権はこの段階では完全には沖ノ島祭祀の一元化、対朝鮮半島という文脈での外交権の統括は未完成であったと考えられる。

4. 「海北」から「西」へ

『日本書紀』によると、雄略の次は清寧が即位したが、子がないままに死去したので、履中と葛城氏の女性との間に生まれた市辺忍菰別(雄略即位時に殺害)の子顕宗(石櫟別)・仁賢が即位したといい、こちらも武烈で断絶の危機を迎えており、倭の五王、5世紀の王権はやはり不安定であった。こうした経緯をふまえて、507年には北近江・越を本拠とし、尾張などの豪族とも婚姻関係を有する「誉田天皇(応神)五世孫」の男迹王(継体)が即位し、仁賢の女手白香皇女と結婚する形で、倭の五王の王権を継承することになる。継体が畿内外縁に居住する王族か、地方豪族なのかはなお議論が分かれるところであるが、和歌山県橋本市隅田八幡宮所蔵癸亥年(503)人物画像鏡銘によると、継体は即位前から畿内の忍坂宮に拠点を有し、百済の武寧王(在位501～523年)とも親密な関係を形成しており、東アジア外交の推進が期待される存在であったと考えられる。その当時の朝鮮半島では、北方を高句麗に押さえられた状況で、百済・新羅は加耶諸国の争奪に国土拡大・国家発展の活路を求めていた。百済は西方から侵攻し、512～515年に己汶・帶沙を領有、新羅も同時期に始動し、524年頃に金官国を大々的に攻撃、529年には522年以来の大加耶との婚姻同盟を破棄、東方・北方から加耶諸国を侵占し、530年頃には安羅を挟んで百済と新羅が直接対峙する状況に至る²⁹⁾。

こうした情勢の中、527～528年には筑紫・火・豊を拠点とする筑紫君磐井の乱が勃発する。倭国は近江毛野を安羅に派遣して、新羅の第一次金官国侵攻に対処



第3図 筑紫君磐井の権力基盤(『新版古代の日本』3 角川書店、1991年、p. 158)

する外交交渉を企図したが、磐井は新羅と結託して蜂起し、毛野の渡海を阻止しようとした。磐井は毛野に「今為使者、昔為吾伴摩肩触肘共器同食。安得卒爾為使俾余自伏爾前」と揚言したというから(『日本書紀』継体天皇21年6月甲午条)、磐井もかつては倭王権に上番し、近江の豪族と思しき毛野ら各地の豪族と交わり、王権への参画意識を醸成したと推定される。上述のように、倭王権は半島への派兵には九州の豪族を動員しており、今回の毛野は軍衆6万を引率したと記されているが、乱後に渡海した時に3000人の新羅兵到来を見て退却した旨が知られるので(継体天皇23年4月是月条)、毛野の随員は多くはなく、九州の豪族に衛送の役割を課すつもりであったのではあるまいか。継体の即位事情や正統性の問題に加えて、九州の豪族に対する負担、また百済重視の外交方策への不満などが乱の要因と目され、地方豪族独自の通交権を駆使して蜂起に至ったものと考えられる。ちなみに、『先代旧事本紀』卷10国造本紀・伊吉嶋造条には磐井の従者として新羅海辺人がいたことが知られ、乱の国際的広がりを示していよう。

倭王権は物部麁鹿火を派遣して磐井を斬殺して乱を平定、磐井の子筑紫君葛子は糟屋屯倉を献上して贖罪を求めたという(『日本書紀』継体天皇22年11月甲子条、12月条)。磐井の墓は福岡県八女市の岩戸山古墳と考

えられ、八女古墳群では5世紀後半の石人山古墳－岩戸山古墳－6世紀中葉～後半の鶴見山古墳という首長墓の系譜を辿ることができる。『釈日本紀』卷9所引筑後国風土記逸文には岩戸山古墳後円部背後東北隅の方形区画と合致する別区の様子が描かれており、衙頭＝政所での政務として解部なる役職の存在、偷盗に対する裁判が知られ、石馬・石殿・石蔵の描写は磐井の居館と倉庫や軍事力を支える馬のあり方を示している。その他、当該地域に特有な石人・石馬や装飾古墳の分布圏、乱後の屯倉設置場所などにも磐井の勢威やその勢力範囲を読み取ることができ³⁰⁾、磐井はなお独自の地域支配を行う首長であったと思われる。この磐井の乱平定を機に、地方豪族の服属と貢納の拠点としての屯倉献上、外交権の接収などを要件として、国造制による地方統括が確立していくのである³¹⁾。

論を交流史に戻すと、倭王権は基本的には百済の加耶諸国への侵攻を支持しており、513年五経博士段楊爾、515年高安茂が百済から到来し、儒教の伝授を得ている。彼らは中国南朝系の人物と目され、倭国は478年以降中国南朝との通交を途絶しており、こうした中国文物・人材の供与は中国南朝と定期的な通交がない加耶諸国、また新羅にも期待できなかった。538年あるいは552年の仏教伝来も百済からで、仏教が倭国の文明化や国家体制の整備・強化に果たした役割は甚大であった³²⁾。その仏教伝来を行った百済の聖明王(在位523～554年)は、541年と544年に「任那復興会議」を開催、百済による安羅確保の方策を企図する。そこに反百済・親新羅の立場で、残された加耶諸国と共同歩調をとろうとするのが「任那日本府」である³³⁾。

「任那日本府」の実態については諸説が錯綜しているが、関係史料を精読すると、「日本府」が登場するのはこの6世紀代のことで、所在地は安羅、『日本書紀』に引用された「百済本記」によると「在安羅諸倭臣等」(欽明天皇15年12月条)が原史料の表記であったと見なされる。構成員は許勢(巨勢)臣・的臣などの倭国の中央豪族、吉備臣などの地方豪族が枢要者を占め、その下に河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都など加耶系の人々(倭人との混血児を含む)が実務官として実権を握るという形である。倭王権が「日本府」に直接使者を派遣した事例はなく、「臣」の表記とは異なり、「日本府」は倭

国の指示を受けるなどの直接的なつながりはなかったのであり、その活動は百済・新羅・高句麗など朝鮮半島諸国や倭国との交渉を行い、「任那執事・国国早岐等」と称される加耶諸国の代表者と同席・協議し、加耶諸国に有利な外交的行動を選択することにあった。したがって「日本府」とは、5世紀以来の多元的通航を反映した加耶地域居住の倭人集団であって、「日本府」=「在安羅諸倭臣等」は本国である倭国の王権中枢部、あるいはそれぞれの出身豪族とも複数のつながりを有し、何よりも自らの存立・活動の場を保持するために最善の方策を模索しようとした次第である。

550年前後になると、高句麗と百済の戦闘、その間隙に乗じた新羅が百済の故地漢城を奪取し、半島西海岸への進出を果たすという大きな変動があり、北方でも百済と新羅の対立が始まる。この段階では新羅の加耶諸国侵襲も進み、安羅・「在安羅諸倭臣等」も百済と提携するしかなく、552年には大加耶を加えた4者が共同で倭国に遣使し、対高句麗・新羅戦の援兵を求めている。この時に百済が期待したのは「竹斯嶋上諸軍士」と称される九州の豪族を主体とする軍兵であり、交流史に果たす九州の豪族の役割は磐井の乱後もなお重要であった。554年、百済は倭国の援軍、火箭を駆使する竹斯物部莫奇妙委沙奇などの活躍により、一旦は新羅に勝利するが、さらなる「竹斯嶋上諸軍士」の増援を求め、その軍兵が到来しないうちに、王子余昌(威徳王、在位554または557～598年)が突出し、前線に向かった聖明王は新羅に敗死してしまう(欽明天皇15年12月条)。余昌の危地を救ったのは能射人筑紫国造であったというが、百済は大打撃を被った。大勝利した新羅は、百済の後ろ盾を失った加耶諸国攻略に邁進し、562年ついに加耶地域併呑を完成する。

こうした国際情勢の変化の中で、倭国の国内支配体制、中央集権的地方統治に大きな進展が見られることも重要である。『日本書紀』欽明紀の構成では「在安羅諸倭臣等」の消滅、加耶諸国が滅亡に向かう段階以降に、国内支配体制強化に関わる記事が現れ始め、特に吉備地域に白猪・児島屯倉を設置し(欽明天皇16・17年条)、吉備氏を完全に掣肘したことは注目される³⁴⁾。5世紀後半以降は倭王権中枢部に匹敵する前方後円墳が見られなくなる吉備地域の豪族も、吉備上道臣田狭

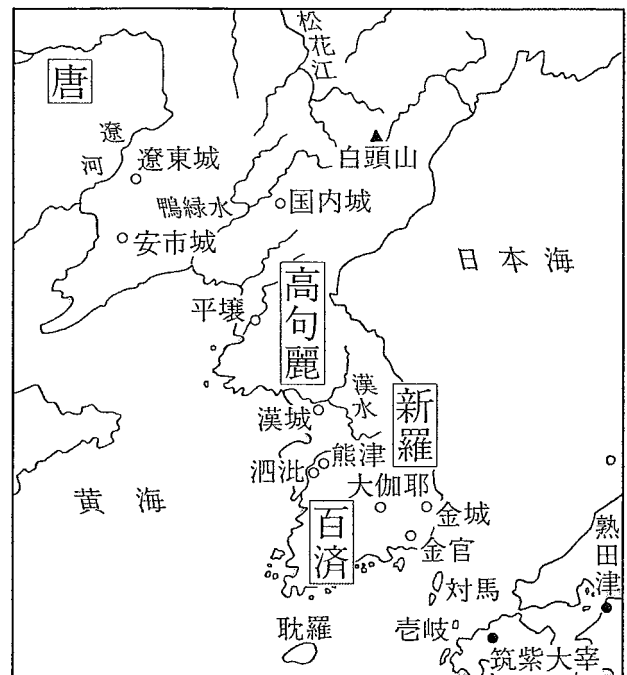
の「任那」での活動の継続(雄略天皇7年庚辰条)や「在安羅諸倭臣等」の中核にある吉備臣の活躍など、依然として半島との独自のルートを持っていたと考えられる。しかし、この時点でそのルートを喪失し、勢威を低下したのは大きな機会であり、倭王権は中国山地の鉄、瀬戸内の塩など吉備氏の勢力の源泉を押さえるとともに、田令という中央派遣の屯倉管掌者が駐留した児島屯倉を中心に、那津官家一児島屯倉一難波屯倉という形で瀬戸内海交通の大動脈を掌握することができた。那津官家は磐井の乱後に設置された筑紫・豊・肥の諸屯倉の稲穀を集中させたもので(宣化天皇元年5月辛丑朔条)、難波屯倉には倭王権の外交を担う吉士集団が配置されており³⁵⁾、軍事・外交の中心線を結ぶものとして重要な意味があったと解される。その他、高句麗使到来に伴い、越の道君の外交権を奪取する事例も知られ(欽明天皇31年条)、交流史をめぐる国際関係の変化は国内政治とも不可分のつながりを有していたことが強調されねばならない。

ちなみに、こうした倭王権による外交権の接収との関連では、宗像郡関係の氏族名として難波部が存在することが注目される(『類聚国史』巻554天長5年3月甲申条〔宗像郡大領宗形朝臣秋足の妻難波部安良売〕、『続日本後紀』承和12年9月庚午条〔宗形郡人権主工難波部主足〕)。難波部姓者は他に大宝2年筑前国嶋郡川辺里戸籍や豊前国上三毛郡塔里・仲津郡丁里戸籍などにも見えており(『大日本古文書』1-134・135、154、205頁)、北部九州に集中して存する氏であった。大宰府の権主工従八位上難波部主足は「改本姓賜美努宿祢、貫河内国若江郡」とあり、元来畿内を本貫としたとも考えられるが、大宰府品官は在地系氏族より登用されたと推測されるので、主足が宗像郡を本拠にしていたことはまちがいないと思われる。但し、主足の本貫が畿内であると認められたのは、難波部氏が元来畿内から当地に到来したものであったと解されていたためではないかと憶測され、その場合、難波に本拠を置き、外交に従事していた吉士集団、難波吉士の配下の部民がこの地に配され、何らかの拠点を有していたことを示すものではないかと考えてみたい。即ち、史料e-1に描かれた難波吉士の当地での活動は、吉士集団と宗像氏の外交を媒介とした関係を裏づける事柄であり、

また難波部氏に郡領家と婚姻関係を結ぶ者がいたことは、両勢力の拮抗を知る材料となろう。

さて、沖ノ島祭祀と関連する宗像地域の動向は如何であろうか。『日本書紀』では上掲史料以降には宗像奉祀に関わる記事は見えず、史料上の検討は難しい。ただ、上述のように、宗像氏が磐井の支持勢力には入っていなかったとすれば、筑紫君葛子の糟屋屯倉献上、それに続く那津官家設置は、宗像地域に近接する北部九州に倭王権の一大拠点が確立したことを示し、外交権の一元化とともに、磐井とも連携していたと目される筑後方面の水沼君が宗像奉祀に関与する状況を解消し、宗像君のみが沖ノ島祭祀を担当する立場を決定する上で大きな画期になったものと推定される³⁶⁾。その点に関連して、『延喜式』神名帳によると、筑前国宗像郡以外では、大和国城上郡に宗像神社、尾張国中島郡に宗形神社、伯耆国会見郡に胸形神社、備前国赤坂郡と津高郡に宗形神社があることに注目してみたい。その他、式外であるが、上述の肥前国の宗形天神、また長門国の宗形神(『日本紀略』寛平3年(871)8月28日条)の存在も知られる。これらのうち、大和・尾張のものは後述の大海人皇子(天武天皇)と胸形君德善の女尼子娘の間に生まれた高市皇子による勧請や天武殯宮で壬生事を誅した大海宿禰菟蒲(尾張国海部郡が本拠か)などとの関連を反映すると考えられる。それ以外の肥前は上述の有明海方面との関係、長門は日本海方面と瀬戸内海方面の交通の結節点に位置し、伯耆については筑紫－出雲－越の日本海交通の中継点にあたる。とすると、吉備地域の宗形神社も倭王権による瀬戸内海交通掌握と関連するもので、そこに宗像神の奉祀が行われているのは、海上交通に占める沖ノ島祭祀の位置づけの高さ、宗像君による奉祀支持の重要性を看取し得るものと解しておきたい³⁷⁾。中央集権体制確立への胎動の中で、宗像君の役割や沖ノ島祭祀の国家的位置づけも大きく進展していくものと思われる。

再び交流史を繙くと、556年に百済王子恵が帰国する際には筑紫国舟師や筑紫火君(筑紫君の兄、火中君の弟とも)が衛送したといい(欽明天皇17年正月条)、加耶諸国滅亡後も軍事面では「竹斯嶋上諸軍士」=九州の豪族への依存はなお続いていた。但し、倭王権による権力集中、地方豪族の国造への任命をふまえて、全



第4図 7世紀の東アジア(森公章『東アジアの動乱と倭国』戦争の日本史1、吉川弘文館、2006年、p.205)

国的な地方豪族動員体制に基づく国造軍の編成が展望される³⁸⁾。602年には厩戸王(聖徳太子)の弟来目皇子を撃新羅將軍に任じ、「諸神部及国造・伴造等、并軍衆二万五千人」を授けて筑紫に駐留させたといひ(推古天皇10年2月己酉朔条)、これが国造軍動員に依拠した外征軍派遣の初見になる。ただ、この時には渡海には至らなかったため、倭国が実際に万人規模の軍隊を渡海させるのは7世紀後半の百済復興運動支援の時が最初である。663年白村江戦の敗戦に帰結するこの出兵では、筑紫国造と目される筑紫君薩夜麻とともに、筑紫三宅連得許という那津官家の管掌に携わる氏族、筑紫君の本拠地上妻郡の軍士大伴部博麻などが渡海したことが知られ(天智天皇10年11月癸卯条、天武天皇13年12月癸未条、持統天皇4年10月乙丑条)、国造による諸豪族引率のあり方が窺われる。上述の大海人皇子と宗像君の女性との婚姻時期は所生子高市皇子の誕生時期から考えて650年頃と推定されるが、この時点ではまだ東アジアの大変動は予測されておらず、半島派兵を想定した宗像君との関係強化の意図³⁹⁾、あるいは宗像君の派遣軍への参加の有無などは不明とせねばならない。しかしながら、589年には北朝から出た隋が南朝の陳を滅ぼして、後漢末・三国の混乱から約350

年ぶりに中国に統一王朝が出現するという大きな変動が起きる。隋(581～618年)、それに続く唐(618～907年)は東アジア前近代の国制の規範となる律令法を完成した強大な帝国で、やがて朝鮮三国の抗争にも介入してくるので、こうした国際情勢の変化に対応する上で、倭国なりの国家体制整備は不可欠の準備であったと言えよう。

なお、この点に関連して、本章の表題にも掲げたように、これ以前は倭王武の上表文などに記されている如くに朝鮮半島を「海北」と意識していたのが、以後は「西」という認識に変化することに注目したい⁴⁰⁾。「海

北」の表記は『日本書紀』の原史料の一つと目される「百濟本記」にも見え、「海北弥移居」(欽明天皇15年12月条)の語が知られ、宗像三神奉祀に関わるbの「海北道中」ともども、特定の「海」の北、北部九州から見た視点を反映するものと考えられる。これは加耶諸国が滅亡する6世紀中葉頃までの認識であり、「竹斯嶋上諸軍士」を主体とする対応に規定されていた段階を示している。中国・朝鮮諸国を「西」とする意識は607年の遣隋使の際に「聞海西菩薩天子重興佛法」、「我聞、海西有大隋礼儀之国」(『隋書』倭国伝)とあるのくらいが確実な初見となる。「西」の起点は畿内のヤマトであり、ここに

第1表 朝鮮三国との通交・略年表

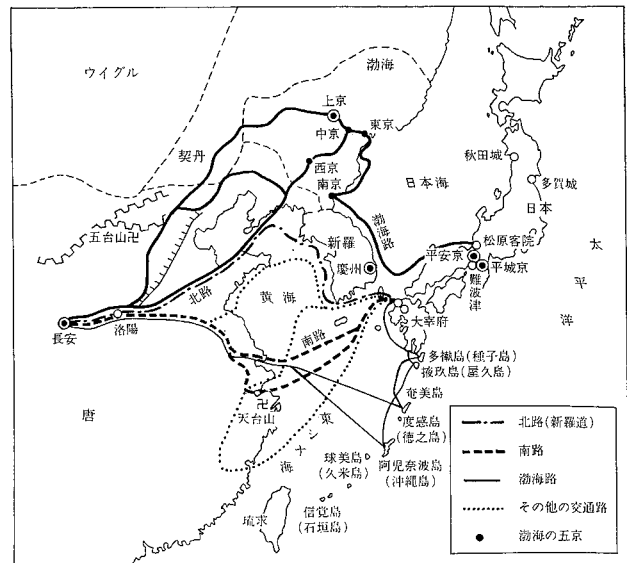
584年	百濟から帰朝した鹿深臣が弥勒石像1軀、佐伯連が仏像1軀を将来。
587年	百濟調使に対して、大臣蘇我馬子が善信尼らの渡航、戒法学習を依頼。
588年	百濟使が来朝し、仏舍利、僧、技術者を献上。善信尼らの百濟行きが実現。
595年	高麗僧慧慈来朝。百濟僧慧聡来朝。慧慈とともに「三宝之棟梁」となる。
597年	百濟王子阿佐が朝貢。吉士磐金を新羅に派遣。
598年	難波吉士磐金が帰朝し鵲2隻を献上。新羅が孔雀1隻を貢上。
599年	百濟が駱駝1匹・驢1匹・羊2頭・白雉1隻を貢上。
602年	百濟僧觀勒が来朝。暦本・天文地理・遁甲方術之書を献上。高句麗僧僧隆・雲聡が来朝。
605年	高句麗王が飛鳥寺丈六仏に黄金300両を献上。
608年	遣隋使小野妹子らが百濟を経由して帰朝。
610年	高句麗僧曇徴・法定が来朝。曇徴は彩色・紙墨・碾磑の製法を伝える。
612年	百濟より路子工(芝耆摩呂)が化来し、須弥山形・呉橋を作る。伎楽に通じた味摩之も来る。
615年	遣隋使犬上御田歙らが百濟の送使とともに帰朝。高句麗僧慧慈が帰国。
616年	新羅使が仏像を貢上。
621年	新羅使が朝貢し、上表文を捧呈。
622年	新羅使・「任那」使が来朝し、仏像・金塔・舍利・大灌頂幡・小幡を貢上。遣隋留学生らの帰朝を送る。
625年	高句麗僧恵灌が来朝。僧正に任ず。
630年	高麗使、百濟使が来朝。
632年	遣唐使犬上御田歙らが新羅の送使とともに帰朝。唐使高表仁も同行。遣隋留学僧靈雲・僧旻らも帰朝。
635年	百濟使が朝貢。
638年	百濟、新羅・「任那」が朝貢。
639年	遣隋留学僧恵穩・恵雲が新羅送使とともに帰朝。
640年	遣隋留学僧清安・学生高向漢人玄理らが新羅を経由して帰朝。百濟・新羅の送使が来朝し、朝貢。

は倭王権による中央集権的全国支配確立の画期が反映されており、6世紀後半に進展する全国的な国造軍動員体制の成立も与っていると思われる。

『日本書紀』ではまた、新羅も古くから「西蕃」と表記されているが、新羅との関係構築が大きな課題となるのも、やはり新羅が加耶諸国を併呑し、半島に領土を拡大していく6世紀後半以降であろう。沖ノ島祭祀第Ⅱ期の奉獻品には新羅製と思しき品々が存在しており、上述の5世紀後半以来の動向とともに、加耶諸国滅亡後の交流史にも留意したい。領土拡大を得た新羅は百済・高句麗との戦闘が課題になり、倭国にも遣使して、百済・高句麗側につかないように工作する必要があった。そこで創出されたのが「任那調」の貢上であり、新羅使とは別に新羅人を「任那」使に仕立て、「任那調」を齎すことで、倭国に「任那復興」の名目達成を供与するのである⁴¹⁾。百済は新羅への侵攻→旧加耶地域の奪回＝「任那復興」が国是であったが、必ずしも加耶諸国の滅亡を望んでいなかった倭国は、新羅との交渉→「任那」使の来朝と「任那調」の獲得＝「任那復興」という観念的対応を受容したので、両国の国際戦略は分断されることになった⁴²⁾。倭国は朝鮮三国の勢力均衡の下、三国から仏教関係を始めとする文物・人の到来を得て、飛鳥文化の開花に進んでいくのであるが、第1表の如き文化交流の足跡が沖ノ島祭祀の奉獻品や神祇祭祀方式の変化などにどのような影響を及ぼしたのかについては、今後の検討課題としたい。

5. 遣唐使の時代と祭祀

ここでは沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期に相当する遣唐使による交流の様相を検討する。遣唐使派遣の状況は第2表の通りであるが、次数についてはいくつかの見解があるので、次数呼称の齟齬を避けるために、私案7次を大宝度の如くに称し、12・13次は宝字度①・②、14・15次は宝亀度①・②と区別する。村上天皇皇子具平親王の『弘決外典鈔』巻1には「天平勝宝二年遣唐記」が引用されており、これは天平勝宝2年(750)任命で、実際には勝宝4年に渡海した勝宝度遣唐使が呈した入唐記録を指しているのが、遣唐使は任命時点を起算するものであったことがわかる。したがって養老の遣唐使



第5図 8、9世紀の東アジアと遣唐使の航路(佐藤信編『律令国家と天平文化』日本の時代史4、吉川弘文館、2002年、p.59)

と称されることが多い私案8次は霊亀度と称すべきものである。また遣唐使の時期区分に関しては、航路が北路から南路に転換する時期に着目して、大宝度以前を前期遣唐使、以後を後期遣唐使と二分するか、あるいは9世紀のものを別途区分して、前・中・後期の三区分とするかであるが⁴³⁾、いずれにしても大宝度は大きな画期で、ここでは二区分説をとっておきたい。

これらのうち、7世紀代の前期遣唐使の時期については、630年の通交開始当初から、唐・太宗の歳貢免除＝冊封を前提とした毎年の朝貢免除や来倭した唐使高表仁が「与王子(『新唐書』などは「王」)争礼、不宣朝命而還」という紛擾があり(『旧唐書』倭国伝)、隋代から既に冊封を受けない姿勢を示していた倭国とは認識の相違が存した。唐は641年までは北方・西方の経略に多忙で、倭国の反応は大きな問題ならなかったようであるが、642年百済では義慈王、高句麗では泉蓋蘇文による専制体制が成立し、新羅への侵攻が激化すると、新羅の救援要請を受けた唐が半島情勢に直接介入する展開になり、以後、660年百済滅亡、663年白村江戦と百済復興運動の壊滅、668年高句麗滅亡と推移し、さらに新羅が唐と戦争を始め、676年には新羅による半島統一＝統一新羅の成立に帰着、東アジアの国際地図は大きく塗り替えられる。

この間、倭国では645年に乙巳の変が起き、6世紀

58	33	24	18	7	19	16	15	4	6	5	1	23												
18	20	8 9 4 (寛平6)任命	菅原清真(大使) 紀長全雄(副使)	南路	4																			
17	19	8 8 8 (承和5)6月再々 8 8 7 (承和4)7月再 8 3 6 (承和3)7月	藤原常嗣(大使) 小野篁(副使)	南路	4																			
16	18	8 0 4 (延暦22)7月再 8 0 3 (延暦23)	藤原葛野麻呂(大使) 石川道益(副使)	南路	4																			
15	17	7 7 9 (宝龜10)	布勢清直(送唐客使)	南路	2																			
14	16	7 7 7 (宝龜8)6月	佐伯毛人(大使) 大伴益立(副使) 藤原藤取(副使) 小野石根(副使) 大神未足(副使)	南路	4																			
13	15	7 6 2 (天平享字6) 再續任命	中臣藤王(送唐客使) 高麗山(副使)		2																			
13	14	7 6 1 (天平享字5) 任命	仲左衛門(大使) 石上宅嗣(副使) 藤原田麻呂(副使)		4																			
12	13	7 5 9 (天平享字3)	高元度(送唐客使) 内蔵全成(副使)	渤海路	1																			
11	12	7 5 2 (天平勝宝4)	藤原清河(大使) 大伴古麻呂(副使) 吉備真備(副使)	南路	4																			
10	11	7 4 6 (天平18)任命	石上麻呂(大使)																					
9	10	7 3 3 (天平5)	多治比成(大使) 中臣名代(副使)	南路?	4																			
8	9	7 1 7 (養老元)	多治比成守(押使) 大伴山守(大使) 藤原馬養(副使)	南路?	4																			
7	8	7 0 2 (大宰2)6月	栗田真人(執副使) 高橋玄間(大使) 坂合部大分(副使) 巨勢島治(大使) 山上憶良(公卿)	南路																				
6	7	6 6 9 (天智天皇8)	河内麻呂	北路																				
6	7	6 6 7 (天智天皇6)	伊吉博德(送唐客使) 笠置石(送唐客使)	北路																				
5	5	6 6 5 (天智天皇4)	守太右衛門・坂合部石根・ 吉士岐部・吉士計間 (送唐客使)	北路																				
4	4	6 5 9 (天明天皇5) 8月	坂合部石布(大使) 津守吉祥(副使) 伊吉博德	北路	2																			
3	3	6 5 4 (白雉5)	高向玄理(押使) 河内麻呂(大使) 藤守意日(副使)	北路	2																			
2	2	6 5 3 (白雉4)	高田根麻呂(大使) 藤守小麻呂(副使)	北路?	1																			
1	1	6 3 0 (舒明天皇2)	水上細田麻呂 藤守意日	北路?																				
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
私纂	私纂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11												

「入唐年月」欄の印は正月に在京したことを示す。中経で確認できない箇所は空欄のまま。
「出発」「帰国」欄に入れた月は、中経で確認できる九州での発着日。欄外上部の数字は遣唐使開船年数を示す。

第2表 遣唐使の一覧(森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、2008年、pp. 4-6)

後半以来国政の中心にあった蘇我本宗家を討滅、大王家を中心とする権力掌握への転換が模索されるが、645年は唐・太宗の高句麗征討が始まる年で、倭国も東アジア情勢の変動に対応せねばならなかったことを示唆している。倭国はまた、653・654年と、約四半世紀ぶりに唐に連年の遣使を行う。但し、新羅側に立った唐の救援要請(『新唐書』日本伝)に倭国が対応した様子は看取できず、次の659年の遣唐使は、翌年の唐・新羅による百濟討滅の機密が漏洩するのを防止するため、長安に抑留されており、倭国は当時の唐を中心とする国際秩序構築の流れを十分に理解していたとは考え難い。その後、白村江戦での唐との戦争を経て、倭国は669年に唐の高句麗平定を祝賀する遣唐使を派遣しており(『新唐書』日本伝)、唐との関係修復、また当時風聞のあった倭国征伐(『日本書紀』持統天皇4年10月乙丑条、『三国史記』新羅本紀文武王11年条)を回避する意図があったのかもしれないが、半島では新羅と唐の戦争が始まり、倭国はその行方を観察し、旧百濟領駐

留の唐軍からの救援要請に応じず、新羅による半島統一の方向を黙認したようであるから、唐との関係修復は果たすことができなかったと思われる。

以上を要するに、前期遣唐使は7世紀の東アジアの動乱の中で唐との安定した関係を構築し得なかったのである⁴⁴⁾。670年の入唐後、倭国は約30年間唐に遣使せず、この間外務に煩わされることなく、律令国家建設に邁進することができたが、唐文化を安定的に移入する遣唐使事業の確立は、大宝度遣唐使による20年1貢の約束⁴⁵⁾や倭国から日本への国号変更承認などを経た後期遣唐使の段階を待たねばならなかった。この間の交流史としては、白村江戦後、668年以降には毎年のように新羅使が筑紫に到来し、倭国・日本側も時に遣新羅使を派遣するという形で、新羅を通じた国際情報や先進文物の入手が重要であった点にも留意しておきたい⁴⁶⁾。新羅は唐との戦争遂行もあって、倭国・日本に朝貢姿勢で通交しており、珍しい鳥獣類や金・銀、高級織物などを貢上した(『日本書紀』文武天皇8年10

第3表 宗像朝臣氏の動向

文武2年3月己巳条	詔、筑前国宗形、出雲国意宇二郡司、並聴連任三等已上親。
和銅2年5月庚申条	筑前国宗形郡大領外従五位下宗形朝臣等杼授外従五位上。
天平元年4月乙丑条	筑前国宗形郡大領外従七位上宗形朝臣鳥麻呂奏可供奉神斎之状、授外従五位下、賜物有数。
天平10年2月丁巳条	筑紫宗形神主外従五位下宗形朝臣鳥麻呂授外従五位上。出雲国造正六位上出雲臣広島外従五位下。
天平17年6月庚子条	筑前国宗形郡大領外従八位上宗形朝臣与呂志授外従五位下
神護景雲元年8月辛巳条	筑前国宗形郡大領外従六位下宗形朝臣深津授外従五位下。其妻無位竹生王従五位下。並以被僧寿応誘、造金埼船瀬也。
宝龜9年4月庚寅条 (以上、出典はいずれも『続日本紀』)	授筑前国宗形郡大領外従八位上宗形朝臣大徳外従五位下。
延暦19年12月4日官符 (『類聚三代格』卷7)	応停筑前国宗像郡大領兼帶宗像神主事。 右得大宰府解僞、当郡大領補任之日、例兼神主即叙五位。而今准去延暦十七年三月十六日勅、譜第之選永従停廢、擢用才能、具有条目。大領兼神主外従五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去。自爾以来頻闕供祭、歴試才能、未得其人。又案神祇官去延暦七〔十七カ〕年二月廿二日符僞、自今以後簡択彼氏之中潔清廉貞、堪祭事者、補任神主、限以六年相替者。然則神主之任既有其限、仮使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便。謹請官裁者。右大臣宣僞、奉 勅、郡司・神主職掌各別、莫令郡司兼帶神主。

月甲子条、同10年10月乙酉条、同14年5月辛未条、朱鳥元年4月戊子条、持統天皇2年2月辛卯条、同3年4月卯壬寅条、『続日本紀』文武天皇4年10月癸亥条、養老3年閏7月癸亥条、天平4年5月庚申条など。『日本書紀』神代上・神功紀は新羅を「財宝国」、「金銀之国」とするが、新羅を服属国・蕃国と位置づける対外観ともども、こうした観念は当該期の新羅との通交実態に由来するものと目される。そして、沖ノ島祭祀第三期の奉獻品との関係で言えば、唐三彩長頸壺や金銅製龍頭などは新羅産品(中継貿易による将来も含む)の可能性もあることが指摘されており⁴⁷⁾、当該期の交流史全体の流れからはそうした視点でさらに産地同定を試みることが課題となろう。

では、遣唐使の時代には交流史の中で沖ノ島祭祀はどのような位置づけにあったのであろうか。後期遣唐使による遣唐使事業が安定する8世紀以降、遣唐使をめぐる様々な史料が増加するが、沖ノ島祭祀を現地で担う宗像君(→朝臣)は筑前国宗像郡の譜第郡領氏族として存続し、8世紀代には郡の長官である大領と神主を兼帯して神斎に供奉していたことはわかるものの(第3表)、祭祀の様態や交流史との連関を教えてくれる材料は乏しい。以下、遣唐使を中心に遣外使節が挙行する祭祀のあり方を検討し、沖ノ島祭祀の位置づけを考える手がかりを探究することにした。

i-1 『続日本紀』養老元年2月壬申朔条

遣唐使祠神祇於盖山之南。

i-2 『万葉集』巻19—4240番歌(天平勝宝4年)

春日祭神之日藤原太后御作歌一首。即賜入唐大使藤原朝臣清河〈参議従四位下遣唐使〉。

大船に ま梶しじ貫き この我子を 唐国に遣る
斎へ神たち

i-3 『続日本紀』宝龜8年2月戊子条

遣唐使拜天神地祇於春日山下。去年風波不調、不得渡海。使人亦復頻以相替。至是副使小野朝臣石根重修祭祀也。

i-4 『続日本後紀』承和3年2月庚午朔条

廢務。為遣唐使祠天神地祇於北野也。

i-5 『続日本後紀』承和4年2月甲午朔条

遣唐使祠天神地祇於当国愛宕郡家門前。諸司為之廢

務。

i-6 『延喜式』巻3臨時祭

遣蕃国使時祭〈使還之日准此〉。五色薄縹各三疋四丈八尺、縹四疋、倭文二端、木綿十五斤、麻十五斤、布十六端、明衣料庸布六段、鰻・堅魚各十連、鮭廿隻、腊十籠、海藻二籠、鮓二斗四升二合、塩二升四合二勺、缶四口、瓶五口、坏二百口、櫛二俵、白米二斗、飯二石、酒一石〈副案・壺蓋・瓠飾等〉、葉薦廿枚。右、擬發使者、惣祭天神地祇於郊野。祭庭当国司掃脩其地。又所司葺苫并設座。所須雜物、神祇官申官請。其酒肴等、所司各儲会集祭所。神祇官率神部等〈並著明衣〉行祭事。大使自陳祝詞、神部奠幣。訖大使已下各供私幣〈神部執奠神座〉。

j-1 『延喜式』巻3臨時祭

開遣唐使船居祭〈住吉社〉。幣料絹四丈、五色薄縹各四尺、糸四絢、綿四屯、木綿八兩、麻一斤四兩。右、神祇官差使、向社祭之。

j-2 『続日本紀』慶雲元年7月甲辰条(参考)

奉幣帛于住吉社。

j-3 『日本後紀』大同元年四月丁巳条(参考)

撰津国住吉郡住吉大神奉授従一位。以遣唐使祈也。

j-4 『続日本後紀』承和6年8月己巳条(参考)

(上略：承和度遣唐使の帰朝)是日、令十五大寺読經祈願、以船到着為修法之終。遣神祇少副従五位下大中臣朝臣磯守・少祐正七位上大中臣朝臣稗守、奉幣帛於撰津国住吉神・越前国氣比神。並祈船舶帰着。

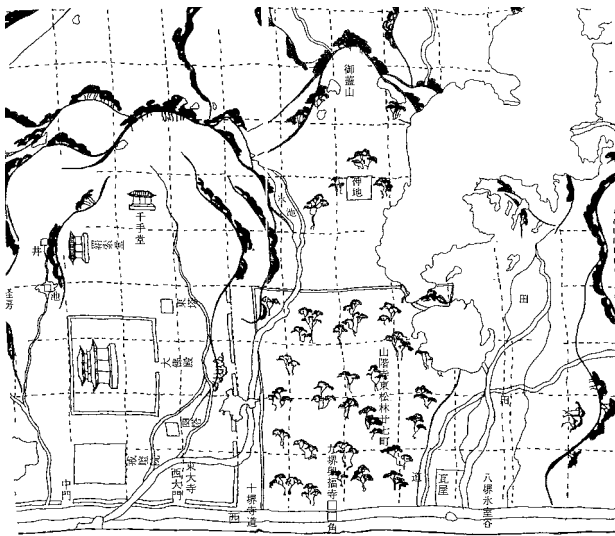
j-5 『日本三代実録』貞観3年2月7日条…真如の入唐求法

遣唐使者向撰津国住吉神社奉神宝。

k 『住吉大社神代記』

筑前国那珂郡住吉荒魂社〈三前〉。右社者、擊熊襲二国・新羅国時、遣唐使将御社祭、大宰府例供也。并能護嶋為御厨所領、従長門国西方九国内別小嶋皆所領御厨已了。

後期遣唐使は「四つの船」と謳われるように(『万葉集』巻19—4264・65番歌など)、船4隻、1隻に120～150人の乗員で、計500～600人が渡海した。乗組員の構成を『延喜式』巻30大蔵省の「入蕃諸使」の規定によって区分して示すと、①官人(大使、副使、判官、録事、



第6図 春日の「神地」(金田章裕他編『日本古代荘園図』
東京大学出版会、1996年、pp. 558-559)

史生)、雑任(雑使、僱人)、通訳(訳語、新羅奄美等訳語)、②船員(知乗船事、船師、舵師、挾杓、水手長、水手)、③技手(主神、卜部、医師、陰陽師、画師、射手、音声長、音声生、船匠)、技術研修者(玉生、鍛生、鑄生、細工生)、④留学者(留学生、学問僧、僱徒、還学僧、請益生)となる(括弧内が式文の用語)。これらの中では祭祀関係者として主神が含まれていることが注目される。主神にはj-1の住吉社での遣唐使船進水式とも関係する津守氏(摂津国住吉郡の譜第郡領氏族でもある)の人々が登用されたようであり、『津守家譜』、『住吉大社神代記』などでは遣唐(使)神主とも称され、霊亀度の津守宿禰池吉、天平度の客人、宝亀度の国麻呂などが知られており、池吉の二男男足は渤海使の神主として奉仕することもあったようである。住吉社は海神である住吉三神、神功皇后の「三韓征討」を先導・随行したという表筒男・中筒男・底筒男神を奉祀したもので、『住吉大社神代記』には「住吉大神船辺坐奉弓、辛国仁渡坐弓方定進退鎮給弓」(船木等本記)とあるので、5世紀以来倭王権の外港であった住吉津を管理する豪族の職務との関係で、正しく船の守り神、航海神として渡海する意味があったのであろう⁴⁸⁾。

さて、iの諸例によると、遣唐使官人は都城近郊で天神・地祇を奉斎した上で出発した。『古今和歌集』巻9 羈旅歌第406番「唐土にて月を見てよみける安倍仲麿」は「あまの原 ふりさけみれば 春日なる みかさ

の山に いでし月かも」という著名な歌で、『百人一首』にもとられている。霊亀度の留学生として渡海し、唐に留まって玄宗に仕えてついに帰朝しなかった阿倍仲麻呂にとって、i-1の際の映像が故国の記憶としていかに鮮明であったかが察せられる。ちなみに、8世紀中葉の「東大寺山堺四至図」によると、御蓋山の麓の春日の地は「神地」と記されており、社殿はなく、露天で祭祀を挙行したのではないと思われる。i-6の幣料には土器も見え⁴⁹⁾、沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の奉献品には土器が登場するのが特色とされている点と通有しており、律令祭祀の形態を知る上で参考になる。

都城を出発した遣唐使は住吉津での進水式を終えた船が廻送されている難波津から進発することになる。天平8年遣新羅使の航路(『万葉集』巻15—3578~3722)によると、三津埼(難波)－敏馬－野島埼(淡路島)－藤江浦(明石浦)－印南野－家島－玉浦－神島－長井浦(備後国御調郡)－風速浦－長門島(安芸国)－麻里布浦(周防国玖珂郡)－大島鳴門－熊毛浦－《佐婆海中で漂流し、豊前国下毛郡分間浦に到着》－筑紫館－韓亭(筑前国志麻郡)－引津亭－肥前国松浦郡粕島－壱岐島－対馬島浅茅浦－竹敷浦というルートで新羅に渡海しており、北路(新羅道)をとった前期遣唐使も同様の経路であったと思われる。南路(太洋路)をとる後期遣唐使の場合は、上述の肥前国松浦郡値嘉島美祢良久埼から一気に東シナ海を横断することになる。天平8年遣新羅使は周防から漂流して豊前を経由するルートをとっているが、通常は長門国豊浦郡から門司関を越えて北部九州に入るルートとなるのであり、宗像神辺津宮が鎮座する宗像神社付近の鐘崎から志賀浦を経て、筑紫鴻臚館に到着したのであろう。

そこで、kによると、筑前国那珂郡、即ち博多津に奉斎されていた住吉神社(『延喜式』神名帳にも掲載)で奉祀を行うといい、その幣物は大宰府が準備することになっていたようである。上述のように、住吉神は航海神として大きな役割を果たしており、渡海の安全を祈願することが求められた。また7世紀末から新羅が唐との関係を修復していくと、新羅は日本に対する朝貢姿勢から対等の関係による通交を企図し、亢礼姿勢に転じるが、日本はあくまで朝貢国として貢調維持を要求したので、8世紀前半～中葉には外交形式をめぐ

るいくつかの紛擾が起きている。中でも737年には新羅の無礼問責が官人に諮問されており、『続日本紀』天平9年4月乙巳朔条には「遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉・八幡二社及香椎宮、奉幣以告新羅无礼之状」という事態になったが、その後の疫病流行(その根源も新羅に求められている)によりこの時は沙汰止みで収束した。ここに筑紫の住吉社が登場するのは、神功皇后を奉斎する宇佐八幡宮・香椎宮(香椎廟とも称される)ともども、「三韓征討」伝承との関係を反映しており、住吉神の位置づけを窺わせるものと言える。

では、宗像神への奉祀は如何であろうか。「想像をたくましくしますと、大陸へ向かう外交使節や遠征軍の船はこの島の沖合に停泊して、将軍とか大使とかの代表者と神職を含むわずかの人が小舟を下して島に上陸する。そして巨岩の一つを磐座として祭壇を築き、そこに真夜中に宗像の女神を降臨させて秘密の祭儀を営んだのではないか。その間は親船で待つ人々もお籠りのようにして眠らずに待っていたのではないだろうか。こんな光景を想像しているのですが、どんなものでしょうか」という見解も示されているが⁵⁰⁾、どうであろうか。『万葉集』巻4-567番歌「周防なる 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒しその道」、巻7-1232番歌「大きな海は 波は恐し 然れども 神を祈りて 船出せばいかに」などによると、確かに交通路上の神を奉祀しながら、無事の通過を祈ることはあり、瀬戸内海交通においてもその名の如くに島神として崇拝された神島(岡山県笠岡市の神島か。潮流の速い海の難所に所在)、沖ノ島祭祀第Ⅳ期の奉獻品と同様の品々が検出された大飛島(岡山県笠岡市。塩飽諸島の一つで、瀬戸内海のほぼ中央に位置)の遺跡などで祭祀が挙行されたことが知られる⁵¹⁾。但し、「はじめに」でも触れたように、沖ノ島は北部九州沿岸部に所在する辺津宮から海上60kmの距離にあり、いくら外洋航海が可能とはいえ、渡海前に漂没することもある遣唐使船が主要ルートが大きく変更して、沖ノ島付近に赴くことが可能か否か、i-6では確かに大使が奉斎の中心になっているものの、沖ノ島祭祀も同様に考えてよいかどうか、そもそも宗像奉祀に関わる記事が殆どないことをどのように理解すべきか等々、疑問が残るところもある。

- 1-1 『続日本紀』文武天皇2年正月戊寅条
供新羅貢物于諸社。
- 1-2 『続日本紀』文武天皇2年正月庚辰条
遣直広参土師宿禰馬手献新羅貢物于大内山陵。
- 1-3 『続日本紀』慶雲元年11月庚寅条
遣従五位上忌部宿禰子首、供幣帛、鳳凰鏡、窠子錦于伊勢大神宮。
- 1-4 『続日本紀』慶雲3年閏正月戊午条
奉新羅調於伊勢太神宮及七道諸社。
- 1-5 『続日本紀』天平2年9月丙子条
遣使以渤海郡信物、令献山陵六所、并祭故太政大臣藤原朝臣墓。
- 1-6 『続日本紀』天平2年10月庚戌条
遣使奉渤海信物於諸国名神社。
- 1-7 『続日本紀』天平勝宝4年閏3月乙亥条
遣使於大内・山科・恵我・直山等陵、以告新羅王子来朝之状。
- 1-8 『続日本紀』天平勝宝6年3月丙午条
遣使奉唐国信物於山科陵。
- 1-9 『日本後紀』延暦24年7月甲午条
献唐国物于山科・後田原・崇道天皇三陵。
- 1-10 『日本紀略』大同2年正月辛丑条
遣使奉大唐綵幣於香椎宮。
- 1-11 『日本紀略』大同2年正月丙午条
献唐国信物於諸山陵。
- 1-12 『日本紀略』大同2年8月癸亥条
遣使奉神宝并唐国信物於伊勢大神宮。
- 1-13 『続日本後紀』承和6年10月辛酉条
奉唐物於伊勢大神宮。
- 1-14 『続日本後紀』承和6年12月辛酉条
天皇御建礼門、分遣使者、奉唐物於後田原・八嶋・楊梅・柏原等山陵。
- 1-15 『続日本後紀』承和6年12月庚午条
天皇御建礼門、奉唐物於長岡山陵。為漏先日之頒幣也。
- m 『続日本紀』天平12年11月戊子条(参考)
(上略)広嗣之船従知駕島発得東風往四ヶ日、行見島。船上人云、是耽羅島也。于時東風猶扇、船留海中不肯進行、漂蕩已經一日一夜。而西風卒起、更吹還船。

於是、広嗣自捧駅鈴一口云、我是大忠臣也。神靈弃我哉。乞頼神力。風波暫靜、以鈴投海。然猶風波弥甚。遂着等保知駕島色都島矣。(下略)

n-1 『扶桑略記』延暦22年閏10月23日条

最澄和上、於大宰府竈門山寺、為渡海四船平達、敬造檀葉師仏四軀、高六尺余。其名号无勝浄土善名称吉祥王如来。

n-2 『続日本後紀』承和4年12月庚子条

大宰府言、管豊前国田河郡香春岑神、辛国息長大姫大日命・忍骨命・豊比咩命、惣是三社。元来是石山、而上木惣無。至延暦年中、遣唐請益僧最澄躬到此山祈云、願縁神力、平得渡海。即於山下、為神造寺読経。尔来草木蓊鬱、神驗如在。每有水旱疾疫之災、郡司百姓就之祈祷、必蒙感應、年登人寿、異於他郡。望預官社、以表崇祠。許之。

o-1 『続日本後紀』承和3年2月丙子条

遣唐使奉幣帛賀茂大神社。

o-2 『続日本後紀』承和3年4月甲午条→5月丁未条

頒奉幣帛五畿内七道名神。為有遣唐使事也。

o-3 『続日本後紀』承和3年5月庚申条

為遣唐使奉山階・田原・柏原・神功皇后等陵幣帛曰、(下略)

o-4 『続日本後紀』承和5年3月甲申条

勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海。夫冥靈之道、至信乃応、神明之徳、修善必祐。宜令大宰府監已上、毎国一人率国司・講師、不論当国・他国、折年廿五以上精進持經心行無変者、度之九人。香襲宮二人、大臣一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人、於国分寺及神宮寺安置供養、使等往還之間、専心行道、令得穩平云々。

o-5 『続日本後紀』承和5年4月壬辰条→5月乙未条

漂廻により大般若経転読を追加
勅、自遣唐使進発之日、至帰朝之日、令五畿内七道諸国、読海龍王経。

o-6 『続日本後紀』承和7年4月丙申条

奉授肥後国従四位下勲五等健甕龍神従四位上、余如故。筑前国従五位下竈門神、筑後国従五位下高良玉垂神並従五位上。又勲八等宗像神従五位下、余如故。

o-7 『類聚国史』卷187延暦13年3月戊寅条(参考)

遣少僧都伝灯大法師位等定等於豊前国八幡・筑前国

宗形・肥後国阿蘇三神社読経、為三神度七人。

iの諸例では遣唐使が都城近郊で天神・地祇を奉斎し、遣使の使命完遂・無事の往来を祈願するのであろうが、8世紀の史料には各神社などに事前に幣物を奉るという行為は窺えない。むしろj-2・3のように、住吉社でも遣唐使の帰朝後に奉幣や神階授与が行われていることが注目される。lの諸例は遣唐使の帰朝後に唐物を、あるいは新羅使や遣渤海使が将来した品々を伊勢神宮や諸山陵に奉献する行為で、こうした帰朝後の献納・奉祀が確認される場所である。但し、8世紀の事例ではl-4・6の新羅・渤海関係では七道諸社への奉献が見られるが、遣唐使に関しては9世紀の事例を含めてもl-3・12・13の如くに、いずれも伊勢神宮への奉献で⁵²⁾、沖ノ島祭祀との関係は看取できないという問題が存する。上述のように、cでは胸形大神が遣外使節の帰朝時に将来した人の帰属を求めており、a・bに描かれた伊勢神宮の奉祀神である天照大御神との関係や「汝三神宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也」(『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段第一の一書)などから考えて、宗像三神にも宗像神社を奉斎する宗像氏を介して持衰の報賞、沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の奉献品に相当する奉祀があったと見ることはできないであろうか。

ちなみに、m、n-1・2のように、渡海前に個人的に祈願することも考えられ、特に遣唐使水手は北部九州出身者が多かったと目されることにも留意したい。具体的に出身地がわかるのは、勝宝度の第4船舵師川部酒麻呂で、彼は肥前国松浦郡の人といい、船に失火があった時に手が焼け爛れても舵を離さなかったとして称揚されているので、記録に残っている(『続日本紀』宝亀6年4月壬申条)。その他、藤原仲麻呂の新羅征討計画の際にも、山陽・南海・西海道はそれぞれの地域が船・水手を準備するとして、東国から徴用予定の人々については肥前・対馬から水手が充当されることになっており(天平宝字5年11月丁酉条)、この海域に通曉した北部九州の人々が水手の中核を占めたものと推定されよう。とすると、上述の宗形部津麻呂の如くに、宗像氏配下の人々も多く渡海したことが想像され、彼らが日常的に崇拝する海上神を奉祀することも考慮

しておきたいが、国家的奉祀である沖ノ島祭祀とはやはり区別して位置づけるべきであろう。

9世紀になると、史料にも宗像神社奉祀の記事が現れるが、これは一つにはj-4、oの承和度遣唐使の特例とも言える。今次は実質上最後の遣唐使となったものであるが、渡海以前に2度漂蕩し、漸く3度目の進発で入唐を遂げたものの、遣唐使官人の統率力の問題、唐の衰退と入唐留学・求法の意味合いの変化など、遣唐使事業をめぐる阻害要因が浮き彫りにされた側面も大きかった⁵³⁾。遣唐使船が漂蕩して渡海できなくなるのは延暦度から起きており、その時は2度目の進発で何とか入唐を遂げている。延暦度については『日本後紀』の欠損があり、1度目の失敗から2度目に出発するあたりの記事が不詳になっているので、あるいはこの時から承和度のような方策が講じられていたのかもしれないが、不明とせねばならない。とはいうものの、

o-1～3は1度目の進発に伴う措置であり、8世紀には見えなかった事前の諸社への奉幣、o-2には「五畿内七道名神」に広く幣帛が捧げられていることが知られ、やはり延暦度の経験をふまえた新たな方式(可能性としては延暦度の2度目の進発時にとられた方策に依拠したものか)での挙行であったと推定されてくる。

o-2の「七道名神」には『延喜式』神名帳に「宗像神社三座〈並名神大〉」とある宗像三神も含まれていたと思われるが、o-4によると、2度目の進発時には九州中・北部の諸社で神前読経を行い、往来の無事を祈ることにしており、そこに宗像神社が登場することが注目される。神前読経はn-2の延暦度の最澄の事績に依拠したものと見なされ、これもまた延暦度に淵源する措置であった。o-4のうち、香襲(椎)宮、大臣(=武内宿祢)、八幡大菩薩(宇佐)は神功皇后伝承と関係するもの、阿蘇神社は由来不明であるが、後述の新羅海賊をめぐる

第4表 筑前国と平安京の宗像神の動向

承和7年4月21日	筑前国勲八等宗像神→従五位下
嘉祥3年10月7日	筑前国宗像神→従五位上
仁寿3年2月3日	筑前国宗像神→正五位下
天安元年10月2日	筑前国正四位下勲八等宗像神→正三位
貞観元年正月27日	筑前国正三位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→従二位
貞観元年2月30日	太政大臣東京一条第従二位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→正二位、筑前の宗像三神も従二位勲八等→正二位
貞観6年10月11日	坐太政大臣東京第正二位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→従一位
貞観7年3月21日	太政大臣東京第無位天石戸神→従三位〈参考〉
貞観7年4月17日	太政大臣東京第社に使者を派遣して奉幣・告文
貞観12年11月17日	葛野鑄銭所に近きにより、宗像神に新鑄銭奉献
元慶元年4月13日	故太政大臣東一条隅神に告文(大極殿の造作始)
寛平元年12月25日	筑前国正二位市杵島姫神・湍津姫神・田心姫神→従一位
寛平6年10月8日	筑前国従一位勲八等田心姫神・市杵島姫神・湍津姫神→勲七等
天慶4年藤原純友の乱平定後	筑前国宗像宮→正一位勲一等、菩薩号の賜与
天元2年2月14日	筑前国宗像宮の大宮司を官符により補任

奉斎にも登場し、怪異を予告しているので、この頃からこうした局面に神威を発揮する存在として重視されてくるのであろう(6-7でも並記)。そして、沖ノ島祭祀の伝統を有する宗像神社である。但し、上述のように、8世紀代には遣唐使帰朝時に特別に奉献に与っていたとすると、このような形で他社と並立されるのは、地位の平準化とも言える。神功皇后関係の諸社は8世紀には対新羅の局面では登場するものの、遣唐使関連には見られず、1-10、ちょうど延暦度遣唐使の頃から遣唐使関係を含めて、対外関係全般で奉祀されるようになって⁵⁴⁾。一方、後述のように、宗像神も新羅海賊への対処の場面に登場しており、その役割を拡大していく側面も見られるのである。

ちなみに、8世紀の宗像朝臣氏は平城京跡出土の長屋王家木簡に宗像郡大領から送られた荷札が存するように(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』21-24・25-29、23-14、27-21)、大海人皇子(天武天皇)と尼子娘所生の高市皇子―長屋王と続く北宮王家との関係を維持し、宗像郡の大領と宗像神社の神主を兼帯、女王を妻に迎える事例もあり(第3表)、また鐘崎には高市皇子が大和国城上郡に勧請した宗像神社の修理工料を出す氏賤が置かれていたという(『類聚三代格』巻1寛平5年12月29日官符)。ところが、8世紀末には郡領と神主の兼帯が禁止され、政祭両面で強力な統治を行ってきた宗像氏には危機が訪れる。北宮王家の後裔たる高階真氏は中下級官人クラスであり、強力な後ろ盾にはならないので、宗像氏は藤原北家に接近したらしく、北家台頭の始まりとなる冬嗣の邸宅(平安京内の東京一条第)に宗像神を勧請し、以後、この邸宅の内神として位置づけを高め、北家歴代の崇信を得ることができた⁵⁵⁾。今、筑前国の宗像神社の動向と合せて、神階授与の様子などを整理すると、第4表の如くである。このような宗像氏の政治的選択もまた、沖ノ島祭祀が国家に果たす役割の変化を齎したのかもしれない。

以上を要するに、遣唐使出発の段階で事前に宗像神への奉祀を行うのは本来の形ではなく、8世紀には帰朝後に奉献品を貢納する持衰的報賞が沖ノ島祭祀のあり方ではなかったかと考える次第である。なお、6-6の段階で宗像神は初めて神階を授与されたのであり、

それ以前はどんなに国家鎮護に功績があっても、天照大御神につながる神格として、神階による序列化・平準化には組み込まれていなかった(但し、勲位は得ていた)と解される⁵⁶⁾。こうした宗像神の位置づけ、遣外使節に伴う奉祀のあり方の変化は沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の区分とは必ずしも合致しておらず、何よりもまた、8世紀以降の文献史料には具体的な奉斎の様相が不明で、状況証拠からの推測に依存しなければならないという不確定なところがあり、これらはなお遣唐使の時代の祭祀を解明する上で課題として残る点である。

6. 新羅海賊への対処

後期遣唐使は15～20年に1度の派遣、延暦度と承和度に至っては30年以上の間隔が空いており、遣唐使による交流は唐文化の直接移入などではインパクトが大きい、通交の頻度、沖ノ島祭祀との回数的整合性という点ではどれ程の相関関係があるのは不明の部分も多い。8世紀以降も朝鮮半島諸国との交流は活発で、上述のように、日羅関係は徐々に悪化し、国家間の公的通交は8世紀末で途絶していくが、8世紀代には新羅使の来日21回、日本側の遣新羅使も16回あり、渤海とはその滅亡の927年まで通交が続き、渤海使は35回(東丹国使を含む)到来、遣渤海使は13回渡航している⁵⁷⁾。渤海は大宰府への来着を指示されるものの(『続日本紀』宝龜4年6月戊辰条)、地理的關係や航海技術上からも北陸道や出羽国への到来が続くので、沖ノ島が所在する北部九州に来着するのは専ら新羅からの人々ということになる。

8世紀中葉頃から日本と新羅の外交関係にはしばしば紛擾が起きているが、唐との関係安定や国内の手工業発展を遂げた新羅は経済的關係、交易を目的に来日するという要素が強まり、中国産品(唐物)、南海産品の中継貿易も展開し、8世紀後半には国家間の通交によらない新羅人の北部九州への来航も窺われる⁵⁸⁾。こうした日羅関係の変化の時期は沖ノ島祭祀第Ⅲ期と第Ⅳ期の区分に符合するようにも思われるが、律令的祭祀としての奉献品の大きな変化などは不明であり、この点も後考に俟ちたい。9世紀に入ると、新羅は下代の時期で、政治混乱が顕著になるが、北部九州への新

羅人の来航例は増加、交易のための僑住者の存在、また唐—新羅—日本の制海権を掌握した張宝高の出現とその没落もあり、日本側では外交政策の構築が課題になっていく⁵⁹⁾。

そして、9世紀後半には新羅の国情不安、滅亡への道程が益々明確になるとともに、日本にも新羅海賊が跳梁する状況が起こり⁶⁰⁾、海賊防止・平定祈願との関係で宗像奉祀の史料が所見することになる。

p 『日本三代実録』貞観12年2月15日条

勅遣従五位下行主殿権助大中臣朝臣国雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎廟・宗像大神・甘南備神。告文曰、(中略)又曰、天皇我詔旨止掛畏岐宗像大神乃広前尔申賜倍止申、(中略)亦我皇太神波、掛毛畏岐大帯日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時尔、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、(中略)上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏皇太神、国内乃諸神太知遠唱導岐賜比天、未発向之前尔沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天、兵船必来倍久在波、境内尔入賜波須之天、逐還漂没米賜比天、我朝乃神国止憚良礼来礼留故実乎澆多之失賜布奈。(下略)

q 『日本三代実録』元慶2年12月24日条

遣兵部少輔従五位下兼行伊勢権介平朝臣季長、向大宰府、奉幣檀日・八幡及姫神・住吉・宗形等大神。其檀日・八幡・姫神、別奉綾羅御衣各一襲・金銀装宝釵各一。以彼府奏有託宣云新羅凶賊欲窺我隙、并肥後国有大鳥集、河水変赤等之恠也。

r 『日本三代実録』貞観18年正月25日条(参考)

先是、貞観十六年大宰府言、香椎廟宮毎年春秋祭日、志賀嶋白水郎男十人・女十人奏風俗楽。所着衣裳、去宝龜十一年大武正四位上佐伯宿祢今毛人所造也。年代久遠、不中服用。請以府庫物造充之。至是、太政官処分、依請焉。

s 『日本三代実録』貞観18年3月9日条(参考)

(上略)其二事、請合肥前国松浦郡庇羅・値嘉両郷更建二郡号上近・下近置値嘉嶋曰、(中略)加之地居海中境隣異俗、大唐・新羅人来者、本朝入唐使等、莫不經歷此嶋。府頭人民申云、去貞観十一年、新羅人掠奪貢船絹綿等日、其賊同経件嶋来。以此觀之、此地是当国枢轄之地。宜折令長以慎防禦。又去年或人

民等申云、唐人等必先到件嶋、多採香藥、以加貨物、不令此間人民觀其物□。又其海濱多奇石、或鍛練得銀、或琢磨似玉。唐人等好取其石、不曉土人。以此言之、不委以其人之弊、大都皆如此者也。(下略)

p は前年に博多津で勃発した新羅海賊による豊前国年貢絹綿掠奪事件(『日本三代実録』貞観11年6月15日条)に伴う諸方策の一環であり、選士・統領の増強や沿海諸国への弩師の配備などの防衛体制整備とともに、諸社への奉幣が行われている。既に12月14日に伊勢大神宮、29日には石清水八幡宮に対する奉幣と事件の経緯報告・今後の国家鎮護祈願の告文捧呈がなされており、年を越えて九州中・北部の関係諸社にも同様の措置を講じたものである。ここではまず宗像神が神功皇后の「三韓征討」に助力していたという、記紀には全く記されていない新しい言説が語られていることが注目される。上述の遣唐使関係への神功皇后系の神々の介在に交差するが如くに、宗像神も対新羅の文脈で奉斎され、その神威が期待される存在になっている。宗像神はまた「皇太神」と位置づけられており、天照大御神の神格を体现する存在として、a・bの神話が興起され、「神国」日本を象徴するものと述べられている⁶¹⁾。

p のうち、甘南備神は不詳で、こちらには従五位下の位記が授けられただけであった。他の3神に対しては、宗像神への告文に記されているように、国内の神々を引率して新羅海賊の発向を未然に抑止すること、既に発向した場合は日本領海に入ったところで漂没させてしまうという神力が希求される場所である。sによると、今回の新羅海賊は値嘉島方面から来襲したようであるが、上述のように、宗像神の神威は有明海方面にも及んでいたから、神功皇后系の神々とともに「皇太神」として北部九州一帯を鎮護する役割が期待されたのであろう。qの元慶2年は特に新羅海賊が襲来した訳ではないが、檀日宮が新羅虜船の発向を託宣しており(12月11日条)、qに記されたような怪異が起きているので、未然の抑止を祈念した措置と考えられる。その他、仁和元年には新羅国使と称する人々が肥後国天草郡に漂着するという出来事があり(6月20日条)、「新羅国人、包蔵禍心、覬覦家國。雖寄事於風波、然猶疑其毒螫」と警戒が示され、北陸道諸国や長門・大

宰府などに警固が命じられている(8月1日条)。以後は国史がなくなり、史料に欠落もあるが、第4表の寛平6年の勲位昇叙は同年の大々的な新羅海賊の侵寇(『扶桑略記』9月5日条など)とその鎮定に対する報賞で、宗像神が神力を発揮したと評価されたと解される(『日本紀略』4月10日条「大宰府飛駟使来申、仰遣奉幣管内諸神」も参照)。

t 『類聚符宣抄』第1 天元2年2月14日官符

応補任坐筑前国宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事。右、得神祇官貞元三年八月五日解僭、彼宮司并氏人等去天延二年二月五日解状僭、此宮從世初之時、已為日本之固。其奇異縁起不可勝計。謹檢旧例、去天慶年中以往不置件宮司、只以神主職為雜々執行之長。其時年慶度々祭、只臨山海為先漁獵。而藤原純友凶乱和平之後、登坐正一位勲一等之階。爰源清平朝臣為彼時大式之間、可言上公家奉授菩薩位之由、託宣頻了。仍且注託宣旨言上解文、且為使少式藤原朝臣惟遠、奉授菩薩位矣。自尔以来、長停獵山海之祠祀、修法施登覺之善根。年首歲末并薫香花、或五日或三夜、嘯僧侶唱法味、移彼田獵之料、充此功德之施。于時大式清平朝臣、可置宮司職令執印勤行之由、初以定行之日、以神主令兼行。其後繼踵任來之間、未有必蒙官符、只就府国遙以競望。仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、枉為贖勞。因之神宮雜務莫不陵遲。是則不蒙官符補任件職之所致也。重檢傍例、坐筑後国高良大神宮司、代々国司以郎等一人補任檢校職、令執印行事。每至遷替之日、不并勤惰、弃以京上。仍去安和二年八月五月初蒙官符、補任大神宮司以降、神威弥嚴、修治無怠。加以当国住吉・香椎・筑紫・竈門・宮崎等宮、皆以大宮司為其所之貫首。而当宮以一人兼任、無分置其職。校於是等之例、事寄似輕。方今件氏能已為擬任職、能知先祖之風、才幹相備、尤足推拳。仍言上如件。(下略)

ちなみに、rによると、宗像氏が統括する海域内にいた志賀白水郎が神功皇后系の香椎宮奉斎に参加していた様子が知られる⁶²⁾。宗像神に関しても、tに「年慶度々祭、只臨山海為先漁獵」とあるので、海民、ある

いは陸地部の狩猟に従事する人々を含めた奉祀が行われていたと考えられる。当該期は沖ノ島祭祀第Ⅳ期の終末に近い時代で、上述のように、国家的奉祀と水手・海民などによる日常的・在地的祭祀がどのように関連・調整されていたのか、またtには菩薩号という仏教的要素の付加も窺われ、こうした性格の変容をふまえた祭祀の変化の有無などは、さらに考究すべき課題となる。tは10世紀中葉に大神宮司設置と官符による任用が認められた経緯を示すものであるが、「此宮從世初之時、已為日本之固」という宗像神の基本的性格が強調され、藤原純友の乱平定によると思しき正一位勲一等への昇叙が記されており⁶³⁾、沖ノ島祭祀そのものは終末を迎えても、辺津宮での奉斎、宗像三神に対する位置づけ・尊崇は変わらず、これが神の島としての沖ノ島の保持を支える基盤として存続したと解される。

7. むすび

本稿では沖ノ島祭祀が交流史の中に有した位置づけを探るべく、4つの時期区分をふまえる形で、東アジア海域諸国との交流の始まり、5世紀の多元的通航、6世紀の中央集権体制への胎動と倭王権による外交の一元化、7世紀の東アジアの動乱、8世紀以降の後期遣唐使の様相と新羅の動向をめぐる問題などを検討した。考古学的知見に基づく沖ノ島祭祀の時期区分と対外関係から見た倭国・日本の交流史上の画期とは必ずしも合致しておらず、何よりも文献史料からは外交儀礼・過程の中で具体的にどのような奉祀がなされたのかが判明しないという課題はなお残されたままにせざるを得ない。

9世紀末～10世紀初には遣唐使事業のような国家的通航が終了し、唐・新羅・渤海の相次ぐ滅亡による国際情勢の変動があり、沖ノ島祭祀の終末はそれらと符合しているように思われる。しかしながら、9世紀後半以降、sにも記されているような唐・宋商人の来航が頻繁になり、通航回数や同時代的文物の移入という点ではむしろ当該期以後の方が活発な交流が展開していくと言えよう。宗像神社を奉斎する宗像氏も大宰府の府官として活躍し、博多を中心とする交易への従事、また宋人と婚姻関係を結ぶ事例もあり、交流史の中で

重要な位置を占めている⁶⁴⁾。したがって国家的奉獻が終了した段階以降にこそ、遣唐使の時代よりもはるかに頻繁で長期に亘る交流史が展開するのであり、その中での沖ノ島の果たした宗教上の役割如何、また玄界灘海域に暮らす人々にとっての意味合いもさらに考究すべき論点となろう。

いずれも根本的問題として取り組むべきものであるが、9世紀末頃までの交流史と沖ノ島祭祀の様態について知見を整理した蕪雑な稿はここで擱筆することにしたい。

註

- 1) 但し、『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段、『古事記』上巻・天安河之宇氣比段に描かれた三女神の順序には諸説があり、鎮座地の比定も一定していない。ここに示したのは現在の比定である。
- 2) 宗像神社復興期成会編『沖ノ島』(吉川弘文館、1958年)・同編『続沖ノ島』(吉川弘文館、1961年)、第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』(本文・図版・史料、宗像大社復興期成会、1979年)、小田富士雄編『古代を考える沖ノ島と古代祭祀』(吉川弘文館、1988年、以下、小田編著と略記)、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議(福岡県・宗像市・福津市)編『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ』(2011年、以下、研究報告Ⅰと略記)などを参照。
- 3) 井上光貞『古代沖の島の祭祀』(『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、1984年)、佐田茂『沖ノ島祭祀の変遷(一)祭祀遺跡の形態』、弓場紀知「同(二)祭祀遺物の内容」(小田編著)、『研究報告Ⅰ』の共同研究:「祭祀遺跡、沖ノ島の再検討」所載諸論考など。
- 4) 和田萃『沖ノ島と大和王権』、小田富士雄『北海道中一大陸と沖ノ島祭祀』(小田編著)、亀井輝一郎『古代の宗像氏と宗像信仰』、白石太一郎『ヤマト王権と沖ノ島祭祀』(『研究報告Ⅰ』)など。岡崎敬「総括編(第1章宗像地域の展開と宗像大神/第2章律令時代における宗像大社と沖ノ島)」(註1)『宗像沖ノ島』、宗像市史編纂委員会編『宗像市史』通史編第2巻(宗像市、1999年)などが概括的・網羅的に論究しているくらいである。
- 5) 私見を概括的に述べたものとしては、森公章 a『「白村江」以後』(講談社、1998年)、b『東アジアの動乱と倭国』(吉川弘文館、2006年)、c『倭の五王』(山川出版社、2010年)、d『遣唐使の光芒』(角川学芸出版、2010年)、e『東アジア史の中の古墳時代』(『古墳時代の考古学』1、同成社、2011年)などを参照。
- 6) 西嶋定生『倭国の出現』(東京大学出版会、1999年)。
- 7) 魏の対呉政策上の意図については、森公章『世界の中の邪馬台国』(『歴史読本』56の4、2011年)を参照。
- 8) 武田幸男『高句麗史と東アジア』(岩波書店、1989年)。
- 9) 村山正雄『石上神宮七支刀銘文図録』(吉川弘文館、1996年)、濱田耕策『古代日韓関係の成立』(『第2期日韓歴史共同研究報告書』第1分科会篇、2010年)など。
- 10) 角林文雄『高句麗広開土王碑文にみる各国の戦略』(『日本書紀研究』第19冊、塙書房、1994年)。
- 11) 朴天秀『加耶と倭』(講談社、2007年)。
- 12) 東野治之「ありねよし、対馬の渡り」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、1994年)、川添昭二「宗像氏の対外貿易と志賀島の海人」(『海と列島文化』3、小学館、1990年)など。なお、正木喜三郎「筑紫胸形君考」(『東海史学』25、1991年)は、宗像郡海部郷を鐘崎付近に比定し、鐘崎―地島間の航跡＝鐘崎ソネ(暗礁)の海域には志賀神に対する信仰が存したと見る。
- 13) 和田註4)論文は、対馬に至るルートとして、壱岐を経由するもの、遠賀川河口の岡水門―大島―沖ノ島―対馬、関門海峡―沖ノ島―対馬の3つを想定し、穴門館は後二者に関係する施設と見ている。
- 14) 森公章『耽羅方補考』(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、1998年)。
- 15) 新川登亀男「宗像と宇佐」(『新版古代の日本』3、角川書店、1991年)は、9世紀中葉頃までは濁心の証しとして生まれたスサノヲの子である三女神、アマテラスに排斥される三女神として描く『日本書紀』本文の正統性が維持されていたが、9世紀後半以降にスサノヲの清浄心を証すとともに、日神の子として筑紫に降臨する三女神として位置づける異伝とも言える第一・三の一書や『古事記』の伝承が発言力を高めるとする。
- 16) 白石註4)論文、重藤輝行「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」(『研究報告Ⅰ』)など。
- 17) 山尾幸久「雄略大王期の史的位置」(『日本古代王権形成史論』岩波書店、1983年)。
- 18) 正木喜三郎「宗像三女神と記紀神話」(小田編著)、小田註4)論文など。
- 19) 亀井註4)論文。
- 20) 重藤註16)論文81頁。
- 21) 河内春人「倭の五王と中国外交」(『日本の対外関係』1、吉川弘文館、2010年)、門脇禎二他編『古代を考える吉備』(吉川弘文館、2005年)、北郷泰道『古代日向・神話と歴史の間』(鉾脈社、2007年)など。
- 22) 岸俊男『画期としての雄略朝』(『日本古代文物の研究』塙書房、1988年)、佐伯有清編『古代を考える雄略天皇とその時代』(吉川弘文館、1988年)など。
- 23) 稻荷山古墳が埼玉古墳群で最初に築造された墳墓であることについては、城倉正祥「武蔵国造争乱」(『史観』165、2011年)を参照。5世紀の地方統括の状況に関しては、森公章「五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇38、2013年)を参照。
- 24) 朝鮮学会編『前方後円墳と古代日朝関係』(同成社、2002年)、朴註11)書、辻秀人編『百済と倭国』(高志書院、2008年)など。
- 25) 考古学的な特色の相違に関しては、朴淳發『百済国家

- 形成過程の研究』(六一書房、2003年)などを参照。
- 26) 白石太一郎「もう1つの倭・韓交易ルート」(『国立歴史民俗博物館研究報告』110、2004年)。
 - 27) 李弘植「任那問題を中心とする欽明紀の整理」(『青丘学叢』25、1936年)、笠井倭人「欽明朝における百済の対倭外交」(『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、2000年)、金鉉球「日系百済官僚」(『大和政権の対外関係研究』、吉川弘文館、1985年)、熊谷公男「いわゆる「任那四県割讓」の再検討」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学39、2005年)など。
 - 28) 正木註18)論文。
 - 29) 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』(吉川弘文館、1992年)、『古代の日本と加耶』(山川出版社、2009年)などを参照。
 - 30) 小田富士雄編『古代を考える磐井の乱』(吉川弘文館、1991年)。
 - 31) 大川原竜一「国造制の成立とその歴史的背景」(『駿台史学』137、2009年)など。国造制の構造については、森公章「評司・国造の執務構造」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、2009年)を参照。
 - 32) 古市晃『日本古代王権の支配論理』(塙書房、2009年)。
 - 33) 森公章「「任那」の用法と「任那日本府」(「在安羅諸倭臣等」)の実態に関する研究」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇35、2010年)。
 - 34) 森公章「吉備白猪・児島屯倉と屯倉制」(『古代国家と天皇』同成社、2010年)。
 - 35) 森公章「古代難波における外交儀礼とその変遷」(註14)書)。
 - 36) 小嶋篤「墓制と領域一胸肩君一族の足跡一」(『九州歴史資料館研究論集』37、2012年)によると、糟屋屯倉に関連すると目される鹿部田淵遺跡の周囲には宗像型の石室が分布しており、玄界灘沿岸域の「入海」的地形が宗像君一族の活動範囲に含まれていたことを窺わせるといふ。
 - 37) 各地の宗形神社と宗像氏の関係という視角については、新川註15)論文を参照。なお、狩野久「津島部」をめぐって(吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房、1998年)は、備前国三野郡津島部に分布する津島部姓者(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』15-29頁)を、ト部を出す対馬の上・下県国造の部民であり、倭王権への上番途次の資養の便宜のために当地に設定されたと見ており、これも倭王権による瀬戸内海航路掌握と関連する配置であろう。
 - 38) 岸俊男「防人考」(『日本古代政治史研究』塙書房、1966年)。
 - 39) 亀井註4)論文は、舒明系の王統が早くから派兵ルートを掌握しようとしていたとし、大海人皇子の近侍の舍人に大分君稚臣などの九州の豪族がいることにも着目すべしと述べる。
 - 40) 森公章「「海北」から「西」へ」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、2008年)。
 - 41) 鈴木英夫「「任那の調」の起源と性格」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、1996年)。
 - 42) 森公章「加耶滅亡後の倭国と百済の「任那復興」策について」(註40)書)。
 - 43) 森公章「遣唐使の時期区分と大宝度の遣唐使」(註40)書)、鈴木靖民「遣唐使研究と東アジア史論」(『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、2011年)など。
 - 44) 森公章「七世紀の国際関係と律令体制の導入」(註40)書)。
 - 45) 東野治之「遣唐使の朝貢年期」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、1992年)。
 - 46) 鈴木靖民「日本律令の成立と新羅」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、2012年)など。
 - 47) 弓場註3)論文。
 - 48) 岡田精司「航海と外征の神一宗像と住吉一」(『神社の古代史』大阪書籍、1985年)。なお、j—5は正規の遣唐使ではなく、真如の入唐求法に伴うものである。真如は俗名を高丘親王といい、平城天皇の皇子で、薬子の変により廃太子となった後に密教の修行などに打ち込んだ人物であるから、朝廷の扱いも鄭重で、その入唐に際しては遣唐使派遣に准じる儀礼が許されたのではないかと思われ、これはj—1に准じる行為と位置づけたい。
 - 49) 『延喜式』の土器の名称と実際の考古遺物との同定については、荒井秀規「延喜主計式の土器について」(『延喜式研究』20・21、2004・05年)を参照。
 - 50) 岡田註48)書85頁。
 - 51) 亀井正道「海と川の祭り」(小田編著)、和田註4)論文など。
 - 52) 1—3が大宝度遣唐使の帰朝に関係することについては、三宅和朗「古代伊勢神宮の年中行事」(『史学』72—3・4、2003年)を参照。
 - 53) 佐伯有清「最後の遣唐使」(講談社、1978年)、森公章「承和度の遣唐使と九世紀の対外政策」(註40)書)など。
 - 54) 森公章「平安貴族の国際認識についての一考察」(註14)書)。
 - 55) 森公章「王臣家と郡司」(『日本歴史』651、2002年)。
 - 56) 神階授与に関しては、上田正昭「神階昇叙の背景」(『日本古代の国家と宗教』上、吉川弘文館、1980年)を参照。
 - 57) 鈴木靖民『古代対外関係史の研究』(吉川弘文館、1985年)、濱田耕策『新羅国史の研究』(吉川弘文館、2002年)、『渤海国興亡史』(吉川弘文館、2000年)、石井正敏『日本渤海関係史の研究』(吉川弘文館、2001年)、酒寄雅志『渤海と古代の日本』(校倉書房、2001年)、浜田久美子『日本古代の外交儀礼と渤海』(同成社、2011年)など。
 - 58) 森公章「奈良時代と「唐物」」(河添房江・皆川雅樹編『唐物と東アジア』勉誠出版、2011年)、田中史生「新羅人の交易活動と大宰府」、「筑前国における銀の流通と国際交易」(『国際交易と古代日本』吉川弘文館、2012年)など。
 - 59) 森註53)論文、渡邊誠『平安時代貿易管理制度史の研究』(思文閣出版、2012年)など。
 - 60) 遠藤元男「貞観期の日羅関係について」(『駿台史学』19、

1966年)、佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、1970年)など。

- 61) 神国観については、田村圓澄「神国思想の系譜」(『史淵』76、1958年)、平田俊春「『神皇正統記』の神国観の形成」(森克己博士古稀記念会編『対外関係と政治文化』第2、吉川弘文館、1974年)、伊藤喜良「王土王民・神国思想」(『講座前近代の天皇』第4巻、青木書店、1995年)、村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』847、1995年)などを参照。
- 62) 坂上康俊「香椎 B 遺跡出土の木簡について」(『香椎 B 遺跡』福岡市教育委員会、2000年)によると、当該遺跡出土の「□〔岐カ〕嶋雑掌直成安」の木簡は寛治7年(1093)の紀年銘木簡に伴出するもので、平安後期に壱岐島に香椎宮の封戸が存した可能性、あるいは壱岐島雑掌が香椎宮を参拝したことによるものと推定されるという。いずれにしても香椎宮の信仰圏を窺わせる材料となろう。
- 63) 高良社文書(『大宰府・太宰府天満宮史料』第4、85～96頁)によると、天慶4年9月10日、同5年6月25日の両度に大宰府が管内諸国島の神名帳を注進すべき官符を布達したとあるので、それを契機に昇叙がなされたと推定される。
- 64) 服部英雄「宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」(『研究報告 I』)、正木喜三郎「律令制の崩壊と宗像」(『宗像市史』通史編第2巻、1999年)、「宗像妙忠」(『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、2004年)、「大宰府の変質と宗像氏」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年)など。

付註) 2013年10月12日に開催された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際学術研究報告会における亀井輝一郎氏の報告「古代の宗像氏と宗像信仰」では、延暦17年官符の末尾に「筑前国宗像神主准此」とあるので、こうした祭儀が沖ノ島祭祀の中に含まれていた可能性を考慮すべきことが指摘されており、e-1の評価についてはさらに検討が必要であると思われる。

執筆者プロフィール

小田 富士雄 ●福岡大学名誉教授

1933年生まれ。九州大学大学院修士課程修了。北九州市立考古博物館館長、福岡大学人文学部教授を経て、現在、福岡大学名誉教授、文学博士。主な著作に、『九州考古学研究〈文化交渉篇〉』、『伽耶と古代東アジア』など。

亀田 修一 ●岡山理科大学教授

1953年生まれ。九州大学大学院修士課程修了。現在、岡山理科大学生物地球学部教授。博士(文学)。主な著作に、『考古資料大観 第3巻 弥生・古墳時代 土器Ⅲ』(編著)、『日韓古代瓦の研究』、『吉備の古代寺院』(共著)など。

篠川 賢 ●成城大学教授

1950年生まれ。北海道大学大学院博士課程単位取得退学。北海道武蔵女子短期大学、成城短期大学を経て、現在、成城大学文芸学部教授。博士(文学)。主な著作に、『日本古代国造制の研究』、『日本古代の王権と王統』、『物部氏の研究』など。

森 公章 ●東洋大学教授

1958年生まれ。東京大学大学院博士課程単位取得退学。奈良国立文化財研究所、高知大学人文学部を経て、現在、東洋大学文学部教授。博士(文学)[東京大学]。主な著書に『古代郡司制度の研究』、『遣唐使と古代日本の対外政策』、『成尋と参天台五臺山記の研究』など。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅲ

平成25年 3 月31日

編 集 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
(福岡県・宗像市・福津市)

福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室
〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

発 行 株式会社プレック研究所
〒102-0083
東京都千代田区麹町 3 丁目 7 番地 6